

# 第6次 福島市総合計画 まちづくり基本ビジョン

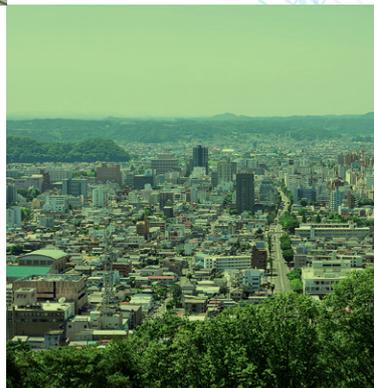
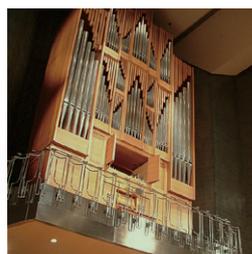
2021-2025



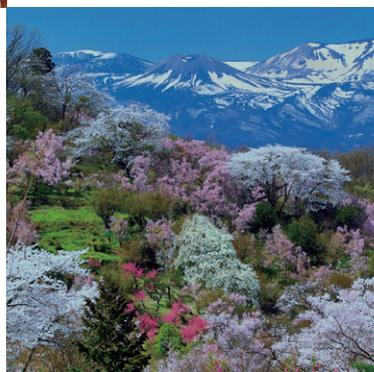
福島市名誉市民 古関裕而氏

## 人・まち・自然が奏でるハーモニー 未来協奏(共創)都市

～世界にエールを送るまち ふくしま～



福島市



## はじめに



未曾有の被害をもたらしたあの東日本大震災と原発事故から10年が経過しました。

私たちは、先の見えない不安の中、国内外から多くの温かい支援をいただきながら、懸命にかつ着実に復興を進めてきました。「復興五輪」の競技開催都市としての象徴的な位置づけ、古閑裕而ご夫妻をモデルとした連続テレビ小説「エール」の放送など、大きな追い風も与えられました。一方で、台風19号、コロナ禍、そして福島県沖地震といった試練にも、立て続けに見舞われました。

復興はまだ道半ばの状況の中、コロナ禍によってデジタル化、人口減少が一層進むなど、社会は急速かつ大きく変化しつつあります。

私たちは、こうした現状と未来を見据え、数々の試練を変革のバネとしながら、福島市の復興と新ステージに向け、一丸となって力強く前進していきたいと思えます。

そのためには、市内外の様々な資源や試練から得た教訓などを最大限生かしながら、私たち自身が主体的に、福島市の将来像を描き実現していかなければなりません。

この「第6次福島市総合計画まちづくり基本ビジョン」は、2021年度(令和3年度)からの新たなまちづくり全体の指針として策定しました。多くの市民の皆さまに様々な過程・形で参画いただき、市議会とも何度もキャッチボールをしながら、「共創」の理念を先取りしてつくりました。

このビジョンでは、概ね10年先を見据えた将来のまちの姿として「人・まち・自然が奏でるハーモニー 未来協奏(共創)都市～世界にエールを送るまち ふくしま～」を目指します。それを実現するため、まちづくりの取組全体にわたって、5つの重要な視点、すなわち「福島らしさを生かした新ステージの形成」、「持続可能性の実現」、「多様性の尊重」、「県都としての責務」、「ポストコロナ時代を見据えた社会づくり」の視点を盛り込み、12の重点施策などを推進します。

今後、市民との共創によってこれらの取組をすすめ、市民が心から住んで良かった、誇りと愛着を持って住み続けたいと実感できるまちを実現し、2040年(令和22年)に人口約24万5千人の都市としての活力を維持してまいります。そして、世界から支援をいただいていたまちから、災害が多発する世界の方々の励みとなる「世界にエールを送るまち」を目指します。

市民の皆さん、このビジョンに沿って、共に、福島市の未来を創っていきましょう！

2021年(令和3年)3月

福島市長 木幡 浩

第6次福島市総合計画 まちづくり基本ビジョン 体系図	4
第6次福島市総合計画における 重点施策・個別施策とSDGs17の目標との関係	6
<b>第1編 序論</b>	10
第1章 計画策定の趣旨	10
第2章 計画の構成と期間	10
第3章 福島市を取り巻く現状と課題	12
第4章 総合計画と総合戦略の一体的な取り組みの推進	17
<b>第2編 福島市人口ビジョン(2020年度改訂版)</b>	20
<b>第3編 将来構想・基本方針</b>	36
1. 将来構想	36
2. 基本方針	40
<b>第4編 重点施策</b>	44
1. 子どもたちの未来が広がる子育て・教育の新ステージの実現	44
2. 復興・創生のための放射線対策と風評払拭の推進	45
3. 災害対策の強化	45
4. 安心して暮らせる健康・医療・福祉の総合的な推進	46
5. 豊かな文化芸術の振興と発信	48
6. 脱炭素社会の実現と循環型社会の構築	48
7. 「人」と「活力」であふれる農業・商工業の実現	49
8. 福島らしい個性とにぎわいのあるまちづくり	50
9. 移住・定住に向けた支援・受入体制の強化	52
10. 市民総活躍と市民共創のまちづくり	52
11. 新たな施策への挑戦と発信による都市ブランド力の向上	54
12. ICTを活用した行政・経済・社会の変革	54

<b>第5編</b>	<b>個別施策</b> .....	56
	1. 子育て支援の充実 .....	58
	2. 学校教育の充実 .....	62
	3. 学びの環境の充実 .....	66
	4. 男女共同参画・人権尊重の推進 .....	69
	5. 放射線対策の充実 .....	72
	6. 危機管理・防災減災体制の充実 .....	76
	7. 消防・救急体制の充実 .....	78
	8. 安心安全な市民生活の確保 .....	82
	9. 健康・医療体制の充実 .....	85
	10. 保健衛生・健康危機管理体制の充実 .....	89
	11. 地域福祉の推進と障がいのある人の福祉の充実 .....	92
	12. 高齢者福祉の充実 .....	95
	13. 生涯学習の振興 .....	99
	14. 多文化共生の推進 .....	102
	15. スポーツの振興 .....	105
	16. 文化芸術の振興 .....	108
	17. 環境の保全 .....	112
	18. 良質な水道水の安定供給 .....	116
	19. 都市緑化・景観形成の推進 .....	119
	20. 快適な住環境の形成 .....	121
	21. 就労の支援と雇用の創出 .....	124
	22. 中心市街地の活性化 .....	126
	23. 道路交通ネットワークの整備 .....	128
	24. 公共交通網の充実 .....	132
	25. 移住定住・関係人口の拡大 .....	135
	26. 農林業の振興 .....	138
	27. 工業の振興 .....	142
	28. 商業の振興 .....	145
	29. 観光による地域振興 .....	148
	30. 市民共創・地域連携の推進 .....	151
	31. 市民とのコミュニケーションと情報発信の充実 .....	153
	32. ICT化の推進 .....	155
	33. 行財政経営の推進 .....	158
<b>資料編</b> .....		162
	1. 成果指標の一覧	
	2. 第6次福島市総合計画まちづくり基本ビジョンの策定体制と策定経過	
	(1) 策定体制	
	(2) 福島市議会・庁内策定委員会等	
	(3) ふくしま新ステージ有識者懇談会	
	(4) 総合計画Yu-Me(ゆめ)会議	
	3. パブリック・コメント(意見公募)	
	4. 市民アンケート調査結果の概要	
	5. 参考	
	(1) 風格ある県都を目指すまちづくり構想	
	(2) SDGs17の目標の内容	

将来構想

重要な視点【5点】

目指すべき将来のまちの姿の実現に向けて取り組むまちづくり全体を網羅する重要な視点

1. 福島らしさを生かした新ステージの形成

自然や歴史、花や音楽等、福島らしい特徴を生かす視点

2. 持続可能性の実現

地域としての持続可能性、SDGsの要素や考え方を考慮する視点

3. 多様性の尊重

人間尊重や一人ひとり、様々な主体の多様性を尊重する視点

4. 県都としての責務

「福島」の名を有する県都として県全体の発展、復興・創生に貢献する視点

5. ポストコロナ時代を見据えた社会づくり

ポストコロナ時代を見据えた新たな発想による社会づくりの視点

概ね10年先を見据えた目指すべき将来のまちの姿

人・まち・自然が奏でるハーモニー  
世界にエールを送るまち 未来協奏(共創)都市  
ふくしま

- ・福島らしいまちづくり
- ・県全体の発展に貢献
- ・真の復興に向けた新たなまちづくり

基本方針

将来構想を実現するための政策の方向性である5年間の基本的な考え方

1 子どもたちの未来が広がるまち

2 暮らしを支える安心安全のまち

3 次世代へ文化と環境をつなぐまち

4 産業とにぎわいを生み出す活力躍動のまち

5 新ステージに向けて共創・挑戦・発信するまち

6 効率的で質の高い行財政経営

重点施策(全12施策)

将来構想を実現するために基本方針に沿って重点的に取り組む施策(関連する部局が連携して横断的に推進)

(1) 子どもたちの未来が広がる子育て・教育の新ステージの実現

(2) 復興・創生のための放射線対策と風評払拭の推進

(3) 災害対策の強化

(4) 安心して暮らせる健康・医療・福祉の総合的な推進

(5) 豊かな文化芸術の振興と発信

(6) 脱炭素社会の実現と循環型社会の構築

(7) 「人」と「活力」であふれる農業・商工業の実現

(8) 福島らしい個性とにぎわいのあるまちづくり

(9) 移住・定住に向けた支援・受入体制の強化

(10) 市民総活躍と市民共創のまちづくり

(11) 新たな施策への挑戦と発信による都市ブランド力の向上

(12) ICTを活用した行政・経済・社会の変革

個別施策(全33施策)

将来構想を実現するために重点施策と連動して取り組む個別の施策

【各重点施策と連動して取り組む主な個別施策】

子育て支援の充実、学校教育の充実、学びの環境の充実、男女共同参画・人権尊重の推進、生涯学習の振興

学校教育の充実、放射線対策の充実、農林業の振興、観光による地域振興

危機管理・防災減災体制の充実、消防・救急体制の充実、良質な水道水の安定供給

消防・救急体制の充実、安心安全な市民生活の確保、健康・医療体制の充実、保健衛生・健康危機管理体制の充実、地域福祉の推進と障がいのある人の福祉の充実、高齢者福祉の充実、多文化共生の推進、スポーツの振興

文化芸術の振興、市民とのコミュニケーションと情報発信の充実

環境の保全、良質な水道水の安定供給、都市緑化・景観形成の推進、農林業の振興

就労の支援と雇用の創出、農林業の振興、工業の振興、商業の振興

スポーツの振興、文化芸術の振興、中心市街地の活性化、道路交通ネットワークの整備、公共交通網の充実、観光による地域振興、市民共創・地域連携の推進

快適な住環境の形成、就労の支援と雇用の創出、移住定住・関係人口の拡大

男女共同参画・人権尊重の推進、地域福祉の推進と障がいのある人の福祉の充実、高齢者福祉の充実、市民共創・地域連携の推進

移住定住・関係人口の拡大、市民とのコミュニケーションと情報発信の充実

ICT化の推進、行財政経営の推進

【個別施策一覧】

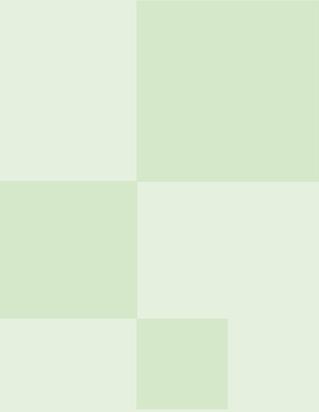
- ① 子育て支援の充実
- ② 学校教育の充実
- ③ 学びの環境の充実
- ④ 男女共同参画・人権尊重の推進
- ⑤ 放射線対策の充実
- ⑥ 危機管理・防災減災体制の充実
- ⑦ 消防・救急体制の充実
- ⑧ 安心安全な市民生活の確保
- ⑨ 健康・医療体制の充実
- ⑩ 保健衛生・健康危機管理体制の充実
- ⑪ 地域福祉の推進と障がいのある人の福祉の充実
- ⑫ 高齢者福祉の充実
- ⑬ 生涯学習の振興
- ⑭ 多文化共生の推進
- ⑮ スポーツの振興
- ⑯ 文化芸術の振興
- ⑰ 環境の保全
- ⑱ 良質な水道水の安定供給
- ⑲ 都市緑化・景観形成の推進
- ⑳ 快適な住環境の形成
- ㉑ 就労の支援と雇用の創出
- ㉒ 中心市街地の活性化
- ㉓ 道路交通ネットワークの整備
- ㉔ 公共交通網の充実
- ㉕ 移住定住・関係人口の拡大
- ㉖ 農林業の振興
- ㉗ 工業の振興
- ㉘ 商業の振興
- ㉙ 観光による地域振興
- ㉚ 市民共創・地域連携の推進
- ㉛ 市民とのコミュニケーションと情報発信の充実
- ㉜ ICT化の推進
- ㉝ 行財政経営の推進

# 第6次福島市総合計画における重点施策・個別施策とSDGs17の目標との関係

	1 貧困をなくそう	2 飢餓をゼロに	3 すべての人に健康と福祉を	4 質の高い教育をみんなに	5 ジェンダー平等を實現しよう	6 安全な水とトイレを世界中に
<b>重点施策</b>						
1 子どもたちの未来が広がる子育て・教育の新ステージの實現	●		●	●	●	
2 復興・創生のための放射線対策と風評払拭の推進			●	●		
3 災害対策の強化			●			●
4 安心して暮らせる健康・医療・福祉の総合的な推進	●		●		●	
5 豊かな文化芸術の振興と発信						
6 脱炭素社会の實現と循環型社会の構築						●
7 「人」と「活力」であふれる農業・商工業の實現		●				
8 福島らしい個性とにぎわいのあるまちづくり						
9 移住・定住に向けた支援・受入体制の強化	●			●	●	
10 市民総活躍と市民共創のまちづくり	●	●	●	●	●	●
11 新たな施策への挑戦と発信による都市ブランド力の向上	●	●	●	●	●	●
12 ICTを活用した行政・経済・社会の変革	●	●	●	●	●	●
<b>個別施策</b>						
1 子育て支援の充実	●		●	●	●	
2 学校教育の充実	●		●	●	●	
3 学びの環境の充実				●		
4 男女共同参画・人権尊重の推進	●	●	●	●	●	●
5 放射線対策の充実		●	●	●		
6 危機管理・防災減災体制の充実					●	
7 消防・救急体制の充実			●		●	
8 安心安全な市民生活の確保						
9 健康・医療体制の充実			●			
10 保健衛生・健康危機管理体制の充実			●			
11 地域福祉の推進と障がいのある人の福祉の充実	●		●			
12 高齢者福祉の充実			●			
13 生涯学習の振興				●		
14 多文化共生の推進						
15 スポーツの振興			●			
16 文化芸術の振興						
17 環境の保全						●
18 良質な水道水の安定供給						●
19 都市緑化・景観形成の推進						
20 快適な住環境の形成	●					
21 就労の支援と雇用の創出					●	
22 中心市街地の活性化						
23 道路交通ネットワークの整備						
24 公共交通網の充実						
25 移住定住・関係人口の拡大						
26 農林業の振興		●				
27 工業の振興						
28 商業の振興						
29 観光による地域振興						
30 市民共創・地域連携の推進	●	●	●	●	●	●
31 市民とのコミュニケーションと情報発信の充実	●	●	●	●	●	●
32 ICT化の推進	●	●	●	●	●	●
33 行財政経営の推進	●	●	●	●	●	●

	7 エネルギーをクリーンに	8 働きがいも経済成長も	9 産業と技術革新の基盤をつくろう	10 人や国の不平等をなくそう	11 住み続けられるまちづくりを	12 つくる責任つかう責任	13 気候変動に具体的な対策を	14 海の豊かさを守ろう	15 陸の豊かさも守ろう	16 平和と公正をすべての人に	17 パートナリシップで目標を達成しよう
<b>重点施策</b>											
1		●		●	●					●	●
2	●			●	●			●	●		●
3				●	●		●				●
4				●	●					●	●
5					●						●
6	●		●		●	●	●	●	●		●
7		●	●		●		●		●		●
8		●	●		●						●
9		●	●		●					●	●
10	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
11	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
12	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
13							●				●
14								●	●		●
15								●	●		●
16										●	●
17	●				●	●	●	●	●		●
18			●		●			●			●
19			●		●				●		●
20			●		●						●
21		●			●						●
22		●	●		●						●
23			●		●						●
24			●		●						●
25		●	●		●						●
26		●	●		●		●		●		●
27		●	●		●						●
28		●	●		●						●
29		●	●		●						●
30	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
31	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
32	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
33	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●





# 第 1 編

## 序 論



# 第1編 序論

## 第1章 計画策定の趣旨

本市では、2010年(平成22年)6月に2020年度(令和2年度)を目標年次とする第5次福島市総合計画基本構想を策定し、また、基本構想を具現化するための具体的な体系を示す前期基本計画を2011年(平成23年)2月に、後期基本計画を2016年(平成28年)2月に策定し、まちづくりの取り組みを行ってきました。

この間、東日本大震災や令和元年東日本台風などの大きな自然災害に加え、原子力災害、新型コロナウイルスなどの新たな感染症の発生を背景として、安心安全に対する意識が高まっています。また、少子高齢化の進行に伴う本格的な人口減少社会の到来、地球環境やエネルギー問題に対する意識の高まり、高度情報化の急速な進展による産業や個人のライフスタイルの多様化など、社会を取り巻く環境は大きく変化してきています。

このような厳しい時代の中、これを乗り越え、市民が心から住んで良かった、誇りと愛着を持って住み続けたいと実感していただけるよう、本市の新たなステージへの道筋を描き、その着実な実現に向け、2021年度(令和3年度)からの本市の新たなまちづくり全体の指針となる第6次福島市総合計画を策定します。

## 第2章 計画の構成と期間

近年の社会経済情勢の変化の早まり、新たな行政課題や財政状況への対応など、地方自治体を取り巻く環境の変化にスピーディーかつ的確に対応できるよう、シンプルで実行性の高い構成と期間とします。

### 1. 計画の構成

第6次福島市総合計画は、本市のまちづくりに関する最上位の計画で、まちづくり基本ビジョン、実行プランの2つの階層で構成します。

#### 第6次 福島市 総合計画

##### まちづくり基本ビジョン

目指すべき将来のまちの姿やまちづくりを進めるにあたっての基本的な考え方、施策の方向性などを総合的かつ体系的に示すものです。

##### 実行プラン

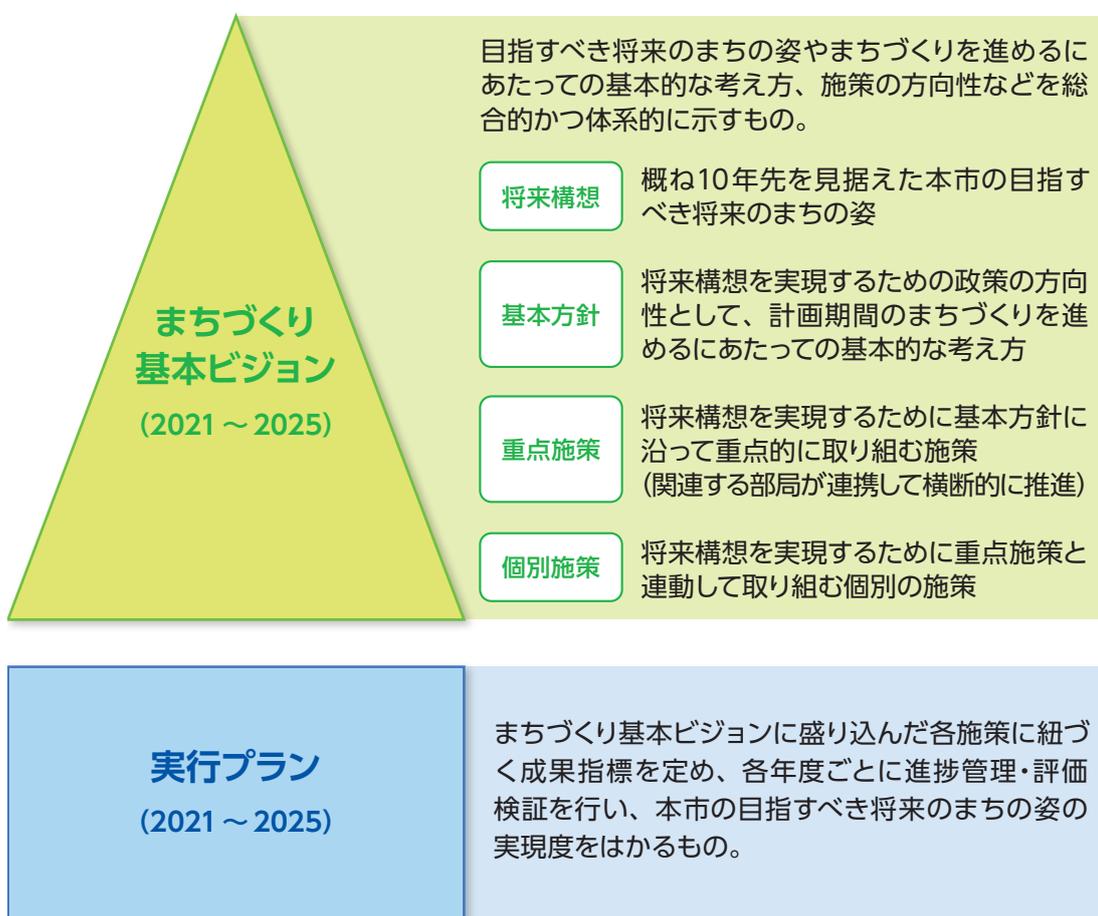
まちづくり基本ビジョンに盛り込んだ各施策に紐づく成果指標を定め、各年度ごとに進捗管理・評価検証を行い、本市の目指すべき将来のまちの姿の実現度をはかるものです。

## 2. 計画の期間

計画期間は、2021年度(令和3年度)を初年度とし、2025年度(令和7年度)を目標年次とした5年間とします。

また、この計画は、本市のまちづくりの中長期的な指針となるものであるため、目指すべき将来のまちの姿については、概ね10年先を見据えるものとします。

なお、計画期間中に計画の内容を大きく変えざるを得ないような状況が生じた場合については、柔軟に見直し等の対応を行います。



## 第3章 福島市を取り巻く現状と課題

### 1. 人口減少・少子高齢化の進行

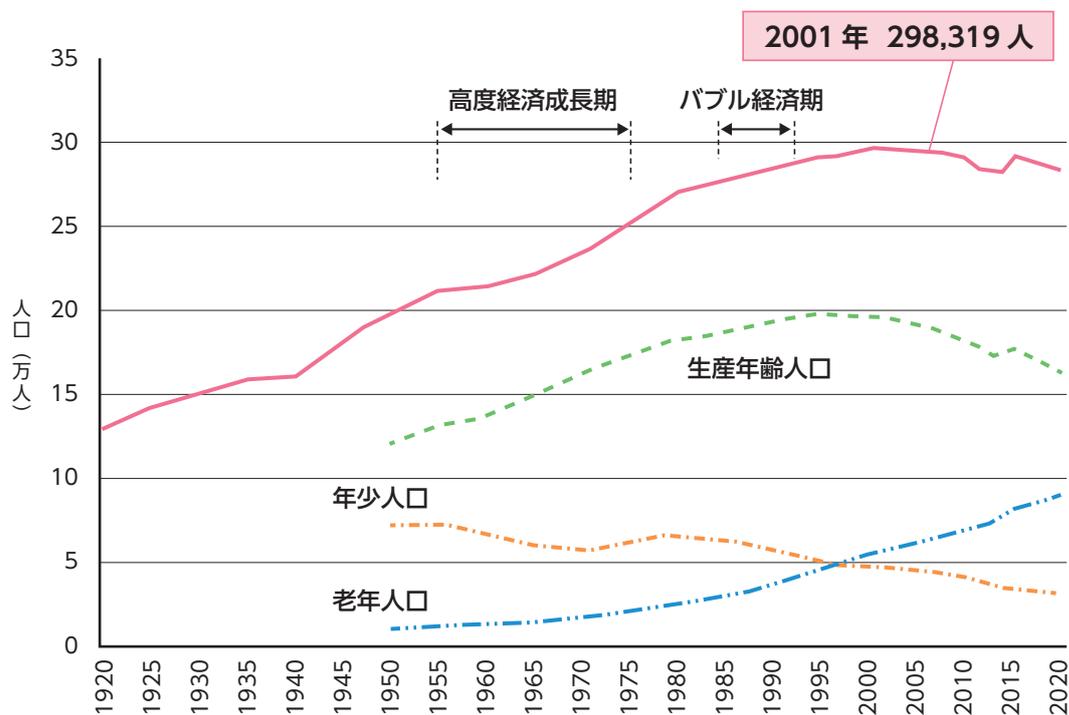
本市の人口は、2001年(平成13年)の298,319人をピークに、その後は減少の一途を辿っています。

年齢3区分別人口で見ると、年少人口(0～14歳)は年々減少し、老年人口(65歳以上)は年々増加しており、2000年(平成12年)以降は老年人口が上回る状況となっています。生産年齢人口(15～64歳)は、1995年(平成7年)をピークに減少傾向となっています。

さらに、東日本大震災及び原子力災害などの影響により、出生数の減少(自然減)に加え、地方から大都市圏への人口流出による転出超過(社会減)が続いており、年少人口や生産年齢人口が減少する一方、老年人口が増加していることで、人口減少・少子高齢化が一層進行することが見込まれます。

また、人口減少・少子高齢化の急激な進行により、消費や生産活動の縮小などによる経済活動の停滞、税収の減少、医療や福祉に係る社会保障費の増大など様々な影響が懸念されます。

#### 【総人口と年齢3区分別人口の推移】



資料：総務省「国勢調査報告書」、福島市統計書

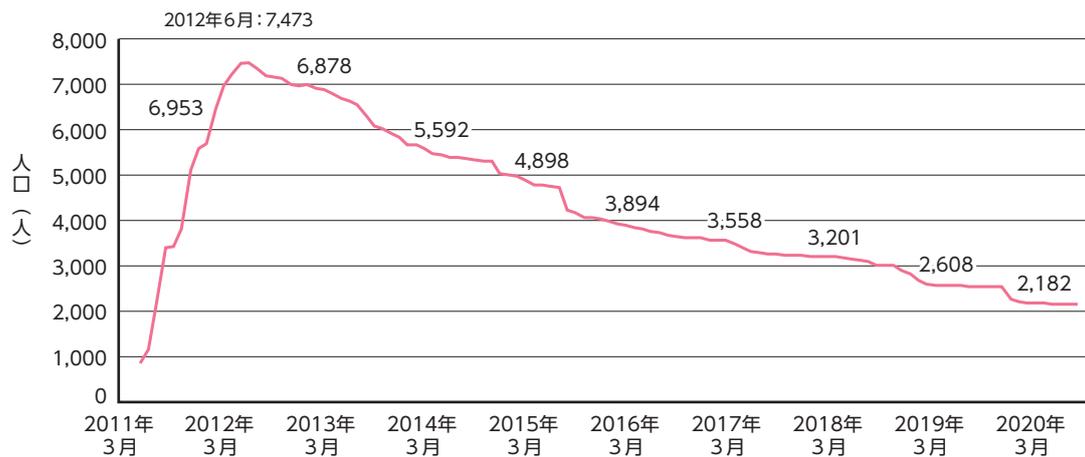
## 2. 東日本大震災及び原子力災害からの復興

本市においては、東日本大震災と原発事故以降、市民の安心安全の確保を図るため、国や県の支援を活用しながら、市として主体的に様々な復興事業に取り組んできました。本市の復興は着実に進展しているものの、いまだ道半ばであり、放射線に対する不安や農作物などの風評被害は根強く残っています。

「福島復興なくして東北の復興なし」、「東北復興なくして日本の再生なし」。国は、東日本大震災から10年が経過し、地震・津波被災地域では復興の総仕上げに入っている一方で、原子力被災地域では復興・再生が本格的に始まっていますが、今後も国が前面に立って中長期的な対応が必要であるとしており、2021年度(令和3年度)からの5年間は「第2期復興・創生期間」と位置づけ、取り組みをさらに前へ進めることとしています。

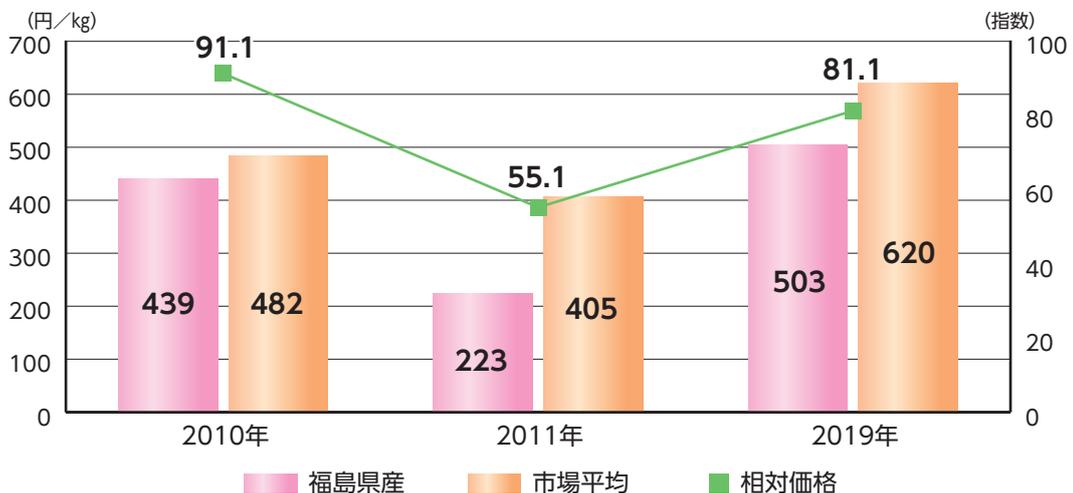
今後も、中長期的な視点に立って市民の健康管理や心のケア、風評払拭などに引き続き取り組むとともに、「福島」の名を冠する県都の責任として震災の記憶と教訓を次世代へ継承しながら、新ステージを目指す施策に取り組み、県全体の復興・創生を牽引することが求められています。

### 【福島市からの避難者の状況】



資料：全国避難者情報システム

### 【東京市場もも価格推移】



資料：東京都中央卸売市場ホームページ「市場統計情報(年報)」

### 3. 新型コロナウイルス感染症による社会変化

---

新型コロナウイルス感染症の流行は、世界規模に拡大し、その感染症拡大に伴う甚大な影響は、人々の生命や生活のみならず、経済、社会、国際政治、経済秩序、さらには、人々の行動、意識、価値観にまで多方面に波及しています。この影響は広範で長期にわたるため、感染症が収束したポストコロナ時代は、新たな世界へ移行するとの見方が強まっており、時代の大きな転換点に直面しています。

こうした状況の中で、本市においては、ポストコロナ時代を見据えた未来を先取りする社会変革に取り組む必要があります。新型コロナウイルス感染症の拡大等で顕在化したICT<sup>(注1)</sup>化の遅れをはじめとする様々な課題を克服し、変化を取り入れ、多様性を生かすことにより、リスクに強い強靭性を高めながら、本市の強み・特性などを生かした新たな発想による取り組みが求められています。

### 4. 地球環境に対する意識の高まり

---

近年、地球温暖化の影響と推測される気候変動が世界規模で発生しており、今後の地球温暖化の進行に伴い、ますます影響が拡大する恐れがあります。

こうした状況の中で、本市においても、地球温暖化の取り巻く情勢に遅れることなく、地域特性に応じた多様な再生可能エネルギーの最大限の導入や省エネルギーの推進、脱炭素社会<sup>(注2)</sup>や循環型社会<sup>(注3)</sup>の構築、温室効果ガス排出削減及び森林等の吸収源対策など、地球温暖化防止と気候変動への影響を回避・軽減する取り組みを行う必要があります。

### 5. 経済のグローバル化<sup>(注4)</sup>の進展と雇用環境の変化

---

高度情報化社会の進展と相まって、社会経済のグローバル化が一層進展しており、経営資源であるヒト・モノ・カネ・情報の国境を越えた動きがますます活発化し、企業の国際競争が厳しさを増すとともに、世界経済の動向が地域経済に直接的に波及するなど、経済の連動性が強い時代となっています。こうした状況の中で、本市においても、世界経済の動向を注視し、国際感覚を持った人材を育成・確保しながら、世界を見据えた産業の積極的な事業展開が求められています。

また、本市の雇用情勢は、有効求人倍率は高水準で推移していますが、人口減少や少子高齢化の進行等に伴い、労働力人口が減少傾向にある中で、介護分野などで人材不足が続いています。そのため、企業と行政などが連携して、一人ひとりが多様な働き方を選択・実現できる社会づくりが求められています。

---

(注1) ICT：

Information and Communication Technologyの略。情報処理や通信に関する技術の総称。

(注2) 脱炭素社会：

今世紀後半に温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と吸収源による除去量との間の均衡を達成した社会。

(注3) 循環型社会：

廃棄物の発生抑制を推進し、製品などが循環資源として適正に再使用、再生利用及び熱回収される資源の循環を推進することにより、限りある天然資源の消費を抑制し、環境への負荷が出来る限り低減される社会。

(注4) 経済のグローバル化：

労働力、資本、技術などの国際的移動が活発になり、様々な経済活動の舞台が地球規模に拡大していくこと。

## 6. 風格ある県都を目指すまちづくり構想の推進

人口減少に加え、中心市街地においては、商業施設や宿泊施設等の閉店による空洞化が進み、福島駅前の魅力が低下するなど、地方を取り巻く厳しい状況を踏まえ、中心市街地における将来ビジョンや公共施設の戦略的再編整備に関する基本的な方向性をまとめた「風格ある県都を目指すまちづくり構想」を2018年(平成30年)12月に策定しました。

広域利用向けの都市機能が集積している「福島駅前周辺エリア」と、多くの行政機能・市民利用向けの機能が集積している「市役所周辺エリア」を重点的に機能強化すべきエリアと位置づけ、公共施設も含めた交流・集客拠点の整備や多様な都市機能の集積・強化に向けて、民間との連携を図りながら、まちづくりを推進する必要があります。

## 7. 広域連携の推進

人口減少社会における多様な課題に対して、近隣自治体と連携して対応していくために、本市を中心とした11市町村による自治体連携の枠組みとして2018年(平成30年)11月に「福島圏域連携推進協議会」を設立し、福島・宮城・山形3県にまたがる全国的にも珍しい広域連携の取り組みを進めています。

生活圏を同じくする近隣自治体と連携し、圏域全体の関係人口の拡大と地域の活性化を図るため、中核市である本市が先導的な役割を担い、産業、観光、地域医療・福祉、教育、文化、スポーツ、災害対策、情報発信、交流・移住促進などの各般にわたる連携事業の取り組みや、連携中枢都市圏<sup>(注5)</sup>の形成も視野に入れた協議など、広域連携を推進する必要があります。

## 8. 市民との共創のまちづくり

本市では、これまで市民との協働のまちづくりを進めてきました。

計画策定や施設開設に際し、幅広い世代の市民がワークショップに参加するなど、市民と行政との連携による「市民との協働」の考え方は、現在幅広く浸透し、主体的にまちづくりに関わり行動しようという市民の機運が高まっています。

今後、市民ニーズがますます複雑・多様化する中で、地域としての新たな魅力や価値を創出することが重要となります。

こうした状況の中で、「市民との協働」のまちづくりを基本としつつ、その考え方をさらに進化させ、地域としての新たな魅力や価値を共に創り上げていく「市民との共創」のまちづくりを推進する必要があります。

(注5) 連携中枢都市圏：

国が定める「連携中枢都市圏構想推進要綱」に基づく圏域。人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し、活力ある社会経済を維持するための拠点として、相当規模と中核性を備える中心都市と近隣市町村が地方自治法に基づく連携協約を締結して形成する。

## 9. 古関裕而<sup>(注6)</sup>氏と東京2020大会を生かしたまちづくり

---

2020年(令和2年)に本市唯一の名誉市民である古関裕而氏がモデルの連続テレビ小説「エール」が放映され、2021年(令和3年)に延期されたものの東京2020大会の一部が本市で開催されることは、復興に取り組みながら新しいまちづくりを進める本市にとって千載一遇のチャンスとなります。

このチャンスを生かして、将来に向けての遺産(レガシー)を形成するとともに、そのレガシーを活用して、まちづくりを底上げする必要があります。

## 10. 地方分権と中核市への移行

---

近年、市民の価値観やニーズは多様化しており、より地域の実情にあったきめ細やかな対応が実現できるよう、住民に身近な基礎自治体に事務権限を委譲する地方分権改革が推進されています。

本市においては、これまでも福島県からの権限移譲を受けるなどして、本市の自主性・自立性の向上を図り、市民サービスの向上に努めてきました。

こうした状況の中で、2018年(平成30年)4月に中核市へ移行し、保健所の設置や身体障害者手帳交付手続き等の一元化、保育所等の設置認可など、基礎自治体としての機能を強化しました。

「県都ふくしま」として、市役所職員一人ひとりの意識を改革し、福島市らしい創意工夫により、本市の実情に即した組織横断的な取り組みをさらに進め、より一層の市民サービスの向上が求められています。

## 11. 持続可能な財政運営

---

本市の財政の見通しについては、人口減少や新型コロナウイルス感染症の影響等による市税収入の減少が懸念される中、社会保障費が高水準で推移する見込みであることや、公共施設の老朽化に伴う維持管理及び更新費用の増加、多様化する市民ニーズや山積する課題の解決に向けた新たな施策の展開への対応、ポストコロナ時代を見据えた「新たな日常」の実現に向けた取り組みなど、ますます厳しい財政運営が予測されます。

こうした状況の中で、今後も財政の健全性を確保するとともに、中長期的な展望に立って、必要な施策は迅速かつ確実に実行するなど、将来を見据えた持続可能な財政運営が求められています。

---

(注6) 古関裕而：

福島市出身で日本を代表する作曲家。生涯作曲数は約5,000曲に及び、創作ジャンルは、歌謡曲・スポーツ・ラジオドラマ・校歌・社歌など多岐にわたり、1979年(昭和54年)に福島市名誉市民第一号として、その功績と栄誉を称えられている。また、古関氏をモデルとした連続テレビ小説「エール」が、2020年(令和2年)3月から11月まで放映された。

## 第4章 総合計画と総合戦略の一体的な取り組みの推進

### 1. 総合計画と総合戦略の一体化

本市では、従来より総合計画に基づき、長期的な展望にたって、子育てや健康・医療、福祉、商工業、観光、環境など、様々な分野でまちづくりを進めてきました。

一方で、国では2014年(平成26年)9月に「まち・ひと・しごと創生法」を制定し、同年12月に2015年度(平成27年度)から5ヶ年の目標や施策の基本的方向をまとめた第1期の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、地方創生の取り組みを進めてきました。

こうした国の動向と本市においても進行する人口減少・少子高齢化の流れや東日本大震災及び原子力災害以降の状況を踏まえ、人口減少に歯止めをかけるとともに、地域活性化を図ることを目的に、2015年(平成27年)10月に「福島市総合戦略」を策定し、その取り組みを進めてきたところです。

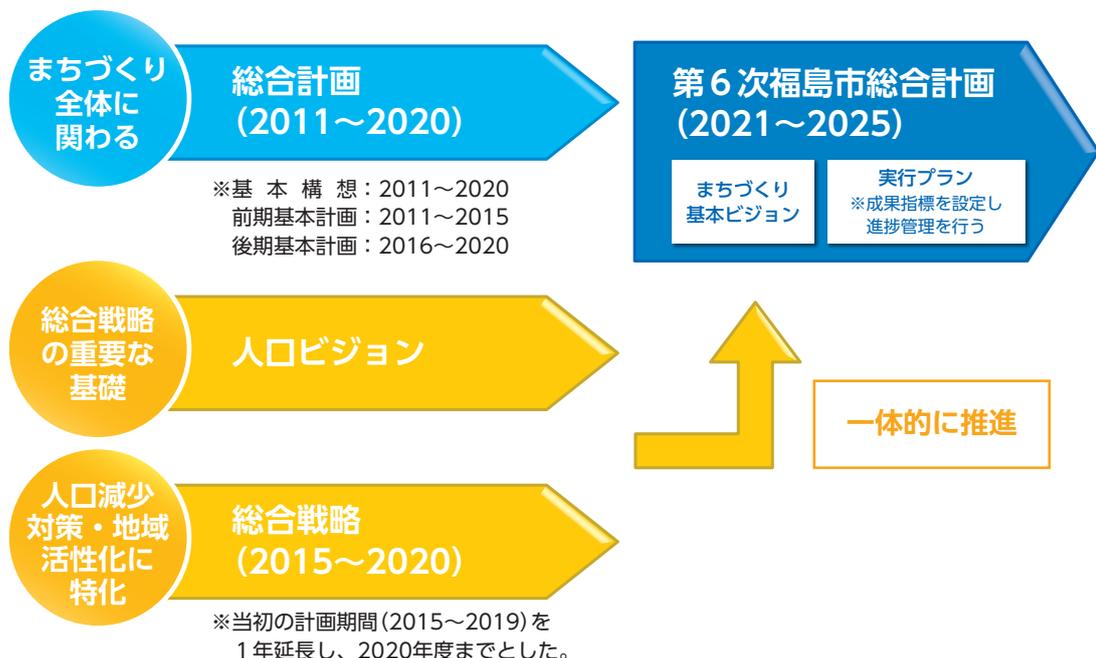
今後におきましては、人口減少対策と地域活性化を図る取り組みは、まちづくり全体を考える上で欠かすことのできないものであることから、2021年度(令和3年度)からスタートする第6次福島市総合計画の計画期間に合わせ、人口ビジョンと総合戦略の考え方や要素、取り組み等を盛り込み、一体的に推進します。

さらには新型コロナウイルス感染症との闘いは長期に及ぶことが見込まれることから、その対策も第6次福島市総合計画に盛り込みます。

### 2. 進捗管理

第6次福島市総合計画に掲げる施策の進捗状況をはかる成果指標については、実行プランにおいて設定し、各年度ごとにしっかりと進捗管理を行うとともに、その結果については、議会へ報告し、市民へも公表します。

#### 【総合計画と人口ビジョン・総合戦略の一体化のイメージ】





# 第2編

## 福島市人口ビジョン (2020年度改訂版)

## 第2編 福島市人口ビジョン(2020年度改訂版)

### 1. 福島市人口ビジョンの位置づけ

本市では、2015年(平成27年)10月に国立社会保障・人口問題研究所(以下「社人研」)の推計手法に準拠した「将来人口推計」と、持続可能で活力のある地域づくりを進めることによる「将来人口展望」を人口ビジョン(以下「人口ビジョン2015」)として示しています。

人口ビジョンは、まちづくりを進めるにあたっての重要な基礎であり、今般、第6次福島市総合計画に人口減少対策と地域活性化に特化した総合戦略を一体化することから、2020年(令和2年)の推計人口をベースに人口ビジョンを改訂しました。

### 2. 人口の現状分析

#### (1) 総人口の推移

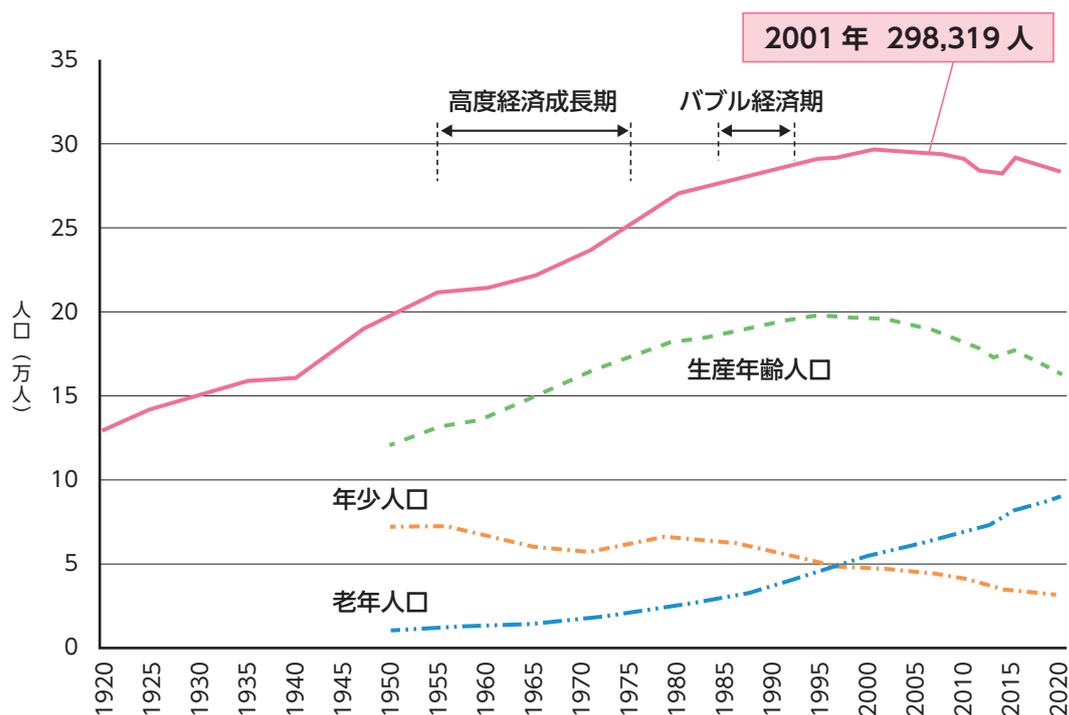
本市の人口の推移は、以下のとおりです。

#### 【福島市の人口の推移(各年10月1日現在)】

	推計人口 <sup>※</sup>	前年同月増減	参 考		
			住民基本台帳人口	前年同月増減	推計と住基の差
2020年(R2)	285,196	△ 1,546	275,966	△ 1,550	9,230
2019年(R1)	286,742	△ 2,250	277,516	△ 2,270	9,226
2018年(H30)	288,992	△ 2,018	279,786	△ 2,034	9,206
2017年(H29)	291,010	△ 2,171	281,820	△ 2,190	9,190
2016年(H28)	293,181	△ 1,066	284,010	△ 1,050	9,171
2015年(H27)	294,247		285,060		9,187

※推計人口：直近の国勢調査人口をもとに、毎月の住民基本台帳法による転入・転出数及び出生・死亡数を集計した人口。

#### 【総人口と年齢3区分別人口の推移】(12ページ「人口減少・少子高齢化の進行」再掲)



資料：総務省「国勢調査報告書」、福島市統計書

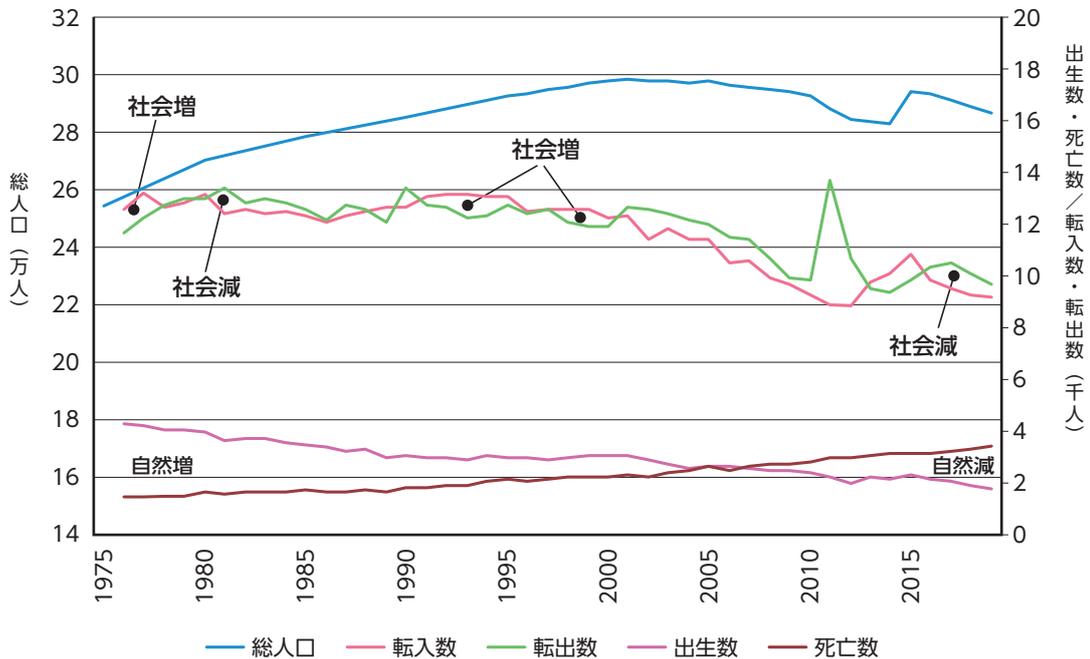
## (2)自然動態と社会動態の推移

出生数・死亡数の増減(自然動態)は、出生数は減少、死亡数は増加傾向が続いています。2007年(平成19年)以降は、死亡数が出生数を上回り、自然減が続いています。

転入数・転出数の増減(社会動態)は、転入数は減少、転出数は増加傾向が続いています。2016年(平成28年)以降は、転出数が転入数を上回り、社会減が続いています。

なお、2011年(平成23年)と2012年(平成24年)の転出数が多くなっていますが、これは東日本大震災の影響と考えられます。

### 【出生数・死亡数／転入数・転出数の推移】



資料：福島市統計書

### (3)自然動態

#### ①出生数・女性人口と合計特殊出生率

出生数は、2000年(平成12年)までは2,900人台でしたが、年々減少傾向にあり、東日本大震災後、2012年(平成24年)には1,900人台まで減少し、2015年(平成27年)に一旦2,200人台まで回復したものの、2018年(平成30年)には1,800人台まで減少しています。

15～49歳の女性人口は、1995年(平成7年)まで約7万1千人でしたが、2018年(平成30年)には約5万3千人と約2割程度減少しています。

市の合計特殊出生率は年々減少傾向にあり、2015年(平成27年)に1.48まで増加したものの、2018年(平成30年)には1.35と減少しています。

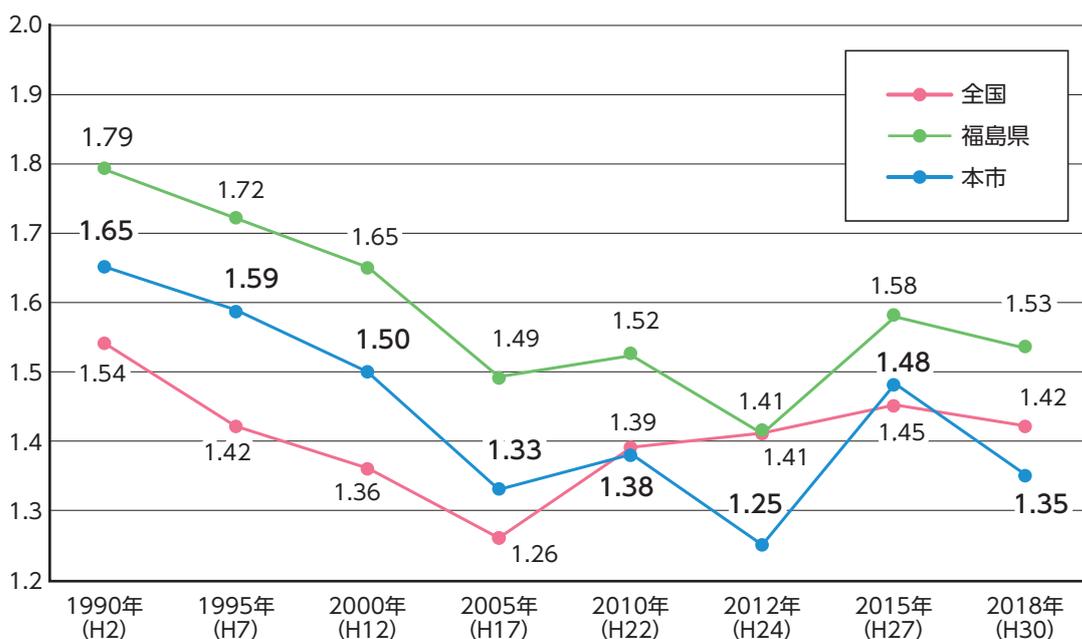
なお、2012年(平成24年)は、1.25と低い値になっていますが、これは東日本大震災の影響によるものと考えられます。

#### 【出生数の推移】

項目	1990年 (H 2)	1995年 (H 7)	2000年 (H12)	2005年 (H17)	2010年 (H22)	2012年 (H24)	2015年 (H27)	2018年 (H30)
出生数	2,950	2,939	2,948	2,553	2,417	1,935	2,255	1,889
15～49歳女性人口	71,345	71,935	69,099	65,196	60,591	57,654	56,140	53,653
総人口	277,528	284,818	290,641	290,425	294,171	286,785	294,247	288,992
合計特殊出生率(国)	1.54	1.42	1.36	1.26	1.39	1.41	1.45	1.42
合計特殊出生率(県)	1.79	1.72	1.65	1.49	1.52	1.41	1.58	1.53
合計特殊出生率(市)	1.65	1.59	1.50	1.33	1.38	1.25	1.48	1.35

資料：総務省「国勢調査報告書」、厚生労働省「人口動態統計」

#### 【合計特殊出生率の推移】



## ②未婚率

男性、女性ともに25～49歳にかけて、年々未婚率が高くなっています。

2015年（平成27年）と2000年（平成12年）を比較すると、男性は35～49歳が、女性では30～49歳が大きく変化しています。

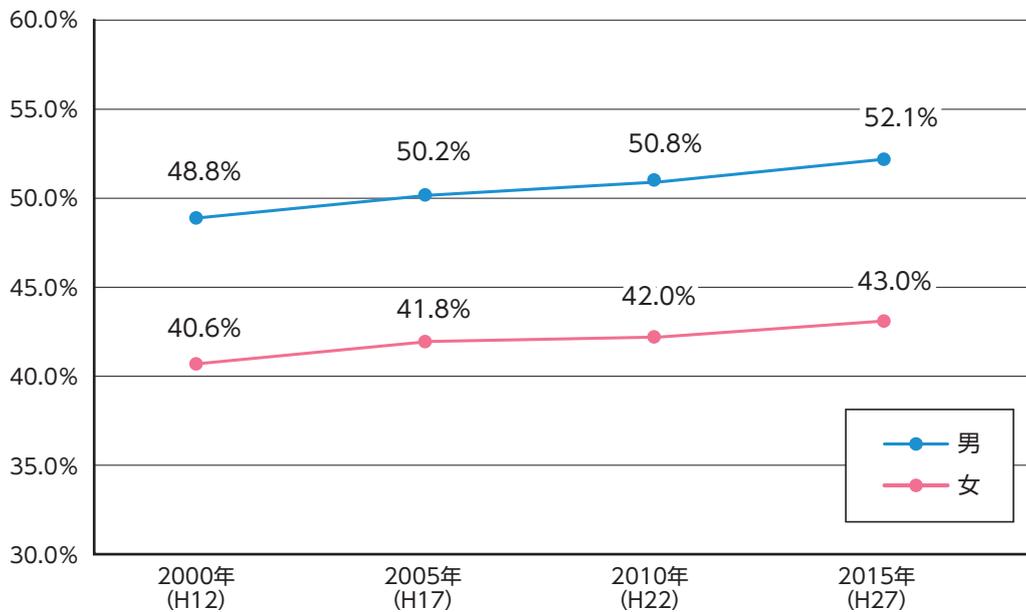
生涯未婚率についても、年々高くなっています。

## 【未婚率の推移】

年齢区分	男性					女性				
	2000年 (H12) ①	2005年 (H17) ②	2010年 (H22) ③	2015年 (H27) ④	変化率 ④/①	2000年 (H12) ⑤	2005年 (H17) ⑥	2010年 (H22) ⑦	2015年 (H27) ⑧	変化率 ⑧/⑤
15～19歳	99.5%	99.6%	98.9%	99.4%	99.9%	98.9%	99.3%	99.0%	98.8%	99.9%
20～24歳	89.8%	91.8%	90.6%	90.1%	100.3%	85.4%	86.9%	87.9%	87.3%	102.2%
25～29歳	63.1%	63.5%	66.6%	65.7%	104.1%	49.8%	53.6%	55.7%	55.9%	112.2%
30～34歳	39.1%	42.1%	42.9%	46.0%	117.6%	24.9%	28.8%	31.3%	32.9%	132.1%
35～39歳	25.0%	29.6%	32.0%	34.2%	136.8%	13.2%	18.1%	21.4%	23.5%	178.0%
40～44歳	17.8%	22.5%	26.0%	29.4%	165.2%	8.0%	11.6%	15.5%	19.2%	240.0%
45～49歳	14.5%	16.7%	21.6%	25.0%	172.4%	7.0%	7.7%	11.1%	15.2%	217.1%
15～49歳	48.8%	50.2%	50.8%	52.1%	106.8%	40.6%	41.8%	42.0%	43.0%	105.9%
20～39歳	54.2%	54.9%	54.5%	56.9%	105.0%	43.9%	44.9%	45.4%	47.2%	107.5%
生涯未婚率	12.3%	15.6%	19.4%	23.4%	190.2%	6.4%	7.4%	9.5%	13.3%	207.8%

資料：総務省「国勢調査報告書」

## 【15～49歳の未婚率の推移】



#### (4) 社会動態

##### ①年齢階級別の人口移動

社会動態は、2011年(平成23年)が減少数最大となり、2013年(平成25年)～2015年(平成27年)に一時増加するも、2016年(平成28年)以降は再び減少となっています。

なお、2011年(平成23年)と2012年(平成24年)の転出数が多くなっていますが、これは東日本大震災の影響によるものと考えられます。

また、20～39歳の若年層の転出超過が多くなっていますが、これは学校の卒業や就職等の影響によるものと考えられます。

##### 【社会動態の年齢階級別の推移】

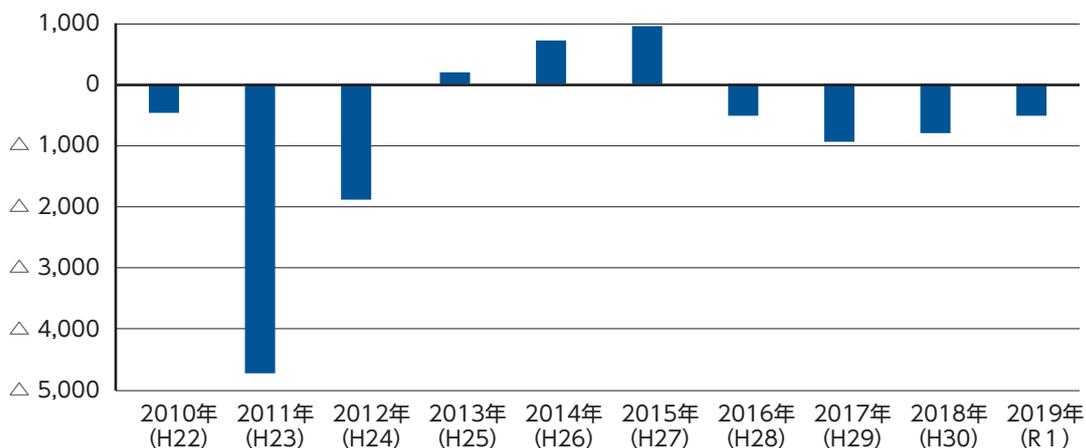
	総数	20-39歳	0-4歳	5-9歳	10-14歳	15-19歳	20-24歳	25-29歳	30-34歳	35-39歳
2019年(R 1)	△ 501	△ 756	△ 32	30	26	114	△ 596	△ 122	13	△ 51
2018年(H30)	△ 779	△ 546	△ 88	42	21	△ 1	△ 375	△ 183	△ 4	16
2017年(H29)	△ 951	△ 712	△ 116	15	10	1	△ 364	△ 174	△ 103	△ 71
2016年(H28)	△ 483	△ 602	△ 55	62	2	△ 16	△ 475	△ 97	3	△ 33
2015年(H27)	954	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2014年(H26)	751	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2013年(H25)	226	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2012年(H24)	△ 1,864	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2011年(H23)	△ 4,755	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2010年(H22)	△ 464	-	-	-	-	-	-	-	-	-

	40-44歳	45-49歳	50-54歳	55-59歳	60-64歳	65-69歳	70-74歳	75-79歳	80-84歳	85歳-
2019年(R 1)	57	22	50	△ 11	△ 9	△ 29	△ 6	24	6	13
2018年(H30)	△ 56	△ 96	△ 21	22	△ 26	△ 12	△ 8	△ 15	10	△ 5
2017年(H29)	△ 8	△ 48	△ 49	△ 2	△ 65	△ 23	12	17	2	15
2016年(H28)	48	△ 4	△ 13	14	32	22	△ 13	11	3	26
2015年(H27)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2014年(H26)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2013年(H25)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2012年(H24)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2011年(H23)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2010年(H22)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

※2015年(H27)以前は、5歳区分の社会動態の統計がないため、- (ハイフン)としています。

##### 【社会動態の総数の推移】



## 【男女別の社会動態の年齢階級別の推移】

## 男性

	総数	20-39歳	0-4歳	5-9歳	10-14歳	15-19歳	20-24歳	25-29歳	30-34歳	35-39歳
2019年(R1)	△ 325	△ 469	△ 2	6	14	113	△ 277	△ 124	△ 14	△ 54
2018年(H30)	△ 389	△ 300	△ 49	40	9	47	△ 155	△ 116	△ 23	△ 6
2017年(H29)	△ 689	△ 459	△ 58	△ 4	2	4	△ 211	△ 139	△ 28	△ 81
2016年(H28)	△ 179	△ 265	△ 41	33	17	3	△ 159	△ 74	△ 7	△ 25
	40-44歳	45-49歳	50-54歳	55-59歳	60-64歳	65-69歳	70-74歳	75-79歳	80-84歳	85歳-
2019年(R1)	△ 2	7	20	11	△ 8	△ 24	△ 14	14	0	9
2018年(H30)	△ 37	△ 57	△ 12	14	△ 25	△ 15	3	4	△ 4	△ 7
2017年(H29)	△ 9	△ 64	△ 57	△ 15	△ 54	△ 9	3	18	5	8
2016年(H28)	32	△ 18	△ 9	12	31	9	9	3	0	5

## 女性

	総数	20-39歳	0-4歳	5-9歳	10-14歳	15-19歳	20-24歳	25-29歳	30-34歳	35-39歳
2019年(R1)	△ 176	△ 287	△ 30	24	12	1	△ 319	2	27	3
2018年(H30)	△ 390	△ 246	△ 39	2	12	△ 48	△ 220	△ 67	19	22
2017年(H29)	△ 262	△ 253	△ 58	19	8	△ 3	△ 153	△ 35	△ 75	10
2016年(H28)	△ 304	△ 337	△ 14	29	△ 15	△ 19	△ 316	△ 23	10	△ 8
	40-44歳	45-49歳	50-54歳	55-59歳	60-64歳	65-69歳	70-74歳	75-79歳	80-84歳	85歳-
2019年(R1)	59	15	30	△ 22	△ 1	△ 5	8	10	6	4
2018年(H30)	△ 19	△ 39	△ 9	8	△ 1	3	△ 11	△ 19	14	2
2017年(H29)	1	16	8	13	△ 11	△ 14	9	△ 1	△ 3	7
2016年(H28)	16	14	△ 4	2	1	13	△ 22	8	3	21

## (5)人口ビジョン2015と実績の比較

### ①人口ビジョン2015の将来人口推計と将来人口展望

パターン	シミュレーション条件	2040年人口
パターン1 (将来人口推計)	<b>【基準人口】</b> ・国勢調査 <b>【自然動態・社会動態】</b> ・現状のまま推移した数値(社人研の推計方法に準拠)。	226,623
パターン2 (将来人口展望)	<b>【基準人口】</b> ・国勢調査 <b>【自然動態】</b> ・合計特殊出生率：2040年2.36 ※市民アンケート調査による「理想の子どもの数」により算出。 <b>【社会動態】</b> ・2016年～2020年は40歳未満の社会増減を±0人。 ・2021年～2025年は若年層の社会増減が毎年+300人。 ・2026年～2030年は若年層の社会増減が毎年+400人。 ・2031年～2040年は若年層の社会増減が毎年+500人。 ※若年層は20～39歳を対象に設定。	262,803

### ②人口ビジョン2015のパターン2(将来人口展望)と実績の比較

項目		2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年
		平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
パターン2 (将来人口展望)	総人口	282,780	281,668	280,556	279,444	278,333	<b>277,221</b>
	対前年比の減少人数	—	△ 1,112	△ 1,112	△ 1,112	△ 1,112	△ 1,112
	対前年比の減少率	—	△ 0.39	△ 0.39	△ 0.40	△ 0.40	△ 0.40
	合計特殊出生率	1.42	1.44	1.45	1.47	1.48	1.50
	社会動態(20～39歳)	±0	±0	±0	±0	±0	±0
実績	総人口	294,247	293,181	291,010	288,992	286,742	<b>285,196</b>
	対前年比の減少人数	—	△ 1,066	△ 2,171	△ 2,018	△ 2,250	△ 1,546
	対前年比の減少率	—	△ 0.36	△ 0.74	△ 0.69	△ 0.78	△ 0.54
	合計特殊出生率	1.48	1.43	1.45	1.35	—	—
	社会動態(20～39歳)	—	△ 602	△ 712	△ 546	△ 756	—

### 【結果】

- ア. 総人口は、実績がパターン2(将来人口展望)を上回っているものの、対前年比の減少率は実績がパターン2を上回っており、展望していたよりも早いスピードで人口が減少している状況となっています。
- イ. 合計特殊出生率は、2015年(平成27年)は実績がパターン2を上回っているものの、これ以降は下回っています。
- ウ. 社会動態(20～39歳)の実績は、統計がとられた2016年(平成28年)以降マイナスとなっており、パターン2を大幅に下回っています。

### 3. 将来人口推計

#### (1) 将来の総人口と年齢3区分人口の推計

社人研の推計手法に準拠し、2020年(令和2年)に行った将来人口推計は、2040年(令和22年)に226,845人となります。

人口ビジョン2015では、226,623人であり、大きな変動はありませんが、直近の2020年(令和2年)10月1日現在の総人口が1万人程度の差があるにも関わらず、2040年(令和22年)に同数程度の総人口になっているのは、減少率が大きくなっていることによるものと考えられます。

総人口の内訳については、年少人口は約2万2千人、生産年齢人口は約11万1千人、老年人口は約9万3千人となり、年齢3区分別の割合は、年少人口9.7%、生産年齢人口49.2%、老年人口41.1%となります。人口ビジョン2015と比較すると年少人口の割合に大きな変動はありませんが、生産年齢人口の割合が減少し、老年人口の割合が増加する状況にあります。

また、性別・年齢階級別人口で見ると65～69歳をピークに主に団塊の世代に該当する老年人口のボリュームゾーンの世代が多く、年少人口及び生産年齢人口にかけて尻すばみに減少しており、比較すると若い世代が少ない状況にあります。

#### 【社人研推計手法に準拠し、2020年(令和2年)に行った将来人口推計】

項 目	実績(人)		将来人口推計(人)				
	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	
	平成27年	令和2年	令和7年	令和12年	令和17年	令和22年	
将来人口推計 【2020年】	総人口(人)	※1 294,247	285,196	271,653	257,586	242,656	<b>226,845</b>
	対5年前比の減少人数	—	△ 9,051	△ 13,543	△ 14,067	△ 14,930	△ 15,811
	対5年前比の減少率	—	△ 3.08	△ 4.75	△ 5.18	△ 5.80	△ 6.52
	合計特殊出生率※2	1.48	1.48	1.47	1.47	1.48	1.48
※現状のまま推移 した数値	年少人口 (0～14歳)	34,580 11.8%	31,214 10.9%	28,702 10.6%	26,472 10.3%	24,336 10.0%	21,934 9.7%
	生産年齢人口 (15～64歳)	178,071 60.5%	165,014 57.9%	152,075 56.0%	139,639 54.2%	126,643 52.2%	111,596 49.2%
	老年人口 (65歳以上)	81,596 27.7%	88,968 31.2%	90,876 33.5%	91,475 35.5%	91,677 37.8%	93,315 41.1%

※1 2015年の総人口は、2015年国勢調査結果による人口。

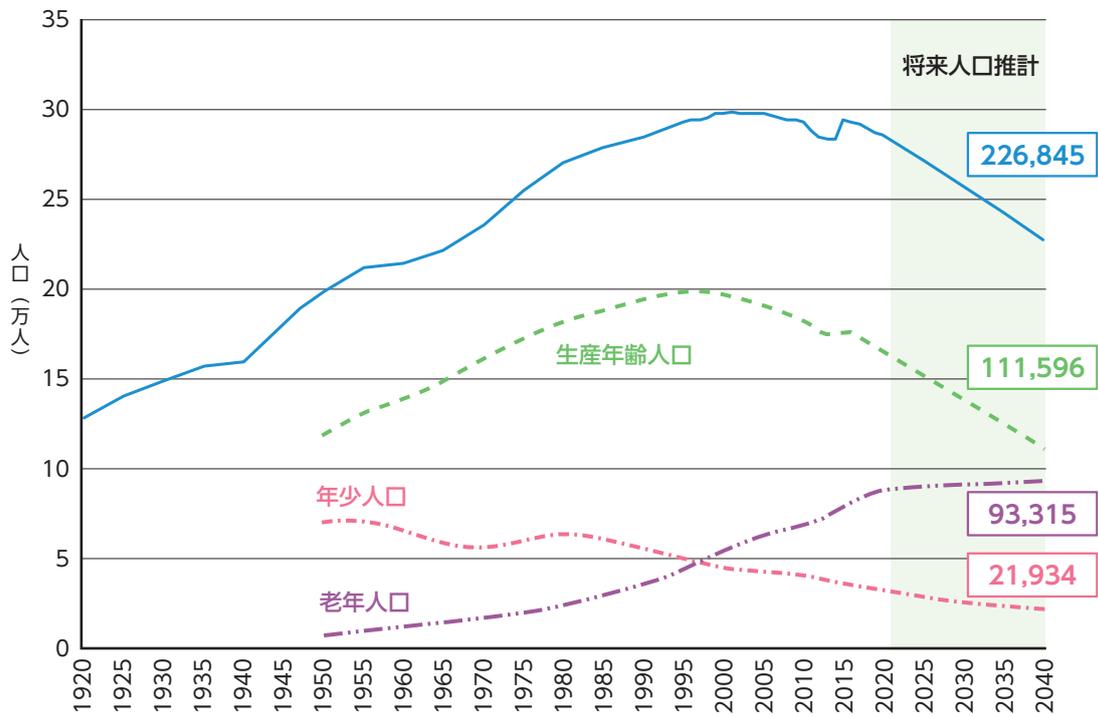
※2 合計特殊出生率は、2015年は実績、2020年以降は社人研推計。

#### 【社人研推計手法に準拠し、2015年(平成27年)に行った将来人口推計】

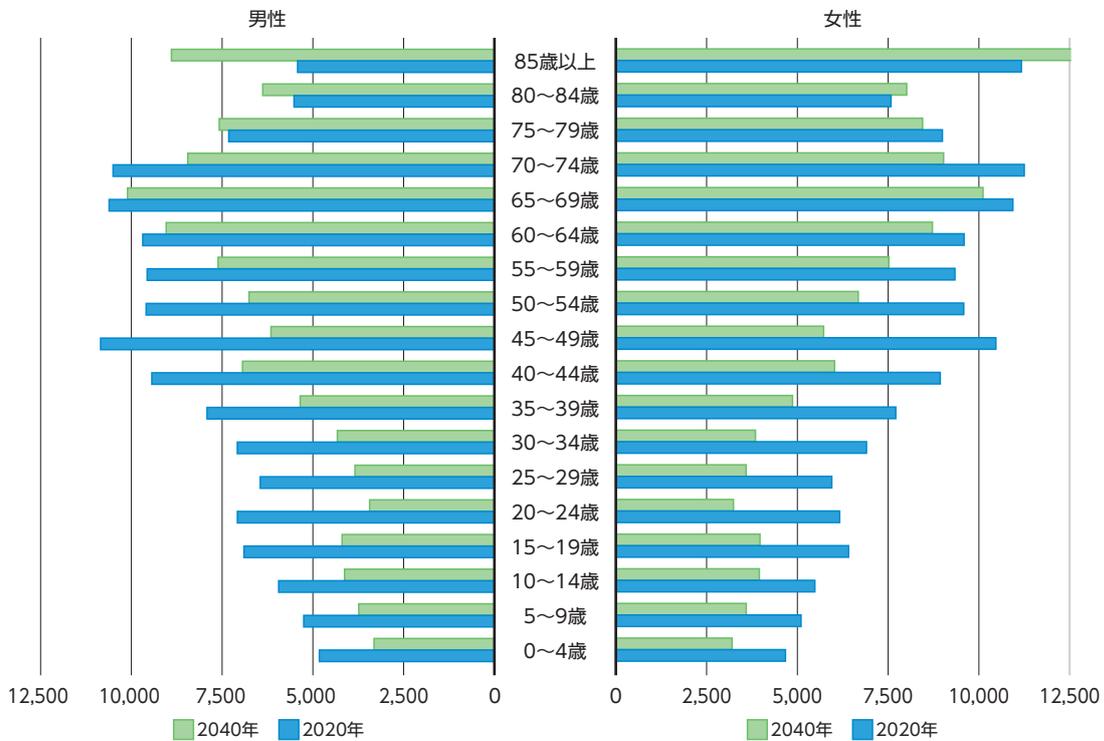
項 目	将来人口推計(人)						
	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	
	平成27年	令和2年	令和7年	令和12年	令和17年	令和22年	
将来人口推計 【2015年】	総人口(人)	※3 282,780	274,377	264,048	252,550	240,168	<b>226,623</b>
	対5年前比の減少人数	—	△ 8,403	△ 10,329	△ 11,498	△ 12,382	△ 13,545
	対5年前比の減少率	—	△ 2.97	△ 3.76	△ 4.35	△ 4.90	△ 5.64
	合計特殊出生率	1.42	1.39	1.37	1.37	1.38	1.38
※現状のまま推移 した数値 (パターン1)	年少人口 (0～14歳)	33,712 11.9%	30,191 11.0%	27,115 10.3%	25,641 10.2%	23,328 9.7%	21,611 9.5%
	生産年齢人口 (15～64歳)	171,581 60.7%	160,282 58.4%	150,666 57.1%	139,376 55.2%	128,449 53.5%	114,858 50.7%
	老年人口 (65歳以上)	77,487 27.4%	83,904 30.6%	86,267 32.7%	87,534 34.7%	88,391 36.8%	90,154 39.8%

※3 2015年の総人口は、人口ビジョン2015策定時に2015年の国勢調査結果が出ていなかったため2010年の国勢調査結果をもとに推計した人口。

【総人口と年齢3区分別人口の推移】



【性別・年齢階級別人口(2020年、2040年比較)】

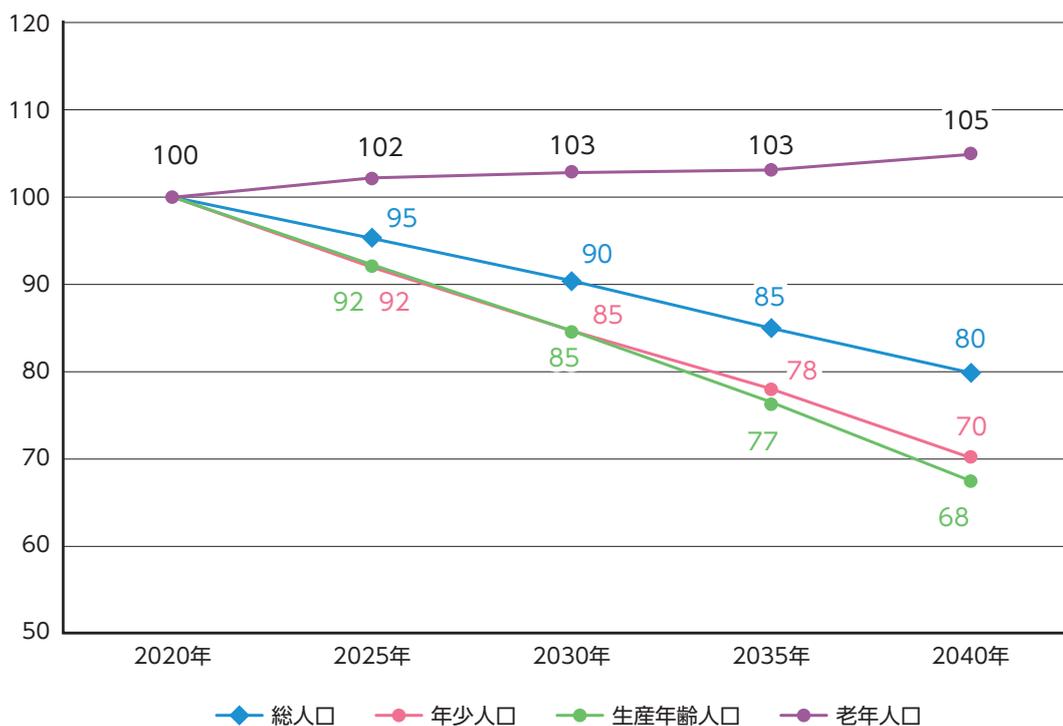


資料：2020年：福島市推計人口  
2040年：社人研推計手法に準拠し、2020年(令和2年)に行った将来人口推計

## (2) 総人口と年齢3区分別人口の増減率

2020年(令和2年)の総人口と年齢3区分別人口を100とした場合、総人口、年少人口、生産年齢人口は、それぞれ80%、70%、68%へ減少する一方、老年人口は、105%へ増加します。

### 【総人口と年齢3区分別人口の増減】



## (3) 人口の現状(まとめ)

- ①総人口は2001年(平成13年)をピークにその後は減少傾向にあります。  
年齢構成は、年少人口・生産年齢人口が減少、老年人口は増加し、少子高齢化が進行しています。
- ②人口減少の要因は、自然減と社会減の両方にあります。自然減は、出生数の減少と死亡数の増加が要因です。出生数の減少は、女性人口の減少、未婚率の上昇、出生率の低下が主な要因と考えられます。次に、社会減は、転出数が横ばいの状況で転入数の減少が要因です。20～39歳の若年層の転出は、進学や就職理由による若年層の流出が主な要因と考えられます。
- ③総人口は、実績が人口ビジョン2015のパターン2(将来人口展望)を上回っているものの、これは2012年以降の復興関連事業による作業員等の流入などによる一時的な増加が要因と考えられ、合計特殊出生率や若年層の社会動態については、パターン2を下回る結果となっています。
- ④本人口ビジョンの2040年(令和22年)までの将来人口推計では、人口ビジョン2015のパターン1(将来人口推計)と比較して総人口の減少人数及び減少率がともに上回るとともに、生産年齢人口の割合が減少し、老年人口の割合が増加する状況となります。
- ⑤以上のことから、本市の人口減少・少子高齢化の傾向は依然として厳しい状況にあります。

## 4. 人口目標

### (1) 将来の総人口と年齢3区分人口の目標

シミュレーション条件①(自然動態)とシミュレーション条件②(社会動態)を実現することにより、人口目標の達成を目指します。

また、人口ビジョン2015では「将来人口展望」と表現していましたが、人口減少対策と地域活性化はまちづくり全体を考える上で欠かすことのできないものであり、総合計画に盛り込むことから、「人口目標」とします。

なお、人口目標については、計画期間における動向を十分に検証し、必要に応じて次期総合計画策定時に見直し等を図ります。

#### 【シミュレーション条件①(自然動態)】

### 2040年(令和22年)に市民の希望出生率「2.04」を実現

- 総合計画策定の基礎資料とするために2018年(平成30年)に実施した市民アンケート調査の結果から、市民が希望する出生率を算出する。
- この市民アンケート調査の結果では、未婚者のうち「結婚を希望する」と答えた割合が44.1%、「わからない」と答えた割合が35.6%。
- 今後の子育て支援や結婚支援などの人口減少対策の効果により、「わからない」と答えた方を「結婚を希望する」へ引き上げ、結婚希望割合を79.7%とする。

#### 【希望出生率<sup>※4</sup>の算出(まち・ひと・しごと創生本部で示す希望出生率の計算式により算出)】

既婚者			未婚者			離別効果 ◎	希望出生率 (③+⑥)*◎	
既婚者割合 ①	理想の子どもの数 ②	既婚者の希望出生率③ (①*②)	未婚者割合 ③	結婚希望割合 ④	理想の子どもの数 ⑤			未婚者の希望出生率⑥ (③*④*⑤)
64.2%	2.43	1.56	33.9%	79.7%	2.13	0.58	0.955	<b>2.04</b>

※4 国の「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」で用いられる定義で、市民の希望等が叶うとした場合に想定される出生率のこと。本市では2040年の目標とする合計特殊出生率としている。

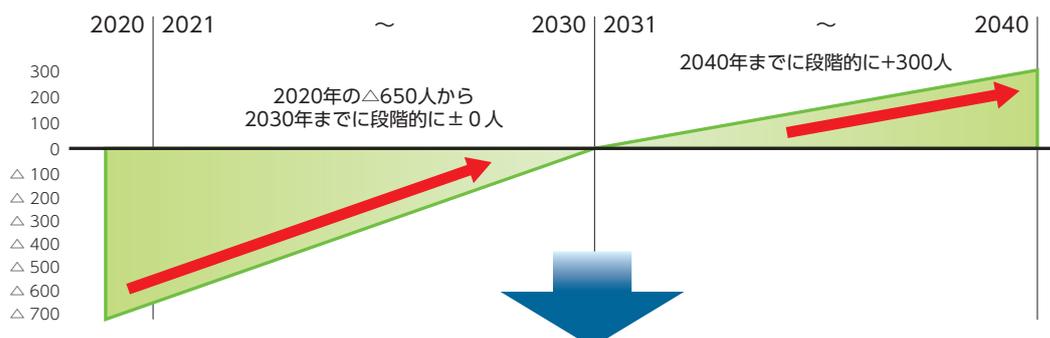
#### 【シミュレーション条件②(社会動態)】

### 2030年(令和12年)に若年層の「社会増減±0(ゼロ)人」を実現

### 2040年(令和22年)に若年層の「社会増減+300人」を実現

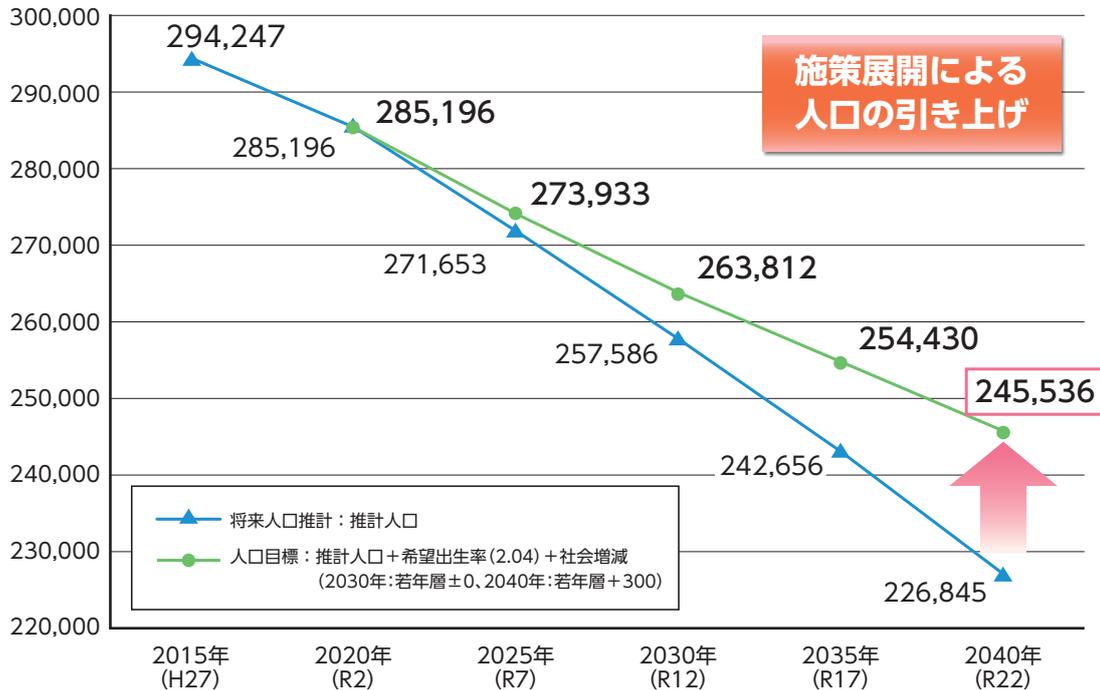
- 2020年における若年層(20~39歳に設定)の社会増減は、過去4年間(2016年~2019年)の実績の平均である△650人と設定する。
- 2021年以降は、移住・定住施策や福島駅前再開発などの地域活性化策の効果により、2030年までに若年層の社会増減を段階的に±0人にする。
- 2031年以降は、2030年までの半分程度の伸びを見込み、2040年までに若年層の社会増減を段階的に+300人まで引き上げる。

#### 【シミュレーション図解】



**2040年(令和22年)人口目標：約24万5千人**

## 【総人口の推移(将来人口推計、人口目標)】



## 【総人口と年齢3区分別人口の推移】

項目	実績(人)		人口目標(人)				
	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	
	平成27年	令和2年	令和7年	令和12年	令和17年	令和22年	
総人口(人)	294,247	285,196	273,933	263,812	254,430	245,536	
人口目標	対5年前比の減少人数	-	△ 9,051	△ 11,263	△ 10,121	△ 9,382	△ 8,894
	対5年前比の減少率	-	△ 3.08	△ 3.95	△ 3.69	△ 3.56	△ 3.50
	合計特殊出生率 ※5	1.48	1.48	1.70	1.82	1.93	2.04
※希望出生率(2.04) + 社会動態 (2030年:若年層±0) (2040年:若年層+300)	年少人口 (0~14歳)	34,580 11.8%	31,214 10.9%	30,243 11.0%	30,228 11.5%	31,027 12.2%	31,014 12.6%
	生産年齢人口 (15~64歳)	178,071 60.5%	165,014 57.9%	152,814 55.8%	142,109 53.9%	131,726 51.8%	121,207 49.4%
	老年人口 (65歳以上)	81,596 27.7%	88,968 31.2%	90,876 33.2%	91,475 34.7%	91,677 36.0%	93,315 38.0%

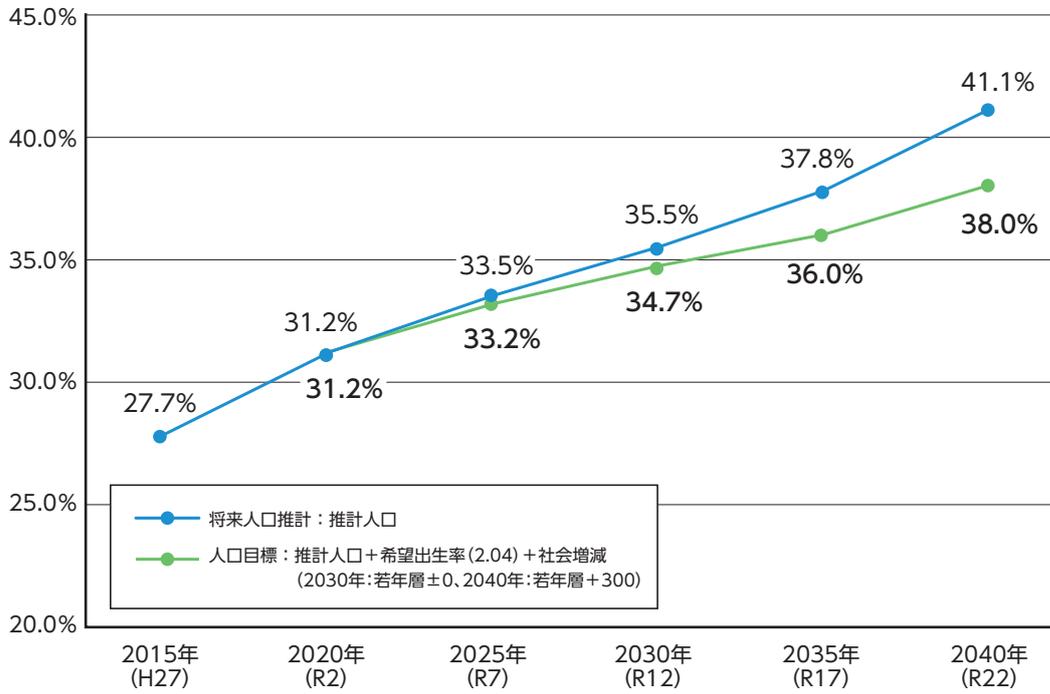
※5 合計特殊出生率は、2015年は実績、2020年は社人研推計。

2040年(令和22年)の人口目標は245,536人で、2020年(令和2年)の総人口の86.1%となります。

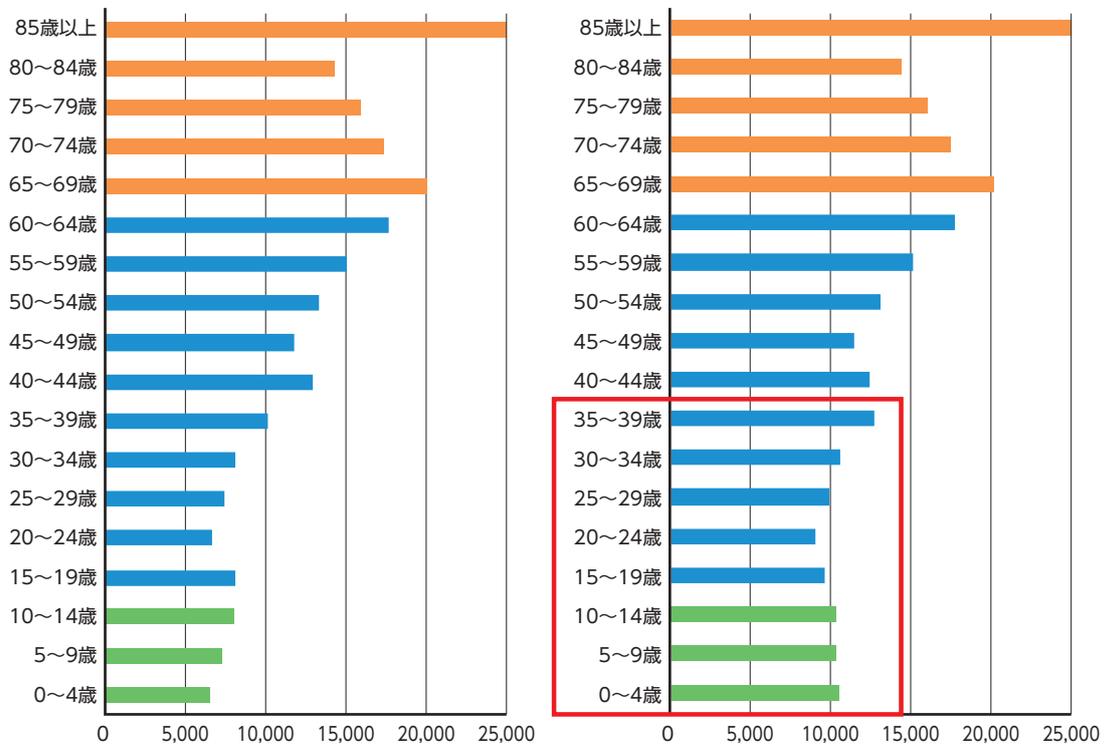
年齢3区分別人口で見ると、2040年(令和22年)で年少人口12.6%、生産年齢人口49.4%、老年人口38.0%となり、将来人口推計と比較して、老年人口の割合が減少し、年少人口の割合が上昇する結果となります。

高齢化率(65歳以上人口比率)は将来人口推計では41.1%まで上昇する見通しですが、人口目標では2040年(令和22年)に38.0%まで低減される見通しです。

【老年人口割合(将来人口推計、人口目標)】



【5歳階級別人口ピラミッド(将来人口推計、人口目標)】



【将来人口推計】  
2040年の人口ピラミッド  
現状のまま推移した場合

【人口目標】  
2040年の人口ピラミッド  
人口目標が実現した場合

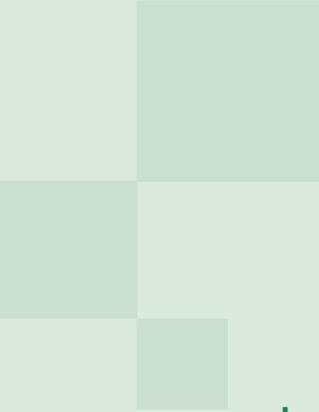
## 5. 今後の施策展開

---

17ページ「総合計画と総合戦略の一体的な取り組みの推進」に記載するとおり、人口減少対策と地域活性化を図る取り組みは、まちづくり全体を考える上で欠かすことのできないものであります。

今後、2040年(令和22年)の人口目標の達成に向け、社会情勢の変化を踏まえながら、出会いや結婚、子育て、進学、就職といったライフステージに応じた支援などの人口減少対策や、移住・定住施策や福島駅前再開発などの地域活性化策に重きを置いた施策を、総合計画と総合戦略を一体化した上で、継続的かつ部局横断的に展開する必要があります。





第3編

将来構想・基本方針



### 1. 将来構想

#### 目指すべき将来のまちの姿

本市は、美しくのどかな自然環境のもと、古くからの歴史の中で先人の努力により、くだものをはじめとした農業や商工業などの産業を発展させてきました。

また、周辺の特徴ある地域と合併を重ねて市域を拡大しながら、福島県の県都として、都市と豊かな田園地域が調和した温かみや優しさがある人情あふれる地域社会をはぐくんできました。

この「福島市」は、私たちにとって、大切なふるさとであり、かけがえのないまちです。

私たちは、本市のこれまでの歩みを大切にし、人とまちと自然が調和する福島らしさをさらに輝かせながら文化に磨きを掛け、にぎわいやわくわく感などの新しい魅力があふれる、心から住んで良かった、誇りと愛着を持って住み続けたいと思えるまちをつくります。

そして、私たち市民、地域、大学、経済界、行政などが一体となり、本市のみならず、県北、福島圏域、そして福島県全体の発展に貢献する、風格ある新たなまちづくりを積極的に展開していきます。

また、東日本大震災及び原子力災害の発生から10年が経過した今もなお復興はまだ道半ばではありますが、被災県の県都として、復興・創生を牽引するとともに、新型コロナウイルスと共存せざるを得ない環境の中においても、真の復興に向けて新たなまちづくりに挑戦している本市の姿を発信することで、国内はもとより世界の方々の励みとなる、また、勇気や希望を送ることができるまちへ前進していきます。

このため、概ね10年先を見据えながら今後5年間の本市の目指すべき将来のまちの姿を次のように定めます。

## 人・まち・自然が奏でるハーモニー 未来協奏(共創)都市 ～世界にエールを送るまち ふくしま～

### 【解説】

#### ●人・まち・自然が奏でるハーモニー

本市が有する福島らしい財産を「人・まち・自然」と捉えました。

「人情あふれる市民性や人間尊重の視点の(人)」、「農業・商業・工業を興し、文化を振興させ、合併により仲間を増やしながらかつてきた(まち)」、「美しくのどかで人やまちを育む基盤となってきた(自然)」、これらが三位一体となつて調和、躍動して新しい未来を創り出す様子を描きました。

福島市のキャッチフレーズ「実・湧・満・彩(みわくまんさい)福島市<sup>(注7)</sup>」にも通じるわくわく感も盛り込みました。

#### ●未来協奏(共創)都市

市民、地域、大学、経済界、行政などの様々な主体がそれぞれの特徴を生かしながらかつ、積極的にまちづくりに参画し、協力し合つて「オールふくしま」で新しい未来を創り出していく様子をイメージしています。

「協奏(共創)」は、協調して奏でるという意味での「協奏」、一歩進んで共に新しい価値を創造するという意味での「共創<sup>(注8)</sup>」の二つの意味があります。

#### ●世界にエールを送るまち ふくしま

市民が「協奏(共創)」して魅力あふれる唯一無二の福島らしいまち、市民が本当に住み続けたいと思うまちを創ることで、世界から支援をいただく被災地福島から、日本・世界の人々に勇気や希望を与えることができるまちになっていきたいという願いを込めました。



(注7) 実・湧・満・彩(みわくまんさい)福島市：福島市のキャッチフレーズ。

実…豊富な果物や野菜などの特産物

湧…温泉の多さや人の温かさに触れ喜びが湧くさまを表現

満…満足、満腹、食材や飲食店の豊富さ

彩…花や景観、夜景などまちを彩る景色

(注8) 共創：

これまでの「協働」を基本としつつ、その考え方をさらに進化させ、世代や性別等を問わず市民一人ひとり、団体、企業、大学、地域、行政等の多様な主体がお互いの立場を理解し合い、気さくで自由な関係のもと、目標設定の段階から連携し、解決しなくてはならない「地域の課題」を把握・共有するとともに、異なる視点や価値観のもと多方面から意見を出し合いながら解決策の検討を行う。そして、それぞれの特徴を生かしながらかつ積極的に課題解決に向けて実践的な取り組みを展開することにより、地域としての新たな魅力や価値を共に創り上げていくこと。

## 目指すべき将来のまちの姿を実現するための視点

今後、目指すべき将来のまちの姿の実現に向けて取り組むまちづくり全体を網羅する重要な視点を次のように定めます。

### 1 福島らしさを生かした新ステージの形成

雄大な吾妻連峰、市民のシンボル信夫山、桃源郷・花見山、母なる川・阿武隈川など美しくのどかな自然、江戸末期以降養蚕業の発達とともに拠点性が高まってきた歴史、花や音楽などの文化を愛する土地柄、穏やかな気質など本市が有する福島らしい特徴を大切にし、これらを最大限に生かしながら、新しいステージを形成します。

### 2 持続可能性の実現

人口減少や少子高齢化が進行していく中で、将来的に活力を維持し、市民生活を支えていけるよう、人口目標の確保、未来を見通せる安心安全、活力の増強、効率性の高い行財政経営などに取り組むことより、地域としての持続可能性を高めながら、質的な成長を実現します。

さらに、SDGs(注9)の要素や考え方も考慮しながら、地球規模の持続可能性にも積極的に貢献します。

## SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



(注9) SDGs :

[Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)]の略称。

2015年(平成27年)9月の国連サミットにおいて採択された2016年(平成28年)から2030年(令和12年)までの世界共通の目標。

誰ひとり取り残さないことを目指し、世界が達成すべき17の目標で構成される。

### 3 多様性の尊重

一人ひとりが人間尊重の視点を大切にします。とりわけ、価値観の多様化や国際的な流動化が進む中で、世代や性別、障がいの有無、立場、国籍、文化などを互いに認め合い、一人ひとりの多様性、あるいは地域や様々な主体の多様性を尊重します。

### 4 県都としての責務

県都として、県北、福島圏域はもとより、福島県全体の発展に貢献し、定住交流の核としての役割を果たします。

また、東日本大震災及び原子力災害からの復興途上にある中で、世界に知られる「福島」の名を有する県都として、復興の先を見据えながらまちづくりを進め、県内市町村の復興・創生にも貢献します。

### 5 ポストコロナ時代を見据えた社会づくり

コロナ禍において、新しい生活様式などを取り入れながら、新型コロナウイルスの克服に留まらず、これを飛躍の転換点と捉え、ポストコロナ時代を見据えた新たな発想による社会づくりを推進します。

## 2. 基本方針

本市の目指すべき将来のまちの姿を実現するための政策の方向性として、第6次福島市総合計画の計画期間(2021年度～2025年度)である5年間のまちづくりを進めるにあたっての基本的な考え方を次のように定めます。

### 1 子どもたちの未来が広がるまち

人口減少が進行していく中で、将来にも持続的な発展をしていくためには、子育て世代に選ばれるまちにしなければなりません。

本市は、妊娠・出産の支援、多様な保育の充実、特色のある幼児教育・保育、学校教育の推進、時代のニーズに合った学習環境の整備、地域を愛する人材の育成、子どもたちを安心して生み育てることができる社会風土の醸成など、子育て施策にきめ細かく取り組み、質の高い子育て環境を整え、子どもたちの未来が広がるまちをつくります。

### 2 暮らしを支える安心安全のまち

昨今の異常気象の影響などを踏まえ、安心安全の基盤づくりが欠かせません。さらに、原子力災害からの復興は着実に進展しているものの、真の復興に向けてより一層取り組みを加速しなければなりません。

本市は、市民や地域の防災力の向上を図りながら、防災・減災対策の強化に取り組むとともに、引き続き、放射線対策や風評払拭、さらには新型コロナウイルスなど様々な感染症対策の取り組みを進め、みんなの暮らしを支える安心安全のまちをつくります。

また、子どもから高齢者、障がい者や外国人など、人と人がつながり、心身ともに健康で、誰もが住みやすいまちをつくります。

### 3 次世代へ文化と環境をつなぐまち

地域の特徴である花や音楽、祭りなど、これまで築き上げてきた伝統的な文化や豊かな環境を大切に、次世代へ伝えていかなければなりません。

併せて、地球温暖化が進行していく中で、地域としても地球環境に貢献していく必要があります。

本市は、これらの文化を生かし、市民の地域への誇りと愛着をはぐくみながら、より多くの人をひきつける新たな文化の創造に取り組むとともに、再生可能エネルギーの導入やごみの減量化、森林整備などを進め、次世代へ文化と環境をつなぐまちをつくります。

## 4 産業とにぎわいを生み出す活力躍動のまち

人口減少や少子高齢化に伴い、年少人口や生産年齢人口の減少が進行するとともに、新型コロナウイルス感染症の影響により、経済活動の停滞や税収減少、地域活力の低下などが懸念されています。

定住・交流人口の拡大と地域の活性化などを図るため、県内外から人の需要を創出し、回遊性やにぎわいが生まれるまちを目指さなければなりません。

本市は、交通の要衝として首都圏などからのアクセスが良く、観光資源などに恵まれた強みを生かして、県北、福島圏域、そして福島県全体の拠点にふさわしい、風格ある県都として、他地域とは差別化される高次の都市機能<sup>(注10)</sup>の集積・強化に取り組み、産業とにぎわいを生み出す活力あふれ躍動するまちをつくります。

## 5 新ステージに向けて共創・挑戦・発信するまち

これからのまちづくりは、市民と行政がともにつくり上げていくという考えのもと、市民がまちづくりに主体性を持って参加し、自分事として取り組むことが求められています。

また、様々な価値観や多様性を持った暮らしを求める時代の変化にしっかりと対応した施策を展開し、新しいステージへの道筋を描いていかなければなりません。

本市は、相手に響く情報の伝達と市民との直接対話により、市民とのコミュニケーションを図り、市民総参加でまちづくりに取り組みます。

また、地域としての特性を踏まえた福島ならではの先進的な施策にも挑戦し、福島県の県都としての姿を全国へ、そして世界へ情報を発信するなど、世界から目標にされるような新しいステージに向けて共創<sup>(注8)</sup>・挑戦・発信するまちをつくります。

## 6 効率的で質の高い行財政経営

社会経済情勢の急激な変化や複雑多様化する地域課題に柔軟かつ的確に対応するためには、必要な施策や市民サービスを適切なタイミングで効果的かつ効率的に取り組む必要があります。

最小の経費で最大の成果が得られるよう、前例に捉われず、これまでの施策や仕事の進め方について、見直し改善を図ります。

また、新型コロナウイルス感染症の下で、ICT<sup>(注1)</sup>を積極的に活用するなど、行政のデジタル化を推進することにより、効果的でよりきめ細やかな市民サービスの向上に取り組めます。

さらに、市役所職員の意識改革と能力向上も図り、限りある財源や人的資源を有効活用しながら、重要度や優先度を勘案した戦略的な施策を展開し、より効率的で質の高い、持続可能な行財政経営に取り組めます。

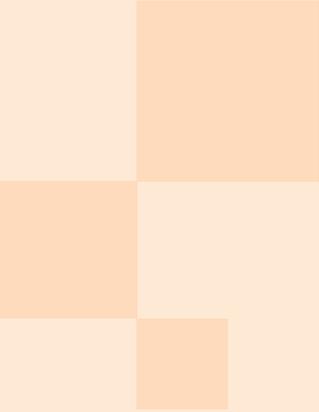
(注1) ICT：14ページ参照。

(注8) 共創：37ページ参照。

(注10) 高次の都市機能：

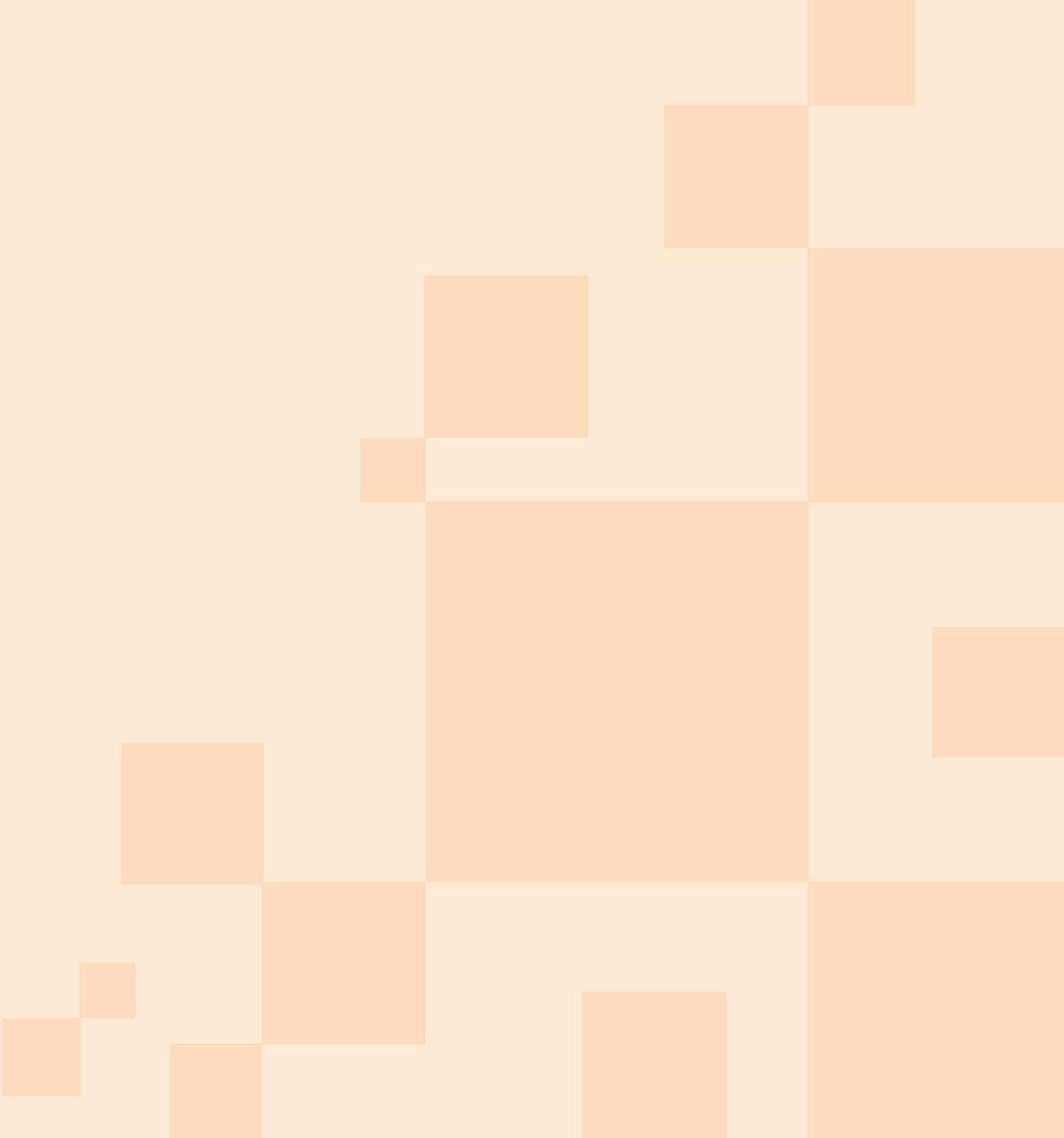
行政、教育、文化、情報、商業、レジャーなど住民生活や企業の経済活動に対して、各種のサービスを提供する都市自体が持つ高いレベルの機能で、広域的に影響のある機能。





# 第4編

## 重点施策



## 第4編 重点施策

本市の目指すべき将来のまちの姿の実現に向けて、基本方針に沿って計画期間である5年間に特に重点的に取り組む施策を「重点施策」として位置付け、各部局が連携して横断的にその取り組みを推進していきます。

### 基本方針1 子どもたちの未来が広がるまち

重点施策

1

#### 子どもたちの未来が広がる子育て・教育の新ステージの実現

##### (1)「子育てするなら福島市」の実現

- ①保育施設や放課後児童クラブの待機児童がでないよう、供給量や保育士等の確保にさらに取り組むとともに、特色ある幼児教育・保育の推進などの質の向上を一層推進します。
- ②安心して子育てができるよう、子ども家庭総合支援拠点<sup>(注11)</sup>によるきめ細やかで家族に寄り添った相談支援体制を強化するとともに、地域や教育機関、保育施設、民間団体等と連携を図りながら子どもを守る地域ネットワークを強化します。
- ③出会いの場の創出、結婚への支援など、ライフステージに応じた各種支援を充実します。

##### (2)学びの環境と教育の質の充実

- ①安心安全で良好な学習環境を整備するため、老朽化した学校施設の改築や長寿命化改修等を計画的に推進します。
- ②児童生徒1人1台配備した学習用タブレット端末を活用し、授業において情報活用能力を育むとともに、各教科等での学びをより充実させます。また、学級間や外部機関、家庭などをつないだオンライン授業等も検討するなど、ICT<sup>(注1)</sup>教育の充実を図ります。
- ③教員の育成や様々な主体との連携等により、多様なニーズに対応した教育の質の向上を進め、併せていじめ、不登校への対応の改善を図ります。

(注1) ICT：14ページ参照。

(注11) 子ども家庭総合支援拠点：

子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、情報の提供、相談、調査、指導、関係機関との連絡調整、その他必要な支援を行うための拠点。

### 重点施策

## 2

### 復興・創生のための放射線対策と風評払拭の推進

#### (1)放射線対策の推進

①被災県の県都として、不安を抱えている市民に寄り添い、外部・内部被ばく検査、健康相談・健康講座、妊産婦への家庭訪問、臨床心理士等による相談など、市民の健康管理と心のケアの取り組みを引き続き推進します。

#### (2)風評払拭に向けた取り組みの推進

- ①空間放射線量測定や食品・農産物の放射能測定による放射線に関する正確な情報発信、重点消費地におけるトップセールス・メディアPRの展開、小中学生等に向けた放射線教育など、放射線に対する不安の解消と風評払拭に向けた取り組みを引き続き推進します。
- ②健康への不安等から全国各地に自主避難している避難者の帰還に向けて、本市の今を知る機会や不安等を解消するための相談などの取り組みを引き続き推進します。

### 重点施策

## 3

### 災害対策の強化

#### (1)台風等による水害対策の強化

- ①気候変動などの影響による災害の大規模化や頻発化等の状況の中で、台風等による浸水被害の発生と拡大防止を図るため、減災・水防対策や土地利用対策、治水対策、流域対策などによる水害対策パッケージを推進し、水害対策を強化します。
- ②被災者に対しては、相談窓口の巡回やワンストップ化、ボランティアニーズ把握など、積極的にプッシュ型の支援を行います。
- ③災害ごみやし尿の広域処理の受け入れ、人的応援派遣、消防・救急活動など、周辺市町村との連携体制を強化します。

#### (2)災害時の情報収集伝達体制等の強化

①台風、地震、火山等の自然災害時の市民に対する災害情報の的確・迅速な提供などを図るため、ICT<sup>(注1)</sup>等を活用した情報収集伝達体制を強化します。

(注1) ICT：14ページ参照。

- ②災害時要援護者登録制度の普及啓発に努めるとともに、町内会や消防団等を中心とした地域コミュニティとの連携により、災害時要援護者<sup>(注12)</sup>への情報伝達と避難支援体制を強化します。

### (3)新たな連携体制の強化

- ①災害時要援護者の避難受け入れ、インフラの維持修繕や通信復旧に関する相互実施・相互派遣、物資提供など、国・県のほか多様な事業者や団体等と新たな連携体制を強化します。

### (4)ライフラインの災害対策の強化

- ①災害に強い水道の構築を目指し、重要施設である基幹施設<sup>(注13)</sup>と基幹管路<sup>(注14)</sup>の計画的な更新に取り組み耐震化を図ります。

### (5)感染症に対応した避難支援の強化

- ①災害時の避難による感染症拡大の防止を図るため、分散避難や避難所におけるサーマルカメラ等による検温、テント設置等によるソーシャルディスタンス確保などの感染防止対策を強化します。

## 重点施策 4

## 安心して暮らせる健康・医療・福祉の総合的な推進

### (1)健都ふくしまの実現

- ①健康づくりの習慣化による「一人ひとりの健康を応援する環境づくり」、介護予防や生涯スポーツを通じた世代間交流など地域住民が主体となる「地域の健康づくり」、生活習慣病やがん予防など働く世代の健康課題の解決を目指して関係機関等との連携を強化する「職場の健康づくり」による市民総ぐるみの健康づくりを推進します。
- ②市の公共施設の原則施設内禁煙や福島駅東口駅前広場及びその周辺・福島駅西口駅前広場における喫煙禁止区域の設定に加え、東京2020大会の本市開催を契機として、WHOの基準も視野に入れながら、受動喫煙防止に積極的に取り組みます。

(注12) 災害時要援護者：  
高齢であったり、障がい等があるために災害発生時に特に支援が必要な方。

(注13) 基幹施設：  
配水池等の供給上で重要度の高い施設。本市は27施設。

(注14) 基幹管路：  
重要度の高い導水管(水源から浄水場までの管)、送水管(浄水場・受水池から配水池までの管)及び配水本管(口径400mm以上の管)のこと。本市は管路総延長約1,600kmのうち約123kmが基幹管路。

## (2) 地域医療体制の強化

- ①新型コロナウイルス感染症などの新たな危機に立ち向かうため、医師会等と連携しながら感染症に係る発熱外来などの診療体制や検査体制、移送体制などを強化します。
- ②団塊の世代<sup>(注15)</sup>が75歳以上となる2025年問題や団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年問題を見据え、医療・保健関係者に対するサポート・支援体制を充実するとともに、病院を中心とした「拠点化」を推進するなど、医療体制を強化します。
- ③休日在宅当番医制度や夜間急病診療所、休日救急歯科診療所による初期救急医療を確保するとともに、救急医療病院群輪番制<sup>(注16)</sup>による二次救急医療体制を整備し、迅速な医療サービスの確保と救急医療体制のさらなる充実を図ります。

## (3) 人生100年時代に対応した高齢者の元気づくり

- ①高齢者やその家族等が地域において安心して日常生活を送れるよう、多様なニーズに対応した介護サービスの提供など地域包括ケアシステム<sup>(注17)</sup>を整備するとともに、世代を超えて地域住民が共に支え合う地域づくりを目指します。
- ②働く意欲のある高齢者が、培った能力や経験を生かし、生涯現役で活躍し続けられる地域の仕組みづくりを構築します。
- ③公共交通が行き届いていない地域において地域と行政が支える持続可能な「小さな交通」の導入を進めるなど、高齢者の外出機会の確保を進めます。

## (4) 誰もが安心して暮らせる共生社会<sup>(注18)</sup>の実現

- ①子どもから高齢者、障がいのある人、外国人など、誰もが地域で安心して暮らせるよう、ハード面のバリアフリーだけでなく、心のバリアフリー<sup>(注19)</sup>にも積極的に取り組み、互いに支え合う地域づくりを推進します。
- ②障がいのある人やその家族等が地域において安心して暮らせるよう、生活支援や地域社会における自立と社会参加の支援、就労支援などの取り組みを推進します。

---

(注15) 団塊の世代：  
第一次ベビーブーム世代とも呼ばれ、一般的に第二次世界大戦直後の1947年(昭和22年)～1949年(昭和24年)に生まれた世代を指す。

(注16) 救急医療病院群輪番制：  
初期救急医療(入院の必要がなく帰宅可能な軽症患者に対して行う救急医療)に対する後方医療機関として、土曜の午後、休日昼間及び毎夜間の重症救急患者の診療を受け入れる市内の11病院の輪番制による救急医療体制。

(注17) 地域包括ケアシステム：  
高齢者が要介護状態になっても、可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、「介護・介護予防・医療・生活支援・住まい及び自立した日常生活の支援」を一体的に提供する仕組み。

(注18) 共生社会：  
障がいの有無や性別、年齢、国籍等によって分け隔てられることなく、相互に人権と個人を尊重し合い、ともに支えあう社会。

(注19) 心のバリアフリー：  
様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うこと。

## 基本方針3 次世代へ文化と環境をつなぐまち

### 重点施策

### 5

## 豊かな文化芸術の振興と発信

### (1)「古関裕而<sup>(注6)</sup>のまち・ふくしま」の取り組みの推進

- ①古関メロディーが街なかで楽しめる音楽祭など、市民や本市を訪れた方々が古関メロディー等の音楽に触れる機会を積極的に提供し、文化がまちに溶け込み、文化の薫りを醸し出す官民共創によるまちづくりを推進します。
- ②古関裕而記念館や音楽堂など、特色ある文化施設を積極的に活用し、本市の文化芸術を市内外に戦略的に発信します。

### (2)福島らしい文化芸術の振興と継承

- ①「福島市文化振興条例」を制定し、福島らしい文化芸術を振興するとともに、未来へ継承します。
- ②市民や関係団体との共創により、今ある文化芸術の定着と認知度を高めるとともに、本市の文化芸術活動を一層活性化するため、次世代の文化芸術を担う人材を発掘・育成し、幅広い世代による充実した文化芸術活動を促進します。
- ③しゃがむ土偶<sup>(注20)</sup>や建築物など、現代に伝わる文化財を保存・活用し、市民がその文化に親しむとともに、まちの活性化を進めます。

### 重点施策

### 6

## 脱炭素社会の実現と循環型社会の構築

### (1)脱炭素社会<sup>(注2)</sup>(温室効果ガス排出量実質ゼロとなる社会)の実現

- ①再生可能エネルギーの導入拡大と水素エネルギーの効果的な活用や、ライフスタイルの転換などによる温室効果ガス排出量削減を推進します。
- ②森林等による温室効果ガスの吸収のため、森林の適切な管理や木材の利活用などを推進します。
- ③温室効果ガス排出量削減は、環境面の効果だけではなく、経済面や社会面の課題解決も見据え、相乗効果の視点を持った取り組みを推進します。

(注2) 脱炭素社会：14ページ参照。

(注6) 古関裕而：16ページ参照。

(注20) しゃがむ土偶：

1952年(昭和27年)に、福島市飯坂町東湯野の上岡遺跡から出土した縄文時代の土偶で、土偶単体としては13体目、福島県内では唯一の重要文化財。乳房や膨らんだお腹が表現された縄文時代の女性像で、腕を組んで膝を抱えて座った独特のポーズは、座産又は折りのポーズと考えられている。過去には、イギリスの大英博物館やフランスでも展示された。

- ④近年の気候変動の状況を踏まえ、地球温暖化の原因を抑制する施策(緩和策)とともに、地球温暖化により生じる影響を抑制する対策(適応策)も推進します。

## (2)循環型社会<sup>(注3)</sup>の構築

- ①ごみの発生抑制(リデュース)、再使用(リユース)の取り組みを積極的に進めるとともに、これらの取り組み後に発生する資源化可能なごみのリサイクルを徹底することで、環境負荷の少ないライフスタイルへの転換を図ります。
- ②やむを得ず排出されるごみについては、効率的な収集・運搬に努め、焼却・資源化等の適正な中間処理を継続することで最終処分量の削減を図ります。
- ③新しいごみ焼却施設や最終処分場の整備にあたっては、安定的かつ衛生的に処理ができるように整備することはもちろん、環境負荷の低減に配慮し、施設規模の適正化による経費縮減に努めます。

## 基本方針4 産業とにぎわいを生み出す活力躍動のまち

### 重点施策 7

### 「人」と「活力」であふれる農業・商工業の実現

#### (1)「人」と「活力」があふれる農業の実現

- ①果樹をはじめ、米、野菜、花き・花木など、様々な作物が生産される多様性を持った地域特性を生かしながら、持続的発展のため、農業関係機関や福島大学食農学類等との連携による意欲ある担い手の確保・育成を図るとともに、農福連携や移住・定住者をはじめとした多様な人材が活躍できる取り組みを推進します。
- ②農業経営の強化のため、農産物のブランド化や6次産業化の推進による農産物の高付加価値化、気候変動に対応できる農業の確立、AI<sup>(注21)</sup>やICT<sup>(注1)</sup>を活用したスマート農業<sup>(注22)</sup>の促進による生産性・収益性の向上を図ります。

(注1) ICT：14ページ参照。

(注3) 循環型社会：14ページ参照。

(注21) AI：  
Artificial Intelligenceの略。人工知能。

(注22) スマート農業：  
ロボット技術やICTを活用して、省力化・精密化や高品質生産の実現等を推進している新たな農業。スマート農業の推進により、農作業における省力・軽労化をさらに進めることが出来るとともに、新規就農者の確保や栽培技術力の継承等が期待される。

## (2)「人」と「活力」があふれる商工業の実現

- ①空き店舗等のリノベーション<sup>(注23)</sup>や多種多様な店舗の新規出店への支援、ICTを活用した多様なニーズに対応した販売の確立など、関係団体や地元商工団体等と連携を強化します。
- ②企業経営の強化のため、AIやICTの活用促進、生産能力や技術水準を高めるための人材の確保・育成、「ふくしまチャレンジフィールド<sup>(注24)</sup>」の活用などによる企業誘致や先端産業の集積などを積極的に推進します。
- ③福島イノベーション・コースト構想<sup>(注25)</sup>推進の玄関口として、本市の高速交通網の利便性の高さや県立医科大学や福島大学など高等研究機関等の集積を生かしながら、浜通りでの取り組みをサポートするとともに、構想と市内企業との連携を促進します。

### 重点施策

## 8

## 福島らしい個性とにぎわいのあるまちづくり

### (1) 福島駅前再開発と交流・集客拠点施設整備の推進

- ①福島圏域の定住・交流の拠点となる中心市街地活性化の核として、多様な高次の都市機能<sup>(注10)</sup>を有する福島駅前再開発事業を推進します。
- ②その一環として交流・集客拠点施設を整備し、コンベンション機能の強化を図ることによって交流人口や関係人口<sup>(注26)</sup>等を拡大するとともに、市民の文化芸術活動等を促進します。

### (2) 街なかの魅力と回遊性の向上

- ①再開発事業と連携しつつ、街なかの空き店舗等に魅力ある商業店舗やオフィス等の誘致を進めるとともに、街なか居住を促進します。
- ②花見山の「花」や古関裕而<sup>(注6)</sup>氏の「音楽・文化」など、各コンテンツを育て連動させながら、まちとしての楽しさやわくわく感を感じさせる取り組みを推進します。
- ③花見山や信夫山、パセオ通り、古関裕而ストリート(レンガ通り)、文化通りなどの今ある財産をブラッシュアップし、新たなコンセプトを創出しながら、街なかを訪れた人が回遊したくなる特色あるまちづくりを推進します。

(注6) 古関裕而：16ページ参照。

(注10) 高次の都市機能：41ページ参照。

(注23) リノベーション：  
機能を刷新し、新しい価値を生み出すための改修。

(注24) ふくしまチャレンジフィールド：  
本市をテストフィールドとする企業の新しい技術や新製品開発のためのマーケティング調査や社会実験を“オールふくしま”で応援する取り組み。市民と市役所職員によるモニタリング、広大な自然や施設を活用したテスト会場の提供など、企業の希望に沿った調査を支援する。

(注25) 福島イノベーション・コースト構想：  
東日本大震災及び原子力災害によって失われた浜通り地域等の産業を回復するため、浜通り地域等に新たな産業基盤の構築を目指す国家プロジェクト。

(注26) 関係人口：  
移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域や地域の人々と多様に関わる人々のこと。

- ④関係団体や地元商工団体等と連携を図りながら、様々なイベントや定期的な歩行者天国を実施し、感染防止対策をしっかりと講じたうえで、街なかのにぎわいを積極的に創出します。
- ⑤まちづくりに汗をかくアクティブな人材を確保・育成するとともに、にぎわい創出のアイデアや、やる気にあふれる大学生や若者等の人材を発掘し、まちづくり活動への積極的参画を促進します。
- ⑥高齢者や障がいのある人などに配慮し、街なかでの移動や街なかと郊外部間の公共交通手段を充実するとともに、必要な駐車場は確保しつつ、パーク&バスライドによる移動の円滑化を検討します。
- ⑦受動喫煙防止重点区域の指定やポイ捨てのない美しいまちづくり運動、心のバリアフリー<sup>(注19)</sup>など、ソフト面の取り組みも積極的に推進します。

### (3)「古閑裕而のまち・ふくしま」の取り組みの推進【再掲】

- ①古閑メロディーが街なかで楽しめる音楽祭など、市民や本市を訪れた方々が古閑メロディー等の音楽に触れる機会を積極的に提供し、文化がまちに溶け込み、文化の薫りを醸し出す官民共創によるまちづくりを推進します。
- ②古閑裕而記念館や音楽堂など、特色ある文化施設を積極的に活用し、本市の文化芸術を市内外に戦略的に発信します。

### (4)福島らしさがあふれる観光の振興

- ①飯坂、土湯、高湯の各温泉地における温泉の魅力や満足度の向上に向けた取り組み等を支援し、温泉地の振興を図ります。
- ②花・くだもの・温泉・豊かな自然など、本市の魅力にさらなる付加価値を高める取り組みを進めるとともに、様々な分野で活躍する人材を発掘・育成し、観光まちづくりを推進します。

### (5)個性ある地域づくりの推進

- ①各地域においても、地域ならではの自然・文化・産業等を生かし、地域おこし協力隊などの外部人材も活用しながら、個性ある地域づくりを推進します。

### (6)スポーツのまちづくり

- ①復興五輪開催都市としてのレガシーを生かし、市民の多様なスポーツ活動を促進するとともに、官民連携のスポーツコミッション<sup>(注27)</sup>のもと、市内外からスポーツイベントを誘致し、スポーツによる地域活性化を図ります。

(注19) 心のバリアフリー：47ページ参照。

(注27) スポーツコミッション：

市、スポーツ団体、観光団体、障がい者関係団体等が一体となり、スポーツを通じて地域活性化に取り組む組織。

## 移住・定住に向けた支援・受入体制の強化

### (1) 移住・定住に向けた支援・受入体制の強化

- ① 移住希望者のライフスタイルに沿った住環境の整備や雇用・就労支援、空き家や空き店舗の利活用など積極的な支援を行い、本市への移住・定住を促進します。
- ② 首都圏を中心に、コロナ禍におけるテレワーク<sup>(注28)</sup>等の導入に加え、地方へのオフィス移転の機運が高まっていることを踏まえ、交通アクセスの良い本市へのオフィス移転や家族を含めた移住支援を強化します。
- ③ 地域課題の解決に取り組むベンチャー<sup>(注29)</sup>企業等の創業者支援による定住・2地域居住の仕組みを構築します。また、クリエイティブな人材の移住等を促進し、温泉や文化等と連携した相乗効果によりまちの魅力を創出します。

### (2) 「子育てするなら福島市」の実現【再掲】

- ① 保育施設や放課後児童クラブの待機児童がでないよう、供給量や保育士等の確保にさらに取り組むとともに、特色ある幼児教育・保育の推進などの質の向上を一層推進します。
- ② 安心して子育てができるよう、子ども家庭総合支援拠点によるきめ細やかで家族に寄り添った相談支援体制を強化するとともに、地域や教育機関、保育施設、民間団体等と連携を図りながら子どもを守る地域ネットワークを強化します。
- ③ 出会いの場の創出、結婚への支援など、ライフステージに応じた各種支援を充実します。

## 基本方針5 新ステージに向けて共創・挑戦・発信するまち

## 市民総活躍と市民共創のまちづくり

### (1) 誰もが安心して暮らせる共生社会の実現【再掲】

- ① 子どもから高齢者、障がいのある人、外国人など、誰もが地域で安心して暮らせるよう、ハード面のバリアフリーだけでなく、心のバリアフリーにも積極的に取り組み、互いに支え合う地域づくりを推進します。

(注28) テレワーク：  
情報通信機器を利用し会社以外の場所等で仕事を行う勤務形態。場所や時間にとらわれない自由な働き方。

(注29) ベンチャー：  
新しい技術やビジネスモデルで新しい事業や取り組みを始めること。

- ②障がいのある人やその家族等が地域において安心して暮らせるよう、生活支援や地域社会における自立と社会参加の支援、就労支援などの取り組みを推進します。

## (2)女性が活躍できる地域社会の形成

- ①行政や企業、地域等における女性の参画をさらに促進し、女性の視点も十分に反映された地域社会の形成を進めます。
- ②女性が自ら望む人生設計を実現するための様々な機会の充実を図るとともに、子育てしやすい環境等を一層整備し、活躍できる環境づくりと男女共同参画を推進します。

## (3)人生100年時代に対応した高齢者の元気づくり【再掲】

- ①高齢者やその家族等が地域において安心して日常生活を送れるよう、多様なニーズに対応した介護サービスの提供など地域包括ケアシステム<sup>(注17)</sup>を整備するとともに、世代を超えて地域住民が共に支え合う地域づくりを目指します。
- ②働く意欲のある高齢者が、培った能力や経験を生かし、生涯現役で活躍し続けられる地域の仕組みづくりを構築します。
- ③公共交通が行き届いていない地域において地域と行政が支える持続可能な「小さな交通」の導入を進めるなど、高齢者の外出機会の確保を進めます。

## (4)共創<sup>(注8)</sup>によるまちづくりの推進

- ①これまでの「協働」を基本としつつ、その考えをさらに進化させ、住民や団体、事業者、行政などの様々な人々が共創で作り上げた地域住民の活動指針である「ふくしま共創のまちづくり計画」に基づき、地域の特性や実情に応じた住民によるまちづくりを推進します。
- ②産官学連携プラットフォーム<sup>(注30)</sup>をはじめとした大学・短期大学、企業、行政など多様な主体が連携する取り組みを推進し、それぞれが持つ資源を活用しながら地域課題を解決するとともに、地域の活性化や市民サービスの向上を図ります。

(注8) 共創：37ページ参照。

(注17) 地域包括ケアシステム：47ページ参照。

(注30) 産官学連携プラットフォーム：

産(市内の産業界)・官(福島市)・学(市内の大学及び短期大学)が連携し、若者定着や地域の課題解決を推進する連携体制。

## 新たな施策への挑戦と発信による都市ブランド力の向上

### (1) 新たな施策への挑戦と発信

- ① その時々々の市民ニーズに基づき、また状況変化に迅速かつ柔軟に対応するとともに、本市の地域資源も活用しながら、本市独自の施策を積極的に企画し、展開します。
- ② 新機軸を盛り込んだ施策に挑戦し、「福島市は躍動する面白そうなまち」という県都の姿を世界に向けて発信することにより、都市ブランド力の向上を図ります。
- ③ 本市のまちづくりに賛同と共感を得ながら、福島市ファンを拡大する応援型ふるさと納税を推進するとともに、特産品などの「モノ」による返礼品に加え、様々な悩みを抱える寄附者のニーズに対応した問題解決型の返礼品や本市の魅力を生かした体験型の返礼品などの「コト」による返礼品の開発に取り組みます。

## 基本方針6 効率的で質の高い行財政経営

## ICTを活用した行政・経済・社会の変革

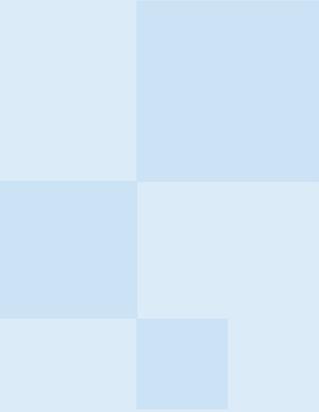
### (1) ICT<sup>(注1)</sup>を活用した行政の変革

- ① 市民が行政手続きに関わる様々な場面において、ICTを活用できる環境を積極的に整えます。また、ICTを用いた様々な情報発信手段を効果的に活用し、市民一人ひとりのニーズに応じた行政情報を迅速に分かりやすく発信するなど、市民サービスの向上と行政の質の向上を図ります。

### (2) ICTを活用した経済・社会の変革

- ① 市民生活や地域経済活動などの様々な場面において、ICTが積極的に取り入れられ、活用されるよう、市民や事業者等の積極的取り組みを促しながら、地域社会のデジタル化を推進します。

(注1) ICT：14ページ参照。



第5編

個別施策



## 第5編 個別施策

本市の目指すべき将来のまちの姿の実現に向けて、重点施策と連動して取り組む個別の施策を「個別施策」として位置付けます。

### 「第5編 個別施策」の見方

「第5編 個別施策」については、以下を参照のうえ、ご覧ください。

#### 30. 市民共創・地域連携の推進

##### 目指す姿

「自分たちのまちは、自分たちで考え、みんなでまちをつくる」という住民自治意識の高まりのもと、市民総参加でまちづくりに取り組んでいます。  
また、市民、団体  
標設定の段階から連  
りを推進しています。

##### ■目指す姿

まちづくり基本ビジョンの目標年次である2025年度(令和7年度)(5年後)に到達したいと考えるあるべき状況や状態を表しています。

##### 現状と課題

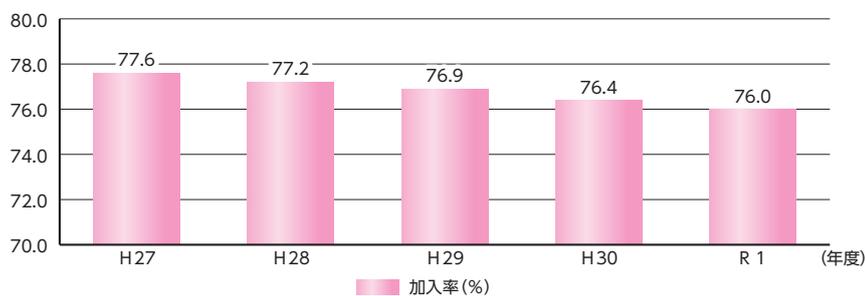
###### (1) 地域活力の低下

- ①人口減少や少子高齢化の進行やまちづくりの担い手が不足する町内会への加入率は年々低下しています。担い手の確保や市民による市政への参画が求められています。
- ②住民同士の近所づきあいや連帯感は希薄化している一方で、子どもや一人暮らしの高齢者等の見守り活動の必要性や災害時における地域コミュニティの大切さが再認識されています。快適で住みよい地域の継続のためには、地域に住む人々が協力しあいながら、地域コミュニティや地域活動を維持することが必要です。
- ③新型コロナウイルスの影響により、多くの人が集まる地域活動の中止など地域住民のコミュニティ形成の場が少なくなっています。これまで築いてきた地域内のつながりを失わないよう、感染防止と地域活動を両立することが必要です。

##### ■現状と課題

本個別施策が置かれている「現状と課題」を記載しています。

###### 【町内会加入率の推移(各年4月1日現在)】



###### (2) 地域課題の多様化・複雑化

- ①価値観やライフスタイルの変化から、地域課題が多様化・複雑化しており、行政だけでは対応が困難になってきています。住民自らが地域の状況や課題を把握し、その地域の特性や実情に応じた住民によるまちづくりが求められています。
- ②様々な地域課題に柔軟にきめ細かく対応するには、各主体が持つ知識と役割を生かした連携を強化することが必要です。

■施策の方向性

本個別施策が今後5年間、どのような「施策の方向性」をもって取り組むかを記載しています。

施策の方向性

(1) 地域コミュニティの活性化

- ① 市民による主体的なまちづくりを推進するため、町内会への加入を促進し、身近な活動にふれることで市民のまちづくり参加意識の高揚につなげます。
- ② 地域コミュニティや地域活動を維持するため、地域における各団体の組織基盤強化を図ることにより、取り組みを推進するとともに、団体内・団体間での結びつきを強化します。
- ③ コロナ禍における感染防止と地域活動の両立のため、新しい生活様式を取り入れ、町内会などにおけるICT<sup>(注1)</sup>を促進します。

「施策の方向性」は「現状と課題」に対応しています。

(2) 共創<sup>(注8)</sup>の推進

- ① 世代や性別等を問わず市民一人ひとり、団体、企業、学校、地域、行政などの様々な主体が、目標を設定する段階から連携し、この目標を達成するため、地域課題を把握・共有し、それぞれの特徴を生かしながら積極的に課題解決に向けて、実践的な行動を展開する「共創のまちづくり」を推進します。
- ② 地域の特性や実情に応じた住民によるまちづくりのため、住民や団体、事業者、行政などの様々な人々が共創で策定した地域住民の活動指針である「ふくしま共創のまちづくり計画」を推進します。
- ③ 行政と企業等が地域の課題を共有し、解決を図るため、それぞれが持つ資源を有効に活用することにより、地域の活性化や市民サービスの向上を図ります。また、産官学連携プラットフォーム<sup>(注30)</sup>を活用し、大学・短期大学、産業界、行政が連携して若者流出などの地域課題の解決に取り組み、まちづくりの中心を担う「人材」の育成を目指します。

■関連する個別計画

本個別施策に関連する分野ごとの主な個別計画等を記載しています。

関連する個別計画

福島市共創のまちづくり推進指針      ふくしま共創のまちづくり計画

関連する基本方針

- 4 産業とにぎわいを生み出す活力
- 5 新ステージに向けて共創・挑戦

■関連する基本方針

本個別施策に関連する主な基本方針を記載しています。

用語解説

(注1) ICT：14ページ参照。  
(注8) 共創：37ページ参照。  
(注30) 産官学連携プラットフォーム：53ページ参照。

■用語解説

専門的な用語や難しい用語がある場合、その解説を各個別施策の末尾に記載しています。

# 1. 子育て支援の充実

## 目指す姿

「子育てするなら福島市」と子育て世代が集まり、子育てを楽しみ、子どものえがおあふれる社会が広がっています。

## 現状と課題

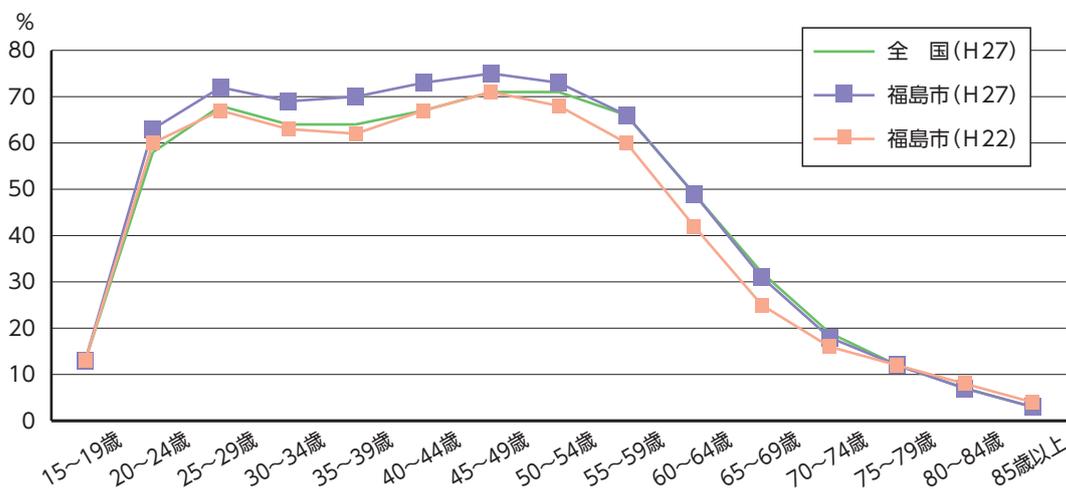
### (1) 子ども・子育ての支援

①これまで本市では、待機児童の解消や質の高い教育・保育など、子ども子育て支援の施策を進めてまいりました。より一層の推進のためには、子どもの生きる・育つ・守られる・参加する権利を尊重しつつ、やがて独り立ちする子どもの育ちや子育てを地域社会全体で支援していくという市民意識の醸成を図る必要があります。

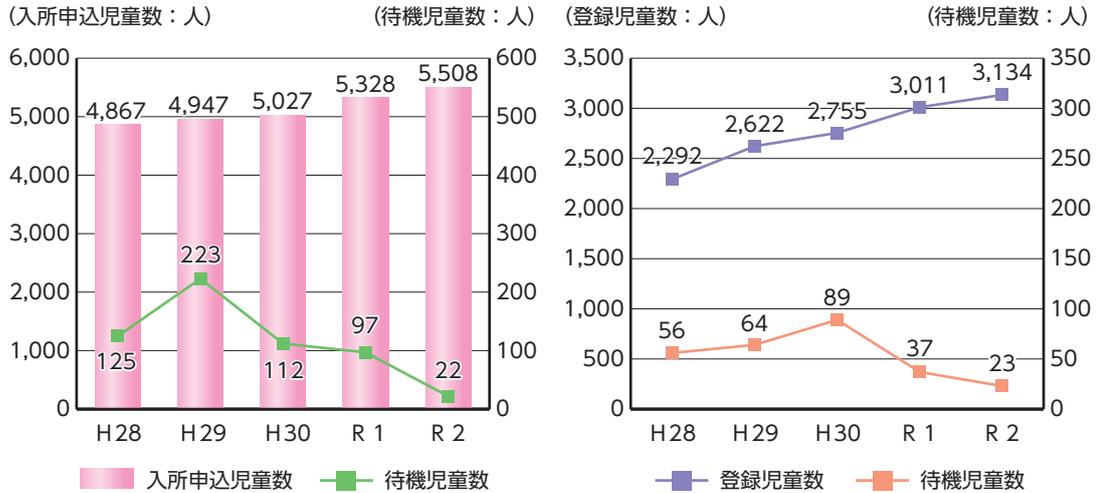
### (2) 子育てしながら安心して働ける環境の整備

- ①1人の女性が生涯に生む子どもの平均的な人数は変わりませんが、親となる世代の女性人口が減少し、未婚率も上昇していることから、出生数の減少による自然減の傾向が強くなっています。特に18歳未満の人口の減少傾向が強くなっています。
- ②本市の女性の就業率は、全国の数値と比較するとやや高率で推移しています。幼稚園・保育施設の待機児童数は減少していますが、入所申込児童数や利用者数が年々増加傾向にあります。また、放課後児童クラブの利用者数についても年々増加傾向にあります。早期に待機児童を解消するとともに、保育の質の向上を図る必要があります。
- ③多様な保育ニーズに対応した取り組みとして、一時預かり等の特別保育の充実が求められています。

【女性の就業率の推移】



【保育施設の入所申込児童数と待機児童数の推移】 【放課後児童クラブの登録児童数と待機児童数の推移】



(3) 子育て環境のさらなる整備

- ①核家族や共働き家庭の増加など、子育て世代をめぐる環境が大きく変化している中、保護者が仕事と子育てを両立し、安心して子どもを生き育てられる環境づくりに取り組む必要があります。
- ②子どもが心豊かで健やかに育つよう、家庭、学校、地域住民や事業所などが連携して、健康づくりや子育てしやすい環境づくりに取り組む必要があります。

(4) 多様な支援

- ①子どもの健やかな成長のためには良好な愛着形成が大切であることから、妊娠期からのきめ細やかな支援が求められています。
- ②発達に課題を抱える子どもや障がいのある子どもとその保護者が、子どもの成長段階に合わせて安心して暮らすことができるよう、相談・支援体制の充実が求められます。
- ③児童虐待の早期発見・早期対応、再発防止及び虐待の世代間連鎖防止のために、関係機関の連携体制の充実が求められています。
- ④障がい児や外国人の受け入れ体制の充実など、多様な保育ニーズに対応した取り組みが求められます。

(5) 地域のつながりの希薄化

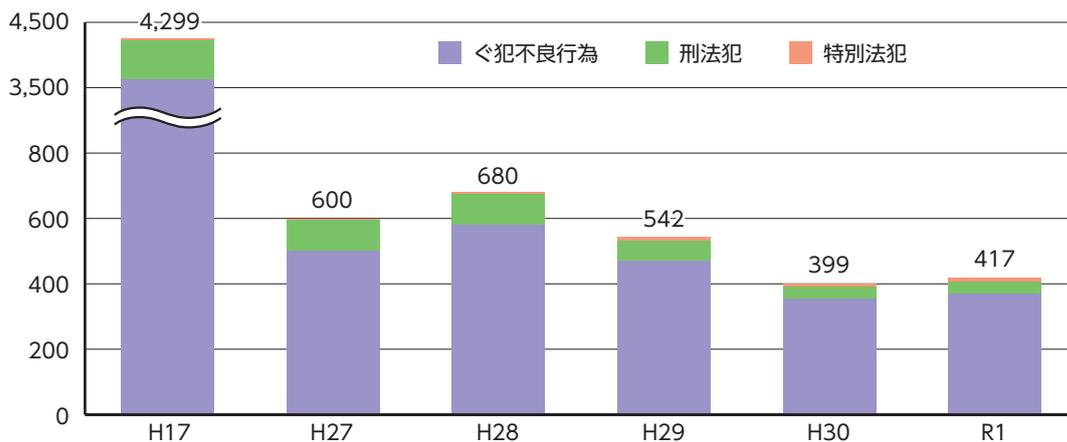
- ①近年の少子高齢化・人口減少、核家族化、情報化社会の急激な進展などの社会経済情勢の変化により、子どもを守り育てる家庭や地域の子育て機能が低下しています。
- ②地域のボランティア団体などと連携しながら、地域社会で子育てを支援していく必要があります。

## (6) 青少年問題の潜在化

- ①非行少年の補導件数は年々減少傾向にあります。スマートフォンなどに代表される情報通信機器の急速な普及により、インターネットやSNS(注31)を介したトラブルや犯罪被害に巻き込まれるリスクが高まっています。
- ②青少年の健全育成を推進するため、長期的な視点に立った市民総ぐるみの取り組みを強化していく必要があります。

【非行少年等補導件数の推移】

(単位：件)



資料：警察機関より

## (7) 感染症への対策

- ①幼児教育・保育施設等における感染症対策として、新しい生活様式への対応が求められています。

### 施策の方向性

#### (1) 子ども・子育て支援の総合的・継続的かつ安定的推進

- ①子どものえがおがあふれる社会を実現するため、「福島市子どものえがお条例」を制定し、市や保護者、地域社会の役割を明確にし、市全体で子ども・子育て支援施策を総合的・継続的かつ安定的に推進します。

#### (2) 安心して子育てできる環境づくりの推進

- ①安心して子育てできるよう、幼児教育・保育施設及び放課後児童クラブの供給量を確保し、待機児童をゼロにし維持するとともに、保育の質の向上を図ります。
- ②多様化する保育ニーズに対応できる一時預かり等の特別保育の拡充を図ります。

#### (3) 親子が健康でいきいきと生活できる環境づくりの推進

- ①妊娠期から子育て期を通して子どもの健全な育ちと保護者の子育てを支援することで、幼少期から健康習慣(早寝、早起き、朝ごはん)を身につけ、豊かな人間性の形成を図ります。

#### (4)子どもが適切な支援を受けることができる環境づくりの推進

- ①児童虐待の防止に向けた取り組みを強化するとともに、ひとり親家庭、発達に課題を抱える子どもや障がいのある子どもとその家庭などに対して、関係機関と連携し、適切に支援します。
- ②障がい児や外国人の受け入れなど、多様な保育ニーズに対応した体制づくりを推進していきます。

#### (5)地域における子育てしやすい環境づくりの推進

- ①地域における子育て支援のネットワークを構築するとともに、子どもと子育て家庭を守り支える地域環境づくりを推進します。

#### (6)青少年が健全で自立した人間として成長していくための環境づくりの推進

- ①非行防止活動を推進するとともに青少年が携帯電話・スマートフォン(SNS)等の利用に伴う危険性を理解し、被害者にも加害者にもならないための教育・周知・啓発活動を推進します。
- ②行政、家庭、学校、地域、事業所や関係機関が様々な情報を共有し、相互の連携・協力を円滑にして青少年健全育成推進体制を強化します。

#### (7)新しい生活様式への対応

- ①幼児教育・保育施設等のICT<sup>(注1)</sup>化により、登降園の管理、体温などの健康管理、お知らせ一斉配信などで手続きの簡素化を図りながら、新しい生活様式への対応を図ります。

### 関連する個別計画

福島市子ども・子育て新ステージプラン(福島市子ども・子育て支援事業計画)  
福島市青少年プラン

### 関連する基本方針

- 1 子どもたちの未来が広がるまち
- 2 暮らしを支える安心安全のまち

### 用語解説

(注1) ICT：14ページ参照。

(注31) SNS：

Social Networking Service(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)の略。Web上で人と人の社会的なつながりを構築できるサービス。

## 2. 学校教育の充実

### 目指す姿

子どもたちは、家庭・地域とのつながりを持ちながら、新たな課題に積極的に取り組み、将来の夢や希望に向かって確実に歩みを進めています。また、これからの社会をたくましく生きぬく力を身に付け、様々な分野への知的好奇心を持ち、充実した学校生活を送っています。

### 現状と課題

#### (1) 人間関係の希薄化、社会性や規範意識の低下

- ①地域での体験活動、職業体験等を通して豊かな人間性、社会性を育む必要があります。

##### 【将来への夢や希望の醸成度(中学校)、地域の自然・文化・人々とのふれあい(小学校)】

区 分	H27	H28	H29	H30	R1
将来の夢や希望の醸成度の評価(中学校)	87.5%	88.8%	95.0%	91.3%	91.3%
地域の自然・文化・人々とふれあったか(小学校)	94.6%	96.3%	89.1%	88.1%	97.4%

- ②人とのかかわりの中で、多様性を認め、相手を尊重する態度や、自他の命を大切にしている心情を育む必要があります。
- ③読書に親しむことを通して、豊かな心を育てたり、情報を収集し正しい判断をしたりすることができる力を育てる必要があります。

#### (2) 学ぶ意欲、読解力の低下

- ①子どもたちの学習意欲を高めたり、子どもたちが学ぶことを通して自らの成長を実感したりできるようにする必要があります。
- ②子どもたちの文章や情報に対する読解力を高めたり、学んだ知識を生活の中で活用したりできる力を育成する必要があります。
- ③これからの国際社会に生きる子どもたちは、外国語に触れたり、外国の生活や文化に興味をもったりすることで、国際人としての基礎的な資質を育むことが求められています。

#### (3) 子どもを取り巻く健康課題の多様化、複雑化

- ①子どもたちの運動に親しむ時間の減少による体力の低下、むし歯などの健康課題への対応と改善が求められています。

##### 【1週間の総運動時間が0分の割合】

(単位：%)

区 分	H27	H28	H29	H30	R1
小学校男子	3.8	3.0	2.8	3.1	4.6
小学校女子	5.1	3.2	3.3	5.1	4.1

- ②子どもたちの心の健康に係る課題に対し、個々の事例に応じたきめ細やかな対応が求められています。
- ③生涯にわたり健康な生活を送るため、子どもたちに望ましい食習慣の形成を促す必要があります。

#### (4)教育ニーズの多様化

- ①特別な支援を必要とする児童生徒に対しては、個々の教育的ニーズに最も的確に応える教育を推進することが求められています。
- ②情報活用能力、プログラミング的な思考力の育成を通し、子どもたちにこれからの社会を生き抜く力を育成する必要があります。
- ③環境、地域の文化や伝統の継承、国際親善、バリアフリーなど、未来のふくしまを考える機会を捉え、持続可能な地域の発展に努めていこうとする自覚を高める必要があります。

#### (5)いじめの内容の複雑化、不登校の増加

- ①本市の不登校の児童生徒の数は依然として多く、小中学校が連携を図りながら支援体制の整備に取り組む必要があります。
- ②不登校、学校不適応、さらには、家庭の問題等に対しては、スクールカウンセラー(注32)、スクールソーシャルワーカー(注33)、関係機関等との連携を図り、一人ひとりに寄り添う支援体制を充実させる必要があります。

##### 【1,000人あたりの不登校児童・生徒数】

(単位：人)

区分	H27	H28	H29	H30	R1	H27対R1
小学校	4.6	5.0	3.9	6.5	8.2	178.3%
中学校	42.2	45.4	44.2	44.5	45.3	107.3%

- ③子どもたちの間には、様々なトラブルやいじめの問題が起きており、これらの問題を早期発見、早期対応、早期解決することにより重大な事態に発展させないことが大切です。

### 施策の方向性

#### (1)豊かな心の育成

- ①道徳教育において、地域の人材の活用、体験を取り入れた道徳の授業を充実させるなど、様々な取り組みを推進します。また、LGBT(注34)、インターネット、感染症や震災等による差別や偏見のない社会の実現に向け、人権を尊重する意識を高める教育を推進します。
- ②子どもたちが、地域の人・もの・ことを活用した探究的な学習活動が展開できる事業を推進します。また、系統的な進路指導、キャリア教育を充実させる取り組みを推進します。
- ③各学校での読書活動や家庭読書を推進することで読書習慣づくりに努めるとともに、市立図書館との連携を深め、学校と図書館司書、学校司書が丸となって学校図書館の充実を図ります。

## (2) 確かな学力の育成

- ①児童生徒が意欲的に学習に取り組むための授業の改善を図ります。また、学力の実態を把握し、課題を明確にした上で個に応じたきめ細かな学習支援に努めます。
- ②各教科の授業において、文章の内容及び図やグラフ等の情報を正確に読み解くことができる力を育みます。また、学習したことを確実に定着させ、その有用性が実感できる取り組みを推進します。
- ③児童生徒が外国語や外国の文化などに興味をもちながら慣れ親しみ、コミュニケーションを図る資質・能力を養うための学習の充実を図ります。

## (3) 健やかな体の育成

- ①子どもたちの体力の傾向と課題を明らかにし、主体的に運動に取り組む習慣づくりを推進します。
- ②子どもたちの心の健康やむし歯予防など、子どもの心身に寄り添った学校保健を推進します。
- ③旬の食材を使用し、地産地消を意識した思い出に残る学校給食を提供するとともに、郷土愛を育む食育を推進します。

## (4) 多様なニーズに応じた教育

- ①専門性の高い特別支援教育指導員の巡回訪問や専門性の向上に向けた研修等の一層の充実を図り、個々の教育的ニーズに応える特別支援教育を推進します。
- ②児童生徒がICT(注1)を活用したり、プログラミング学習などを通して、自らの学びを深めたり、広げたりすることができるよう、教員の指導力の育成、環境の整備などの取り組みを推進します。
- ③防災教育、放射線教育、郷土ふくしまの伝統や文化に関する学習、オリンピック・パラリンピックの意義や効果について考える学習などを通して、持続可能な地域の発展に努めていこうとする自覚を高めます。

## (5) いじめ、不登校への対応

- ①スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を活用し一人ひとりに寄り添う支援体制のもと、心に不安を抱えた児童生徒や保護者の悩みに適切かつ迅速に対応する取り組みを推進します。
- ②不登校傾向への適切な初期対応や信頼関係に基づいた心の居場所づくりを推進するほか、生徒支援教員の活用による学校復帰への支援を進めます。
- ③いじめを許さない学校の風土づくりなど、いじめの未然防止に向けた取り組みを進めるとともに、いじめの早期発見、早期対応の徹底について組織的な取り組みを推進します。

### 関連する個別計画

福島市教育振興基本計画  
福島市青少年プラン

福島市学校給食長期計画

福島市障がい者計画

## 関連する基本方針

- 1 子どもたちの未来が広がるまち
- 2 暮らしを支える安心安全のまち

## 用語解説

- (注1) ICT：14ページ参照。
- (注2) スクールカウンセラー：  
公認心理師、臨床心理士の資格を有し、児童生徒・保護者などの心理相談・教育相談・助言を行う専門家。
- (注3) スクールソーシャルワーカー：  
社会福祉士の資格を有し、教職員・保護者等への助言・援助、福祉関係機関・団体との連絡調整を行う専門家。
- (注34) LGBT：  
女性同性愛者(レズビアン(Lesbian))、男性同性愛者(ゲイ(Gay))、両性愛者(バイセクシャル(Bisexual))、トランスジェンダー(Transgender)の各単語の頭文字を組み合わせた表現。

### 3. 学びの環境の充実

#### 目指す姿

安心安全で良好な学習環境の下、高い専門性を持った教職員と学校・家庭・地域が一体となって子どもたちへの思いを一層強め、子どもたちの健やかな成長と学びを支えています。

#### 現状と課題

##### (1) 教員のさらなる指導力の向上と業務等の多忙化

- ①専門職である教員の指導力の向上を目指した研修をさらに推進するとともに、ICT<sup>(注1)</sup>機器の急速な配備に対応した研修を拡充させ、教員のスキルアップを図る必要があります。
- ②学校が抱える課題がより複雑化・困難化しており、教職員の時間外在校時間が長時間化していることから、教職員の学校における働き方改革を進める必要があります。
- ③多様化する学校課題への対応により不調を訴える教員が増えていることから、いじめや虐待をはじめ学校が抱える諸課題について、メンタル面や法的側面から支援する必要があります。

##### (2) 学校・家庭・地域との共創の必要性

- ①子どもたちの発達の段階に応じた望ましい家庭学習や生活の習慣づくり、さらには、情報通信機器の正しい活用について、学校、家庭、地域が協力し、関係機関を含めた十分な連携が図れる体制づくりが求められています。

#### 【家庭学習への取り組み状況】

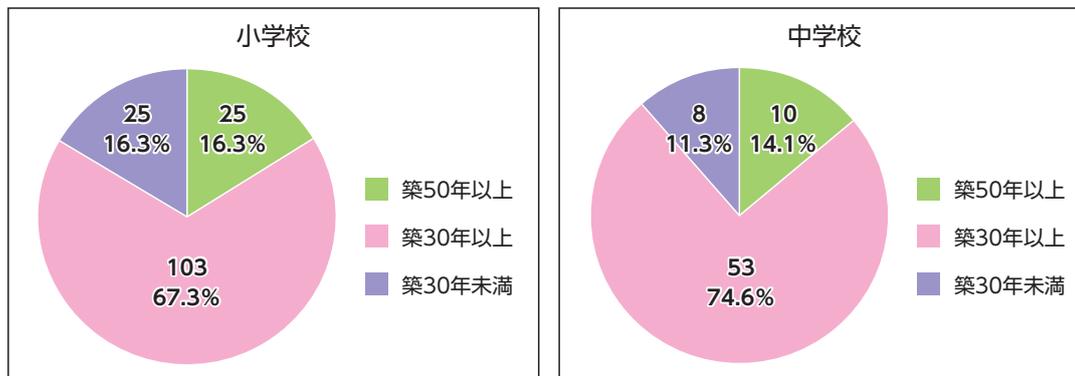
区 分		H27	H28	H29	H30	R1
家庭学習で一定時間以上の学習	(小6)	75.5%	78.1%	79.5%	77.9%	78.5%
に取り組む児童生徒の割合	(中3)	37.9%	30.6%	35.0%	33.0%	33.0%

- ②ふるさとを愛し、自他を大切にする子どもを育成するために、関係機関との連携、協力体制を推進していくことが求められていることのほか、学校運営に関し、地域住民や保護者のニーズを一層的確に反映させていく必要があります。
- ③子どもの発達の特性、学習内容、指導方法の違い等を、学校、保護者、地域が理解し、互いに連携を図ることにより、発達段階に応じて支援していくことが重要です。

##### (3) 教育環境の整備の必要性

- ①学校施設は、老朽化している建物・設備が多いことから、計画的な施設の更新や適正な維持・管理が必要となっています。

## 【小中学校の築年数割合(棟数)】



- ②豊かな学校生活を送ることができるように、学校施設の適正規模・適正配置計画の観点で踏まえた学校の教育環境の改善や休業になった際でも学びを止めない学習環境の整備が求められています。

## 施策の方向性

## (1) 熱意と元気あふれる教員の育成

- ①教職員のキャリアステージに応じた研修やICT推進を担うリーダー養成研修など本市の教育課題や時代の要請に応じた実効性のある研修を進めます。
- ②児童生徒に対して効果的な教育活動が進められるよう、学校・教職員の業務の適正化・効率化など、学校における働き方改革のための取り組みを推進します。
- ③教職員のメンタルヘルス対策の充実を図るとともに、学校が抱える諸課題について法的側面から支援を行う法律の専門家であるスクールロイヤーの配置などにより教職員のサポート体制を強化します。

## (2) 学校・家庭・地域との共創

- ①学校、家庭、地域が一体となり、子どもたちの学習習慣、望ましい生活習慣づくりやICT機器を正しく活用する力を育成する取り組みを推進します。
- ②学校と地域住民、保護者等が連携を図りながら、より開かれた学校運営を進め、魅力ある学校づくりを推進します。
- ③学習指導や生徒指導の課題解決に向け、各校種の教員同士、保護者、地域が連携し、家庭や地域の教育力を活用した実効ある取り組みを推進します。

## (3) 安心安全で良好な学習環境の整備

- ①安心安全な学校施設等の整備を計画的に推進するとともに、老朽化している給食センターや学校給食施設の整備を進めます。
- ②福島市立小学校・中学校の適正規模・適正配置第一次実施計画に基づき、より良い環境を目指した「統廃合の推進」・「新しい学校づくりの推進」・「施設の更新」を推進します。また、学校が休業になった際でも学び続けることができるICTを活用した学習環境の充実を図ります。

## 関連する個別計画

福島市教育振興基本計画    福島市学校給食長期計画    福島市生涯学習振興計画  
福島市子ども読書活動推進計画    福島市公共施設等総合管理計画  
福島市青少年プラン

## 関連する基本方針

- 1 子どもたちの未来が広がるまち

## 用語解説

(注1) ICT：14ページ参照。

## 4. 男女共同参画・人権尊重の推進

### 目指す姿

一人ひとりがお互いを尊重し、それぞれの個性と能力を発揮していきいきと生活しており、誰にでも優しく接しています。

### 現状と課題

#### (1) 固定的な性別役割分担意識<sup>(注35)</sup>の存在

①女性の活躍が徐々に進んでいますが、固定的な性別役割分担意識などがあり、いまだ男女の地位が平等ではないという状況が見られます。これらの性別に基づく役割分担意識を解消し、多様な選択ができ、自分らしく生きることが大切です。

#### (2) 多様な意見や視点の重要性

①政治や行政などで決定される政策や方針は、そこで生活するすべての人に影響を及ぼすことから、その意思決定過程には男女がバランスよく参画して多様な意見や視点が反映されなければなりません。

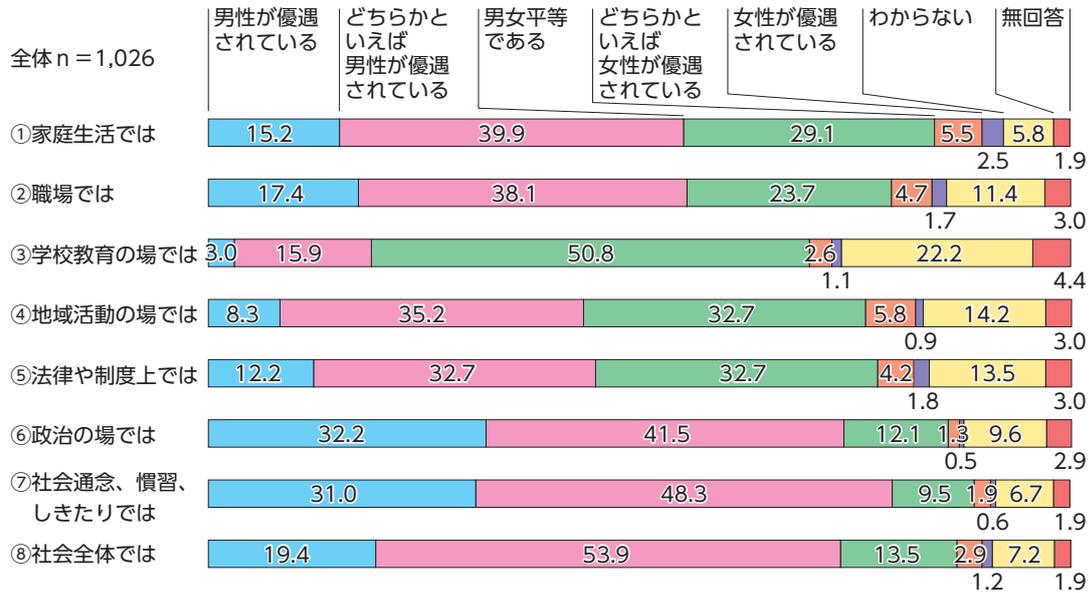
#### (3) 仕事と家庭生活の調和

①男女間の不平等を解消して、男女が互いの人権を尊重し、共に自己の能力を十分に発揮しながら仕事や家庭生活、地域活動を行うなど、持続可能な生活を次世代に引き継いでいく必要があります。

#### (4) 身近にある人権侵害

①DV<sup>(注36)</sup>やハラスメントなどの被害は身近に存在し、被害者の半数はどこにも相談していないという状況が見られます。暴力やハラスメントは重大な人権侵害であり、誰もが安心して安全に暮らせる社会へさらに取り組む必要があります。

### 【状況別男女地位の平等意識】



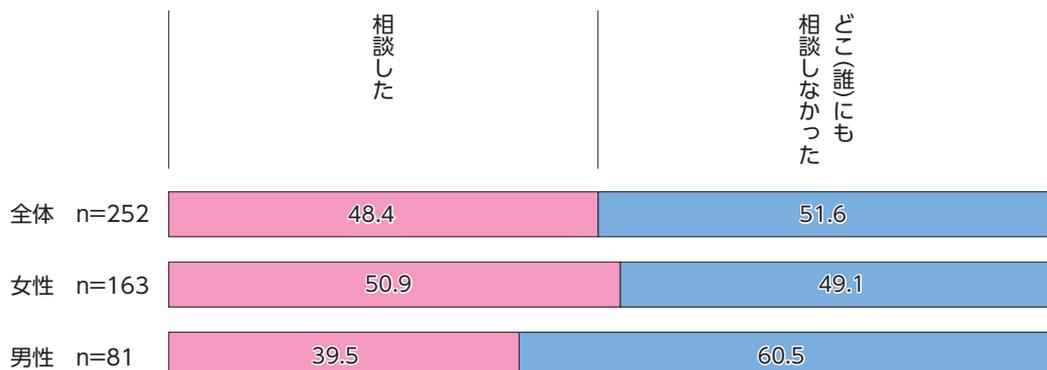
資料：福島市男女共同参画に関する意識調査報告書(令和元年度)  
問.「次の各分野での男女の地位が平等だと思いますか」

### 【審議会等における女性委員の参画割合】



資料：審議会等における女性委員の参画割合の状況調査

### 【人権侵害を受けた方の相談状況】



資料：福島市男女共同参画に関する意識調査報告書(令和元年度)  
問.「(前の質問で「人権侵害を受けた」と回答した方に対し)誰かに打ち明けたり、相談したりしましたか」

## 施策の方向性

### (1) 男女共同参画の意識づくり

- ① 固定的な性別役割分担意識を解消し、人それぞれが持つ個性や能力が発揮できる社会を目指すため、男女共同参画の意識の醸成と、男女共同参画の視点に立った教育、学習及び啓発を推進します。

### (2) 誰もが参画できる環境づくり

- ① 性別にかかわらず、あらゆる分野で活躍できる男女共同参画社会の環境整備のため、様々な意思決定の過程に男女がバランスよく参画することに努め、多様な意見を取り入れるとともに、地域活動や復興・防災等における男女共同参画を進めます。

### (3) 女性活躍の推進

- ① 希望するすべての女性が様々な場面で活躍できるよう、ワーク・ライフ・バランスの推進や多様な働き方への支援、男性の育児休暇等の取得促進に向けた企業や事業主への意識啓発などを進め、誰もが活躍できる環境づくりを推進します。

### (4) 人権尊重による安心して暮らせる社会づくり

- ① すべての個人が尊重され、あらゆる偏見や差別、暴力のない多様性を認め合う、健康で安心して暮らせる社会づくりに努めます。

## 関連する個別計画

福島市男女共同参画基本計画(男女共同参画ふくしまプラン)

## 関連する基本方針

- 1 子どもたちの未来が広がるまち
- 5 新ステージに向けて共創・挑戦・発信するまち

## 用語解説

(注35) 固定的な性別役割分担意識：

「男は仕事、女は家庭」というような性別に対する潜在的な役割分担の意識。

(注36) DV：

Domestic Violence(ドメスティック・バイオレンス)の略。配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振られる暴力。

## 5. 放射線対策の充実

### 目指す姿

市民が放射線に関する正しい知識を持ち、安心して生活しているとともに、風評に対して自らの考えを主張することができます。

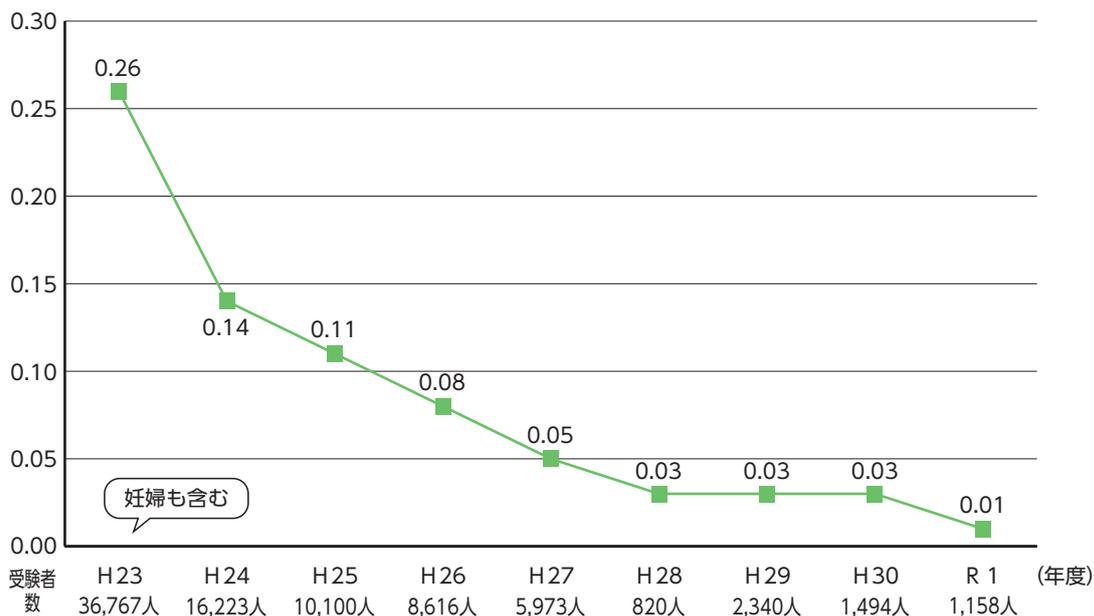
### 現状と課題

#### (1) 放射線への不安と情報の伝え方

- ①東日本大震災及び原子力災害の発生から10年が経過した今もなお放射線に対する健康不安が残っています。これまでの個人被ばく線量の検査<sup>(注37)</sup>結果から、福島市健康管理検討委員会では「健康に影響を与えるような数値ではない。」という見解を示していることから、放射線に対する不安が安心に変わるよう、正しい知識を広く持っていただく必要があります。

#### 【3ヶ月間追加被ばく線量平均値年次推移(15歳以下)】

単位：ミリシーベルト



#### (2) 放射線に関する正しい知識と健康管理

- ①東日本大震災やその後の原発事故による健康不安を考え、自分の健康状況を確認する特定健診等の既存健診を受診する機会がない対象者に対し、一般健康診査を福島県が実施しています。市は独自の検査項目として貧血検査や白血球数などを実施し、受診の結果をもとに保健指導を実施しています。
- ②健康講座、家庭訪問等の機会を捉えて放射線に関する正しい知識の普及啓発に努めてきました。新たに妊娠、出産を迎える方や他県から転入され、妊娠、出産、子育てされる方もいるため、今後も、市民一人ひとりが放射線に関する正しい知識を持ち、自ら健康管理ができるようにする必要があります。

### (3)空間放射線量・食品等放射能への安心安全の確保及び不安軽減

- ①空間放射線量及び家庭で消費する食品等の放射能のモニタリングを実施するとともに、本市の現状を市内外に情報を広く発信してきました。空間放射線量は、除染の実施などで大幅に低減し、食品等の放射能測定を持ち込み件数は、当初に比べ大幅に減少していますが、今後も、市民の安心安全の確保や不安の軽減を図るとともに、風評払拭に努める必要があります。

### (4)農産物に対する風評

- ①多くの農産物では基準を超える放射性物質が検出されず、農産物の安全性が明らかになり、放射性物質吸収抑制対策や米の放射性物質検査方法などが変化しています。
- ②食への安心を維持するため、安全な農産物の生産と安心できる出荷体制の継続を支援する必要があります。

### (5)放射線教育への関心

- ①東日本大震災及び原子力災害から10年が経過し、震災を直接体験していない、もしくは記憶にない児童生徒が増えていることから、以前に比べ放射線教育に対する関心が低くなっている傾向が見られます。放射線を学習する必要性や背景(震災と原発事故)について学ぶ、知る必要があります。

### (6)市外へ避難している市民の帰還

- ①放射線による健康や食などに対して不安を感じ、市外へ避難した市民の多くは、避難が長期化し、子育て世代を中心に生活の基盤を避難先に移す傾向にあります。
- ②市外で避難生活を送っている市民が福島市へ帰還するためには、本市の実態を知る機会や帰還しやすい環境をつくる必要があります。

### (7)除染の推進

- ①住宅除染等は終了し、除染で出た除去土壌の現場保管の早期解消に取り組んでいます。また、仮置場から中間貯蔵施設への輸送を進め、仮置場の原状回復を早期に進める必要があります。

## 施策の方向性

### (1)不安軽減と情報の発信

- ①これまで個人被ばく線量の検査や健康講座などを実施してきましたが、今後も学識経験者等の意見をききながら事業を継続して行い、個人被ばく線量の把握に努めるとともに、不安軽減や健康管理に活かしていけるような情報を提供します。
- ②県内外、国外に向けても情報を発信し、本市の現状を知っていただくことで、安心して住めるまちをPRします。

## (2)健康管理の支援

- ①東日本大震災やその後の原発事故による健康不安の軽減のため、福島県が行っている既存健診を受診する機会がない対象者の一般健康診査に合わせ、市独自の検査項目についても継続して実施し、将来にわたる健康管理に役立てられるように努めます。
- ②新たに妊娠、出産を迎える方や他県から転入され、妊娠、出産、子育てされる方もいるため、これまで実施してきた健康講座、家庭訪問等を必要に応じて行い、正しい知識の普及啓発を行い、健康不安の軽減が図られるように努めます。

## (3)空間放射線量のモニタリング・食の安心安全の確保

- ①空間放射線量や食の安心安全について、市内外に正しい情報を発信するなど、市民の不安を軽減するとともに風評払拭を図る取り組みを推進します。

## (4)農産物の安心安全の確保

- ①安全性が明らかとなる農産物を増やすための放射性物質吸収抑制対策を継続し各生産者の営農活動での取り組みを支援するとともに、モニタリング検査の継続などによるデータに基づいた情報発信を通して農産物を安心して出荷できる体制づくりなどを支援します。

## (5)放射線教育の充実

- ①震災や人々の様々な復興への努力について知る機会を設定するなど、放射線について学ぶ意義や目的を高める学習ができるよう支援します。また、身の回りで行われている食品検査の取り組みや健康を守るための取り組みなど、本市の復興に向けた取り組みを通して「郷土ふくしま」への理解を深める学習の充実を図ります。
- ②正しい知識を身に付け、児童生徒一人ひとりが放射線についての正しい知識を持ち、主体的に判断し、行動できるようにし、風評被害や人権問題を払拭するために、身に付けた正しい知識を情報発信する力を育むことができる取り組みを推進します。

## (6)市外へ避難している市民への支援

- ①本市の今を知る機会をつくる取り組みや帰還に向けた相談窓口を設置することにより、市外へ避難している市民の不安や悩みを解消できるように努めます。

## (7)除染後の安心安全

- ①除去土壌の現場保管解消、中間貯蔵施設への輸送、仮置場の原状回復を推進します。

### 関連する個別計画

ふくしまし健康づくりプラン  
福島市農業・農村振興計画

福島市健康管理実施計画  
福島市ふるさと除染実施計画

福島市環境基本計画

## 関連する基本方針

- 2 暮らしを支える安心安全のまち      3 次世代へ文化と環境をつなぐまち

## 用語解説

- (注37) 個人被ばく線量の検査：  
体の外から受ける放射線の影響を測る外部被ばく検査や、体内に取り込んだ食物などから受ける放射線の影響を測る内部被ばく検査のこと。

## 6. 危機管理・防災減災体制の充実

### 目指す姿

災害に対し被害を最小限に抑えるため、すべての世代が防災や減災について学べる機会を一層充実し、被害を未然に防ぐ「強さ」と被災した場合でも迅速に回復できる「しなやかさ」をもって、地域防災の担い手として活躍し、安心して安全に暮らしています。

### 現状と課題

#### (1) 大規模災害の発生と災害の多様化

- ①東日本大震災や令和元年東日本台風から得られた教訓を踏まえ、強くしなやかな地域防災力の実現が求められています。
- ②気候変動による大型台風の増加や局所的大雨に対応するため、河川改修や内水排除<sup>(注38)</sup>対策を講じるとともに、農業水利施設の維持及び改修、森林の保全など総合的に治水対策・治山対策を強化する必要があります。
- ③自然災害に加えて、新型コロナウイルス感染症などの危機事象の発生時においては、人心の混乱を抑え被害の軽減を図り、災害時における市民の健康維持や疾病の悪化防止・衛生管理など迅速な対応及び対策が求められます。

#### (2) 社会変化による人材確保、人材育成の重要性と緊急性の高まり

- ①就業形態や社会情勢の変化などにより、消防団員の減少及び高齢化が進んでおり、人材の確保が求められます。
- ②実践的かつ効果的な防災訓練や防災減災について、すべての世代が学べる機会を創出するなど、市民意識の醸成を図る必要があります。
- ③市民と地域、企業や行政などが共創して危機対応能力の向上を図る必要があります。

#### (3) 技術向上による新たな情報共有の仕組み構築の可能性

- ①市民と行政が必要な情報を災害情報配信システムの導入などにより素早く共有できる仕組みを構築するとともに、地域でのコミュニケーションづくりを促進する必要があります。

### 施策の方向性

#### (1) 地域防災力の強化

- ①様々な災害や被災状況を想定し、万が一の場合の被害を最小にします。
- ②将来の地域防災の担い手を育成するため、特に小中学校における防災減災の学習機会を一層充実させます。
- ③日ごろから防災訓練などを通じ市民と行政が情報を共有しコミュニケーションを図ります。

- ④公共施設のみならず、町内会、企業などで防災減災に生かせる地域資源<sup>(注39)</sup>の活用と自主防災組織の育成と連携を図ります。
- ⑤若者や女性を中心に消防団への加入促進を進め、消防団の組織体制の充実を図ります。

## (2)災害に強い社会インフラ等の整備

- ①河川改修事業、公共下水道(雨水渠)事業、砂防事業、排水路整備、雨水貯留施設設置など、国・県と連携しながら治水事業の推進と内水排除対策の強化を図ります。
- ②森林整備や林道整備、治山事業を推進します。

## (3)行政の災害対応力の強化

- ①防災情報や災害情報を集約・共有するためのICT<sup>(注1)</sup>化を進め、危機事象に関する必要な情報の伝達環境を整備するとともに、国・県・関係機関・団体と連携を密にして、避難所の開設、被災者支援、応急復旧などの包括的な危機管理体制を構築します。
- ②地震や風水害などの大規模災害に対応するため、将来にわたって持続可能な広域応援体制<sup>(注40)</sup>の充実を図ります。
- ③ハザードマップ等を活用し、災害が発生した場合の迅速な避難行動がとれるよう地域における防災意識の向上を図ります。
- ④市役所職員一人ひとりの防災意識の高揚と災害対応能力の向上に努めます。

### 関連する個別計画

福島市国土強靱化地域計画      福島市地域防災計画

### 関連する基本方針

#### 2 暮らしを支える安心安全のまち

### 用語解説

(注1) ICT：14ページ参照。

(注38) 内水排除：

雨水を市街地から下水道や道路側溝・水路等の排水施設を通じて河川等へ排除すること。

(注39) 防災減災に生かせる地域資源：

一時避難場所として活用することが期待できる地区集会所等のハード面や地区にいる防災士など専門的な知識を有する人材などソフト面も含めた広義の意味。

(注40) 広域応援体制：

東日本大震災の教訓等を踏まえ、人的・物的支援の調整、情報の収集・提供、国との交渉等の機能強化のための支援体制。

## 7. 消防・救急体制の充実

### 目指す姿

大規模災害等に備えた消防力が充実し、市民や企業と共に命を守る「救命のリレー」<sup>(注41)</sup>の取り組みが進められ、子どもから高齢者までが安心安全に暮らしています。

### 現状と課題

#### (1) 防災拠点施設の老朽化

- ①建設から40年以上経過した消防庁舎が4施設あり、老朽化が著しく新耐震基準を満たしていないことから、大規模災害時の防災拠点として機能が果たせない可能性があります。
- ②消防車両・資機材の充実、ICT<sup>(注1)</sup>化を含めた、消防活動能力が十分発揮できる多様な機能を確保する必要があります。

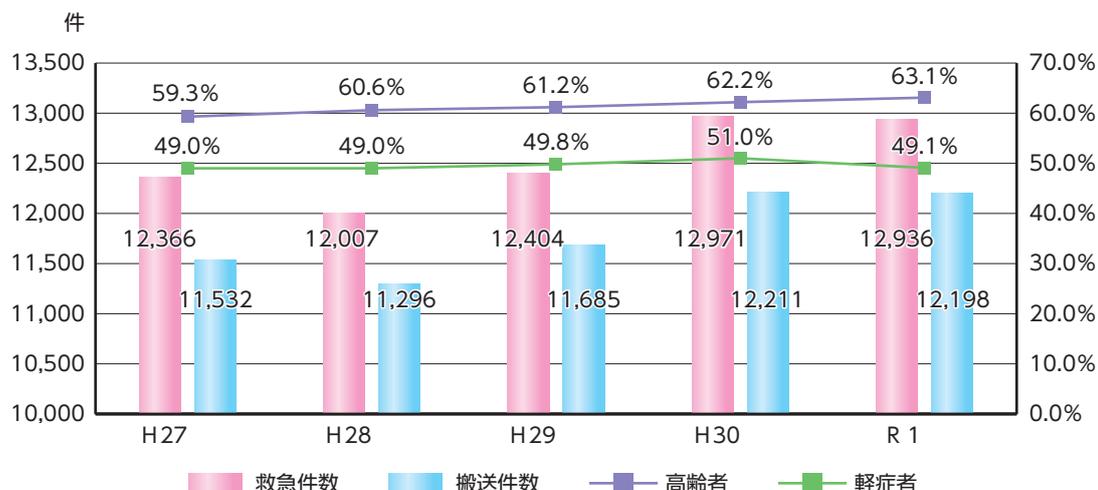
#### (2) 災害の多様化

- ①地球温暖化の影響による大型台風や集中豪雨等による風水害が増加しています。
- ②都市構造や災害形態の変化に伴い、あらゆる災害に備えるための消防活動体制を整備する必要があります。
- ③大規模・広域災害に迅速に対応できるよう、広域的な相互応援体制の強化や特殊災害に対応する資機材の整備が求められています。

#### (3) 救急需要の増加と多様化

- ①救急出動は年々増加傾向にあり、搬送者の約6割は高齢者です。また、人口減少や超高齢社会の到来、疾病構造の変化<sup>(注42)</sup>や年齢層による救急要請も多様化しています。
- ②新型コロナウイルス感染症の発生により、感染が疑われる患者からの救急要請や感染者の移送など、救急業務における救急隊員の感染防止対策を徹底する必要があります。
- ③救急隊員の知識・救命処置技術の向上、市民が行う応急手当の普及や救急自動車の適正利用による救急搬送の円滑化が求められています。

## 【救急出動件数・搬送人員・高齢者・軽症者割合】



### (4) 防火意識の低下

- ① 高齢者世帯が増加傾向にあることから、住宅防火対策を徹底する必要があります。
- ② 物品販売店、旅館・ホテルなど不特定多数の方が利用する建物や、病院、福祉施設など一人で避難することが困難な方が利用する施設においては、火災や災害が発生すると甚大な被害となる恐れがあります。
- ③ 火災や災害による被害を軽減するため、住宅防火対策と事業所等の防火管理体制の徹底に取り組む必要があります。

## 施策の方向性

### (1) 消防防災体制の充実

- ① 新耐震基準を満たしていない福島消防署清水分署の改築を進めます。また、消防本部・福島消防署庁舎の整備に併せ、消防車両・資機材の充実を図るとともに、119番通報の受信や災害情報を発信する高機能消防指令システムを再構築します。
- ② 消防活動の充実のため無線設備の充実を図り、安定した無線通信を確保します。
- ③ ICTを活用し、市民が必要とする情報を選択して取得できるシステムを構築します。

### (2) 災害対応能力の強化

- ① 災害形態・地域特性に応じた部隊の配置や資機材の整備を図ります。
- ② 専門的な知識・技術を有する消防職員を育成し、災害への対応能力の向上を図ります。
- ③ 大規模災害等に対応するため、県都消防として広域的な相互応援体制を強化します。

### (3) 救急体制の確保

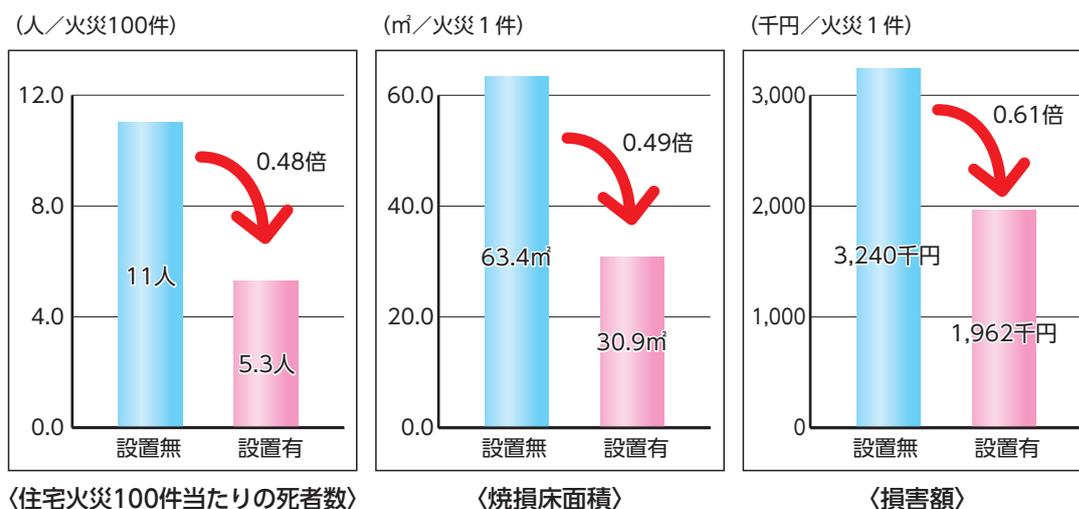
- ① 事業所等の応急手当普及員による自主的な救命講習の開催を促進し、多くの市民が心肺蘇生の実施やAEDを使用できる環境を構築します。

- ②救急自動車適正利用の推進や地域包括ケアシステム<sup>(注17)</sup>と連携するなど、救急搬送の円滑化を図ります。
- ③救急ワークステーションへの派遣を強化し、救急救命士を含む救急隊員の資質の向上、ドクターカーとしての出動体制の充実を図ります。
- ④レベルの高い救急救命士を養成するとともに、救急隊員の感染防止対策の徹底を図るため、最新の救急自動車・高度救命資器材を計画的に更新・導入することで、救命率の向上と後遺症の軽減を図ります。

#### (4)火災予防の推進

- ①住宅用火災警報器の設置効果の奏功事例を発信し、住宅用火災警報器の設置と維持管理の周知徹底を図ります。
- ②事業所等の自主的な防火管理体制を強化するため、防火管理者選任の促進を図ります。
- ③火災発生時の人命危険性が高い防火対象物に対する効果的な立入検査を実施します。
- ④予防業務に関する高度な知識・技術を有する消防職員を育成し、火災予防対策の強化を図ります。

#### 【全国で発生した住宅火災における住宅用火災警報器設置の効果】



資料：消防庁ホームページ (<http://www.fdma.go.jp/>)

#### 関連する個別計画

福島市地域防災計画

#### 関連する基本方針

2 暮らしを支える安心安全のまち

## 用語解説

(注1) ICT：14ページ参照。

(注17) 地域包括ケアシステム：47ページ参照。

(注41) 救命のリレー：

突然死を未然に防ぐための「心停止の予防」、心停止の可能性があれば119番通報とAED(自動体外式除細動器)の手配を依頼する「早期確認と通報」、市民が行う心肺蘇生やAEDによる電気ショックなどの「一次救命処置」、救急隊と医療機関による「高度な救命医療」のリレーのこと。



(注42) 疾病構造の変化：

人の多くがかかっていた病気の質と量の変化。日本の死亡率は感染症から生活習慣病へと転換しています。

## 8. 安心安全な市民生活の確保

### 目指す姿

市民一人ひとりが地域社会の一員としての自覚を持ち、思いやりにあふれた地域コミュニティづくりを自ら率先して努め、犯罪や事故の起こりにくい地域社会で安心して安全に暮らしています。

### 現状と課題

#### (1) 地域の防犯体制の弱体化

- ①本市における街頭犯罪等の発生件数は減少の傾向にありますが、子どもに対する声掛けの事案が依然として見受けられます。その一因として、地域コミュニティが希薄化していることがあげられます。
- ②相互扶助による犯罪抑止機能が低下する中、インターネット関連のトラブルやなりすまし詐欺<sup>(注43)</sup>などの複雑多様化する消費者被害に、近隣で相談できる者を持ってなくなり、地域社会から孤立した高齢者や若年者が巻き込まれる事案が増加しています。
- ③地域住民の防犯意識の啓発の推進と自主的かつ多様な防犯活動の展開や、警察や地域における関係団体等の連携により防犯体制を強化する必要があります。

#### 【福島市内の過去5年間の街頭犯罪発生件数】

(単位：件)

年次	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
件数	2,232	2,135	1,957	1,626	1,580

#### 【福島市内の過去5年間のなりすまし詐欺被害件数及び被害額】

(単位：件、万円)

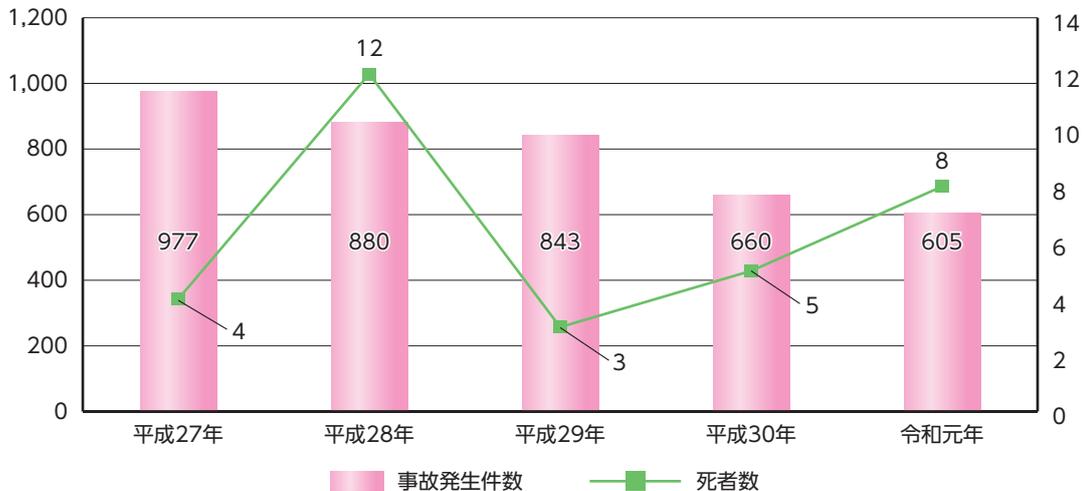
年次	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
件数	39	12	29	24	31
被害額	6,539	1,640	5,487	2,727	4,440

#### (2) 交通安全対策

- ①交通事故の発生件数は減少傾向にありますが、高齢者が被害者のみならず加害者として関与する事故が多くみられます。
- ②通学時などにおいて、子どもを交通事故から守る必要性が増しています。
- ③交通事故を減らすため、地域や学校における交通安全教育を推進するとともに、交通安全意識の向上と交通ルールの遵守を目指し、警察や地域における関係団体等との連携をより一層強化する必要があります。

【福島市内の過去5年間の交通事故発生件数と死者数】

(単位：件、人)



【福島市内の過去5年間の交通事故による死傷者数状況】

(単位：人)

年次	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
子ども	61	70	53	41	28
高校生	54	36	31	33	32
高齢者	177	159	140	115	144
その他	897	816	770	594	520

※子ども：中学生以下、高齢者：65歳以上

### (3) 道路の安全に対する取り組み

- ①交通安全施設の整備や交通事故防止対策など日常生活に身近な道路の安全を確保するため、日常的な道路点検パトロールなどにより、危険箇所を発見次第、安全対策を講じています。
- ②道路点検パトロールを強化するとともに、未就学児が集団で移動する経路等の再点検や児童生徒の登下校の安全を確保するため、通学路安全点検の実施などにより改めて危険箇所を精査、確認の上、適切な対策を講じていく必要があります。
- ③高齢者の増加に対応した総合的な高齢者交通安全対策に取り組む必要があります。

## 施策の方向性

### (1) 防犯対策の充実

- ①「自分たちの地域は自分たちで守る」という市民一人ひとりの意識を高め、市民生活の安心安全を確保する取り組みを推進します。
- ②新しい生活様式を意識した、思いやりにあふれた地域コミュニティづくりの促進を図ります。
- ③なりすまし詐欺などの消費者被害から、狙われやすい高齢者や若年者を守るため、地域での見守りや啓発を強化し、未然防止に努めます。
- ④複雑多様化する犯罪に対し、地域住民の自主的な防犯活動の展開や防犯意識の啓発の推進を図り、警察や地域における関係団体等との連携をより強化します。

## (2)交通安全体制の充実

- ①市民が、かけがえのない命を守るため、自ら交通事故防止に取り組めるよう、啓発活動等を実施することにより、交通安全に対する意識の高揚と交通マナーの向上を図ります。
- ②事故に巻き込まれやすい高齢者や子どもに対しては、事故にあわない・事故を起こさないよう、交通安全教室の開催や啓発活動を重点的に取り組みます。
- ③地域で活動する様々な団体や国、警察、自治体、地域住民等が互いに連携を強化し、交通安全活動を行うように努めます。

## (3)身近な道路の安全確保

- ①交通安全施設の整備と自治体が日常的に道路点検等を行うパトロールを充実させ、より適正な維持管理に努めます。
- ②ゾーン30<sup>(注44)</sup>において、国、警察、自治体、地域住民等が連携し、徹底した通過交通の排除や車両速度の抑制等のゾーン対策に取り組みます。
- ③通学路安全点検の実施などによって児童生徒の登下校の安全確保や高齢者等が安心して通行できる歩行空間の確保に努めます。
- ④「誰にでもやさしいまち 福島」の実現に向け、安全で快適に通行できる歩行空間などのバリアフリー化を計画的に推進します。

### 関連する個別計画

福島市交通安全計画 福島市消費生活基本計画

### 関連する基本方針

#### 2 暮らしを支える安心安全のまち

### 用語解説

- (注43) なりすまし詐欺：  
特殊詐欺の別称。福島県内での呼び方。詐欺の種類はオレオレ詐欺や還付金詐欺、架空請求、キャッシュカード詐欺盗など。
- (注44) ゾーン30：  
生活道路における歩行者等の安全な通行を確保することを目的として、区域(ゾーン)を定めて最高速度30キロメートル毎時の速度規制を実施するとともに、その他の安全対策を必要に応じて組み合わせ、ゾーン内における速度抑制やゾーン内を抜け道として通行する行為の抑制等を図る生活道路対策。

## 9. 健康・医療体制の充実

### 目指す姿

住み慣れた地域において、生涯にわたり健康で安心して暮らし、必要な時に必要な医療サービスが受けられる医療体制が整っています。

### 現状と課題

#### (1)生活習慣病の予防と健康づくり

- ①福島市民の健康状態は、生活習慣病といわれる心筋梗塞や脳卒中などの疾患が多いことから、これらの疾患を減らしていく必要があります。
- ②「心筋梗塞・脳卒中」の減少に向け、国民健康保険等で保有するデータを活用し、健康課題の分析を行い、すべての市民が地域で健やかに暮らせるまちづくり「健都ふくしま」を進めていく必要があります。
- ③「健都ふくしま」の実現のため、3本柱である「一人ひとりの健康を応援する環境づくり」、「地域の健康づくり」、「職場の健康づくり」による推進体制の整備を行い、若い年代から健康を意識した、市民総ぐるみの健康づくりを推進していく必要があります。

#### 【お達者度(65歳健康寿命)<sup>(注45)</sup>(65歳の「健康な期間の平均」2016年)】

	65歳時平均余命(年)		お達者度(65歳健康寿命)	
	男	女	男	女
全 国	19.55	24.39	17.92	20.94
福 島 県	18.77	23.63	17.14	20.31
福 島 市	19.27	24.01	17.52	20.58

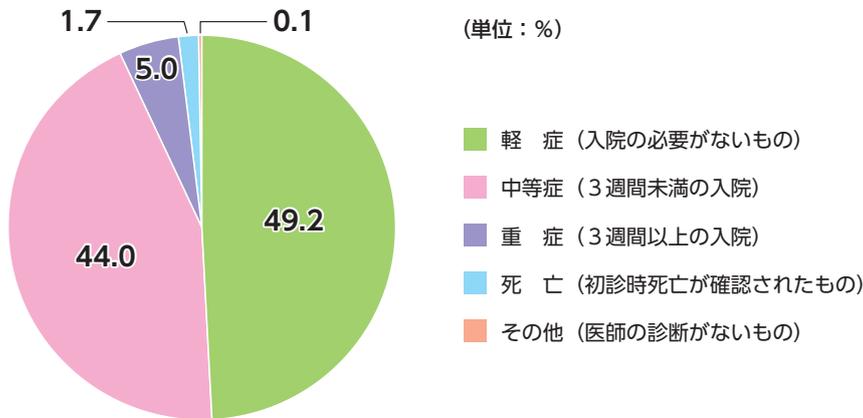
#### (2)多様化する地域医療への対応

- ①市民一人ひとりが住み慣れた地域で安心して暮らすためには、必要な時に必要な質の高い医療サービスが受けられる体制が求められています。
- ②超高齢社会に対応し、地域における効率的・効果的な医療提供体制を維持していくためには、医療機関の機能分化及び連携を図るとともに、市民理解を醸成する必要があります。
- ③医師の高齢化、診療科目不均衡などの医師偏在対策による地域内の医師の確保、人口減少に伴う医療人材の不足や、献血協力者の減少、さらに医療従事者の働き方改革といった新たな課題へも対応する必要があります。
- ④コロナ禍にあって、オンライン診療が限定的に規制緩和され、今後は高齢者に対応する遠隔診療の需要も見込まれることから、その動向を注視していく必要があります。

#### (3)救急医療の適正利用と救急体制の充実

- ①救急医療については、救急搬送人員の約50%が軽症(入院の必要がないもの)であることから、救急医療の適正な利用が課題となっています。

### 【傷病の程度別救急搬送人員の割合】



- ②休日在宅当番医制度や夜間急病診療所・休日救急歯科診療所を設置し、初期救急医療の確保を図るとともに、救急医療病院群輪番制<sup>(注16)</sup>により、二次救急医療体制を整備していますが、県北圏域における二次救急医療及び救急搬送は広域的に連携を進める必要があります。
- ③第七次福島県医療計画のもと、福島県が行う専門的・広域的な施策を踏まえ、本市の地域の特性と実情に応じた施策を進めていくため、医療機関や関係団体との連携を強化し、救急体制のさらなる充実を図る必要があります。

### 【福島市医療体制(令和3年1月現在)】

	医療体制	概要
第一次(初期)救急医療体制	かかりつけ医	病院・診療所・歯科診療所
	休日在宅当番医制度	内科、外科・整形外科、小児科、産婦人科、皮膚科、眼科、耳鼻咽喉科 (日曜日、祝日、年末年始、165医療機関)
	福島市夜間急病診療所	内科・外科・小児科(365日夜間)
	休日救急歯科診療所	歯科(日曜日、祝日、年末年始)
	障がい歯科診療所	歯科(毎週水曜日・木曜日(祝日、年末年始を除く))
第二次救急医療体制	救急医療病院群輪番制	内科・外科、循環器科、脳神経外科、小児科、整形外科(救急告示病院及び協力病院、11病院)
第三次救急医療体制	高次救急医療体制	福島県立医科大学附属病院 (救命救急センター)

### (4)在宅医療の需要への対応

- ①急速な高齢化、疾病の慢性化が進む中、将来増加が見込まれる在宅医療の需要に対応するため、訪問診療や看取りを実施する在宅医療に取り組む医療機関を確保するとともに、その機能を強化していく必要があります。
- ②住み慣れた地域で生活しながら医療が受けられる体制整備が求められていることから、在宅医療の受け皿となる高齢者向け住まいや介護老人保健施設等を確保するとともに医療・介護連携体制を構築する必要があります。

## (5) 医療の安全性の確保

- ①市民が安心して安全に医療機関を受診できるよう、医療の安全管理のための体制を整備する必要があります。

## (6) 国民健康保険の安定的運営

- ①高齢化率の上昇や医療技術の進歩により、国民健康保険被保険者一人当たりの医療費が増加傾向にあります。
- ②国民健康保険被保険者の年齢構成が高く、医療費水準も高いという特有の構造的課題のもと、健全で持続可能な国民健康保険制度の運営が求められています。
- ③被保険者の健康意識を高め、健康寿命を伸ばすため、医療・保健の関係機関との連携を図りながら、保健事業を効果的に実施する必要があります。

## 施策の方向性

### (1) 健康づくりの推進

- ①本市の健康課題である「健康寿命の延伸」、「心筋梗塞・脳卒中の減少」に向け、市民総ぐるみの健康づくり「健都ふくしま」の実現を目指し、保健、医療、地域、職域等関係機関との連携を強化し、市民が主体的・継続的に健康づくり活動に取り組めるよう3つの柱を軸に生涯にわたって健康で安心して暮らせるまちづくりを推進します。
- ②受動喫煙防止、歯と口腔の健康づくり、健康的な食環境づくり、市民の健康づくりの習慣化など「一人ひとりの健康を応援する環境づくり」を推進します。
- ③生活習慣病やがん予防、介護予防のためのいきいきもりん体操、生涯スポーツを通じた世代間交流など地域住民が主体となった「地域の健康づくり」を推進します。
- ④生活習慣病やがん予防など働く世代の健康課題の解決を目指して関係機関・団体との連携を強化し「職場の健康づくり」を推進します。

### (2) 地域医療の確保

- ①必要な時に必要な医療サービスが受けられるよう適切な医療サービスを確保するとともに、地域における医療提供体制の構築に努めます。

### (3) 救急医療の適正利用の推進

- ①迅速な医療サービスを確保するため、救急医療体制のさらなる充実を図ります。
- ②救急搬送人員の約50%が軽症(入院の必要がないもの)であることから、軽症者の自己受診の普及・啓発に努めます。

### (4) 在宅医療体制の体制整備

- ①包括的な医療サービスを確保するため、医療・介護の関係機関との連携強化と在宅医療に関する体制整備を推進します。

## (5) 医療安全の推進

- ①医療機関に対する定期的な立入検査による医療安全管理体制を確保するとともに、医療安全に関する研修会を定期的を開催します。
- ②医療に関する市民からの苦情・相談に対応し、その都度市民や医療機関への助言及び情報提供を行うとともに、適正受診や医薬品の適正使用などの意識啓発を図ることにより、地域の医療安全を推進します。

## (6) 国民健康保険事業の健全運営及び被保険者の健康保持と増進

- ①医療費適正化の取り組みを積極的に推進します。
- ②保有する健康・医療情報を活用して健康課題の分析を行い、関係機関と連携しながら、効果的な保健事業の展開を図り、健康増進や重症化予防を推進します。

### 関連する個別計画

ふくしまし健康づくりプラン 福島市食育推進計画  
福島市国民健康保険保健事業実施計画

### 関連する基本方針

2 暮らしを支える安心安全のまち

### 用語解説

(注16) 救急医療病院群輪番制：47ページ参照。

(注45) お達者度(65歳健康寿命)：

厚生労働省科学研究班による「健康寿命の算出プログラム」を用い、人口、死亡数、介護保険の要介護認定者数を使用して、65歳の健康寿命を算定したものを。

## 10. 保健衛生・健康危機管理体制の充実

### 目指す姿

人の命と健康を脅かす感染症や食中毒などの健康危機<sup>(注46)</sup>事象防止のため、日ごろから地域や職場において予防対策を意識した健康づくりを進めるとともに、健康危機事象が発生した場合は、市民、事業者、行政が一体となり、被害を最小限に抑えるための対策に迅速に取り組んでいます。

### 現状と課題

#### (1) 感染症など健康危機対応

- ①新型コロナウイルス感染症の発生により、感染症への市民の関心の高まりがあることを踏まえ、市民自らが感染症予防対策に取り組めるように、出前講座、市政だより、ホームページ、チラシの作成等を行うなど機会を捉えて、正しい知識の普及啓発をしていく必要があります。
- ②感染症の発症予防を図るため、感染症の発生動向を常に把握し、予防接種事業や結核予防事業等を積極的に推進する必要があります。
- ③新型コロナウイルス感染症のように新たな健康危機事象が発生した際には、適切な医療等を提供し、まん延防止を図ることができるよう、あらかじめ医療体制・検査体制を構築しておくとともに、感染症に関する誤解や偏見が生じないよう、丁寧なリスクコミュニケーション<sup>(注47)</sup>に心がけ、健康不安や心配に寄り添った支援を行う必要があります。

#### (2) 衛生的な生活環境対策

- ①市民に密着した施設(食品営業施設、生活衛生営業施設)の衛生的環境が維持されるよう、事業者に対する継続的な立ち入り検査を実施しているところですが、さらに意識の向上及び啓発を行う必要があります。
- ②食中毒や違反食品等が毎年数件発生しており、多くの市民に危害を及ぼすことになるため、営業者に対する助言・指導を行い、自主管理体制を確立する必要があります。

#### (3) 動物による危害防止と動物との共生

- ①人と愛玩動物<sup>(注48)</sup>との関係性が親密になっているため、動物由来の感染症や咬傷事故の防止についても、飼育管理方法も含め周知・啓発を図る必要があります。
- ②犬猫の殺処分、特に猫の殺処分数が少なくない状況や、犬猫の糞尿等に関する苦情が多い状況のため、対策を講じていく必要があります。

## 施策の方向性

### (1) 感染症予防対策の推進

- ① 感染症に関する正しい知識の普及啓発を行い、市民、事業者等が感染症や食中毒に対する健康不安の軽減が図られるように努めるとともに、感染症に関する誤解や偏見が生じないよう、平時から地域や職場におけるリスクコミュニケーションを推進します。
- ② 感染症の発症や重症化予防を目的とした、予防接種事業の接種率を向上させるために市民への周知広報を図ります。
- ③ 新型コロナウイルス感染症との闘いは長期にわたるとの覚悟にたって、気を緩めることなく感染拡大防止に取り組みます。また、新たな健康危機事象が発生した際には、医療機関と連携し、感染対策を講じた診療体制や検査体制等を整備・強化するとともに、感染症予防対策を講じた新しい生活様式等を市民自ら実践できるよう周知に努めます。

### (2) 安全で衛生的な生活環境の確保

- ① 市民の食品衛生及び生活衛生に対する意識の向上を目指し、広報紙や地域における健康教育等を通して衛生思想の普及を図ります。また、営業施設への監視指導や検査を継続します。特に、食品衛生法により義務化された衛生管理手法である HACCP<sup>(注49)</sup>の導入支援を行うことで、食中毒等を発生させない衛生管理体制の確立を図ります。

### (3) 動物との共生の推進

- ① 動物由来感染症や、咬傷事故など動物による危害防止のために、適切な飼養管理方法について市民への周知・啓発を推進します。
- ② ペットの適正飼養について普及啓発を進めるなど動物愛護を推進するとともに、野良猫の減少対策や飼い主のいない犬猫の譲渡に力を入れるなど殺処分数の減少に向けた取り組みを進め、市民とペットが共生する社会の実現を図ります。

## 関連する個別計画

福島市新型インフルエンザ対策行動マニュアル

福島市災害時公衆衛生活動マニュアル

新たな危機事象に対する対応方針 福島市食品衛生監視指導計画

## 関連する基本方針

- 2 暮らしを支える安心安全のまち

## 用語解説

- (注46) 健康危機：  
医薬品、食中毒、感染症、飲料水その他何らかの原因により生じる国民の生命、健康の安全を脅かす事態に対して行われる健康被害の発生予防、拡大防止、治療等に関する業務であって、厚生労働省の所管に属するものをいう。
- (注47) リスクコミュニケーション：  
健康に関するリスクや対策について、関係者間で情報や意見を相互に交換すること。
- (注48) 愛玩動物：  
ペット。犬、猫、小鳥、金魚など様々な動物が対象となる。
- (注49) HACCP：  
食品等事業者自らが食中毒菌汚染や異物混入等の危害要因を把握した上で、原材料の入荷から製品の出荷に至る全工程の中で、それらの危害要因を除去又は低減させるために特に重要な工程を管理し、製品の安全性を確保する衛生管理の手法。

## 11. 地域福祉の推進と障がいのある人の福祉の充実

### 目指す姿

市民一人ひとりが地域の中でともに支えあいながら、思いやりのあふれる共生社会<sup>(注18)</sup>で暮らしています。

### 現状と課題

#### (1) 地域活動の低下

- ①急速な少子高齢化、世代間における価値観の多様化が進んでいます。住民同士のつながりが希薄になっている中で、住み慣れた地域で新しい生活様式を取り入れながら日常生活が継続できるような社会をつくるためには、地域活動・地域交流を促進する必要があります。
- ②関係機関との連携体制の強化、福祉サービスの適正な提供等により、地域の生活課題を包括的に解決していくことが求められています。

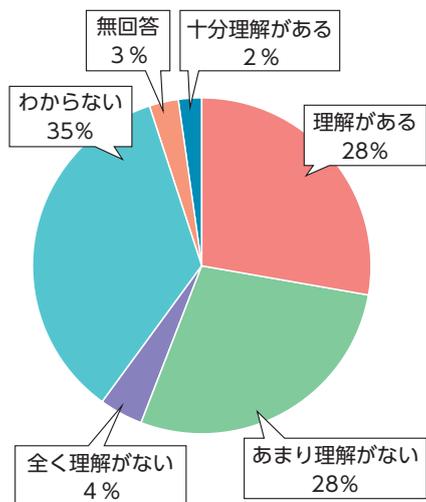
#### (2) 生活困難者の増加

- ①社会経済環境の変化に伴い、働きざかりの方や高齢者などが生活困窮に陥り、生活保護受給に至るケースが増加しています。
- ②「経済的な自立」、「日常生活における自立」、「社会生活における自立」を支援するため、新しい生活様式を取り入れながら市民の生活を重層的に支えるセーフティネットを構築する必要があります。

#### (3) 障がいのある人に対する理解不足

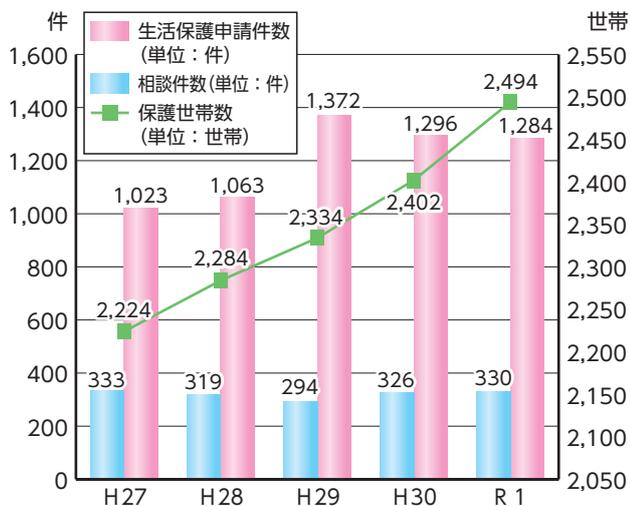
- ①障がいや障がいのある人に対する偏見や誤解が見られ、障がいへの理解や地域社会との関わりが十分ではありません。
- ②障がいのある人の人格と個性が尊重され、社会の一員として生活できる共生社会の実現に向けて、障がいや障がいのある人への理解と認識を深め、障がいのある人が地域で安心して安全に暮らせる支援体制の充実や住みよい環境づくりが求められています。
- ③乳幼児期から学齢期までの一貫した支援や障がいのある人のライフステージに応じたきめ細やかな支援が課題です。福祉や保健に関する支援だけでなく、障がいの早期の発見、治療、療育や障がいのある人のライフステージに応じた包括的な支援が求められています。

## 【障がいのある人に対する地域の方々の理解】



資料：新障がい者計画（後期計画）アンケート調査  
（平成30年7月～8月実施）

## 【生活保護世帯数などの推移】



資料：生活福祉課資料

## 施策の方向性

## (1) 地域福祉の推進

- ①新型コロナウイルス感染症拡大防止のための新しい生活様式が求められている中、地域コミュニティが希薄化している現状に向き合い、東日本大震災で経験した助け合いの大切さを踏まえながら、ふれあいの場づくりや見守り支援体制の取り組みを推進します。
- ②家族が抱える複合的な問題などに対応できる包括的な相談体制と各分野のサービスを一体的に提供できるシステムの構築を推進します。

## (2) 生活困難者への支援

- ①新しい生活様式が求められている中で市民の生活の安定と向上を図るため、包括的かつ継続的な相談、支援を行い、「経済的な自立」、「日常生活における自立」、「社会生活における自立」を支援します。
- ②自立の基礎となる就労への支援をハローワークと連携して推進します。
- ③深刻な困窮状態にある世帯など支援を必要とする人を早期に把握するための体制づくりを推進するとともに、福祉・保健・医療・労働・教育などの関係機関や地域の民生委員との連携を図ります。

## (3) 障がいのある人に対する理解の促進と支援

- ①共生社会の実現を目指し、障がいのある人もない人も共にいきいきと暮らせる福島市づくり条例の基本理念に基づき、障がいの有無にかかわらず、お互いに人格と個性を尊重し支え合う取り組みを推進します。
- ②点字ブロックの設置や段差解消等のハード面や心のバリアフリー<sup>(注19)</sup>出前講座等のソフト面の取り組みにより「誰にでもやさしいまち ふくしま」を実現します。

- ③障がいのある人が地域で安心して暮らすための生活支援や地域社会における自立と社会参加の支援を推進します。
- ④障がいの早期の発見、治療、療育や障がいのある人のライフステージに応じた支援体制の充実のため、福祉・保健・医療・労働・教育との連携を推進します。

### 関連する個別計画

福島市地域福祉計画      福島市障がい者計画      福島市バリアフリーマスタープラン

### 関連する基本方針

- 2 暮らしを支える安心安全のまち
- 5 新ステージに向けて共創・挑戦・発信するまち

### 用語解説

- (注18) 共生社会：47ページ参照。
- (注19) 心のバリアフリー：47ページ参照。

## 12. 高齢者福祉の充実

### 目指す姿

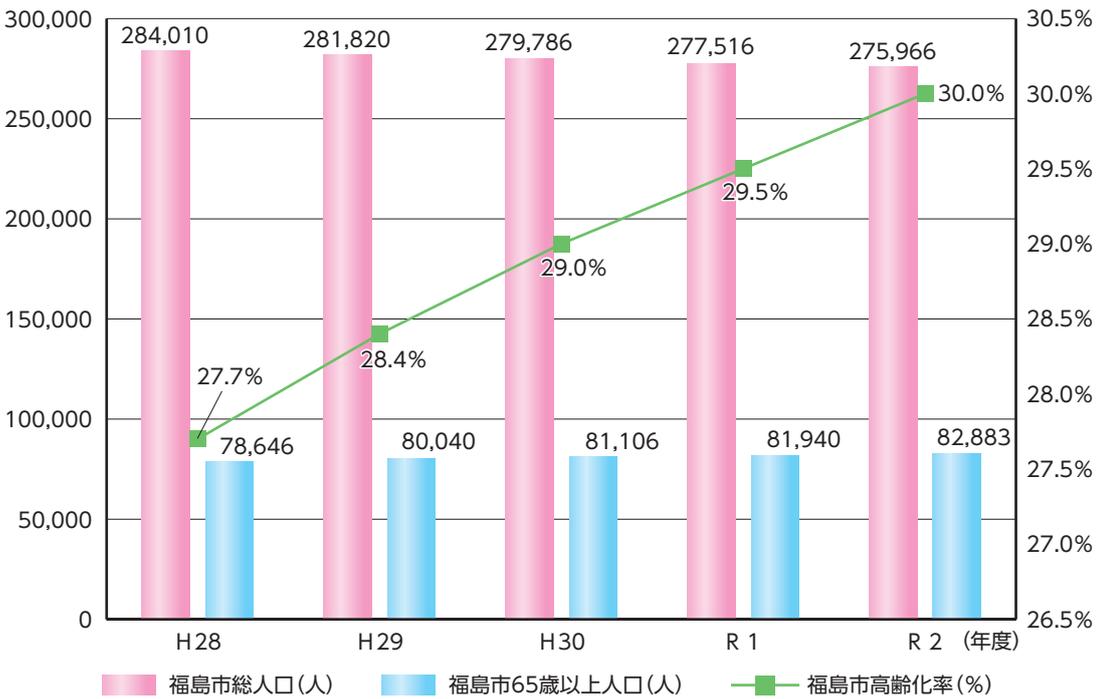
高齢者が生きがいを持ち、住み慣れた地域において、多様なサービスを利用しながら高齢者やその家族を地域全体で支え合い、心豊かに安心して安全に暮らしています。

### 現状と課題

#### (1) 急激な高齢化に向けた施策の充実

- ①本市の住民基本台帳の総人口は2020年(令和2年)10月1日現在275,966人、65歳以上の高齢者が占める割合(高齢化率)は30.0%で10人に3人が高齢者となっています。急激な高齢化が進んでいる現状において、高齢者に対する各種施策を充実する必要があります。
- ②団塊の世代<sup>(注15)</sup>が70代を迎える中、その人らしく暮らせるために、高齢者の豊富な経験を活用した就労の場や機会の確保とともに、生涯学習、生涯スポーツなど高齢者が楽しく気軽に利用できる活動の場の提供といった生きがいをつくる必要があります。
- ③高齢者の自立した生活を支える支援事業の充実、フレイル<sup>(注50)</sup>予防の取り組みが求められています。
- ④新型コロナウイルスの感染予防に伴う施設入所者等の面会制限、在宅者への民生委員等の訪問機会の減少、地域での集まりやイベントの取りやめなどにより、外出や会話の機会が失われた高齢者の認知機能や身体機能の低下が懸念されています。

**【本市の総人口、高齢者数及び高齢化率の推移(住民基本台帳人口、各年度10月1日現在)】**



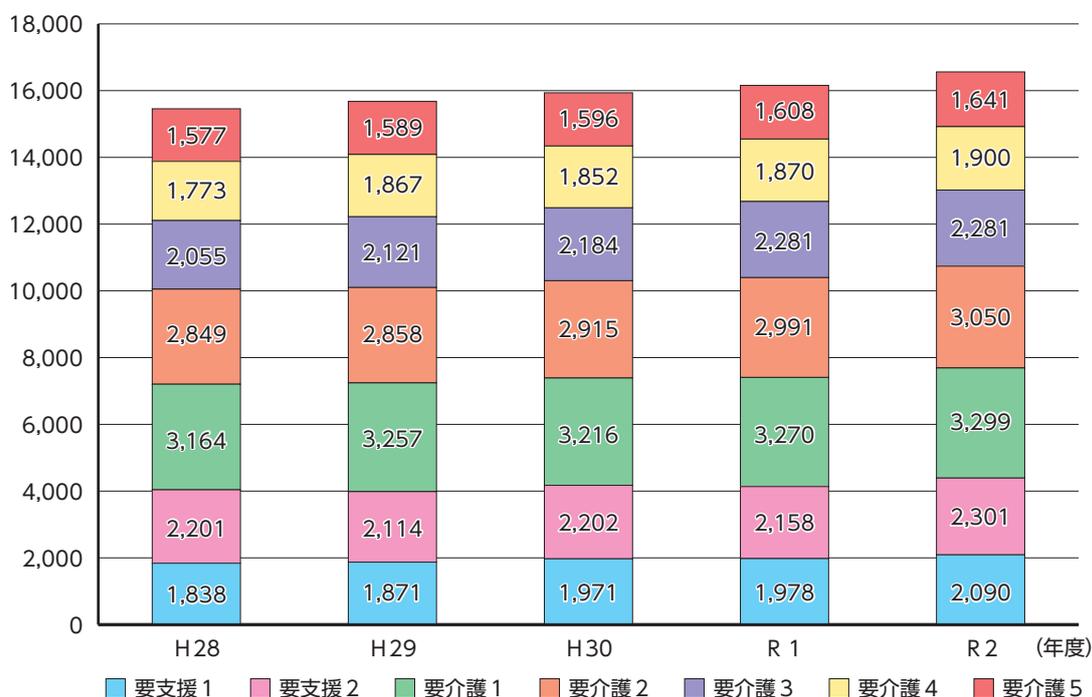
## (2) 高齢者の権利擁護

- ① 高齢者が年々増加している中で、医療、介護、福祉等生活の基本となるサービスを適切に利用できない状況や、虐待、消費者被害等の権利侵害を受ける状況は、防がなければなりません。
- ② 要介護状態や認知症になったとしても、誰もが安心して生活できるよう、権利擁護を実現する必要があります。

## (3) 災害時の対策及び介護サービスの充実

- ① 近年多発している大規模自然災害もあり、地域で災害時要援護者<sup>(注12)</sup>をどのように見守り、支えていくかを考えることが求められています。
- ② 高齢化の進行にあわせて要介護認定者が増加し、団塊の世代が75歳に到達する2025年に向け、今後も継続的に増加するものと予想されます。
- ③ 介護サービス需要の増加にあわせ、個々の高齢者の状況に応じた多様な介護サービス基盤の整備を進めるとともに、サービスの質の確保と向上を図る必要があります。
- ④ 新型コロナウイルス感染症等の予防に努め、万一、感染者が発生した場合においても円滑に介護サービスを提供する必要があります。

【本市の要介護認定者数の推移(単位：人、各年度4月1日現在)】



## 施策の方向性

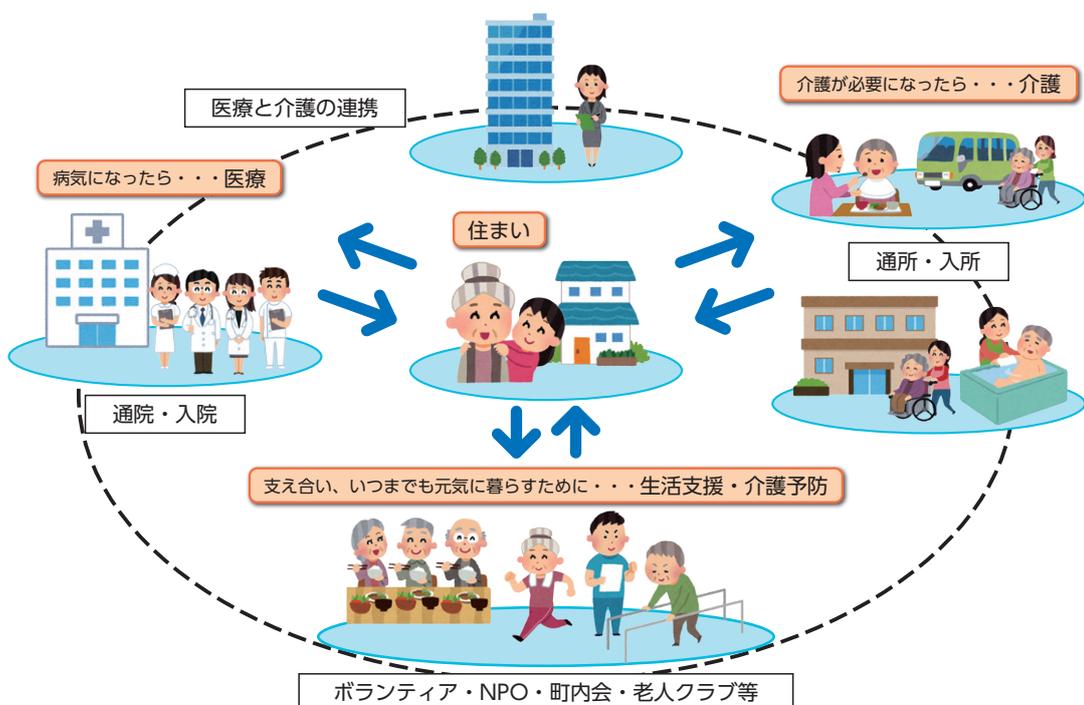
### (1)生涯をいきいきとその人らしく暮らせるまちづくり

- ①高齢者がいくつになっても目標を持ち、生きがいを持って暮らせるよう、高齢者の居場所づくりと多様な社会参加の促進を図るとともに、その人らしく暮らせるための日常生活の支援を推進します。
- ②市民総ぐるみの健康づくりを推進するとともに、保健と介護の連携を深めます。
- ③高齢者が地域において健康に暮らせるよう感染症対策に配慮しながら心身機能の維持に努め、フレイル予防の取り組みを推進します。

### (2)地域で高齢者を支える体制づくり

- ①地域での支え合い活動を推進し、高齢者が住み慣れた地域で最後まで暮らせるよう、介護、介護予防、医療、生活支援、住まい及び自立した日常生活の支援を一体的に提供する仕組みである「地域包括ケアシステム<sup>(注17)</sup>」の更なる深化・推進を図ります。
- ②在宅医療・介護連携を推進するとともに地域包括支援センターの機能強化を図ります。
- ③認知症高齢者を含むすべての高齢者が、自分らしい生活と人生を送ることができるよう、権利擁護の取り組みを推進します。

#### 【地域包括ケアシステムの姿】



### (3) 安心安全に暮らせるまちづくり

- ① 高齢になっても安心して安全に暮らせるよう、住環境・生活環境の整備を推進します。
- ② 災害時に地域で要援護者を支え合えるよう、平常時から見守りするための体制づくりを支援します。
- ③ 要介護状態になっても安心して介護サービスを受けられるように介護サービス基盤整備を進めるとともに、サービスの質の確保と向上に向け取り組みます。
- ④ 新型コロナウイルス感染症等の予防について徹底を図り、感染者が発生した場合においては、関係機関と連携して適切に対応します。

#### 関連する個別計画

福島市高齢者福祉計画・福島市介護保険事業計画      ふくしまし健康づくりプラン  
福島市地域福祉計画      福島市障がい者計画      福島市生涯学習振興計画  
福島市地域防災計画      福島市バリアフリーマスタープラン

#### 関連する基本方針

- 2 暮らしを支える安心安全のまち
- 5 新ステージに向けて共創・挑戦・発信するまち

#### 用語解説

- (注12) 災害時要援護者：46ページ参照。  
(注15) 団塊の世代：47ページ参照。  
(注17) 地域包括ケアシステム：47ページ参照。  
(注50) フレイル：  
心身機能や社会性が徐々に低下し、要介護に近づく状態。

## 13. 生涯学習の振興

### 目指す姿

多様な学びの場において、市民一人ひとりが生涯にわたって主体的に学び、交流し、地域で支え合いながら心豊かに暮らしています。

### 現状と課題

#### (1) 生涯学習を取り巻く社会情勢の変化

- ①医学の進歩、医療体制の充実、生活水準の向上等により、平均寿命は著しく伸長し、人生100年時代の到来が予測されています。
- ②市民一人ひとりが生涯にわたって生きがいを持ち心豊かな生活を送れるよう、多様な学びの機会を提供することが求められています。

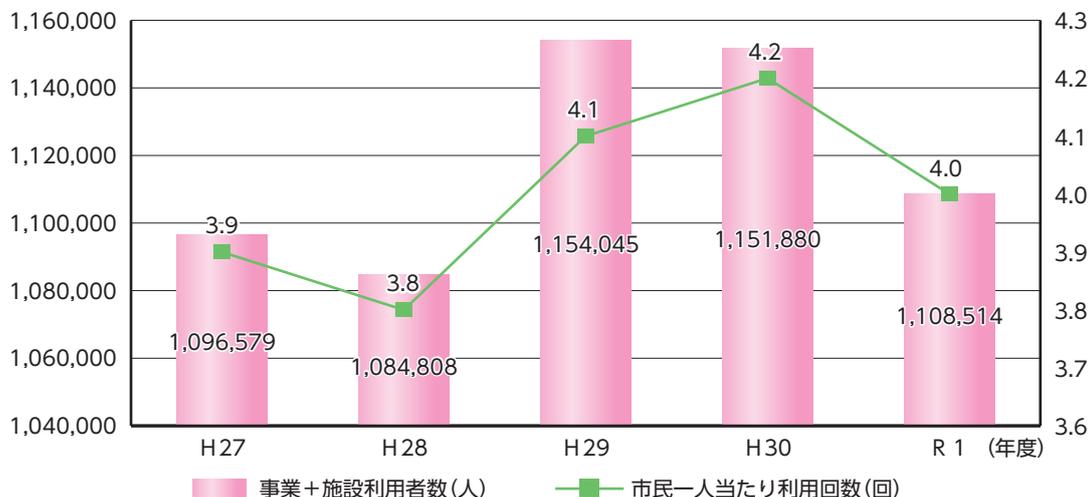
#### (2) 地域の持続的発展を阻害する要因の顕在化

- ①地域では、人口減少や少子高齢化の進行、つながりの希薄化、地域運営の担い手不足等、持続的発展の阻害要因が多数見られます。
- ②生涯学習及び社会教育における学びは、住民相互の地域づくりにもつながるため、その役割が期待されています。

#### (3) 関係部署・機関との連携及び施設の計画的整備

- ①庁内関係各課との連携強化や、大学、NPO、企業等多様な主体との共創を進め、生涯学習事業を総合的・効果的に推進することが求められています。
- ②本市社会教育施設の半数以上が築30年以上を経過していることから、施設・設備の老朽化が進行していることに加えバリアフリーへの対応など、計画的に建替え、修繕・維持管理を行う必要があります。

#### 【学習センター利用者数・市民一人当たり利用回数】



## 施策の方向性

### (1) 多様な学びによる人づくりの推進

- ①市民一人ひとりが豊かな人生を送れるよう多様なニーズに応じた学びを推進します。
- ②ライフステージ、ライフサイクルに応じた学習を推進し、それぞれの年代において充実した生活を送れるよう支援します。
- ③多文化共生、情報化社会の進展等、社会情勢の変化に対応した学習を各種学級や講座に取り入れ、現代社会において直面する諸課題に対応できる人づくりを進めます。
- ④障がいのある方、外国人、高齢者等、様々な事情や背景によって特別な支援がなければ学ぶことができない人に対し、学習の機会を確保し、生き生きと暮らせるよう支援します。
- ⑤市民の誰もが利用しやすい充実した図書館サービスを展開し、市民の自発的な学習活動を支えるほか、子どもの読書活動を推進します。

### (2) 市民の共創による持続可能な地域づくりの推進

- ①地域の歴史や地域の魅力発見、地域課題の解決等に関する学びを通して、地域づくりへの関心を高め、市民の主体的な参加による持続可能な地域づくりを推進します。
- ②各学習センターに地域学校協働本部<sup>(注51)</sup>を設置し、市民や地域の多様な機関・団体等の参画により、地域と学校の共創を推進します。

### (3) 学びを支える体制と環境の充実

- ①生涯学習に関する諸施策を実施している関係各課との連携体制を強化するとともに、研修の充実及び優れた取り組みの情報共有を図り、市役所職員の専門性を高めます。
- ②産官学連携プラットフォーム<sup>(注30)</sup>など、大学、NPO、企業等の多様な主体と共創することで、幅広く奥の深い学びの場を創出します。
- ③老朽化が進行している社会教育施設の計画的な保全など、安心安全かつ快適な施設・設備の整備を進めるとともに、ICT<sup>(注1)</sup>を活用した学習が可能な設備の整備を進めます。

## 関連する個別計画

福島市教育振興基本計画      福島市生涯学習振興計画  
福島市子ども読書活動推進計画

## 関連する基本方針

- 1 子どもたちの未来が広がるまち
- 2 暮らしを支える安心安全のまち
- 3 次世代へ文化と環境をつなぐまち
- 5 新ステージに向けて共創・挑戦・発信するまち

## 用語解説

(注1) ICT：14ページ参照。

(注30) 産官学連携プラットフォーム：53ページ参照。

(注51) 地域学校協働本部：

地域の高齢者、成人、学生、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体・機関等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して様々な活動を行う。なお、従来の「学校支援地域本部事業」は、令和3年度から「学校支援活動」に名称を変え、地域学校協働活動、放課後子ども教室とともに地域学校協働本部事業に組み入れられた。

## 14. 多文化共生の推進

### 目指す姿

市民一人ひとりが、国籍の違いや多様な言語、文化、習慣があることを認め合い、ともに地域社会の一員として躍動する「多文化共生<sup>(注52)</sup>社会」が実現しています。

### 現状と課題

#### (1) 多文化共生意識の醸成と共生社会づくり

- ①本市に在住する外国人は毎年増加しており、今後も増える見通しのため、国籍や文化的差異を市民一人ひとりが認め合い、多文化共生に関する理解を深める必要があります。
- ②人口減少時代への対応や新たな在留資格「特定技能」制度の創設などを踏まえ、地域社会の担い手として、外国人住民の参画を支援していく必要があります。

#### (2) 外国人への情報伝達

- ①行政サービスや生活情報の多言語化を進める必要があります。
- ②SNS<sup>(注31)</sup>等の情報伝達手段の世界的普及や、外国人の多様なライフスタイルに応じた、適切で迅速な情報の伝達に努める必要があります。

#### (3) 外国人とのコミュニケーション

- ①日本語理解が十分ではない外国人住民の増加を視野に、地域社会での良好なコミュニケーションを確保する必要があります。
- ②日本人住民の異文化理解や外国語活動を進める必要があります。

#### (4) 外国人の受入環境の整備

- ①国籍や文化などに違いのある外国人住民を、地域社会の一員として進んで受け入れ、共に暮らしていける環境を整備する必要があります。

#### (5) オール福島での多文化共生の推進

- ①外国人住民と日本人住民が協力し合い、それぞれ躍動する、活力ある共生社会を社会全体で実現する必要があります。

#### (6) グローバル化への対応

- ①本市における、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催などの国際的な人の移動や、世界規模の新型コロナウイルス感染症拡大に伴う影響など、本市を取り巻く国際的な情勢にも配慮しながら、急速に進展するグローバル化に対応した、特色ある地域づくりが求められます。

## 【福島市に在住する外国人の推移】

国・地域名／年	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
中国	912	701	576	578	585	576	583	575	568	556
フィリピン	360	350	363	378	381	379	383	388	433	421
ベトナム	26	15	15	26	47	88	162	207	288	294
韓国・朝鮮	207	185	172	182	176	199	189	181	169	169
ネパール	12	7	28	31	50	115	116	95	67	79
インドネシア	5	6	5	7	16	16	23	38	35	57
米国	47	49	42	42	44	49	44	44	39	46
タイ	17	17	16	21	23	22	27	37	48	42
その他 (約50カ国)	169	152	133	147	170	196	215	227	272	296
合計	1,755	1,482	1,350	1,412	1,492	1,640	1,742	1,792	1,919	1,960
前年 同月比増減数	-220	-273	-132	62	80	148	102	50	127	41
対前年 同月増減率	-11%	-16%	-9%	5%	6%	10%	6%	3%	7%	2%

※各年10月時点

## 施策の方向性

## (1) 相互に理解し、互いに尊重し合う共生社会の推進

- ①日本人住民への多文化共生意識や異文化理解の向上を図ります。
- ②外国人住民への日本語や地域文化・習慣に関する学習機会の確保等を通じて、誰もが活躍できる、持続可能な活力ある共生社会づくりを進めます。

## (2) 外国人への適切な情報伝達・共有手段の確保

- ①行政サービスや生活情報の多言語化を官民連携により進めます。
- ②SNS等の多様なメディアを活用して、外国人住民への積極的な生活情報の提供や、海外への復興に関する本市の正確な情報の発信に努めます。

## (3) 外国人との円滑なコミュニケーションの実現

- ①外国人住民へ日本語習得の支援に努めます。
- ②日本人住民が若年層から学び体験できる国際理解・交流活動や英語教育を推進します。

## (4) 外国人を取り巻く生活サービス・環境の改善

- ①災害・緊急情報や新型コロナウイルス等に代表される感染症情報など、外国人の身体・財産・生活に関わる行政サービスの多言語提供に、優先的・重点的に取り組みます。
- ②外国人が日頃から相談しやすい体制を確立します。
- ③ユニバーサルデザインの視点から、生活習慣が異なる外国人にも安心して生活できる、住みよい環境の整備を図ります。

## (5)外国人受け入れ・共生施策の充実・強化と包括的な推進体制の整備

- ①外国人のニーズ把握に努め、的確な外国人受け入れ・共生施策の展開に努めます。
- ②関係機関・団体との連携強化を図り、福島市全体での包括的な外国人受け入れ・共生施策の実施に努めます。

## (6)未来につながる国際・文化都市の実現

- ①東京2020大会の開催を契機に、本市が誇る地域文化・資源の世界への発信や、国際性豊かで海外からも選択される多文化共生の地域づくりに努めます。

### 関連する個別計画

多文化共生のまち福島推進指針  
福島市男女共同参画基本計画(男女共同参画ふくしまプラン)  
福島市子ども・子育て新ステージプラン(福島市子ども・子育て支援事業計画)  
福島市青少年プラン 福島市教育振興基本計画 福島市生涯学習振興計画  
福島市観光振興計画 福島市中小企業振興プログラム  
福島市バリアフリーマスタープラン

### 関連する基本方針

- 2 暮らしを支える安心安全のまち
- 5 新ステージに向けて共創・挑戦・発信するまち

### 用語解説

(注31) SNS：61ページ参照。

(注52) 多文化共生：

国籍の違いや互いの言語・文化・習慣そして価値観があることを市民一人ひとりがお互いに認め合い、対等な関係を築きながら、地域社会の一員として共に暮らしていくこと。

## 15. スポーツの振興

### 目指す姿

子どもから高齢者、障がいのある人ない人、外国人、すべての人が、日常的にスポーツに親しみ、人生を楽しく健康でいきいきと、心豊かな生活を送っています。

### 現状と課題

#### (1) スポーツによるまちづくりの実現

- ①市民がスポーツを通じて心豊かな生活を営み、幸福であることを実感するために、ライフステージに応じた多様なスポーツの関わり方の機会の創出、充実が求められています。
- ②スポーツを担う人材の育成と活躍の場を確保する必要があります。

#### (2) 多様性を尊重した共生社会の実現

- ①年代や障がいの有無、国籍に関わらずすべての人が、本市での東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の競技一部開催決定を契機に、スポーツを通じて交流する機会を充実させることが求められています。
- ②各種競技団体やプロスポーツ、地域、大学等と連携し、講習会・イベント・大会の開催や指導者の派遣などを行い、すべての人が相互理解を深める場を提供する必要があります。

#### (3) スポーツ施設の安定的な提供と持続可能な運用

- ①スポーツ施設の利用者数は、人口減少社会の進行に伴い、減少傾向にあります。
- ②施設の改修・整備はもとより、ニーズに沿った配置と量・質の適正化などに取り組み、市民のみならず多くの方がいつでも気軽に、かつ安全にスポーツに親しむことができる環境を構築し、持続可能な運用を図る必要があります。

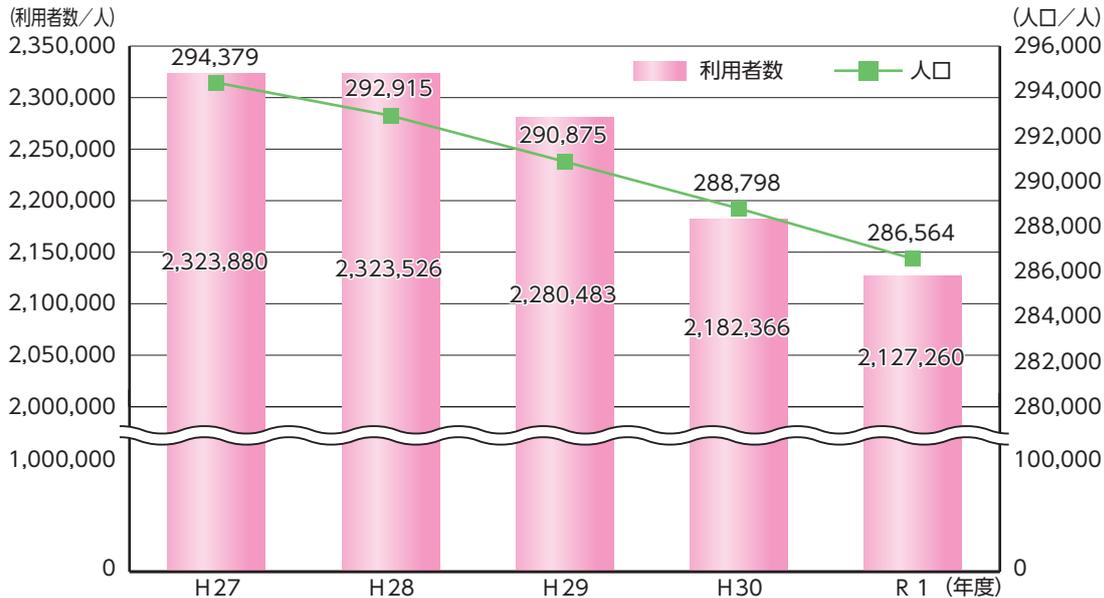
#### (4) スポーツを核とした地域経済の活性化

- ①各競技団体やプロスポーツと地域が連携し、スポーツ観戦と周辺観光や交流を組み合わせた誘客促進に取り組んでいます。東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催を契機に、知名度や観光資源、天然芝サッカー場などスポーツ施設の優位性を最大限に生かした合宿誘致など、地域経済への貢献が求められています。

#### (5) 新型コロナウイルス感染症予防を徹底したスポーツへの参画

- ①競技団体が定める感染予防ガイドラインを遵守した大会の実施や新しい生活様式を取り入れたスポーツへの参画が求められています。

## 【福島市スポーツ施設(学校施設含む)利用者数と人口(各年度12月1日現在)の推移】



### 施策の方向性

#### (1) スポーツ参画人口の拡大

- ①スポーツを「する」「みる」「ささえる」機会を創出することで、スポーツ習慣の確保とスポーツへの参画を促進します。
- ②地域に根差した各団体との共創に加え、民間事業者と連携を深化しながら、多様なスポーツへの参画機会を提供し、体力の向上と心身充実を図り、健康増進につなげます。

#### (2) スポーツを通じた共生社会の実現

- ①スポーツを通じて、すべての人が多様性を尊重し、共生社会への理解を深めます。

#### (3) スポーツ施設の適正化と効率的な活用

- ①生涯にわたりスポーツができるよう、スポーツ施設の配置や量・質が適正化され、身近で手軽に行えるスポーツ環境を整えます。
- ②オンライン予約システムの充実により、予約状況が見える化することで、効率的なスポーツ施設の利活用を推進します。

#### (4) 福島らしさを生かしたスポーツツーリズム<sup>(注53)</sup>の推進と他分野との融合

- ①福島のリソースを最大限に生かしながら、福島圏域のみならず県外からの合宿や人材交流などによる誘客を促進し、本市の競技力の向上や関係人口の拡大、地域経済の活性化を図ります。
- ②「食」や「医療」、「エンターテインメント」等の他分野との融合や連携により、様々な人がスポーツに参画する機会を一層推進します。

## (5)新しい生活様式を取り入れたスポーツへの参画支援

- ①感染症予防が求められる参画機会の中で、IoT<sup>(注54)</sup>を活用した新たなスポーツ実施の提案を行うなど、新しい生活様式を取り入れたスポーツへの参画を支援します。

### 関連する個別計画

福島市公共施設等総合管理計画

### 関連する基本方針

- 2 暮らしを支える安心安全のまち
- 4 産業とにぎわいを生み出す活力躍動のまち

### 用語解説

- (注53) スポーツツーリズム：  
スポーツ観戦やスポーツイベントへの参加と、周辺観光やスポーツを支える人々との交流などを融合させ、交流人口拡大や地域経済への波及効果を目指す取り組み。
- (注54) IoT：  
様々な物体(モノ)をインターネットに接続し、相互に通信できる技術。

## 16. 文化芸術の振興

### 目指す姿

年齢や性別などにかかわらず、多くの市民が日常生活の中で様々な文化芸術の鑑賞や文化的な活動を行うことで、生活にゆとりや潤いが生まれ、生活の質が向上し、ふるさとへの誇りと愛着を持って日々の生活を送っています。

また、地域住民が自分の住む土地の文化や歴史について理解を深めることで、ふるさとへの誇りと愛着が生まれ、地域独自の文化や歴史を後世に伝える活動や、それらの魅力を活用したコミュニティの形成に積極的に取り組んでいます。

### 現状と課題

#### (1) 文化芸術の振興と人材の育成

- ①市民との共創による文化芸術の振興を図るため、その方向性と将来像を示し、道しるべとなる長期ビジョンを策定する必要があります。
- ②市民が、生活の様々な場面で文化芸術に触れる機会を創出していくとともに、日頃から気軽に文化芸術活動の練習・発表ができるよう、支援と環境整備を進める必要があります。
- ③少子高齢化等により減少している市内文化団体や、次世代の文化の担い手となるべき人材に対する育成・支援に、積極的に取り組んでいく必要があります。
- ④新型コロナウイルスの影響により、自粛又は縮小を余儀なくされている団体や個人の文化芸術活動に対する支援体制を整え、継続していくことが急務となっています。

#### (2) 古関裕而氏と音楽を活かしたまちづくり

- ①本市出身の偉大な作曲家である古関裕而<sup>(注6)</sup>氏をモデルとしたドラマ放映を契機として、古関氏と音楽を活かしたまちづくりや、交流人口拡大の取り組みを官民協働で進める「古関裕而のまち・ふくしま」シンフォニーを推進しています。

#### (3) 施設の整備

- ①文化芸術の鑑賞機会を創出し、市民の文化芸術活動の拠点となる施設を整備し、その積極的な活用を図っていく必要があります。
- ②文化施設や文化財展示・収蔵施設の老朽化が進み、それらの改修や更新が課題となっています。
- ③市民の文化芸術活動を停滞させないよう、活動の拠点となる文化施設の新型コロナウイルス対策を徹底する必要があります。

#### (4) 文化財の保護・保存と活用

- ①市民参画による文化財の適切な保護・保存体制の構築が求められています。

- ②地域の特色ある文化や歴史を再認識し、それらを活用し、次世代へ継承していくための取り組みを進める必要があります。
- ③旧広瀬座<sup>(注55)</sup>や宮畑遺跡史跡公園<sup>(注56)</sup>など、本市固有の文化資源を広く内外へ発信するとともに、保護・保存との両立を図りつつ、多角的視点による適切な公開・活用のあり方を検討していく必要があります。

## 施策の方向性

### (1)文化芸術の振興

- ①市民との共創により、本市から新たな文化を創造し、継承していくための道しるべとなる「福島市文化振興条例」の制定や、文化芸術によるまちづくり(地域づくり)の指針となる「文化振興計画」の策定に取り組みます。
- ②年齢や性別などにかかわらず、誰もが、ジャンルを問わず様々な文化芸術に触れ、体験し、文化的活動を営めるよう、支援と環境整備を進めるとともに、次世代の文化芸術活動を担う人材を発掘し、支援します。
- ③子どもたちが、質の高い文化芸術に触れて体験できる機会の充実に努めます。
- ④新しい生活様式に対応した文化芸術活動への支援体制を構築し、その充実に努めます。

### (2)「古関裕而のまち・福島市」

- ①古関裕而氏の功績とメロディーを広く内外へ発信するとともに、子どもたちや若い世代へと継承し、ふるさとへの誇りや愛着、将来への希望を育むため、各種顕彰事業を継続して実施します。
- ②ドラマ放映により知名度や注目度が増した古関氏のレガシーを積極的に活用するとともに、市民との共創により、古関氏と音楽を活かしたまちづくりをさらに推進します。

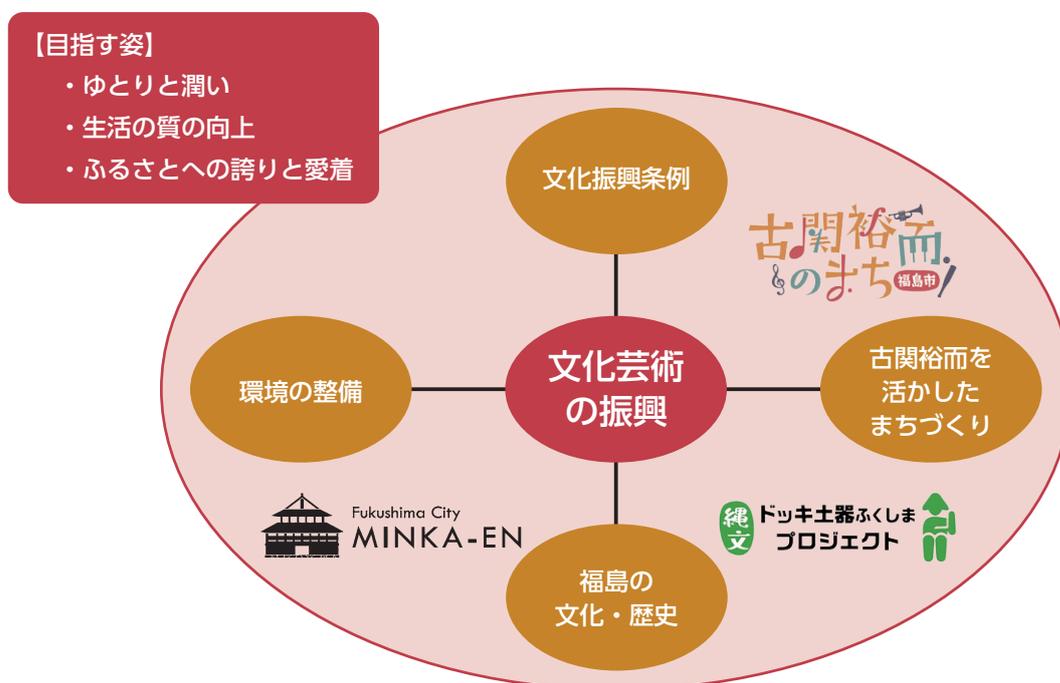
### (3)市民文化芸術の環境整備

- ①優れた文化芸術の鑑賞機会の提供と、市民文化芸術活動の成果を発表する場の提供と充実を図るため、福島駅前に新たに整備予定の交流・集客拠点施設の活用も含めた、市民文化芸術活動の拠点となる施設づくりを目指します。
- ②老朽化の進む既存施設は、計画的な点検や改修等により施設の予防保全と長寿命化に努めるとともに、施設の規模や特性、利用動向も踏まえて、それぞれ施設の果たすべき役割を整理し、更新や廃止・統合も含めた総合的な見直しを図ります。
- ③サーマルカメラの設置や空調設備の見直しなど、文化施設における新型コロナウイルス対策を徹底し、安心して気軽に利用できる文化施設の整備と維持管理に努めます。

### (4)本市固有の文化・歴史の保存と活用

- ①文化財保護法に基づく「文化財保存活用地域計画<sup>(注57)</sup>」の策定に取り組み、継続性及び一貫性のある文化財の保存・活用を促進します。

- ②地域において、市民参画による文化財の保護・保存体制を整え、次世代へ継承していくための取り組みを進めます。
- ③地域特有の文化や歴史を活用した地域活性化やまちづくりを進め、自分の住む地域への誇りと愛着を醸成します。
- ④旧広瀬座の再整備を計画的に進め、本来の芝居小屋としての機能はもとより、本格的な公演やイベントの誘致など、広く活用を図ります。
- ⑤和台遺跡<sup>(注58)</sup>の保存活用計画を策定し、公有化と整備の方向性を検討します。
- ⑥旧広瀬座や宮畑遺跡史跡公園、国重要文化財の「しゃがむ土偶<sup>(注20)</sup>」など、本市固有の文化資源を全国及び世界に向けて発信し、次世代のふるさとへの愛着と誇りの醸成に努めるとともに、観光振興や都市間交流を推進します。



### 関連する個別計画

旧広瀬座保存活用計画      福島市公共施設等総合管理計画

### 関連する基本方針

- 3 次世代へ文化と環境をつなぐまち
- 4 産業とにぎわいを生み出す活力躍動のまち

## 用語解説

- (注6) 古関裕而：16ページ参照。
- (注20) しゃがむ土偶：48ページ参照。
- (注55) 旧広瀬座：  
福島市民家園(福島市上名倉地内)に移築復原された1887年(明治20年)建築の芝居小屋で、1998年(平成10年)に国重要文化財に指定された。
- (注56) 宮畑遺跡史跡公園(公園愛称：じょーもひあ宮畑)：  
縄文時代の国史跡宮畑遺跡を整備した史跡公園で、2015年(平成27年)に開園。掘立柱(ほったてばしら)建物や竪穴住居などの復元建物、遺構の露出展示等が整備されており、園内の体験学習施設(愛称：じょいもん)では、縄文人の暮らしぶりを伝える展示のほか、弓矢体験などの縄文体験もできる。
- (注57) 文化財保存活用地域計画：  
文化財保護法第183条の3の規定に基づき市町村が作成する、文化財の保存及び活用に関する基本的なアクション・プラン。将来的なビジョンや具体的な事業等の実施計画を定め、計画的に取り組みを進めることで、継続性及び一貫性のある文化財の保存・活用が一層促進される。
- (注58) 和台遺跡：  
福島市飯野地区にある縄文時代の国史跡。福島県内では最多となる250軒を超える竪穴住居や、県重要文化財の人体文土器、狩猟文土器などが発見されている。

## 17. 環境の保全

### 目指す姿

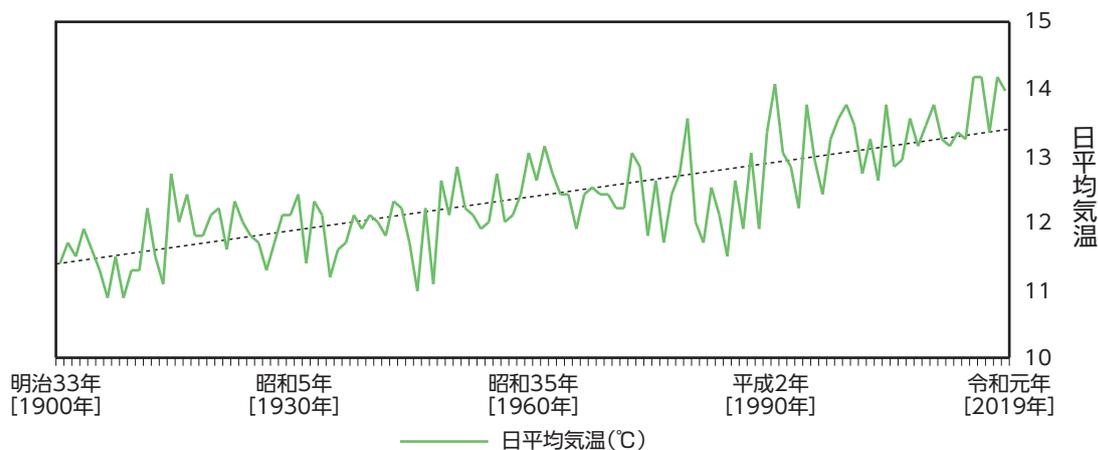
安心安全で豊かな環境を守り、共生を図りながら持続可能なものとして未来へつなぐまちとなっています。

### 現状と課題

#### (1) 気候変動及びその影響

- ①近年、気温の上昇、大雨の頻度の増加、農作物の品質低下、熱中症リスクの増加など、気候変動及びその影響が全国各地で現れており、今後の地球温暖化の進行に伴い影響が拡大する恐れがあるとされています。気候変動に対しては、温室効果ガスを減らす対策に全力で取り組む必要があります。
- ②現在生じている、また将来予測される気候変動による被害の回避・軽減を図り、その影響に備える対策(適応策)を行う必要があります。

#### 【福島市の日平均気温の推移】

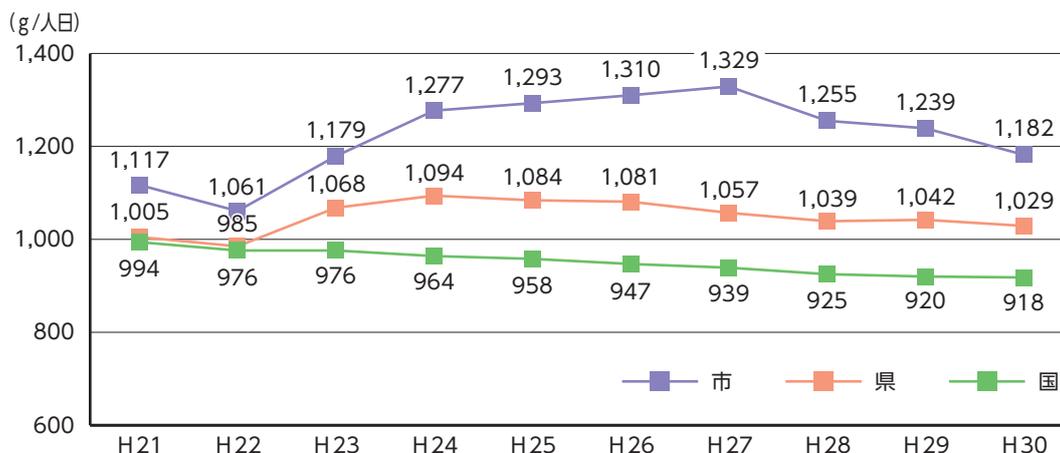


資料：福島地方気象台観測データ

#### (2) ごみの発生抑制・資源循環の必要性

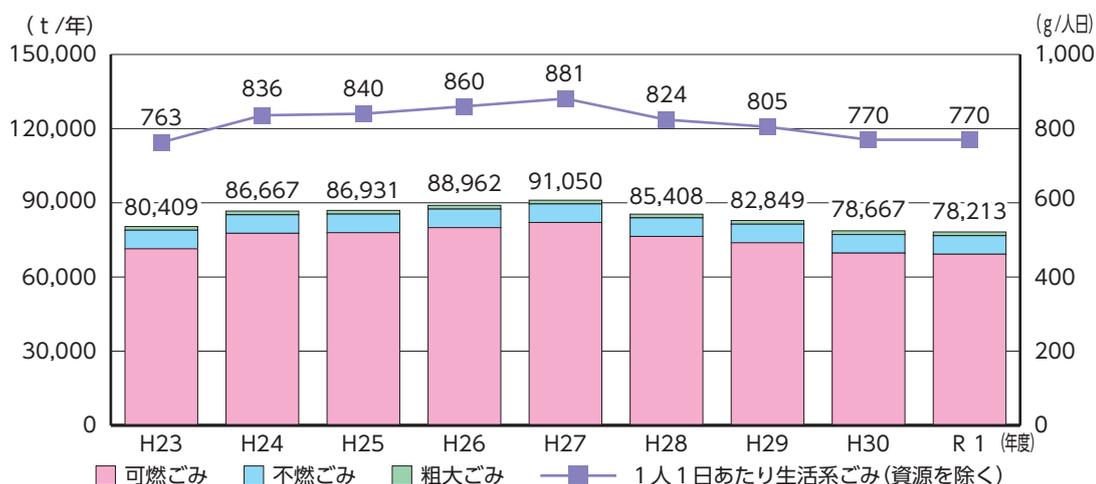
- ①本市のごみ排出量は、減少傾向にあるものの、排出量が多い状況にあります。市民生活における生活環境の保全の立場から「ごみの減量化」と「リサイクルの推進」を柱として清掃事業の計画的な推進に努めています。
- ②今後もより一層、ごみの発生抑制を進めるとともに、分別収集による資源物の徹底した回収及び集団資源回収等の促進により、廃棄物の発生から最終処分に至るまで適正な資源循環システムの構築を図る必要があります。

### 【1人1日あたりのごみ排出量の推移】



資料：環境省一般廃棄物処理実態調査結果

### 【1人1日あたり生活系ごみ(資源物、集団回収除く)の推移】



### (3)自然環境の保全

- ①自然とは、多様な生物の豊かなつながりであり、それらが生物多様性の姿であるといえます。現在残されている貴重な自然を保護するとともに、雑木林や農耕地など身近な自然を適切に保全し、生物多様性の恵みを持続的に利用していくためには、自然に対する理解を深め、自然環境の保全活動への積極的な参加を促進し、希少野生動植物の保護や外来生物対策などを講じる必要があります。

### (4)生活環境の保全

- ①本市では、概ね環境基準を達成している状況にありますが、自動車等の利用に伴う騒音・振動、生活排水による水質汚濁、飲食店等からの悪臭など日常生活における「都市型公害」への対応が課題となっています。
- ②今後も、本市の環境の監視を継続するとともに、工場・事業所等に対する指導や市民への啓発を図り、人の健康や生活環境への被害を防止し、引き続き、私たちの生活の基盤となる「安心安全な生活環境」の保全を図る必要があります。

## (5) 環境保全活動への取り組み

- ①環境問題は、身近な生活環境から地球規模の環境まで多種多様化しています。一人一人が環境に関心を持ち、学び、理解し、自主的・積極的に環境保全活動に取り組んでいく必要があります。

## (6) 汚水の適正な処理

- ①本市では、汚水など生活排水は公共下水道や合併処理浄化槽などで処理されて水路や河川へと流れています。  
今後も、河川などの水質保全のため持続的に適切な処理を行うとともに、公共下水道への接続や合併処理浄化槽などの普及促進による汚水処理人口の拡大を行う必要があります。

## 施策の方向性

### (1) 脱炭素社会<sup>(注2)</sup>の実現を目指した気候変動対策

- ①将来の脱炭素社会の実現を目指し、地域特性に応じた多様な再生可能エネルギーの最大限の導入、徹底した省エネルギーの推進、ライフスタイル等の変革など温室効果ガス排出削減及び森林等の吸収源対策など地球温暖化対策に努めます。
- ②農作物被害対策や大雨などの災害対策などの気候変動への適応策の推進に努めます。

### (2) 持続可能な循環型社会<sup>(注3)</sup>の構築

- ①より一層のごみの発生抑制を進めるとともに、分別収集による資源物の徹底した回収、焼却・処理施設の適正な維持管理や老朽化による整備、自然災害に係る災害廃棄物処理の体制、不法投棄対策など、廃棄物の発生から最終処分に至るまで適正に資源が循環する仕組みによって、持続可能な循環型社会の構築に努めます。

### (3) 生物多様性を育む豊かな自然環境との共生

- ①自然は多様な生物が生息・生育している場であり、自然を適切に保全・再生することにより生態系バランスを良好に保ち、そして継続的に利用することにより、生物多様性を育む豊かな自然環境との共生に努めます。

### (4) 安心安全を支える生活環境の保全

- ①一人ひとりが、自然環境の復元力には限界があることを認識し、日常生活や事業活動による環境負荷の低減に努め、安心安全な生活環境の保全に努めます。

### (5) 市民・事業者とのパートナーシップによる地域づくり・人づくり

- ①豊かな自然景観、歴史遺産などの地域資源の価値向上を図ることに努めます。
- ②日常生活や事業活動など、あらゆる場面で環境に配慮した行動を自発的に行える人を育成し、市民、事業者とのパートナーシップによる地域づくり・人づくりに努めます。

## (6) 効率的汚水処理施設の整備

- ① 公共下水道・合併処理浄化槽などの効率的整備推進により、汚水処理人口の拡大とともに、汚水処理施設の効率的維持管理を行い、持続的に河川などの水質保全に努めます。

### 関連する個別計画

福島市環境基本計画      福島市脱炭素社会実現実行計画  
福島市一般廃棄物処理基本計画      福島市循環型社会形成推進地域計画  
福島市下水道ビジョン

### 関連する基本方針

- 3 次世代へ文化と環境をつなぐまち

### 用語解説

- (注2) 脱炭素社会：14ページ参照。  
(注3) 循環型社会：14ページ参照。

## 18. 良質な水道水の安定供給

### 目指す姿

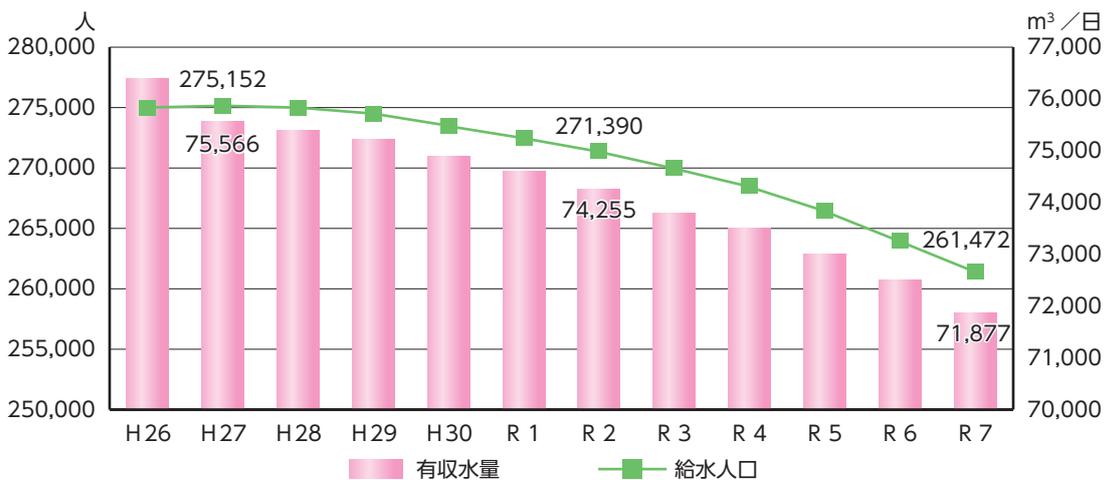
本市が誇る良質でおいしい水に理解と関心が深まり、さらに多くの方に使用されるとともに、地震等の災害が発生しても安定して供給されます。

### 現状と課題

#### (1) 水需要の減少対策

- ①人口減少による水道料金収入の減少から、今後の財源確保が困難な状況が想定されます。財源不足により施設更新が計画的に実施できなくなることで老朽化が加速し、漏水事故等の増加による有収率<sup>(注59)</sup>の低下など水道経営への影響が懸念されます。水道経営の基盤強化のためには、ICT<sup>(注1)</sup>の活用など業務の効率化を行っていく必要があります。

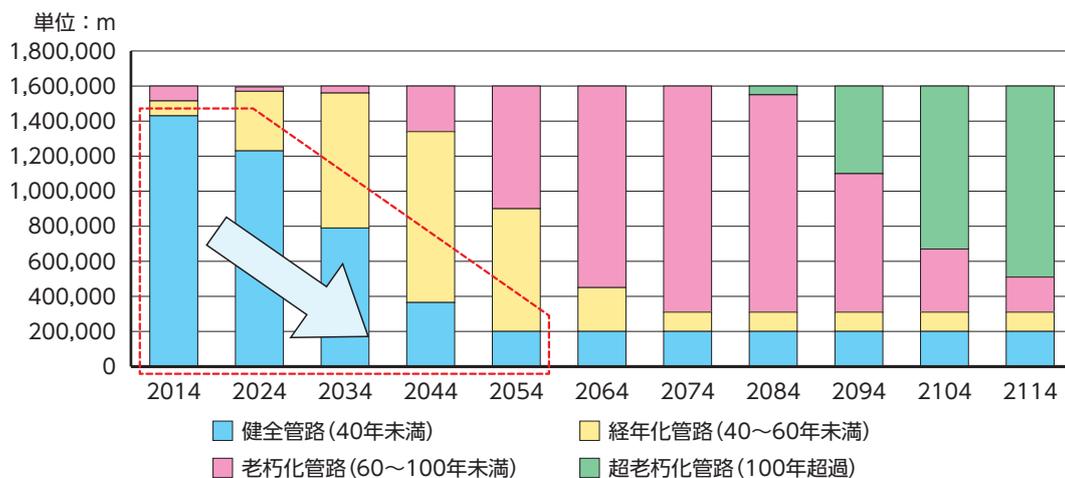
#### 【給水人口と有収水量<sup>(注60)</sup>の予測(ふくしま水道事業ビジョンによる)】



#### (2) 災害対策の強化

- ①東日本大震災により被災した本市においては、地震等の自然災害に強い水道システムの構築も命題となっています。そのため、施設更新が必須事項となりますが、総額1,900億円余と試算されている更新需要<sup>(注61)</sup>を賄うだけの財源を確保する必要があります。

## 【管路健全度予測(ふくしま水道事業ビジョンによる)】



### 施策の方向性

#### (1) 水需要減少の抑制

- ①国際味覚審査機構での優秀味覚賞二つ星の獲得やモンドセレクション4年連続最高金賞受賞など、「世界が認めた」ふくしまの水のブランド力を生かした福島市のおいしい水のPRにより、多くの市民に理解と関心を深めていただき、水道水への信頼につなげることで使用者の水道離れ抑制を進めるとともに、配水管布設工事助成制度等の上水道切替促進に取り組めます。

#### (2) 老朽施設の更新と耐震化の推進

- ①災害に強い水道の構築を目指し、重要施設である基幹施設<sup>(注13)</sup>と基幹管路<sup>(注14)</sup>の計画的な更新に取り組み耐震化を図ります。
- ②限られた財源の中で効率的に施設の更新を実施するため、水道施設情報管理システム<sup>(注62)</sup>等を活用して更新計画の精度を向上させるとともに、予防保全型の維持管理に取り組み、漏水防止に努めるなど長寿命化を図ります。

### 関連する個別計画

ふくしま水道事業ビジョン(福島市水道事業基本計画)

### 関連する基本方針

- 2 暮らしを支える安心安全のまち      3 次世代へ文化と環境をつなぐまち

## 用語解説

- (注1) ICT：14ページ参照。
- (注13) 基幹施設：46ページ参照。
- (注14) 基幹管路：46ページ参照。
- (注59) 有収率：  
有収水量が総配水量に占める割合。
- (注60) 有収水量：  
水道料金徴収の対象となる水量。
- (注61) 更新需要：  
施設などを更新するために必要となる費用。
- (注62) 水道施設情報管理システム：  
令和元年10月施行の改正水道法に規定された水道施設台帳に該当し、本市水道局が所有する膨大なデータを総合管理するマッピングシステム。

## 19. 都市緑化・景観形成の推進

### 目指す姿

美しく豊かな自然を守りながら、未来に伝えたいふるさとの景観とゆとり、潤いのあるまちに暮らしています。

### 現状と課題

#### (1) 都市緑化・保全の必要性

- ①身近な緑は、日常生活にゆとりや潤いを与えることから、より緑を増やし市民に親んでもらうため、地域に密着した都市の緑化と保全が求められています。
- ②公園は、次代を担う子どもたちの健全な発育に欠くことのできない施設であるとともに、健康づくりや地域のふれあい・癒しを与える場としての役割も担っており、また、ヒートアイランド現象<sup>(注63)</sup>の緩和にも効果があることから、快適な都市環境の形成を図るうえでも公園等の緑化が求められています。

#### (2) 公園施設の現状と安全性・快適性の低下

- ①本市で管理する都市公園の約半数は、開設後30年～55年が経過しており、遊具やトイレ等の公園施設の老朽化が進み、劣化や損傷が見られます。また、災害時には避難場所等になることから、公園利用者の安全性や快適性の向上が求められています。

#### (3) 新しい生活様式に適応した公園利用の必要性

- ①コロナ禍においては、健康的な生活を支える身近な場所として、屋外での散歩や運動などができる公園の重要性が高まっていることから、新しい生活様式に適応した公園の利用推進を図る必要があります。

#### (4) 眺望や景観の保全

- ①本市は緑豊かで自然環境に恵まれています。都市化の進展などにより街なみの景観や郊外部の豊かな自然の眺望が損なわれていくことが懸念されています。
- ②「福島らしさ」を演出する、人とまちと自然が調和した景観資源と眺望を守る必要があります。
- ③地域に調和した魅力ある景観を、みんなで守り育てるまちづくりが求められています。

### 施策の方向性

#### (1) 市民との共創による緑化・保全等の推進

- ①緑豊かな花のまちづくりを実現するため、公園や道路、オープンスペース<sup>(注64)</sup>などの緑化に努めるとともに、家庭や地域における緑化活動などを通じ、市民との共創による都市緑化及び花による癒しや来訪者へのおもてなしを推進します。

## (2)公園施設の安全性・快適性向上の推進

- ①人口減少や少子高齢化などの社会情勢の変化や、公園利用の状況、長寿命化対策<sup>(注65)</sup>の緊急性を加味しつつ、利用者の安心安全を確保するよう公園施設の点検、修繕・補修等を実施します。
- ②最新の安全基準に準拠した施設更新を行うことで安全性・快適性の向上を推進します。

## (3)新しい生活様式に適応した公園利用の推進

- ①コロナ禍の公園利用については、3密回避のため、空いた時間の利用呼びかけや、必要に応じ入場者数の制限を行う等とともに、各利用者に対して基本的な感染対策等の徹底を喚起しながら、公園利用の推進を図ります。

## (4)「福島らしさ」を生かす景観形成の推進

- ①市街地の魅力あふれる街なみ形成や、地域の特性を生かした景観まちづくりを推進します。
- ②「福島らしさ」は本市特有の地形、自然、まちの歴史、そして市民生活から生み出され、これらを守り育て、みんなの共有財産になりうる景観形成の推進を図ります。
- ③ふくしま景観100選などの啓発により、市民意識の向上を図ります。

### 関連する個別計画

福島市都市マスタープラン	福島市公園施設長寿命化計画
福島市景観形成基本計画	福島市景観まちづくり計画

### 関連する基本方針

2 暮らしを支える安心安全のまち      3 次世代へ文化と環境をつなぐまち

### 用語解説

- (注63) ヒートアイランド現象：  
緑地や水面の減少、地面がアスファルトやコンクリートに覆われることなどにより、熱がこもり郊外に比べ都市部ほど気温が高くなる現象のこと。
- (注64) オープンスペース：  
公共性の高い緑地や空き地のこと。
- (注65) 長寿命化対策：  
公園施設の定期的な健全度調査や修繕・補修・更新などを計画的に行うことで、利用者の安全確保や施設の耐用年数の延伸を図ること。

## 20. 快適な住環境の形成

### 目指す姿

良好な住宅・住環境で、誰もが安心して安全に暮らしています。

### 現状と課題

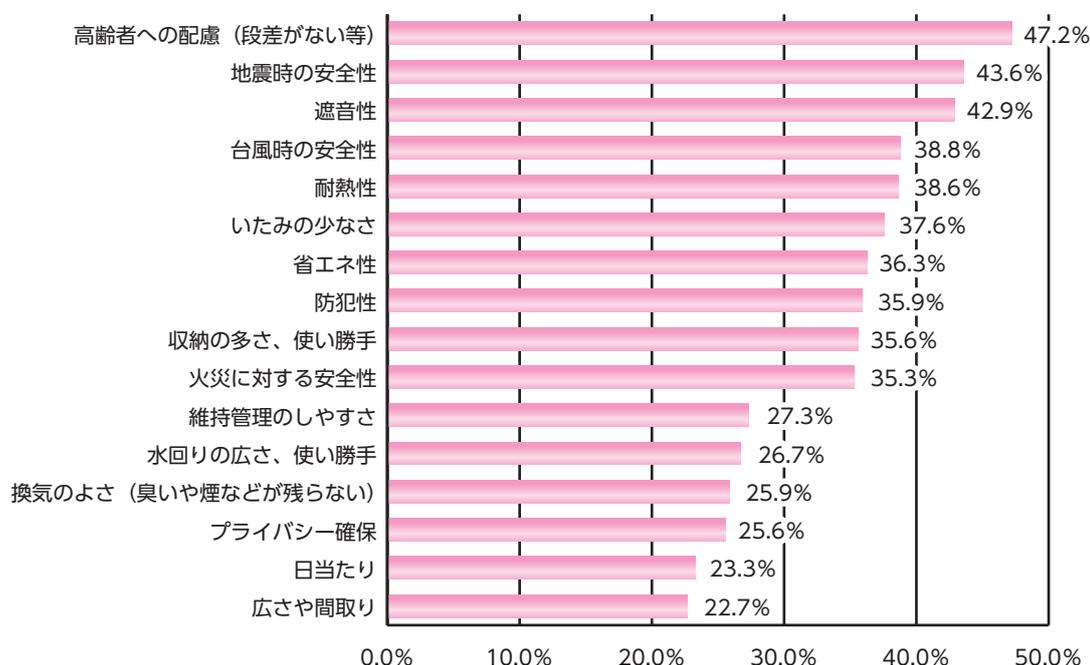
#### (1) 少子高齢化の進行

- ①少子高齢化が進行しており、若年世帯・子育て世帯や高齢者が安心して暮らすことができる住宅・住環境を確保する必要があります。

#### (2) 災害への対応と環境への配慮

- ①自然災害が頻発化、激甚化しており、地震等の災害に強く、耐久性や省エネルギー性にも優れ、環境にも配慮した良質な住宅が求められています。

#### 【住宅の個別要素に対する不満率】



資料：住生活総合調査(平成30年)

#### (3) 空き家の増加

- ①本市の空き家数は増加し、少子高齢化により今後も増加すると推測されており、空き家の状況に応じた対策や、多様な居住ニーズに対応するため、既存住宅の流通を促進する必要があります。

### 【空き家総数の推移】

空き家総数(戸)		
平成25年	平成30年	増△減
15,840	17,070	1,230

資料：住宅・土地統計調査(平成30年)

#### (4)市街地の低密度化と地域の特性を踏まえた住環境

- ①少子高齢化による単身世帯や空き家等の増加に伴い、市街地が低密度化しまちの活力低下や地域コミュニティの衰退が懸念されており、人口減少に備えたコンパクト・プラス・ネットワーク<sup>(注66)</sup>のまちづくりが必要です。
- ②本市は中心市街地をはじめ、周辺の住宅地、農村集落など地域ごとに特性が異なり、それらの特性を踏まえた住環境づくりが求められています。

#### (5)住宅セーフティネットの必要性

- ①低所得者や高齢者、障がい者、子育て世帯など住宅の確保が難しい方のため、市営住宅など住宅のセーフティネットを確保する必要があります。

### 施策の方向性

#### (1)子育て世帯、高齢者等が安心して暮らせる住宅・住環境の形成

- ①若年世代が定着し、子育て世帯や高齢者等が安心して安全に暮らせる住宅・住環境の形成を図ります。

#### (2)災害に強く環境にも配慮した住宅・住環境の実現

- ①木造住宅の耐震化や長期にわたり良質な状態で活用される住宅の普及・促進などを通じて災害に強く環境にも配慮した良質な住宅の普及に努めます。
- ②土砂災害や大規模浸水などの災害リスクの高い区域での住宅等の建設の抑制や被害発生未然防止に取り組めます。

#### (3)空き家対策の推進と既存住宅の利活用

- ①民間と連携した相談体制を構築し、空き家の把握・情報共有に取り組みながら、管理不全空き家<sup>(注67)</sup>の所有者に対して適正管理の依頼・指導を行い、改善されない場合は必要な措置を実施します。
- ②良質な空き家は空き家バンク<sup>(注68)</sup>による市場流通を図り、リフォーム等が必要な空き家は国・県の補助事業などによる支援を行いながら空き家の活用を推進するとともに、多様な居住ニーズに対応するため既存住宅の流通を促進します。

#### (4)街なか居住の推進と地域の特性を踏まえた住環境づくり

- ①街なか居住を推進し、地域の活力を維持するため、コンパクトなまちづくりと公共交通の確保を図り、持続可能な集約型への市街地形成に向け誘導します。
- ②本市が持つ豊かな自然環境や地域の特性を踏まえた住環境づくりを推進します。

## (5) 安定した住宅の確保

- ①誰もが安定した生活を送ることができるよう市営住宅など住宅セーフティネットの確保に努めます。
- ②誰もが安心して暮らせる住宅を目指し、市営住宅のバリアフリー化を推進するとともに、適正管理・早期修繕により長寿命化を図り、既存ストックを最大限活用しながら、老朽化した市営住宅の建て替えの方向性を検討します。

### 関連する個別計画

福島市住宅マスタープラン	福島市空家等対策計画
福島市市営住宅長寿命化計画	福島市都市マスタープラン
福島市立地適正化計画	福島市中心市街地活性化基本計画
福島市耐震改修促進計画	

### 関連する基本方針

- 2 暮らしを支える安心安全のまち
- 3 次世代へ文化と環境をつなぐまち
- 4 産業とにぎわいを生み出す活力躍動のまち

### 用語解説

- (注66) コンパクト・プラス・ネットワーク：  
人口減少や高齢化が進む中、特に地方都市においては、地域の活力を維持するとともに、医療・福祉・商業等の生活機能を確認し、高齢者が安心して暮らせるよう、地域公共交通と連携して、コンパクトなまちづくりを進めること。
- (注67) 管理不全空き家：  
管理がされていない、もしくは管理が不十分な状態の空き家。
- (注68) 空き家バンク：  
一戸建て空き家を売りたい・貸したいと考えている所有者から提供された情報を集約し、空き家を買いたい・借りたいと考えている希望者に紹介する制度。

## 21. 就労の支援と雇用の創出

### 目指す姿

若者や女性、高齢者や障がいのある人など、誰もが雇用の機会に恵まれて、安心して働いています。

### 現状と課題

#### (1) 若年者の雇用確保

- ①年少人口や生産年齢人口の減少が進行しており、今後の地域を支える労働力人口の減少が危惧されています。
- ②本市の将来を担う若者等に地元企業の魅力を発信し、地元企業への就職・定着の支援に取り組む必要があります。

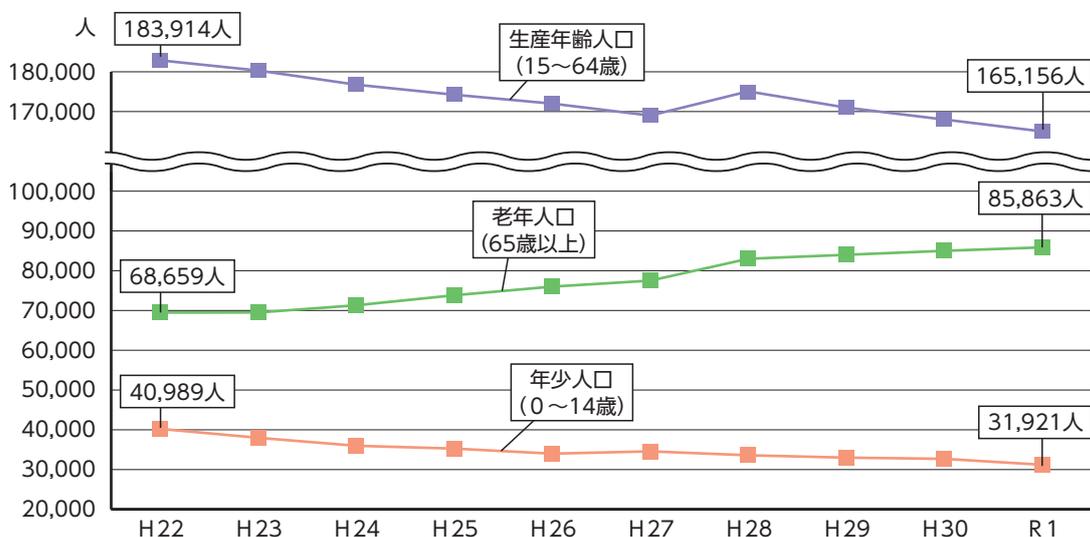
#### (2) 女性の就労環境整備

- ①女性の就業率が上がっている一方、管理職への登用や女性が働きやすい職場環境の整備については遅れている状況にあります。
- ②女性が生涯安心して働くことのできる職場環境を確保する必要があります。

#### (3) 多様な人材の雇用確保

- ①慢性的な人手不足が続く中、高齢者や障がいのある人などがそれぞれの能力を發揮できる場を求めています。求職者が求める職種と求人企業との不一致や雇用のミスマッチが続いているため、すべての労働者にとって働きやすい職場環境の確保が求められています。

#### 【年齢3区分別人口の推移(各年5月1日現在)】



資料：福島県「福島県の推計人口」

#### (4)雇用環境の悪化

- ①新型コロナウイルス感染症の流行による地域経済への影響については注視すべき状況にあり、今後雇用環境が悪化することが懸念されています。

### 施策の方向性

#### (1)若年者の雇用促進

- ①若年世代に定着してもらうために、地元企業へ働きかけ、学生の職場体験や就労機会の創出に努めます。
- ②地元企業の魅力や情報の発信を強化し、地元企業と就労希望者とのマッチングにつなげ、雇用の促進と安定を図ります。

#### (2)働く女性の支援

- ①働く女性が能力を発揮できる社会づくりに取り組み、女性の雇用、職域拡大、管理職登用、働きやすい職場環境づくりを推進します。
- ②女性の創業を応援するなど、さらなる社会進出を支援します。

#### (3)高齢者や障がいのある人の雇用促進

- ①貴重な働き手である高齢者や障がいのある人が働きやすい職場環境の整備が、みんなが働きやすい職場環境につながることから、積極的に雇用に取り組む企業の認証を推進するなど、高齢者や障がいのある人のさらなる雇用促進を図るとともに、すべての労働者が能力・意欲を十分生かすことができる環境整備を進めます。

#### (4)雇用機会の創出

- ①企業誘致の推進、既存産業の振興と成長産業の支援などにより、企業の事業拡大を促進し、求職者が求める多様な雇用機会の創出を図ります。
- ②企業のオンラインによる採用活動など、雇用の確保に向けた新たな取り組みを積極的に支援し、安定的な雇用機会の提供に努めます。

### 関連する個別計画

福島市男女共同参画基本計画(男女共同参画ふくしまプラン)  
福島市子ども・子育て新ステージプラン(福島市子ども・子育て支援事業計画)  
福島市障がい者計画  
多文化共生のまち福島推進指針  
福島市中小企業振興プログラム  
福島市高齢者福祉計画・福島市介護保険事業計画  
福島市工業振興計画

### 関連する基本方針

- 4 産業とにぎわいを生み出す活力躍動のまち

## 22. 中心市街地の活性化

### 目指す姿

ふくしまの魅力があふれ、快適でにぎわいのあるまちに住んでいます。

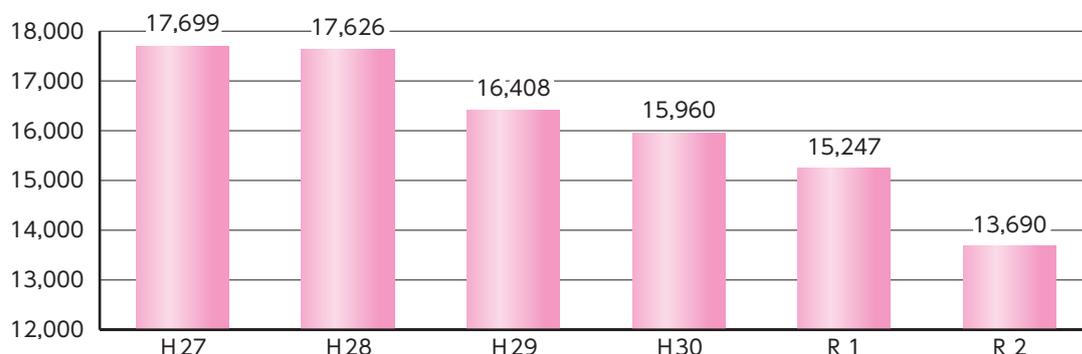
### 現状と課題

#### (1) 集客機能の低下

- ① 中心市街地内においては、長年市民に親しまれてきた老舗百貨店の営業終了などにより、福島駅前の魅力が低下しています。多くの人々が昼夜を通じて賑わいや交流活動が活発な「県都ふくしま」にふさわしい中心市街地の形成に向けて、高次の都市機能<sup>(注10)</sup>の集積、強化が求められています。
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響による全国的な外出自粛や景気の悪化などの社会情勢により、歩行者・自転車通行量が減少していることから、市内外からの来訪機会の増加や回遊性の向上が求められています。

#### 【福島駅東口周辺における休日の自転車・歩行者通行量(7地点)】

(単位：人/日)



#### (2) 居住人口の減少

- ① 中心市街地の居住人口の減少が続いており、暮らしの不自由さなどが居住意向の低さとなっていることから、都市機能の充実や居住環境の整備が望まれています。

#### (3) 商業の魅力低下

- ① 中心市街地における商業環境については、福島駅北側のアオウゼから福島駅南側のこむこむにかけての南北軸と、福島駅前通りのリニューアル整備や大原総合病院の移転などによる東西軸の回遊環境向上に向けた取り組みのほか、商店街における既存店舗への経営支援等の対策に取り組んできたことなどにより、区域内の総店舗数は概ね横ばいで推移していますが、依然として商業の魅力向上への市民要望は高い状況となっています。

- ②中心市街地が地域経済をけん引する拠点としての役割を高めていく上では、既存店舗、低未利用地などの様々な資源を産官学連携等による事業化や起業、新たな進出のフィールドとして機能することが求められています。

## 施策の方向性

### (1)回遊環境の向上

- ①福島駅東口で進められている再開発事業と連携した多様な交流と賑わいを創出する新たな交流・集客拠点施設整備や、市民交流機能などを備えた(仮称)市民センターの整備により回遊拠点の整備を図ります。
- ②再開発事業やコロナ禍による通行量の減少に伴い、駅前通り歩行者天国など道路空間の利活用を検討し、賑わいの創出と集客に向けた取り組みを推進します。
- ③街なか回遊軸の拠点となる新まちなか広場整備や古関裕而<sup>(注6)</sup>氏ゆかりの地を活かした周遊バスの運行、歩行者・自転車の快適な通行と車両の円滑な走行を確保するための回遊環境の整備を図ります。

### (2)街なか居住の推進

- ①再開発事業等による高次の都市機能集積や利便性の向上による居住環境の整備により、子どもから高齢者まで多世代の都心居住を推進します。

### (3)街なかの魅力向上

- ①新たな建物の価値を生み出す空き店舗等のリノベーション<sup>(注23)</sup>や新規創業・経営指導支援、商店街の通りをテーマにした取り組み、街なかの地域資源を活用した回遊性の向上につながるイベント開催などを支援します。
- ②賑わい創出のアイデアを持ったやる気あふれる学生のまちづくり活動や異業種間交流による新規出店舗を増やす取り組みなど、新たな魅力の創出を図るエリアマネジメントの推進により街なかの魅力向上を図ります。

## 関連する個別計画

福島市中心市街地活性化基本計画      福島市都市マスタープラン

## 関連する基本方針

- 4 産業とにぎわいを生み出す活力躍動のまち

## 用語解説

- (注6) 古関裕而：16ページ参照。  
(注10) 高次の都市機能：41ページ参照。  
(注23) リノベーション：50ページ参照。

## 23. 道路交通ネットワークの整備

### 目指す姿

徒歩、自転車、自動車、公共交通を利用し、安全で快適に都市間・地域間・拠点間を移動できる道路交通ネットワークが形成されています。

### 現状と課題

#### (1) 道路ネットワークを取り巻く環境の変化

- ① 福島圏域の高規格幹線道路網は、南北に東北縦貫自動車道、東西には東北中央自動車道が結節しており、一般国道115号相馬福島道路が開通したことにより相馬港と内陸部との連携が一層強化されました。
- ② 本市の幹線道路網は、国道4号や国道13号、国道115号等の幹線道路が中心部から放射状に形成され、これらの道路を結ぶ国道13号福島西道路の南伸や都市計画道路太平寺岡部線などの環状道路の整備が進められています。
- ③ 県都として、広域的な連携・交流が促進され、産業・観光等の発展など、道路の整備にあたっては、長期的な視点に立った将来交通需要や多様な市民ニーズに対応した都市交通計画が求められています。
- ④ 幹線道路の整備に伴う郊外の大規模商業施設の立地など、土地利用の変化により分散化して発生している交通渋滞の緩和、解消施策が求められています。
- ⑤ 近年は地震、大雨等による甚大な大規模自然災害が発生しており、安心安全な生活を確保するため、広域的な避難や支援、緊急物資の輸送や迅速で安定した救急搬送など多くの機能を有する災害に強い道路ネットワークの確立が求められています。



#### (2) 誰もが安全で快適に通行できる道路空間へのニーズの高まり

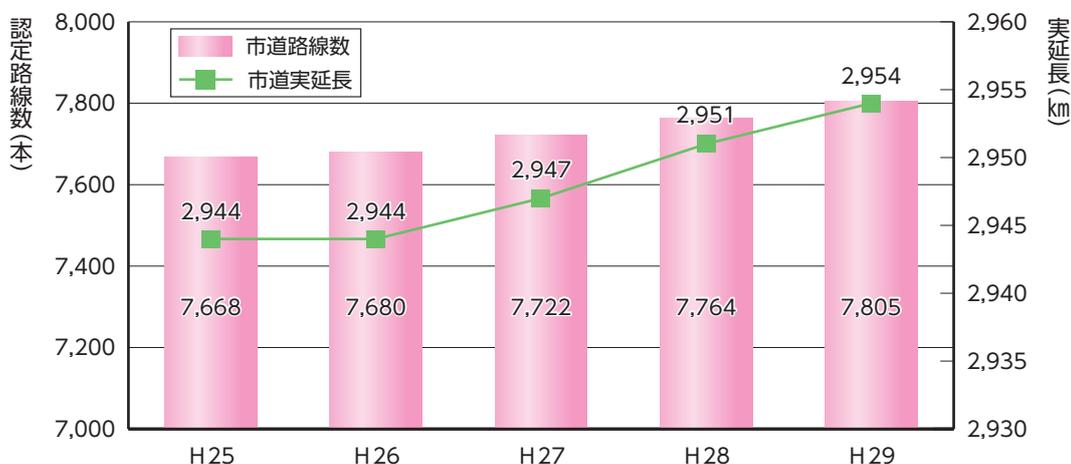
- ① 道路が狭く歩道がない、歩道が狭く車道との段差が大きいなど、高齢者や子どもの通行に支障のある道路の改善が求められています。

- ②歩行者も自転車も安心して通行できる人にやさしい歩行空間の形成に努める必要があります。
- ③道路空間を活用した住民との共創によるまちづくり活動を推進していく必要があります。

### (3)道路施設の維持管理コストの増加

- ①人口減少や少子高齢化の進行、さらにはこれに伴う市街地拡大の収束などの社会情勢において、大幅な税収増は見込めない一方で、小規模な宅地開発等により市道認定路線数は増加傾向にあります。
- ②道路施設の老朽化が進行しており、橋梁については、架設年が明らかな橋梁の13%が架設から50年以上経過し、20年後には55%に増加する見込みであり、安心して安全な道路通行環境を確保するため、老朽化対策及び耐震補強等の対策が喫緊の課題となっています。
- ③道路施設の維持管理については、修繕費用の縮減を図るため従来の事後保全的な修繕から予防保全的な修繕へと計画的な事業の推進が求められており、優先順位の明確化を行い、効率的で効果的な管理を行っていく必要があります。
- ④限られた道路予算の中で、道路の維持管理に対する要望に的確に対応していくには、公平性の確保や業務の効率化に取り組んでいく必要があります。

#### 【市道認定路線数と市道実延長の推移(各年4月1日現在)】



資料：福島市統計書(平成29年版)

### 施策の方向性

#### (1)県都を支える機能的な道路ネットワークの形成

- ①沿道環境と一体となった土地利用を図るとともに、市街地における広域拠点や地域拠点等の形成に向けて、国道13号福島西道路など骨格となる道路網を整備促進し、人と車が共存でき、アクセスしやすく、回遊しやすい道路・交通環境づくりを推進します。

- ②人やモノの円滑な移動を確保するため、交通・物流拠点から高速道路等へのアクセス性や現状の都市計画道路の整備状況を踏まえて、効率的・効果的な道路・環状道路整備を選定し、機能的な都市計画道路網の見直しを検討します。
- ③都市計画道路の整備促進を図るとともに、公共交通機関の利用促進を図りつつ交通渋滞の緩和、解消を目指します。
- ④近年の激甚化する地震災害や風水害・土砂災害などの大規模自然災害に対し、国土強靱化<sup>(注69)</sup>を推進し住民の生命と財産を守り都市機能を維持するため、災害時の経済や生活の確保、救急搬送の時間短縮による救命率の向上など、平常時・災害時を問わず安定的に機能する道路ネットワークの整備を推進し、ライフラインの確保や防災機能など、多様な機能を発揮する道路ネットワークの強化を図ります。

## (2) 誰もが安全で快適に利用できる福島らしい道路空間の創出

- ①道路の拡幅や歩道設置、段差解消など、人にやさしい歩行空間を形成し、子どもを事故から守り高齢者や障がい者が安心して安全に利用できる道路環境の整備を推進します。
- ②公共公益施設周辺の道路など、バリアフリー化を推進します。
- ③快適に自転車利用ができる良好な自転車走行環境づくりを推進します。
- ④個性ある街なみづくり、景観に配慮した公共空間づくり「ふくしま花回廊」などと連携して、住民の発意による主体的なまちづくり活動を推進し、公共空間の活用を促進しながら、にぎわいのある歩行空間の形成を図ります。
- ⑤近年のボランティア活動の活性化やまちづくり活動への参加意欲の高まりなどを背景に、地域の方々が「みち」を慈しみ道路の清掃・美化活動を行う道路愛護活動を支援します。

## (3) 持続可能な道路施設の維持管理の促進

- ①安心して安全に利用できる道路環境を保全し、適正な維持管理に努めます。
- ②橋梁をはじめとする道路施設の老朽化対策及び耐震補強対策により長寿命化を図るなど、効率的・効果的な管理によって、更新時期の平準化、総工事費の縮減に取り組めます。
- ③大規模自然災害に対応できるよう、道路施設の点検及び計画的な補修・補強を促進します。
- ④道路維持管理における市民からのニーズなどを総合的に判断するなど、維持管理修繕箇所の優先順位の明確化を目指します。
- ⑤「ICT<sup>(注1)</sup>による道路維持管理業務の効率化」を目指し、モバイルアプリケーション「LINE」を活用した市民通報システムの積極的な活用を図ります。

### 関連する個別計画

福島市国土強靱化地域計画  
 福島市都市マスタープラン  
 福島市通学路交通安全プログラム

福島市橋梁長寿命化修繕計画  
 福島市バリアフリーマスタープラン

## 関連する基本方針

- 暮らしを支える安心安全のまち
- 産業とにぎわいを生み出す活力躍動のまち
- 新ステージに向けて共創・挑戦・発信するまち
- 効率的で質の高い行財政経営

## 用語解説

(注1) ICT：14ページ参照。

(注69) 国土強靱化：

大規模自然災害等への備えとして、致命的な被害を負わない「強さ」と迅速に回復できる「しなやかさ」を持った安全・安心な社会を平時からつくりあげていくこと。

## 24. 公共交通網の充実

### 目指す姿

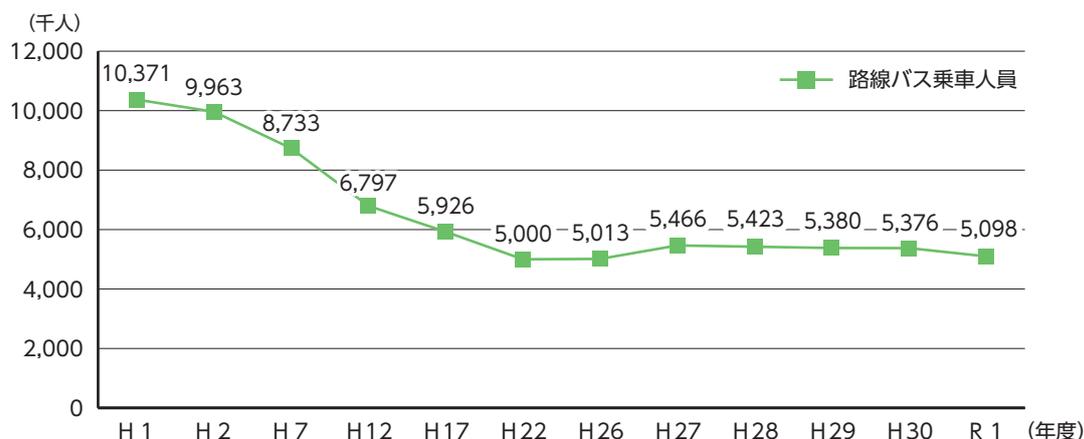
高齢者、障がい者、子育て世代等を含めたあらゆる利用者の目線に立った公共交通網が形成され、豊かで暮らしやすい地域社会が実現されています。

### 現状と課題

#### (1) 公共交通利用者の減少と将来的な移動手段の確保

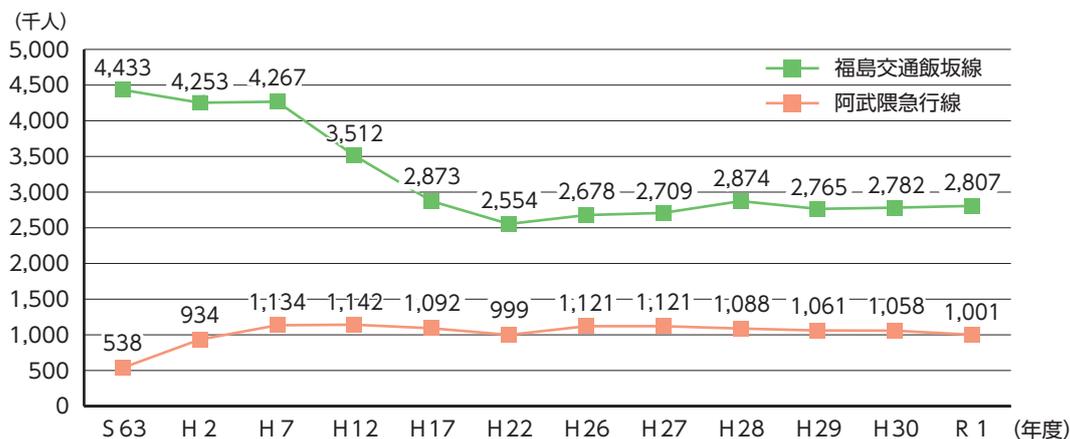
- ①人口減少や少子高齢化の進行、モータリゼーションの進展、コロナ禍における移動手段の転換などによる公共交通利用者の減少等により、公共交通の維持・確保が求められています。
- ②増加する高齢者の運転免許証の返納への対応等、地域の暮らしと産業を支える移動手段の確保が求められています。

#### 【路線バス乗車人員】



資料：福島交通株式会社

#### 【市内鉄道乗車人員(福島交通飯坂線、阿武隈急行線)】

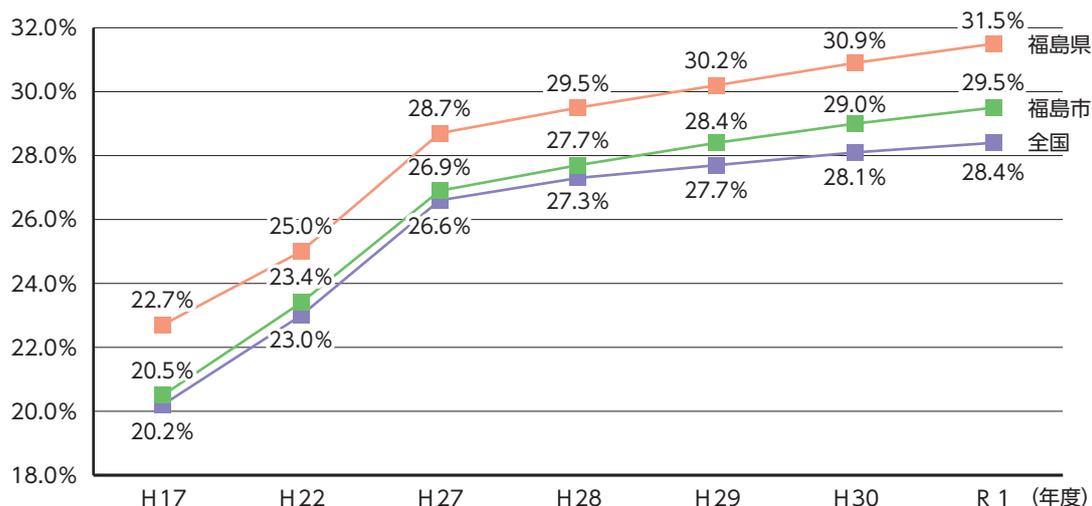


資料：福島交通株式会社、阿武隈急行株式会社

## (2) 高齢化社会の進行とバリアフリーの促進

- ①本市の高齢化率は30%に近付き、超高齢化社会を迎えていることから、市域内の移動の円滑化の必要性が高まっており、ハード・ソフト一体的にバリアフリー化に取り組むことで、高齢者や障がい者等が積極的に地域社会に参加・貢献できる、共生社会の構築が求められています。

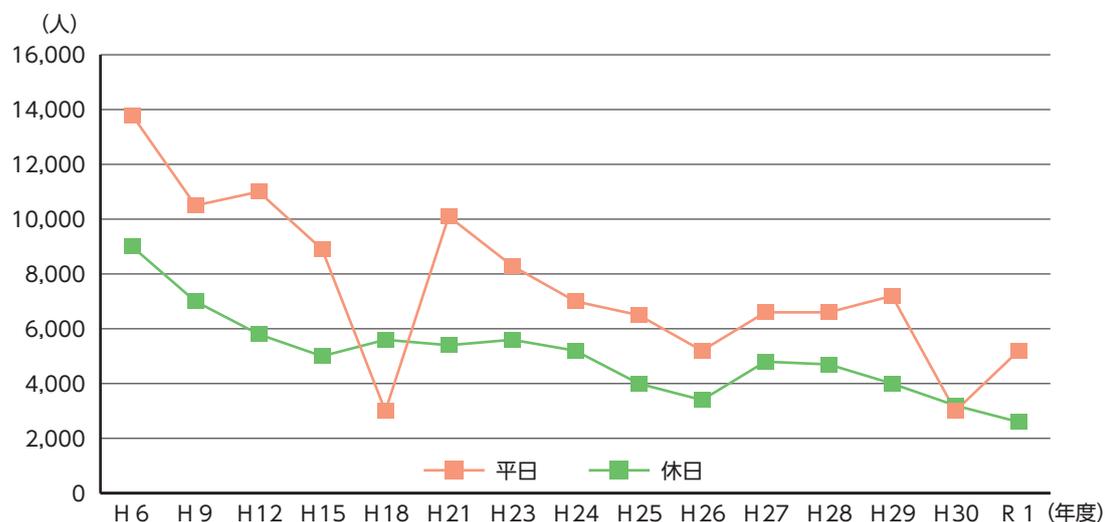
### 【高齢化率(%)】



## (3) 放置自転車の継続的な対策と自転車活用の推進

- ①自転車駐車場において、適正な利用の啓発などを行っていますが、長期放置自転車が減少していないことから、新たな自転車駐車システムの構築が求められています。
- ②自転車は二酸化炭素を排出しない環境にやさしい乗り物であるとともに、コロナ禍における自転車での移動は、人との接触が低減されることから、新しい生活様式と併せ、一層の自転車活用の推進が求められています。

### 【自転車通行量調査】



## 施策の方向性

### (1) 持続可能な公共交通網の整備

- ①地域社会の変化に柔軟に対応するべく、他の施策との連携や様々な主体の参画による持続可能な公共交通網の整備や交通結節点における施設の充実などの強化を図り、豊かで暮らしやすい地域社会の実現に取り組みます。
- ②公共交通の空白地帯を解消するため、小規模需要エリアにおける地域と行政が支える持続可能な新たなモビリティ<sup>(注70)</sup>の導入により、持続可能な公共交通網の構築を目指します。
- ③鉄道・バス等、様々な移動手段を連携・補完した自然災害リスクに強い公共交通ネットワークの構築を図ります。

### (2) 高齢者等の移動手段の確保

- ①高齢化社会に対応するため、誰もが利用しやすい公共交通を目指した、公共交通施設のバリアフリー化とあわせて、小規模需要エリアにおける地域と行政が支える持続可能な新たなモビリティの導入等により、高齢者等交通弱者の移動手段の確保を図ります。

### (3) 自転車利用環境の促進

- ①自転車駐車場の適正な配置の検討及び運営方針の見直しを行います。
- ②利用者のニーズに対応したレンタサイクルの電動化などの新規サービスの導入や、福島駅とその周辺や放射状に広がる道路走行空間の整備などを検討し、自転車の利用促進や市民の健康増進を図ります。

## 関連する個別計画

福島市地域公共交通網形成計画      福島市都市マスタープラン  
福島市立地適正化計画              福島市バリアフリーマスタープラン  
福島市自転車利用環境総合整備基本計画

## 関連する基本方針

- 2 暮らしを支える安心安全のまち
- 4 産業とにぎわいを生み出す活力躍動のまち

## 用語解説

(注70) モビリティ：  
乗り物。移動手段。

## 25. 移住定住・関係人口の拡大

### 目指す姿

本市の魅力が市内外に発信され、人・物・情報・文化が活発に行き交うことで、多様で継続的な関係性を有した関係人口<sup>(注26)</sup>が創出・拡大されています。

また、本市への関わりの想いが強くなり、多くの人々が他地域から本市に移住定住、滞在しています。

### 現状と課題

#### (1) 総人口の減少と少子高齢社会

- ①人口が減少している中、本市が今後も都市の活力を維持するためには、市民や企業、NPO、行政など多様な主体による市域を越えた連携と交流を進める必要があります。
- ②定住人口を維持するため、人口の流出を防ぐだけでなく、次世代を担う人材を継続的に取り込む必要があります。
- ③定住人口の維持及び少子化に対応するため、独身男女の出会いの場を提供し、結婚を後押しする必要があります。

#### 【福島市の人口動態の推移】

(単位：人)

区分	2010年 (平成22年)	2011年 (平成23年)	2012年 (平成24年)	2013年 (平成25年)	2014年 (平成26年)	2015年 (平成27年)	2016年 (平成28年)	2017年 (平成29年)	2018年 (平成30年)	2019年 (令和元年)	
人口増減	△ 864	△ 5,526	△ 2,850	△ 650	△ 178	57	△ 1,535	△ 2,044	△ 2,163	△ 2,155	
社会動態	増減	△ 464	△ 4,755	△ 1,864	226	751	954	△ 483	△ 951	△ 779	△ 501
	転入	9,251	8,979	8,912	9,796	10,099	10,804	9,815	9,511	9,269	9,163
	転出	9,715	13,734	10,776	9,570	9,348	9,850	10,298	10,462	10,048	9,664
自然動態	増減	△ 400	△ 771	△ 986	△ 876	△ 929	△ 897	△ 1,052	△ 1,093	△ 1,384	△ 1,654
	出生	2,417	2,171	1,935	2,203	2,154	2,255	2,094	2,077	1,889	1,753
	死亡	2,817	2,942	2,921	3,079	3,083	3,152	3,146	3,170	3,273	3,407

#### 【福島市の社会動態内訳の推移】

(単位：人)

区分	2010年 (平成22年)	2011年 (平成23年)	2012年 (平成24年)	2013年 (平成25年)	2014年 (平成26年)	2015年 (平成27年)	2016年 (平成28年)	2017年 (平成29年)	2018年 (平成30年)	2019年 (令和元年)
県内増減	366	624	463	555	411	597	285	209	400	325
(県内他市町村より転入)	4,106	4,468	3,895	4,115	4,035	4,328	4,170	4,227	4,205	4,011
(県内他市町村へ転出)	3,740	3,844	3,432	3,560	3,624	3,731	3,885	4,018	3,805	3,686
県外増減	△ 830	△ 5,379	△ 2,327	△ 329	340	357	△ 768	△ 1,160	△ 1,179	△ 826
(県外より転入)	5,145	4,511	5,017	5,681	6,064	6,476	5,645	5,284	5,064	5,152
(県外へ転出)	5,975	9,890	7,344	6,010	5,724	6,119	6,413	6,444	6,243	5,978

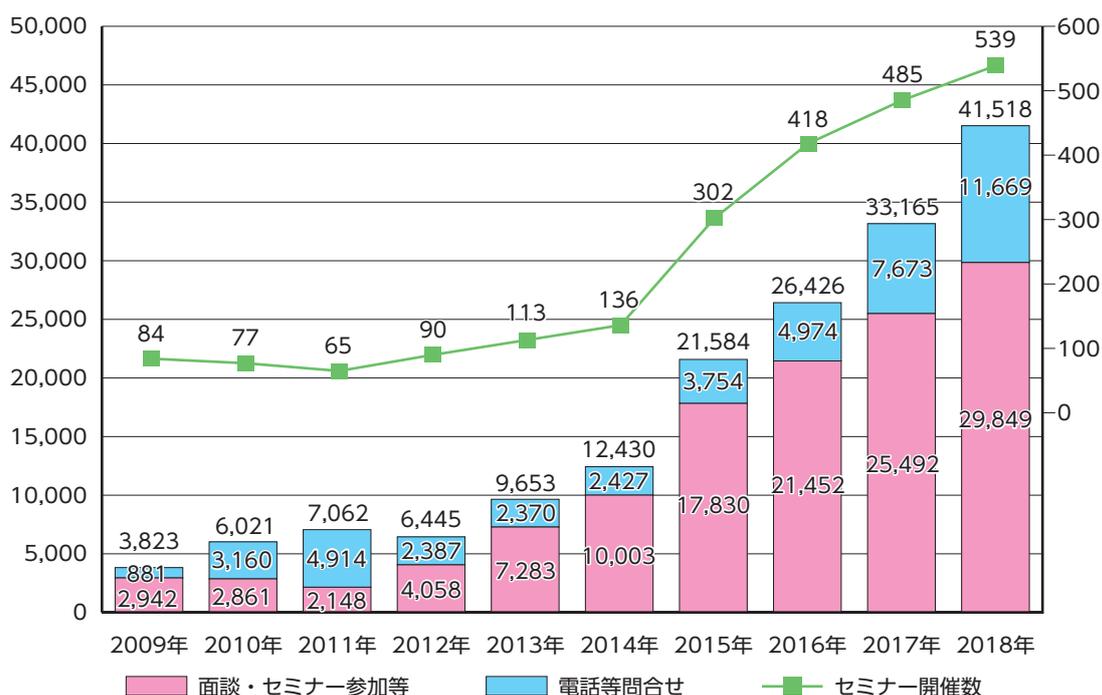
## (2) 都市間交流の充実

- ①友好都市や交流都市との交流や民間団体と行政が一体となりながら、多様な交流を進めている中、交流先との間でお互いにメリットを享受できる持続可能な交流が求められています。
- ②交流範囲・対象を拡大できる新たな交流手法を模索し、関係人口の創出・拡大を図る必要があります。

## (3) 地方への回帰志向への対応

- ①都市住民の地方への移住定住の志向が高まり、その受け皿として自治体間・地域間での競争は一段と厳しさを増してきている中、本市でもさらなる移住・定住の促進が求められています。
- ②多様な交流の中で本市固有の資源や生活文化、暮らしやすさを発信するとともに移住定住の受入体制を整備することにより「人々に選択される都市」を目指す必要があります。

【認定NPO法人ふるさと回帰支援センター(東京)来訪者・問い合わせ数(移住相談者)の推移】 (単位:人、件)



## 施策の方向性

### (1) 総人口の減少と少子高齢社会への地域の対応力向上

- ①市民が交流事業に参加しやすい環境を整備するとともに、その主体的な交流事業を支援し、持続可能で多様な地域間の連携と交流を推進します。
- ②次世代を担う人材を継続的に取り込むとともに定住へと結びつける取り組みを推進します。

- ③独身男女の出会いの場を創出するとともに、結婚へと結びつける取り組みを推進します。

## (2) 都市間交流の推進

- ①友好都市や交流都市との継続した交流や民間での自立した交流活動への発展を視野に、交流先と交流のメリットを享受できる持続可能で効果的な交流テーマの設定により都市間交流を進めます。
- ②交流範囲・対象を拡大し、新たな交流を生み出すことにより関係人口の拡大を図るとともに本市へのふるさと納税や地域活動への参加を促します。

## (3) 移住定住の促進

- ①本市固有の資源や生活文化、暮らしやすさなどの本市の魅力や移住定住に必要な情報の発信及び移住定住に関する相談体制を強化します。
- ②住環境整備や雇用・就労支援、空き家や空き店舗などの遊休施設の利活用などの受入体制の整備や経済的支援の強化を図ります。
- ③若年者、結婚、子育て、セカンドライフなどのライフステージごとの支援やテレワークなどの新たな働き方を支援するなど、一人ひとりのライフスタイルに沿った総合的な支援を行います。
- ④多様な交流により関係人口の創出・拡大を図り、その関係性を継続することで、将来的な移住定住へと結びつける取り組みを推進します。

### 関連する個別計画

福島市子ども・子育て新ステージプラン(福島市子ども・子育て支援事業計画)  
福島市中小企業振興プログラム      福島市観光振興計画  
福島市住宅マスタープラン          福島市空家等対策計画

### 関連する基本方針

- 4 産業とにぎわいを生み出す活力躍動のまち
- 5 新ステージに向けて共創・挑戦・発信するまち

### 用語解説

(注26) 関係人口：50ページ参照。

## 26. 農林業の振興

### 目指す姿

魅力と活力にあふれ、次世代へ向け持続成長する農林業が営まれています。

### 現状と課題

#### (1) 農業者の高齢化と後継者不足

- ①本市の農業は、基幹産業のひとつとして市勢伸展の礎となってきましたが、農業者の高齢化や後継者不足により農家数や経営耕地面積が減少し、耕作放棄地が増加しています。
- ②意欲ある担い手の確保・育成や、多様な人材が農業で活躍できる取り組みを行う必要があります。

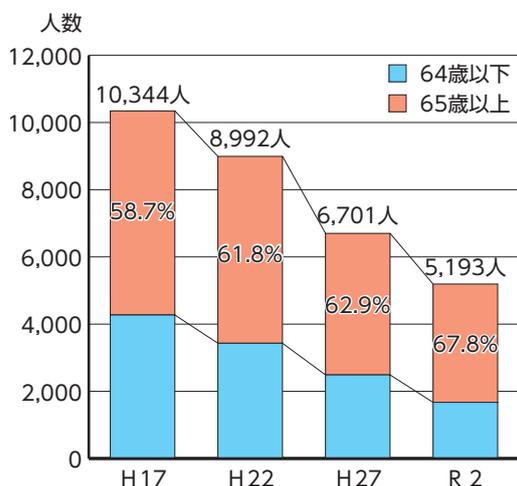
#### (2) 農業所得の向上と各種リスクへの対応

- ①農業所得の向上を図るため、生産性・収益性向上などによる農業経営の強化が求められています。そのためには、農地の集積・集約、生産基盤の整備、スマート農業(注22)、6次産業化などを推進する必要があります。
- ②様々なリスク(気候変動や台風などの自然災害、新型コロナウイルス感染症など)に対応した経営を支援し、農業経営の安定化に取り組む必要があります。

#### (3) 農村環境の多面的機能の維持・発揮

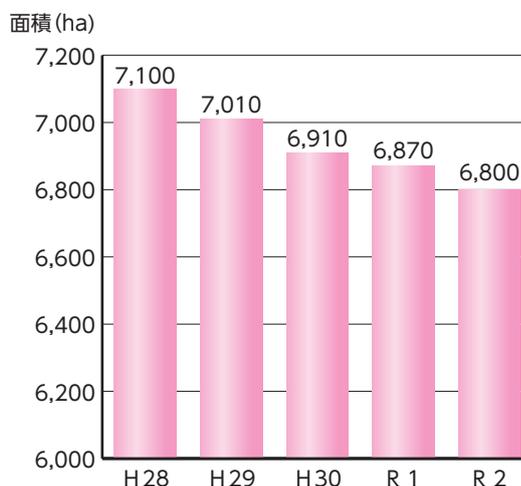
- ①農業・農村は、多面的機能(注71)を有することから、ため池や農業用水路、取水堰などの農業水利施設の適切な維持管理のほか、耕作放棄地の発生防止や有害鳥獣対策などの農村環境の保全と、農村のコミュニティの維持、活性化の必要があります。

#### 【農業就業人口(販売農家)と高齢化率】



資料：世界農林業センサス・農林業センサスより  
令和2年は福島市による推計値

#### 【耕地面積】



資料：農林水産統計「耕地面積調査」  
各年7月15日(令和2年は福島市による推計値)  
※耕地面積：農作物の栽培を目的とする土地の面積

#### (4) 農産物の安全性確保・品質向上と販路拡大

- ① 農産物の安全性確保や品質向上が求められており、気候変動対策のほか、農業経営の改善や効率化も期待できるGAP(注72)認証取得等を促進する必要があります。
- ② 農産物のブランド力向上や地産地消による消費拡大に加え、SNS(注31)の活用などによる農産物の販売方法の多角化を推進する必要があります。

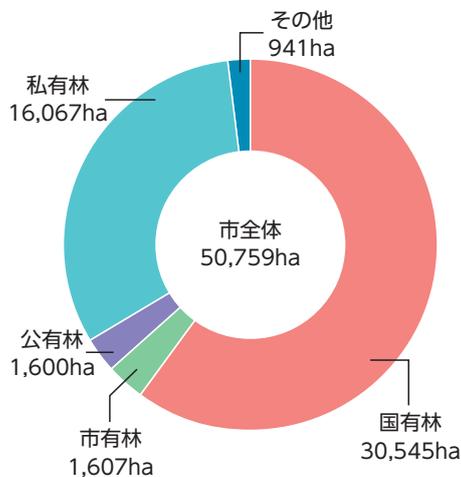
#### (5) 森林管理の状況

- ① 私有林の中には、管理が十分に行われていない森林があり、樹木の除伐や間伐など森林施業を行う必要があります。
- ② 森林施業の作業効率を高めるためには、林道等の林業施設を整備・維持管理し、林業経営を支援する必要があります。

#### (6) 森林の多面的機能の低下

- ① 森林の有する国土保全、水源かん養、地球温暖化防止などの多面的機能の発揮に向けて、森林環境を整える必要があります。
- ② 森林を守り育て次世代に受け継ぐためには、森林保全に対する意識を醸成する必要があります。

【森林面積】



資料：令和元年福島県森林・林業統計書  
(平成30年度)より

【林家数(1ha以上)と林業経営体数】



資料：世界農林業センサス・農林業センサスより  
令和2年は福島市による推計値  
※林家：保有山林面積が1ha以上の世帯

#### (7) 関係機関との連携

- ① 農林業の振興を図るため、農業委員会、JA、森林組合など農林業関係機関等の連携を強化する必要があります。
- ② 本市と福島大学食農学類との連携を深め、修学者の地元定着、農商工連携による地域産業の振興など、活力ある地域づくりに取り組む必要があります。

## 施策の方向性

### (1) 農業担い手の育成と多様な人材の活躍促進

- ① 農業の持続的発展を図るため、後継者をはじめとする新規就農者の支援や意欲ある担い手の確保・育成に努めます。
- ② 農福連携、移住・定住者の就農促進、異業種からの農業参入など多様な人材が農業で活躍できる取り組みを推進します。

### (2) 農業経営の強化

- ① 農地の集積・集約や生産基盤の強化による経営規模拡大、スマート農業の推進による農作業の省力化など生産性と収益性の高い農業の実現に努めます。
- ② 農産物のブランド化、6次産業化の推進など農作物の高付加価値化を図り農業経営の強化に努めます。
- ③ 人口減少時代に対応した作物転換や気候変動などのリスクに対応した経営を支援するとともに、収入保険等への加入促進など経営の安定化に努めます。

### (3) 農村環境の保全と活用

- ① 農業資源の適切な維持管理と耕作放棄地の発生防止と再生、有害鳥獣対策などにより農村環境を保全し、農業・農村が有する多面的機能を維持・発揮させます。
- ② 農村交流の活性化や観光との連携、再生可能エネルギーの導入など農村環境の活用を図ります。

### (4) 農産物の安全性確保・品質向上と消費拡大の推進

- ① 病虫害防除対策や気候変動対策、放射性物質対策のほか、GAP認証取得等を促進し、適切な生産工程管理を普及するなど、農産物の品質の維持向上と安全性の確保に努めます。
- ② 産地支援によるブランド力向上や地産地消、多様な販路確保・拡大に努めます。
- ③ 効果的なPR活動、風評払拭などに取り組み消費拡大を図ります。

### (5) 森林の適切な管理と林業の支援

- ① 市有林を適切に維持管理するほか、私有林は森林経営管理法に基づく森林整備と経営管理を計画的に進めるとともに、木材の利用促進に努めます。
- ② 林業の生産性、収益性を確保するため、林道等の林業施設の整備・維持管理に努め、林業の担い手となる意欲ある林業従事者の確保・育成を図り、多様な人材が林業で活躍できる取り組みを推進します。

### (6) 森林環境の保全と森林環境教育の推進

- ① 森林経営体による森林の伐採・造林・保育などの森林施業を推進し、森林資源の循環と健全な森林環境の維持に努めます。
- ② 森林学習や林業体験などを通じて自然環境への理解や関心を促し、森林保全の重要性の普及啓発に努めます。

## (7) 農林業振興のための連携推進

- ① 国・県のほか専門的な知見を有する農林業関係機関や、福島大学食農学類等との連携協力を推進し、各種施策事業に取り組みます。
- ② 異業種間の交流促進・連携による新しい価値の創造に努めます。

### 関連する個別計画

福島市農業・農村振興計画      福島市森林整備計画

### 関連する基本方針

- 2 暮らしを支える安心安全のまち      3 次世代へ文化と環境をつなぐまち
- 4 産業とにぎわいを生み出す活力躍動のまち

### 用語解説

(注22) スマート農業：49ページ参照。

(注31) SNS：61ページ参照。

(注71) 多面的機能：

国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成など、重要な役割や大切な機能を有していること。

(注72) GAP：

Good Agricultural Practice(農業生産工程管理)の略。農業における食品安全、環境保全、労働安全等の持続可能性を確保するための生産工程管理の取り組み。これを多くの農業者や産地が取り入れることにより、結果として持続可能性の確保、競争力の強化、品質の向上、農業経営の改善や効率化に資するとともに、消費者や実需者の信頼の確保が期待される。GAPにはその目的などにより、主にレベルの異なる4つのGAP(GLOBAL G.A.P、ASIAGAP、JGAP、都道府県認証GAP)がある。

## 27. 工業の振興

### 目指す姿

企業の労働力確保と経営強化が図られ、健全に企業間で切磋琢磨する環境の中から、世界を代表する製品を産み出しています。

### 現状と課題

#### (1) 担い手の減少と後継者不足

- ①人口減少や少子高齢化が進行し、企業を支える若い人材の確保や育成が喫緊の課題となっています。
- ②中小企業における後継者不足による事業承継も深刻な問題となっています。

#### (2) 生産性向上への取り組み

- ①安定した企業経営と生産性の向上を図るため、AI<sup>(注21)</sup>やICT<sup>(注1)</sup>の活用を促進する必要があります。
- ②新しい生活様式の導入や域内サプライチェーンの構築などにより、安定した生産活動を継続できる環境整備が求められています。

#### (3) 雇用安定のための対応

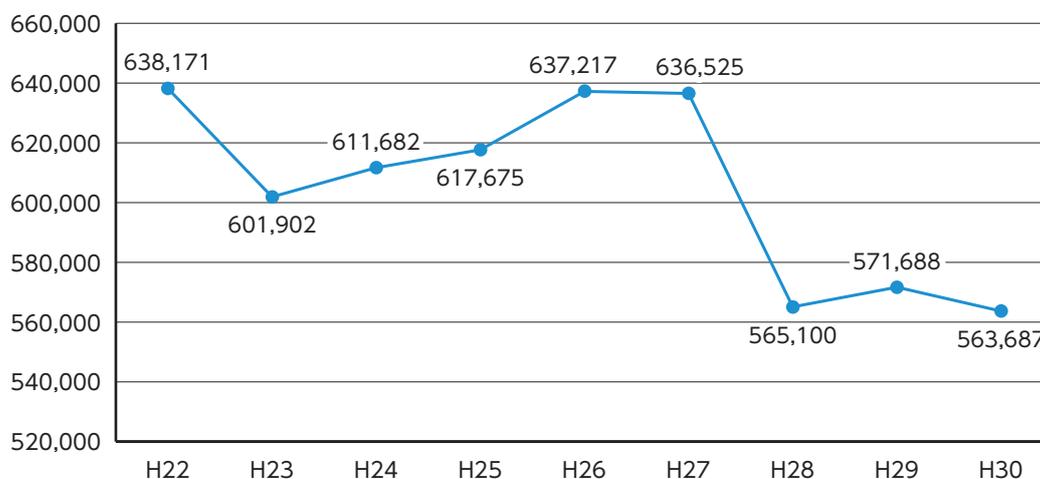
- ①テレワークやフレックスタイムの導入などにより、企業の働き方改革を推進し、ワーク・ライフ・バランスの充実を図る必要があります。

#### (4) 充実した立地環境の整備

- ①東北地方の交通の要衝として首都圏からのアクセスの良さを生かすとともに、充実した立地支援制度や震災復興のために創設された優遇制度を活用し、医療・福祉、健康関連等の産業を中心に企業誘致に取り組む必要があります。
- ②市内工業団地が早期に分譲完了する可能性も高いことから、新たな産業用地の確保が課題となっています。

## 【製造品出荷額等<sup>(注73)</sup>】

(単位：百万円)



資料：福島市工業統計調査

## 施策の方向性

### (1) 人材の確保と育成

- ① 企業の魅力や情報を発信しての人材確保や、生産能力・技術水準の向上のための人材育成を支援し、経営基盤の強化を図ります。
- ② 中小企業の後継者育成を支援し、企業活動の継続を促進します。

### (2) 企業の経営強化

- ① 安定した企業経営の強化を図るため、AIやICTを活用した取り組みを積極的に支援します。
- ② 新しい生活様式の定着や、中小企業へのサプライチェーンマネジメント(SCM)<sup>(注74)</sup>組織の導入など、業務プロセスを効率化できる環境整備を推進することで、製造生産体制の維持・向上を図ります。

### (3) 働き方改革の推進

- ① テレワーク、フレックスタイムの導入や時間外労働の縮減など、企業の働き方改革を推進し、ワーク・ライフ・バランスを充実させることで、労働者の充足感を満たして働き甲斐を啓発し、安定した労働力の維持につなげます。

### (4) 企業誘致の促進

- ① 全国へ向けて本市立地の優位性や魅力をPRしながら、今後も成長が期待できる医療・健康やロボット・航空関連等の産業を中心とした企業誘致を促進します。
- ② 持続的な産業振興の基盤となる新たな工業団地を整備します。

## 関連する個別計画

福島市工業振興計画

## 関連する基本方針

4 産業とにぎわいを生み出す活力躍動のまち

## 用語解説

(注1) ICT：14ページ参照。

(注21) AI：49ページ参照。

(注73) 製造品出荷額等：

1年間における製造品出荷額、加工賃収入額、くず廃物の出荷額及びその他の収入額の合計額であり、消費税及び酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税を含んだ額のこと。

(注74) サプライチェーンマネジメント(SCM)：

供給連鎖管理。複数の企業間で統合的な物流システムを構築し、業務プロセス全体の最適化と効率化を行うための経営管理手法。

## 28. 商業の振興

### 目指す姿

すべての市民が、日常に必要なものは身近で購入でき、中心市街地に買い物へ出かけたいくなるにぎわいのある商業環境があり、楽しく買い物ができます。

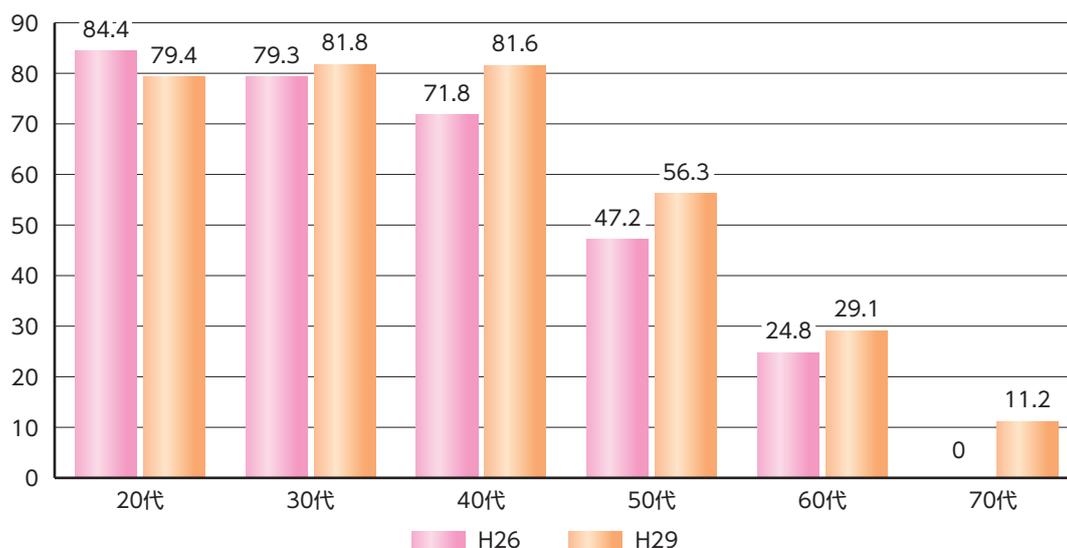
### 現状と課題

#### (1) ICT<sup>(注1)</sup>活用などの対応の遅れ

- ①電子決済(キャッシュレス)やインターネット販売の導入など、新たなビジネスモデルへ対応することが求められています。
- ②新しい生活様式の導入により、感染症対策などに万全を期すことが求められています。

#### 【年代別インターネット販売利用状況】

(単位：%)



資料：福島市消費購買動向調査

#### (2) 商店の廃業や商店街未加入事業者の増加

- ①経営者の高齢化や後継者不足などにより、身近な商店の廃業や商店街に未加入の事業者が増加しています。
- ②市民の日常生活を支える基盤としての機能や地域コミュニティの場としての役割が低下しています。

#### (3) 中心市街地の魅力の低下

- ①中心市街地に商業機能の充実や賑わい、楽しさが求められています。
- ②福島駅東口再開発事業期間中における中心市街地の活性化策を講じていく必要があります。

#### (4) 地場製品の振興

- ①地元農産物や伝統工芸品などの地場産物をしっかりと流通させ、消費拡大と付加価値の底上げを図り、本市ならではの特色ある産業を振興させることが求められています。

#### (5) 地方卸売市場施設の老朽化

- ①施設の効率的・機能的な再整備が求められています。
- ②物流機能における品質・衛生管理設備の整備をする必要があります。

### 施策の方向性

#### (1) 経営基盤強化やICTの活用

- ①ウィズコロナに対応する電子決済やインターネット販売の取り組みなど、ICTの活用を推進し、多様なニーズに対応した販売の確立を支援します。
- ②高齢化により外出が困難な方など、買い物弱者支援を進めます。
- ③新しい生活様式の定着を図り、感染症防止対策を進めます。

#### (2) にぎわいのある商店街の充実

- ①様々な業種の新規出店を促し、出店者へは商店街加入を促します。
- ②既存店舗の事業継続を支え商店街の組織の維持、強化を図ります。
- ③地域のニーズに応える生活を支える場として、多様なサービス需要を取り込むなど、域内消費を喚起し、地域経済の拡大を目指します。

#### (3) 中心市街地の魅力向上

- ①中心市街地の商店街の魅力向上を図るため、店舗のリノベーション<sup>(注23)</sup>や空き店舗を活用した新規出店支援や商店街の通りを活用した各種イベントの開催などを支援します。
- ②賑わい創出のアイデアを持ったやる気あふれる学生のまちづくり活動や異業種間交流による新規店舗を増やす取り組みなど、新たな魅力の創出を図ります。
- ③県都としての中心市街地の魅力とエリアの価値を向上させ、魅力ある店舗の出店を促進します。

#### (4) 地場製品の流通拡大と価値向上

- ①地元農産物や伝統工芸品の流通を拡大し、付加価値の向上を図るため、マーケットへの積極的な売り込みと新たな市場の開拓を推進します。
- ②地元農産物を使用した食品加工を支援し、プレミアム感のあるスイーツの開発などに取り組みます。

## (5) 地方卸売市場の再整備と活性化

- ①民間活力の導入を調査・検討し、施設の再整備と敷地の利活用を進めます。
- ②安心・安全で効率的な運営を行えるよう整備を進めます。
- ③物流のコールドチェーン<sup>(注75)</sup>の確立を図ります。

### 関連する個別計画

福島市中心市街地活性化基本計画	福島市商業まちづくり基本構想
福島市公設地方卸売市場経営展望	福島市公共施設等総合管理計画

### 関連する基本方針

- 4 産業とにぎわいを生み出す活力躍動のまち

### 用語解説

(注1) ICT：14ページ参照。

(注23) リノベーション：50ページ参照。

(注75) コールドチェーン：

生鮮食料品を生産から消費までの間、低温又は冷蔵や冷凍のまま物流する方式。

## 29. 観光による地域振興

### 目指す姿

国内外から魅力的な観光地として高く評価され、市民の郷土に対する誇りと愛着が深まり、本市を訪れる人(来訪者)も、もてなす人も、すべての人が笑顔になっています。

### 現状と課題

#### (1) 地域資源の再構成による価値創出

- ①花・くだもの・温泉・国立公園等の豊かな自然など、本市の地域資源を活かした付加価値創出までに至っていません。
- ②本市ならではの魅力を、ストーリー性を持って伝え、来訪者や、市民の愛着心向上につなげることが求められています。

#### (2) 人材・組織づくりと観光まちづくり<sup>(注76)</sup>

- ①これまでは、観光に関わる人材のさらなる育成や観光中核組織(DMO)<sup>(注77)</sup>の法人化等、市民とともに観光振興を推進してきましたが、今後は、これらの連携によりさらなる地域資源を創造する必要があります。

#### (3) 社会情勢の変化による多様性の対応

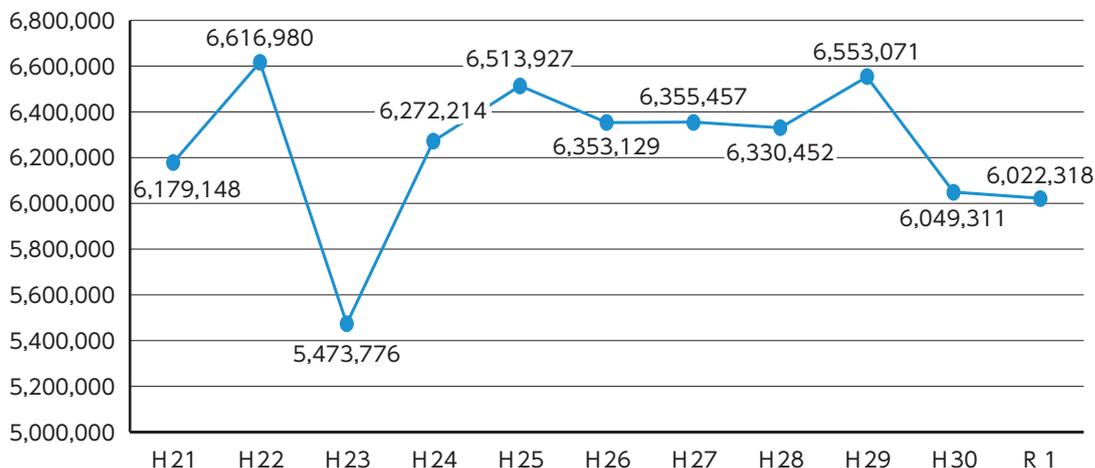
- ①社会情勢の変化や来訪者のニーズ、多様性への対応した受け入れ環境の整備が求められています。

#### (4) 新たな来訪者の獲得

- ①少子高齢化に伴う人口減少や災害などの影響により、本市への来訪者が東日本大震災直後の状況まで減少しています。

【観光客入込数】

(単位：人)



## 施策の方向性

### (1) ふくしまツーリズムの磨き上げと付加価値化

- ①本市の風土や歴史・文化に育まれた地域資源をストーリー性を持たせて結び付け、福島市ならではの旅、福島市でしか味わうことのできない食、福島市でしか手に入らない産品を“ふくしまツーリズム”として開発・提案することで、本市の魅力にさらなる付加価値を創造します。

### (2) 人材の発掘・育成・組織力強化と観光まちづくり

- ①観光まちづくりを推進するため、様々な分野で活躍する人材の育成と、地域内のヒト・モノ・コト、そして市民・民間事業者・行政をつなぎ、観光まちづくりの推進力となる観光中核組織(DMO)の育成・強化を進めます。

### (3) ホスピタリティー<sup>(注78)</sup>の深化

- ①福島盆地の気候や風土が育んだおおらかな市民性、豊かなくだものと温泉の温もりなどの特性すべてを「ごっつおう(ごちそう)」にしてお迎えし、本市で過ごす来訪者の安らぎと満足度を高めます。
- ②地元の人々とふれあえる場の創出や、来訪者の多様性に対応した案内表示、ICT<sup>(注1)</sup>環境の整備、ユニバーサルデザインや新しい生活様式を取り入れた安心感の創出など、ハード・ハードの両面から受け入れ環境整備を進めます。

### (4) コンベンション<sup>(注79)</sup>の推進

- ①観光誘客に加え、コンベンションの誘致、開催支援体制の強化のほか、新たな施設の整備によって、コンベンションの開催をさらに推進し、交流人口の拡大を図ります。

## 関連する個別計画

福島市観光振興計画      福島市花観光振興計画      福島市バリアフリーマスタープラン

## 関連する基本方針

- 2 暮らしを支える安心安全のまち
- 4 産業とにぎわいを生み出す活力躍動のまち

## 用語解説

(注1) ICT：14ページ参照。

(注76) 観光まちづくり：

観光客が訪れてみたい「まち」は、同時に地域の住民が住んでみたい「まち」であるとの認識のもと、従来は必ずしも観光地として捉えてこなかった地域も含め、本市の持つ自然、文化、歴史、産業等あらゆる資源を最大限に活用し、住民や来訪者の満足度の継続、資源の保全等の観点から持続的に発展できるよう、「観光産業中心」に偏ることなく「地域住民中心」に軸足を置きながら推進する取り組みのこと。

(注77) 観光中核組織(DMO)：

地域の「稼ぐ力」を引き出すとともに地域への誇りと愛着を醸成する「観光地経営」の視点に立った観光まちづくりの舵取り役を担う法人格を有する組織。多様な関係者と協同しながら、明確なコンセプトに基づいた戦略を策定するとともに、戦略を着実に実施するための調整機能を備える。

(注78) ホスピタリティー：

人が人に対して行ういわゆる「おもてなし」の行動や考え方のこと。

(注79) コンベンション：

人が多く集まる会議・大会、展示会・見本市、文化・スポーツのイベントなど。

## 30. 市民共創・地域連携の推進

### 目指す姿

「自分たちのまちを、自分たちで考え、みんなでまちをつくる」という住民自治意識の高まりのもと、市民総参加でまちづくりに取り組んでいます。

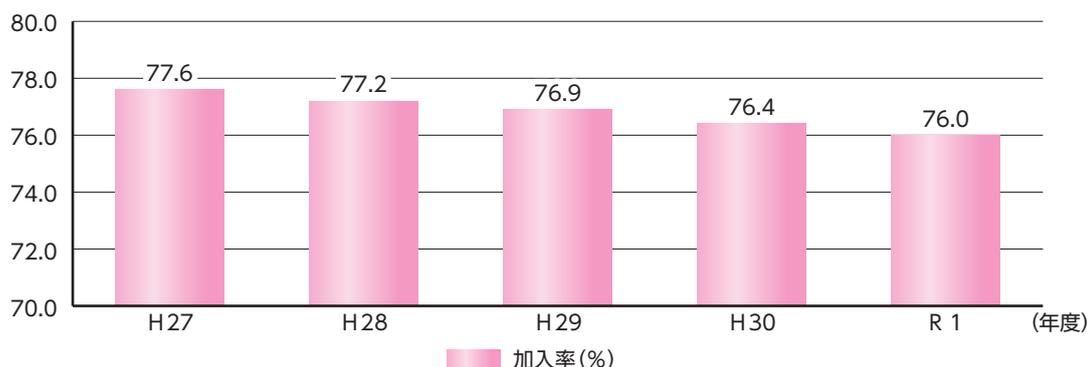
また、市民、団体、企業、学校、地域、行政などの様々な主体が目標設定の段階から連携し、共に力をあわせ、地域の特色あるまちづくりを推進しています。

### 現状と課題

#### (1) 地域活力の低下

- ①人口減少や少子高齢化の進行、市民の意識の変化などから、地域活動への参加者やまちづくりの担い手が不足してきています。特に、地域活動の中心となっている町内会への加入率は年々低下しています。担い手の確保や市民による市政への参画が求められています。
- ②住民同士の近所づきあいや連帯感は希薄化している一方で、子どもや一人暮らしの高齢者等の見守り活動の必要性や災害時における地域コミュニティの大切さが再認識されています。快適で住みよい地域の継続のためには、地域に住む人々が協力しあいながら、地域コミュニティや地域活動を維持することが必要です。
- ③新型コロナウイルスの影響により、多くの人が集まる地域活動の中止など地域住民のコミュニティ形成の場が少なくなっています。これまで築いてきた地域内のつながりを失わないよう、感染防止と地域活動を両立することが必要です。

#### 【町内会加入率の推移(各年4月1日現在)】



#### (2) 地域課題の多様化・複雑化

- ①価値観やライフスタイルの変化から、地域課題が多様化・複雑化しており、行政だけでは対応が困難になってきています。住民自らが地域の状況や課題を把握し、その地域の特性や実情に応じた住民によるまちづくりが求められています。
- ②様々な地域課題に柔軟にきめ細かく対応するには、各主体が持つ知識と役割を生かした連携を強化することが必要です。

## 施策の方向性

### (1) 地域コミュニティの活性化

- ①市民による主体的なまちづくりを推進するため、町内会への加入を促進し、身近な活動にふれることで市民のまちづくり参加意識の高揚につなげます。
- ②地域コミュニティや地域活動を維持するため、地域における各団体の組織基盤強化を図ることにより、取り組みを推進するとともに、団体内・団体間での結びつきを強化します。
- ③コロナ禍における感染防止と地域活動の両立のため、新しい生活様式を取り入れ、町内会などにおけるICT<sup>(注1)</sup>を促進します。

### (2) 共創<sup>(注8)</sup>の推進

- ①世代や性別等を問わず市民一人ひとり、団体、企業、学校、地域、行政などの様々な主体が、目標を設定する段階から連携し、この目標を達成するため、地域課題を把握・共有し、それぞれの特徴を生かしながら積極的に課題解決に向けて、実践的な行動を展開する「共創のまちづくり」を推進します。
- ②地域の特性や実情に応じた住民によるまちづくりのため、住民や団体、事業者、行政などの様々な人々が共創で策定した地域住民の活動指針である「ふくしま共創のまちづくり計画」を推進します。
- ③行政と企業等が地域の課題を共有し、解決を図るため、それぞれが持つ資源を有効に活用することにより、地域の活性化や市民サービスの向上を図ります。また、産官学連携プラットフォーム<sup>(注30)</sup>を活用し、大学・短期大学、産業界、行政が連携して若者流出などの地域課題の解決に取り組み、まちづくりの中心を担う「人材」の育成を目指します。

## 関連する個別計画

福島市共創のまちづくり推進指針      ふくしま共創のまちづくり計画

## 関連する基本方針

- 4 産業とにぎわいを生み出す活力躍動のまち
- 5 新ステージに向けて共創・挑戦・発信するまち

## 用語解説

(注1) ICT：14ページ参照。

(注8) 共創：37ページ参照。

(注30) 産官学連携プラットフォーム：53ページ参照。

## 31. 市民とのコミュニケーションと情報発信の充実

### 目指す姿

市民の意見や要望が的確に市政に反映され、必要とする情報がすべての市民に届いています。

### 現状と課題

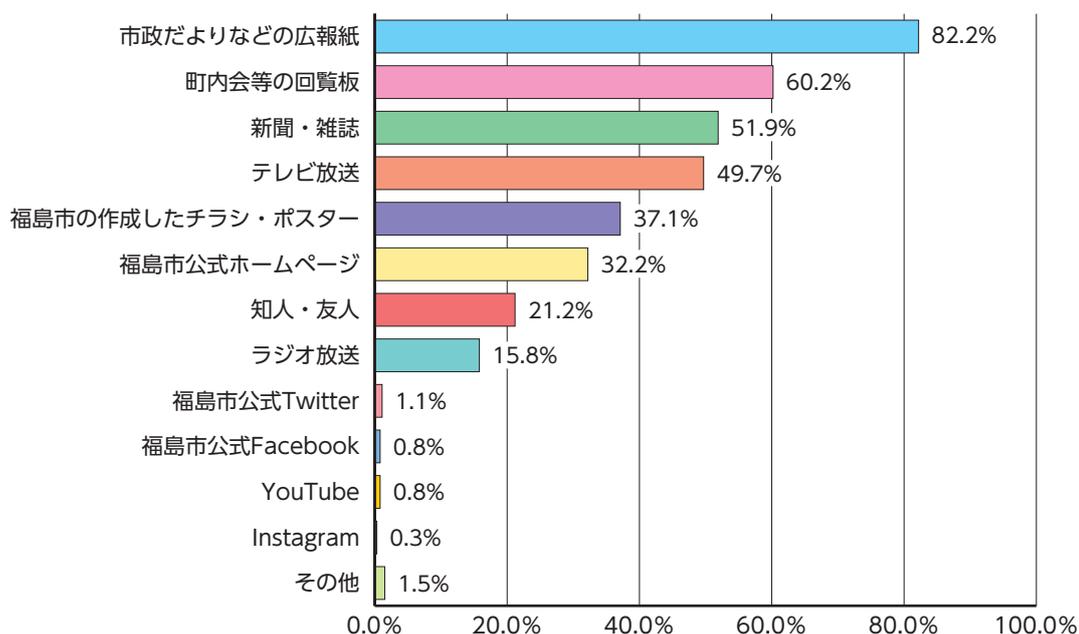
#### (1) 市民とのコミュニケーションと情報共有

- ①市民の意見や要望を把握するため、懇談会やアンケート調査などを実施していますが、市民の意見や要望を聴く機会を拡充してほしいとの意見も寄せられていることから、市民とのコミュニケーションの機会をさらに増やしていく必要があります。
- ②本市の施策及び計画等への反映や本市の考え方を市民へ十分に周知し理解を得るため、市民と市政情報を共有する必要があります。

#### (2) 市民及び国内外への情報発信

- ①行政・生活情報、魅力発信情報、危機管理情報などの様々な本市に関する情報を紙媒体での入手が多い状況である一方で、時代を捉えたICT(注1)の効果的な活用も必要です。すべての市民に情報を伝えるため、デジタルデバイド(注80)に配慮したうえで多様な広報ツールの活用が可能な情報提供体制が求められます。
- ②今後も国内外に本市の魅力の発信はもとより、本市の現状を正確に伝える必要があります。

#### 【福島市に関する情報の入手手段】



資料：福島市の情報化に関するアンケート調査結果(個人編)(令和元年度)

## 施策の方向性

### (1) 市民とのコミュニケーションと情報共有の推進

- ①市民の意見や要望、地域の課題を把握するため、市民や各種団体との懇談会、アンケート調査など、既存の手法はもとより、ICTを用いた双方向の新たなツールを活用することで、市民とのコミュニケーションを図っていきます。
- ②市民との市政情報の共有を図るため、市政だよりやホームページ、SNS<sup>(注31)</sup>、さらには市政出前講座の動画配信など新たな手法を取り入れながら、本市の施策及び計画等への反映や本市の考え方について、積極的に情報を提供します。

### (2) 多様な広報ツールを活用した情報の発信

- ①デジタルデバイドに配慮したうえで、市民の様々なニーズに応じた情報を提供するため、市政だよりなどの紙媒体での情報発信と併せてホームページやSNS、新たなICTを用いた広報ツールを効果的に活用し、即時性のある情報を発信します。
- ②必要とする情報を迅速に伝えるとともに、世代や性別、障がいの有無、言語・国籍の相違に関係なく、誰にとってもわかりやすい情報を提供します。
- ③本市の魅力ある食・自然・文化などについて、国内外に向けたシティーセールスを戦略的に展開することにより、都市ブランド力の向上や関係人口<sup>(注26)</sup>の拡大(福島市のファンづくり)を図り、本市の観光振興、移住定住、企業誘致の促進につなげていきます。

## 関連する個別計画

福島市地域情報化イノベーション計画

## 関連する基本方針

- 3 次世代へ文化と環境をつなぐまち
- 5 新ステージに向けて共創・挑戦・発信するまち
- 6 効率的で質の高い行財政経営

## 用語解説

(注1) ICT：14ページ参照。

(注26) 関係人口：50ページ参照。

(注31) SNS：61ページ参照。

(注80) デジタルデバイド：  
インターネットやパソコン等の情報通信技術を利用可能な者とそうでない者との間に生じる格差。

## 32. ICT化の推進

### 目指す姿

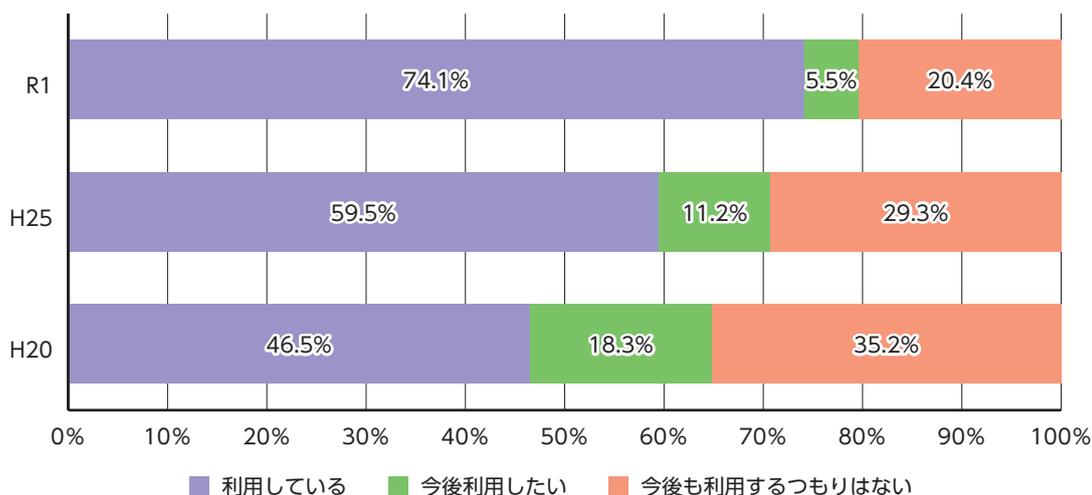
本市が抱える様々な課題への取り組みにICT<sup>(注1)</sup>が利活用され、市民一人ひとりが便利さと豊かさを実感できるまちを実現しています。

### 現状と課題

#### (1) 行政サービスのデジタル化への対応

- ①ICT分野の技術の進歩は非常に速く、それに伴い社会の構造自体も新たな技術を前提としたものへと日々大きく変化しており、行政においても市民サービスや行政に関わる様々な課題に対して、時代を捉えたICTの効果的な活用が求められています。
- ②新型コロナウイルス感染症の感染拡大を背景に社会生活へのICTの利活用が急速に進んでいることから、行政手続きのオンライン化などをはじめ、新しい生活様式に対応した行政サービスへのICTの活用を進める必要があります。
- ③インターネットの普及拡大により、市民生活においてインターネットが日常の道具として使われる環境が醸成されてきていることから、インターネットを利用した各種行政手続きの拡大など、市民の利便性を向上させる積極的なICTの活用を進める必要があります。

#### 【福島市民のインターネットの利用状況】



資料：福島市の情報化に関するアンケート調査結果(個人編)より

#### (2) 市民のICT利活用環境の充実

- ①スマートフォンの普及とともに、相互に文字情報のやり取りが可能なSNS<sup>(注31)</sup>の機能を利用する市民が増加していることから、情報発信にSNSを効果的に活用するなど、市民のICTニーズに合わせた情報発信手段の充実を図る必要があります。

- ②本市では、市ホームページにおいてオープンデータ<sup>(注81)</sup>や、ハザードマップなどの地理情報を提供するふくしまeマップを公開していますが、市民のニーズに応えた行政情報の提供と、情報の共有をさらに進めるため、市民のICT利用環境の変化に応じたICTの活用が求められています。
- ③地域全体でICTを利活用できる環境が必要です。また、ICTの利活用が可能な市民と、そうでない市民との格差(デジタルデバイド<sup>(注80)</sup>)に配慮した取り組みが求められています。

### (3) 持続可能な行政運営と安定的な市民サービスの提供

- ①少子高齢化社会における今後の人口規模の縮小が見込まれる中、限られた労働力や財源の中で質の高い市民サービスを維持するためにも、ICTを活用した効率的な行政運営に努めなければなりません。
- ②市民サービスを中断することなく、持続可能な行政運営を行うため、十分な情報セキュリティ対策に支えられたICTによる事務改善や事務の高度化を進める必要があります。

## 施策の方向性

### (1) ICTを活用した市民サービスの向上

- ①市民が行政手続きに関わる様々な場面において、誰でも、いつでも、どこでも、意識することなくICTを利用できるよう、現在の窓口での行政手続きに加え、オンラインによる行政手続きができる環境を整え、市民の利便性向上を図ります。
- ②社会全体のデジタル化への変革を捉え、本市の行政事務のデジタル化を進めるとともに、市民が便利さを実感できる環境の実現のため、マイナンバーカードの利活用を含め、市民サービスへのICTの効果的な活用を推進します。

### (2) ICTを活用した市民生活を豊かにするまちづくりの推進

- ①市ホームページや普及の進むSNSなど、ICTを用いた様々な情報発信手段を効果的に活用し、市民一人ひとりのニーズに応じた行政情報を提供するとともに、災害時の迅速な情報提供や各種支援情報など、市民が求める情報をICTの活用により分かりやすく発信し、市民の安心・安全な生活を守ります。
- ②市が保有するオープンデータをはじめとした公開データの充実と、市が保有する様々な分野のデータについて分野横断的な利活用を図り、市民との情報共有を進めます。
- ③地域社会のデジタル化を推進し、ICTを活用して市民が暮らしやすく豊かな市民生活を送れるまちづくりを進めます。

### (3) ICTを活用した行政事務の高度化・効率化

- ①市民サービスを中断することなく、持続可能な行政運営を行うため、AI<sup>(注21)</sup>やRPA<sup>(注82)</sup>などの最新ICT技術を積極的に活用し、働き方改革や新しい生活様式に対応したICTによる事務改善や事務の高度化を推進します。

- ②ICTの利活用により、効率的な行政運営を追求し、行政事務の高度化・効率化を進めるとともに、市民の個人情報や市の情報資産を守るため、情報セキュリティ対策を推進します。

### 関連する個別計画

福島市地域情報化イノベーション計画

### 関連する基本方針

- 6 効率的で質の高い行財政経営

### 用語解説

(注1) ICT：14ページ参照。

(注21) AI：49ページ参照。

(注31) SNS：61ページ参照。

(注80) デジタルデバイド：154ページ参照。

(注81) オープンデータ：

何らかの権利に基づく制限を課されることなく、誰でも自由に入手、加工、利用、再配布などができるよう公開されたデータ。

(注82) RPA：

Robotic Process Automationの略。人の手で行っていた業務を自動化するソフトウェアロボット。

## 33. 行財政経営の推進

### 目指す姿

持続可能な行財政経営を目指した取り組みが行われ、財政の健全性が維持されています。

市民や市役所職員は、公共施設のあり方などに危機意識を持っており、共に考え、共に取り組む風土が醸成され、市民、市役所職員相互に信頼感が高まっています。

### 現状と課題

#### (1) 行政需要の増加

- ①人口減少と高齢化が進む中で、行政需要は多様化・細分化・高度化する状況にあります。
- ②効率的で効果的な行政体制を構築するなどの行政改革を進め、質の高い行政サービスを着実に提供していく必要があります。

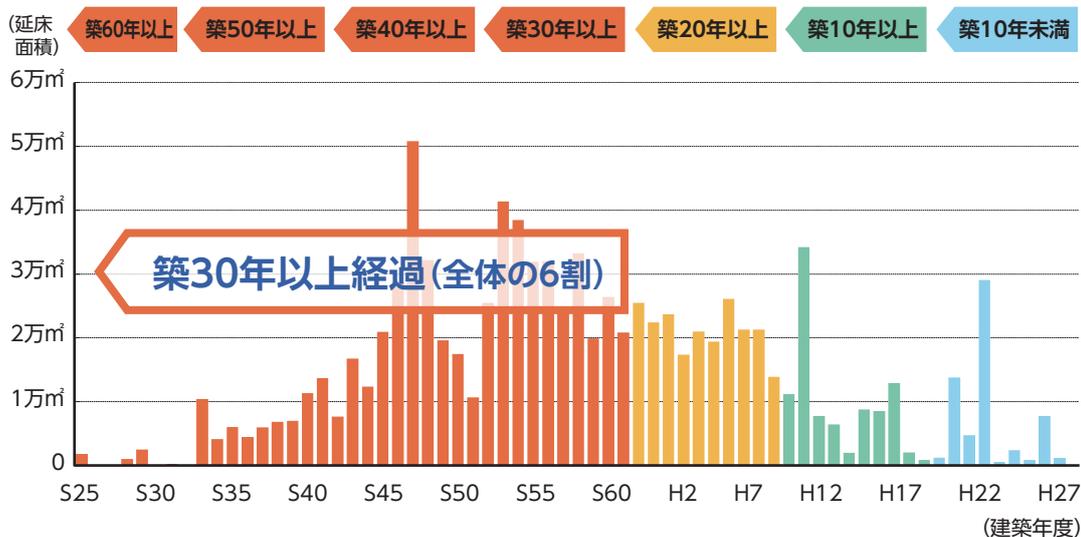
#### (2) 厳しさを増す財政状況

- ①財政状況については、現在は国が定める財政健全化の基準に照らして十分適正な水準を維持しています。
- ②人口減少社会の到来や、新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が懸念される中で、子どもたちを育む環境の充実や公共施設の再編整備など、様々な面で急を要する事業が山積している状況にあり、今後厳しい財政状況が予測されます。

#### (3) 公共施設の老朽化と将来費用の課題

- ①高度経済成長期以降に大量に建設された公共施設が、老朽化により一斉に更新時期を迎えています。
- ②人口減少等により今後ますます厳しくなる本市の財政状況等を考慮すると、公共施設を現在の規模のまま維持していくことは、極めて困難な状況であり、公共施設を最適化していく必要があります。

## 【公共施設の建築年度別整備状況】



資料：福島市公共施設等総合管理計画

### 施策の方向性

#### (1) 効率的で質の高い行政経営の推進

- ①多様化、複雑化する行政需要に対応できるよう、「財政マネジメントの強化」、「業務効率化の推進」、「行政サービスの質の向上」、「共創の推進」、「効率的・効果的な行政組織の構築」を基本に行政改革を推進します。
- ②情報通信技術の進展や新型コロナウイルス感染症の影響などの様々な変化や課題に対応するため、市役所職員の意識改革と能力の開発・向上に取り組み、組織力を高め、効率的で質の高い行政経営を推進します。

#### (2) 持続可能な財政運営の推進

- ①行政経費の節減、合理化や既存事業の見直しにより財源を捻出します。
- ②未利用財産の積極的な処分や、ネーミングライツ<sup>(注83)</sup>制度の活用、ふるさと納税、有利な市債の一層の活用など、新たな財源を確保します。
- ③中長期的な歳入増加や経費の縮減につながるような「賢い支出」を展開します。
- ④よりわかりやすく財政公表を行い、市民の「納得」や「共感」を常に念頭に置きながら持続可能な財政運営に努めます。

#### (3) 公共施設の最適化と将来費用の縮減

- ①人口減少社会においても必要なサービスが維持できるように、公共施設の統合、複合化、廃止などにより公共施設の量の最適化を進めるとともに、市民にとって機能的で魅力のある施設(質の最適化)を目指します。
- ②新たな施設の整備はできる限り抑制しながら、新規整備や改修する場合は、整備費用やその後の維持管理にかかる費用を縮減できるように工夫するなど、持続可能性の視点を踏まえて整備を進めます。

③公共施設等の今後のあり方を市民共通の課題として捉え、一緒に考えていけるように、積極的に情報の共有を図ります。

#### 関連する個別計画

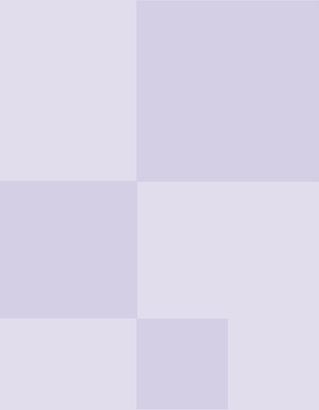
福島市公共施設等総合管理計画	福島市行財政経営ガイドライン
福島市定員適正化計画	福島市人財育成基本方針

#### 関連する基本方針

6 効率的で質の高い行財政経営

#### 用語解説

(注83) ネーミングライツ：  
公共施設の命名権(施設に愛称を付ける権利)を企業等に付与し、その対価を施設の維持管理等費用として活用するとともに、施設の親しみやすさや知名度を高める制度。



# 資料編



## 1. 成果指標の一覧

まちづくり基本ビジョンに盛り込んだ各施策に紐づく成果指標は次のとおりです。

なお、成果指標については、実行プランにおいて設定し、成果指標の進捗状況や評価検証の結果、社会経済情勢の変化等に応じて、適宜、目標値の見直しや新たな成果指標の設定等を行います。

## (1)重点施策

No.	施策名	指標名	基準値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)	指標の説明	目標値の根拠
1	1 子どもたちの未来が広がる子育て・教育の新ステージの実現	「子育てしやすいまちだと思う」と答えた市民の割合	－%	－%	市民意識調査により、子ども・子育て支援や結婚支援等に対する満足度をはかる指標です。	子どもたちの未来が広がる子育て・教育の新ステージの実現に向けた取り組みにより、市民満足度の向上を目指します。
			令和3年度に市民意識調査(アンケート)を実施し、基準値把握及び目標値設定を行う。			
2	1 子どもたちの未来が広がる子育て・教育の新ステージの実現	合計特殊出生率	1.35 (平成30年)	1.70	合計特殊出生率により、子育て支援施策の効果や子育て環境の充実度をはかる指標です。	子どもたちの未来が広がる子育て・教育の新ステージの実現に向けた取り組みにより、人口ビジョンにおける人口目標の達成を目指します。
3	2 復興・創生のための放射線対策と風評払拭の推進	「福島市の復興が進んだ」と答えた市民の割合	－%	－%	市民意識調査により、本市の復興の進捗状況や復興施策に対する満足度をはかる指標です。	復興・創生のための放射線対策と風評払拭の推進により、市民満足度の向上を目指します。
			令和3年度に市民意識調査(アンケート)を実施し、基準値把握及び目標値設定を行う。			
4	2 復興・創生のための放射線対策と風評払拭の推進	講座受講後の不安軽減率 ★個別施策へ再掲	88.9%	92.0%	放射線に関する健康講座を受講した後の不安軽減率により、放射線に関する正しい知識の理解度をはかる指標です。	復興・創生のための放射線対策と風評払拭の推進により、不安軽減率が年0.5%程度増加することを目指します。
5	3 災害対策の強化	「危機や災害に強く安心して暮らせるまちである」と答えた市民の割合	－%	－%	市民意識調査により、災害対策に対する満足度をはかる指標です。	災害対策の強化により、市民満足度の向上を目指します。
			令和3年度に市民意識調査(アンケート)を実施し、基準値把握及び目標値設定を行う。			
6	3 災害対策の強化	地区防災マップ・防災計画の策定地区数 ★個別施策へ再掲	0地区	10地区	地区防災マップ・防災計画を策定している地区数により、市民防災力の充実度をはかる指標です。	災害対策の強化により、地区防災マップ・防災計画を策定する地区を10地区目指します。
7	4 安心して暮らせる健康・医療・福祉の総合的な推進	「健康づくりや医療体制が充実したまちである」と答えた市民の割合	－%	－%	市民意識調査により、健康・医療体制に対する満足度をはかる指標です。	安心して暮らせる健康・医療・福祉の総合的な推進により、市民満足度の向上を目指します。
			令和3年度に市民意識調査(アンケート)を実施し、基準値把握及び目標値設定を行う。			
8	4 安心して暮らせる健康・医療・福祉の総合的な推進	「高齢者や障がいのある人、子ども連れの人などが外出する際、周りの人の理解や手助けがある」と答えた市民の割合	－%	－%	市民意識調査により、高齢者や障がい者などへの福祉に対する満足度をはかる指標です。	安心して暮らせる健康・医療・福祉の総合的な推進により、市民満足度の向上を目指します。
			令和3年度に市民意識調査(アンケート)を実施し、基準値把握及び目標値設定を行う。			

No.	施策名	指標名	基準値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)	指標の説明	目標値の根拠	
9	4 安心して暮らせる健康・医療・福祉の総合的な推進	お達者度(65歳健康寿命) ★個別施策へ再掲	(男性) 17.52 (女性) 20.58	(男性) 17.92 (女性) 20.94	65歳における健康寿命により、市民の健康状況の改善をはかる指標です。	安心して暮らせる健康・医療・福祉の総合的な推進により、健康寿命の延伸を目指します。	
10	5 豊かな文化芸術の振興と発信	「福島らしい文化芸術で自信を持って紹介できるものがある」と答えた市民の割合	－%	－%	令和3年度に市民意識調査(アンケート)を実施し、基準値把握及び目標値設定を行う。	市民意識調査により、福島らしい文化芸術に対する満足度をはかる指標です。	豊かな文化芸術の振興と発信により、市民満足度の向上を目指します。
11	5 豊かな文化芸術の振興と発信	本市主要文化施設の一人あたりの年間利用回数  ※本市主要文化施設 音楽堂、草心苑、 写真美術館、 福島テルサ、 アオウゼ  ★個別施策へ再掲	3.3回	3.4回	市内主要文化施設の市民一人あたりの利用回数により、5年間で2%の利用回数が文化芸術活動に触れ、親しんでいる状況をはかる指標です。	豊かな文化芸術の振興と発信により、5年間で2%の利用回数の増加を目指します。	
12	6 脱炭素社会の実現と循環型社会の構築	「CO2の発生抑制やごみの減量など、地球環境にやさしい生活を常に心がけている」と答えた市民の割合	－%	－%	令和3年度に市民意識調査(アンケート)を実施し、基準値把握及び目標値設定を行う。	市民意識調査により、地球温暖化対策や環境保全等に対する満足度をはかる指標です。	脱炭素社会の実現と循環型社会の構築への取り組みにより、市民満足度の向上を目指します。
13	6 脱炭素社会の実現と循環型社会の構築	温室効果ガス実質排出量 ★個別施策へ再掲	2,392千t-CO2 (平成29年度)	2,075千t-CO2 (令和5年度)	温室効果ガスの実質排出量により、地球温暖化対策等の充実度をはかる指標です。	脱炭素社会の実現と循環型社会の構築への取り組みにより、温室効果ガス排出量実質ゼロとなる社会の達成を目指します。	
14	7 「人」と「活力」であふれる農業・商工業の実現	「農業や商業、工業などの産業が活力あふれるまちである」と答えた市民の割合	－%	－%	令和3年度に市民意識調査(アンケート)を実施し、基準値把握及び目標値設定を行う。	市民意識調査により、農業や商業、工業の活性化等に対する満足度をはかる指標です。	「人」と「活力」であふれる農業と商工業の実現への取り組みにより、市民満足度の向上を目指します。
15	7 「人」と「活力」であふれる農業・商工業の実現	農業産出額 ★個別施策へ再掲	174億円 (平成30年)	190億円 (令和5年)	農業生産の実態を示す金額(産出額)により、農業の振興の状況をはかる指標です。	「人」と「活力」であふれる農業と商工業の実現に向けた取り組みにより、190億円の農業産出額を目指します。	
16	7 「人」と「活力」であふれる農業・商工業の実現	製造品出荷額等 ★個別施策へ再掲	5,637億円 (平成30年)	5,637億円	製造品出荷額等により、工業の振興の状況をはかる指標です。	「人」と「活力」であふれる農業と商工業の実現に向けた取り組みにより、基準値の維持を目指します。	
17	7 「人」と「活力」であふれる農業・商工業の実現	中心市街地空き店舗数 ★個別施策へ再掲	110店舗 (令和2年12月調査値)	80店舗	中心市街地における商店街の空き店舗数により、まちなかの魅力やにぎわいの状況をはかる指標です。	「人」と「活力」であふれる農業と商工業の実現に向けた取り組みにより、空き店舗の30店舗減少を目指します。	

No.	施策名	指標名	基準値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)	指標の説明	目標値の根拠
18	8 福島らしい個性とにぎわいのあるまちづくり	「福島らしい個性とにぎわいのあるまちである」と答えた市民の割合	－%	－%	市民意識調査により、福島らしい個性とにぎわいに対する満足度をはかる指標です。	福島らしい個性とにぎわいのあるまちづくりにより、市民満足度の向上を目指します。
			令和3年度に市民意識調査(アンケート)を実施し、基準値把握及び目標値設定を行う。			
19	8 福島らしい個性とにぎわいのあるまちづくり	休日の歩行者・自転車通行量(7地点) ★個別施策へ再掲	13,690人/日 (令和2年7月測定値)	13,837人/日	歩行者・自転車通行量により、まちなかの魅力と回遊性の状況をはかる指標です。	福島らしい個性とにぎわいのあるまちづくりにより、休日の歩行者・自転車通行量の増加を目指します。
20	9 移住・定住に向けた支援・受入体制の強化	「移住・定住先として自信を持って紹介できるまちである」と答えた市民の割合	－%	－%	市民意識調査により、移住・定住支援施策に対する満足度をはかる指標です。	移住・定住に向けた支援・受入体制の強化により、市民満足度の向上を目指します。
			令和3年度に市民意識調査(アンケート)を実施し、基準値把握及び目標値設定を行う。			
21	9 移住・定住に向けた支援・受入体制の強化	人口の社会動態(20歳～39歳) ★個別施策へ再掲	△650人 (平成28年～令和元年の4年間 平均値)	△325	若年層の社会動態(20歳～39歳)により、移住定住先に選ばれる環境の充実度をはかる指標です。	移住・定住に向けた支援・受入体制の強化により、人口目標の達成を目指します。
22	10 市民総活躍と市民共創のまちづくり	「性別や年齢、立場に関わらず、個性や能力を十分に生かすことができるまちである」と答えた市民の割合	－%	－%	市民意識調査により、市民が活躍できる地域づくりや仕組みづくりに対する満足度をはかる指標です。	市民総活躍と市民共創のまちづくりへの取り組みにより、市民満足度の向上を目指します。
			令和3年度に市民意識調査(アンケート)を実施し、基準値把握及び目標値設定を行う。			
23	10 市民総活躍と市民共創のまちづくり	「まちづくりに参加している、参加したい」と答えた市民の割合	－%	－%	市民意識調査により、市民のまちづくりに対する満足度をはかる指標です。	市民総活躍と市民共創のまちづくりの取り組みにより、市民満足度の向上を目指します。
			令和3年度に市民意識調査(アンケート)を実施し、基準値把握及び目標値設定を行う。			
24	10 市民総活躍と市民共創のまちづくり	「ふくしま共創のまちづくり計画」における取り組み数 ★個別施策へ再掲	0件	411件 (令和3年度から令和7年度 までの5年間)	共創の考え方や手法を用いた取り組み数により、各地区における「ふくしま共創のまちづくり計画」の進捗度合いをはかる指標です。	共創のまちづくり意識の醸成により、5年間で411件の「ふくしま共創のまちづくり計画」の実施を目指します。
25	11 新たな施策への挑戦と発信による都市ブランド力の向上	「福島市に住み続けたい」と答えた市民の割合	－%	－%	市民意識調査により、地域への愛着や暮らしに対する満足度をはかる指標です。	新たな施策への挑戦と発信による都市ブランド力の向上に向けた取り組みにより、市民満足度の向上を目指します。
			令和3年度に市民意識調査(アンケート)を実施し、基準値把握及び目標値設定を行う。			
26	11 新たな施策への挑戦と発信による都市ブランド力の向上	元気ふくしま・ふるさと寄附金額 ★個別施策へ再掲	145,645千円	1,400,000千円	元気ふくしま・ふるさと寄附金額により、本市ファンの拡大と戦略的なシティセールスの充実度をはかる指標です。	新たな施策への挑戦と発信による都市ブランド力の向上に向けた取り組みにより、令和3年度に10億円、以降は毎年度1億円の増加を目指します。

No.	施策名	指標名	基準値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)	指標の説明	目標値の根拠
27	12 ICTを活用した行政・経済・社会の革新	「地域社会のICT化が進み、市民生活が快適で便利になった」と答えた市民の割合	-%	-%	市民意識調査により、地域社会のICT化に対する満足度をはかる指標です。	ICTを活用した行政・経済・社会の革新に向けた取り組みにより、市民満足度の向上を目指します。
			令和3年度に市民意識調査(アンケート)を実施し、基準値把握及び目標値設定を行う。			
28	12 ICTを活用した行政・経済・社会の革新	行政手続きのオンラインサービス利用件数(年間)  ★個別施策へ再掲	19,078件	145,250件	行政手続きのオンラインサービスの利用件数により、行政手続きのICT化の充実度と利便性向上の状況をはかる指標です。	ICTを活用した行政・経済・社会の革新に向けた取り組みにより、市民の利便性の向上を目指します。

## (2)個別施策

No.	施策名	指標名	基準値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)	指標の説明	目標値の根拠
1	1 子育て支援の充実	保育施設における待機児童数	22人	0人	待機児童の解消により、子育てのしやすさをはかる指標です。	待機児童については、女性の就業率上昇に対応するため、「0(ゼロ)」を目指します。
2	1 子育て支援の充実	放課後児童クラブにおける待機児童数	23人	0人	待機児童の解消により、子育てのしやすさをはかる指標です。	待機児童については、女性の就業率上昇に対応するため、「0(ゼロ)」を目指します。
3	1 子育て支援の充実	11歳以下の人口	25,202人	23,791人以上	11歳以下の人口動態により、子育て支援施策の効果をはかる指標です。	子育て支援施策の充実により、福島市子ども・子育て新ステージプランにおける推計人口値以上を目指します。
4	2 学校教育の充実	将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合 (小学6年、中学3年)  ※全国学力・学習状況調査	(小学校) 83.7% (中学校) 73.5%	(小学校) 90.0% (中学校) 80.0%	児童生徒が将来の夢や希望をもって、自己実現に向けて前向きに生活している状況をはかる指標です。	夢や希望をもって生活することは、すべての活動の根幹となるため、基準値をもとにさらに上回る小学6年生90%、中学3年生80%を目指します。
5	2 学校教育の充実	読書が好きな児童生徒の割合 (小学6年、中学3年)  ※全国学力・学習状況調査	(小学校) 73.2% (中学校) 65.6%	(小学校) 80.0% (中学校) 75.0%	児童生徒の読書への取組状況により、読書への関心の高さをはかる指標です。	読書により豊かな心の育成を図るとともに、教科等の学習における読解力の育成により、基準値をもとにさらに上回る小学6年生80%、中学3年生75%を目指します。
6	2 学校教育の充実	学力を伸ばした児童生徒の割合 (小学5・6年、中学1・2年)  ※ふくしま学力調査	—	(小学校) 70.0% (中学校) 70.0%	学力を伸ばした児童生徒の割合により、学習内容の習得状況をはかる指標です。	児童生徒の実態に応じた対応や学習意欲を向上させる取組により、小学5・6年生、中学1・2年生ともに70%を目指します。
7	3 学びの環境の充実	授業にICT機器(タブレットPC・タブレット端末)を活用して指導できると回答する教員の割合  ※学校における教育の情報化の実態等に関する調査(教員のICT活用指導力等の実態)	54.4%	85.0%	教員のICT機器(タブレットPC・タブレット端末)を用いた指導力をはかる指標です。	ICT機器の急速な配備(指導者用タブレットPCと学習者用タブレット機器の一人一台配置)に応じた教員の指導力の向上が不可欠であるため、全ての教員が授業においてICT機器を有効に活用できることを目指します。

No.	施策名	指標名	基準値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)	指標の説明	目標値の根拠
8	3 学びの環境の充実	家庭学習に計画的に取り組む児童生徒の割合 (中学3年)  ※全国学力・学習状況調査	49.6%  (全国平均) 50.4%	54.0%	家庭学習への計画的な取組により、自己実現に向けて生涯にわたる学びの習慣を身に付けている状況をはかる指標です。	学校と家庭の連携などにより、学習に計画的に取り組む児童生徒の割合の向上を目指します。
9	3 学びの環境の充実	学校施設の更新及び長寿命化改修数	1校(1件)	11校(13件)	学校施設全体の改築及び長寿命化改修の取り組みにより、学校の教育環境の改善状況をはかる指標です。	学校施設全体の改築及び長寿命化改修を計画的に進めることにより、今後5年間に11校13件の事業に着手することを目指します。
10	4 男女共同参画・人権尊重の推進	女性委員の参画割合	29.5%	40.0%	市政における政策や方針決定の場への女性の参画状況をはかる指数です。	様々な意思決定過程に男女がバランスよく参画し、多様な意見を反映させるため、男女のいずれか一方の委員の数が、総数の10分の4未満としないことを目指します。
11	4 男女共同参画・人権尊重の推進	DVの被害、認識状況の割合  ※男女共同参画に関する意識調査(DV被害を受けたことがある、身近で見聞きしたことがある人の割合)	24.1%	基準値未満	特に女性が被害者となりやすい、配偶者や恋人などから受ける暴力の存在をはかる指標です。	あらゆる暴力行為は犯罪となりうる重大な人権侵害であるため、基準値からの減少を目指します。
12	5 放射線対策の充実	講座受講後の不安軽減率  ★重点施策の再掲	88.9%	92.0%	放射線に関する健康講座を受講した後の不安軽減率により、放射線に関する正しい知識の理解度をはかる指標です。	不安を抱えている市民に寄り添った健康講座の開催により、不安軽減率が年0.5%程度増加することを目指します。
13	6 危機管理・防災減災体制の充実	地域の自主防災組織と連携した実践的な防災減災を学び触れる市立の小中学校の校数、児童生徒の人数	—	(小中学校)全69校  (児童生徒)約19,000人	地域の自主防災組織と連携した実践的な防災減災を学び触れる市立の小中学校の校数、児童生徒の人数により、幼少期からの危機管理・防災減災に対する危機対応力と地域防災の担い手の育成度、地域と学校の連携度をはかる指標です。	地域の実情を踏まえた、より実践的な防災減災に学び触れる機会などの一層の推進を図ることにより、すべての小中学校、児童生徒への実施を目指します。
14	6 危機管理・防災減災体制の充実	地区防災マップ・防災計画の策定地区数  ★重点施策の再掲	0地区	10地区	地区防災マップ・防災計画を策定している地区数により、市民防災力の充実度をはかる指標です。	防災意識の醸成により、地区防災マップ・防災計画を策定する地区を10地区目指します。

No.	施策名	指標名	基準値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)	指標の説明	目標値の根拠
15	7 消防・救急体制の充実	消防庁舎耐震化率	50%	75%	耐震改修促進法による消防庁舎耐震化率により、消防力の充実度をはかる指標です。	福島市公共施設等総合管理計画に基づく計画的な庁舎整備により、耐震化率75%を目指します。
16	7 消防・救急体制の充実	救急救命士の人数	56名	66名	救急救命士の人数により、救急医療サービスの充実度をはかる指標です。	高度な知識と技術を持つ救急救命士の計画的な養成により、10名の増員を目指します。
17	7 消防・救急体制の充実	住宅用火災警報器の設置率(条例適合率)	(設置率) 79% (条例適合率) 54%	(設置率) 85% (条例適合率) 70%	住宅用火災警報器の設置率により、住宅防火対策の強化をはかる指標です。	住宅用火災警報器の設置と維持管理の徹底を周知することにより、住宅用火災警報器の設置率(条例適合率)の向上を目指します。
18	8 安心安全な市民生活の確保	1年間の交通事故による死者数	8人	毎年5人以下	交通安全意識の高揚や交通環境の整備状況など交通安全に関する総合的な施策の取り組みの成果をはかる指標です。	交通安全に対する意識の高揚や交通安全施設の整備等を推進し、交通事故による死者数を過去5年間平均よりも少ない毎年5人以下を目指します。
19	9 健康・医療体制の充実	お達者度(65歳健康寿命)  ★重点施策の再掲	(男性) 17.52 (女性) 20.58	(男性) 17.92 (女性) 20.94	65歳における健康寿命により、市民の健康状況の改善をはかる指標です。	健康づくりの取り組みを推進することにより、健康寿命の延伸を目指します。
20	9 健康・医療体制の充実	脳血管疾患の標準化死亡比  虚血性心疾患(急性心筋梗塞)の標準化死亡比	(男性) 1.07 (女性) 1.17 (H25-29)  (男性) 2.10 (女性) 1.97 (H25-29)	(男性) 1.07以下 (女性) 1.17以下  (男性) 2.10以下 (女性) 1.97以下	人口構成の違いを除去した死亡率の比較により、市民の健康状況をはかる指標です。	健康づくりの取り組みを推進することにより、脳血管疾患・虚血性心疾患の標準化死亡比の基準値以下を目指します。
21	9 健康・医療体制の充実	喫煙習慣の割合  ※福島市国民健康保険特定健康診査・特定保健指導報告	(男性) 21.8% (女性) 5.3% (H30)	(男性) 21.8%以下 (女性) 5.3%以下	生活習慣病やがんのリスクである「たばこを習慣的に吸っている」者の減少の割合により、市民の健康状況の改善をはかる指標です。	喫煙者の割合が高い状況にあることから、さらに禁煙・受動喫煙防止を推進し、健康づくりに取り組むことにより、喫煙習慣の基準値以下を目指します。
22	10 保健衛生・健康危機管理体制の充実	予防接種率(麻しん風しん混合ワクチン)	(1期(1歳児)) 99.0%  (2期(小学校入学前年)) 95.6%	(1期(1歳児)) 95%以上  (2期(小学校入学前年)) 95%以上	麻しん風しん混合ワクチンの接種により、市内の感染拡大、まん延防止の状況をはかる指標です。	接種勧奨等を図ることにより、国の目標値である95%以上の維持を目指します。  ※国の目標値 麻しんに関する特定指針 風しんに関する特定指針

No.	施策名	指標名	基準値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)	指標の説明	目標値の根拠
23	10 保健衛生・健康危機管理体制の充実	食中毒の件数	6件 (アニサキス3件、カンピロバクター3件)	6件以下	食中毒の年間発生件数により、食の安全性をはかる指標です。	事業者への衛生指導および消費者への衛生思想の普及を図り、食中毒発生件数の基準値以下を目指します。
24	11 地域福祉の推進と障がいのある人の福祉の充実	バリアフリー推進パートナー賛同数	263団体	323団体	市のバリアフリーの取り組みの趣旨に賛同し、協力いただける民間事業所や団体数により、「誰にでもやさしいまち ふくしま」の実現に向けた推進度合いをはかる指標です。	ハード面のバリアフリーの推進と心のバリアフリーの充実などにより、毎年10件のバリアフリーパートナー数の増加を目指します。
25	12 高齢者福祉の充実	認知症サポーター養成講座修了者数	32,448人	43,000人	認知症サポーターの養成を通じて、認知症に対する正しい知識と理解を持つ市民の広がりをはかる指標です。	65歳以上の人口割合や認知症患者数の増加を踏まえ、地域や職域などで認知症サポーターの養成を一層進めることにより、43,000人(人口の15%)までの増加を目指します。
26	13 生涯学習の振興	市民一人あたりの学習センター利用回数	4.0回	4.5回	学習センターの利用により、生涯学習への取組状況をはかる指標です。	学びの機会の充実に図ることにより、過去5年間の実績をさらに上回る4.5回を目指します。
27	14 多文化共生の推進	多文化共生関連の取り組みへの総参加者数	3,377人	5,000人	市民の共生活動への参加により、外国人受入れ・共生の意識向上をはかる指標です。	関係機関・団体や外国人コミュニティなどとの連携強化を図ることにより、今後5年間で基準値の1.5倍を目指します。
28	15 スポーツの振興	スポーツに触れる機会に恵まれていると感じる割合	23% (令和2年度市政ネットモニター)	50%	スポーツを「する」「みる」「ささえる」参画機会の充実に、スポーツ振興の状況をはかる指標です。	スポーツの「機会」と「場」の提供と充実に、運動やスポーツを行う機会に恵まれていると感じる市民の割合50%を目指します。
29	15 スポーツの振興	市民一人あたりの市有スポーツ施設利用回数	7.6回	9.2回	スポーツ施設が持続的かつ安定的に市民に提供され、スポーツ参画機会が充実し、市民が自発的にスポーツに参画している状況をはかる指標です。	スポーツの「機会」と「場」の提供と充実に、市民一人あたりの利用回数の増加(震災前と同水準)を目指します。

No.	施策名	指標名	基準値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)	指標の説明	目標値の根拠
30	16 文化芸術の振興	本市主要文化施設の一人あたりの年間利用回数  ※本市主要文化施設 音楽堂、草心苑、 写真美術館、 福島テルサ、 アオウゼ  ★重点施策の再掲	3.3回	3.4回	市内主要文化施設の市民一人あたりの利用回数により、市民が文化芸術活動に触れ、親しんでいる状況をはかる指標です。	市民が様々な文化芸術に触れ、鑑賞し、自らも参加できる機会などを創出・充実することにより、5年間で2%の利用回数の増加を目指します。
31	16 文化芸術の振興	民家園・宮畑遺跡史跡公園(体験学習施設「じょいもん」)の年間来園者数	76,296人	77,822人	市内主要文化財施設の来園者数により、本市文化財の認知度、市民に親しまれている状況をはかる指標です。	本市固有の文化財を活用した各種事業を積極的に展開することにより、5年間で2%の来園者数の増加を目指します。
32	17 環境の保全	エネルギー自給率(電力)  ※非バイオマス系による廃棄物発電を含む。	30.8%	35.0%	市内の1年間の電力消費量に占める市産再生可能エネルギー発電量の割合により、市の再エネ自給率の充実度をはかる指標です。	再エネ設備の導入を促進することにより、再エネ自給率を高めていくことを目指します。
33	17 環境の保全	1人1日当たりの生活系ごみの排出量  ※資源物・集団資源回収量を除く。	770g	530g	ごみの減量化や資源物の分別徹底の達成度により、循環型社会の充実度をはかる指標です。	ごみの発生抑制と資源物の徹底した分別回収を推進し、市民1人が1日当たりに出す生活系ごみの減量の早期達成を目指します。
34	17 環境の保全	汚水処理人口普及率	87.2%	91.0%	本市人口のうち下水道、合併処理浄化槽等を利用できる人口の割合により、生活排水処理の進展度をはかる指標です。	福島市下水道ビジョン(平成28年度から令和7年度)中期計画の目標値に向けて汚水処理人口普及率の向上を目指します。
35	17 環境の保全	温室効果ガス実質排出量  ★重点施策の再掲	2,392kt-CO2 (平成29年度)	2,075kt-CO2 (令和5年度)	温室効果ガスの実質排出量により、地球温暖化対策等の充実度をはかる指標です。	多様な再生可能エネルギーの導入や省エネルギーの徹底などにより、温室効果ガス排出量実質ゼロとなる社会の達成を目指します。
36	18 良質な水道水の安定供給	基幹施設耐震化率	75.6%	100%	東日本大震災規模の地震に耐えられる重要な施設の充実度をはかる指標です。	重要な施設すべてが地震に耐えられる状態を目指します(廃止予定施設を除く)。
37	18 良質な水道水の安定供給	基幹管路耐震適合率	91.4%	100%	本市が想定する最大震度階の地震(福島盆地西縁断層地震)に耐えられる重要な水道管の充実度をはかる指標です。	重要な水道管すべてが地震に耐えられる状態を目指します。

No.	施策名	指標名	基準値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)	指標の説明	目標値の根拠
38	19 都市緑化・景観形成の推進	都市公園の長寿命化対策の整備率	15%	44%	都市公園の長寿命化対策により、公園の安全性と快適性の進展をはかる指標です。	都市公園の長寿命化対策の推進により、整備率の向上を目指します。
39	20 快適な住環境の形成	福島市空き家バンクに登録された空き家の利活用数(売却、賃貸)	1件	60件 (5年累計)	福島市空き家バンクに登録された空き家の売却、賃貸等の利活用により、市内の空き家の発生抑制状況をはかる指標です。	令和7年度までの5年間で一戸建て空き家が60件増加すると予測されるため、毎年12件の売買、賃貸の成約により空き家の発生抑制を目指します。
40	20 快適な住環境の形成	市営住宅の一定のバリアフリー化率  ※一定のバリアフリー化 2箇所以上の手すり設置又は屋内の段差解消に該当	12.5%	33.5%	バリアフリー化の推進により、誰もが暮らしやすい住環境をはかる指標です。	令和7年度の本市の老年人口割合は33.5%と推計されるため、令和7年度までに同程度のバリアフリー化率を目指します。
41	21 就労の支援と雇用の創出	女性の管理職登用率 (従業員20人以上の事業所)	17.5%	20.0%	女性の管理職登用率により、民間事業所における働く女性の活躍の状況をはかる指標です。	女性の活躍推進により、基準値の2.5%増加を目指します。
42	21 就労の支援と雇用の創出	働く女性応援・障がい者雇用推進認証企業数	45社	120社	働く女性応援・障がい者雇用推進認証企業数により、市内企業における女性や障がい者の働きやすさをはかる指標です。	積極的な企業訪問による啓発等により、年間10社を上回る認証を目指します。
43	22 中心市街地の活性化	休日の歩行者・自転車通行量(7地点)  ★重点施策の再掲	13,690人/日 (令和2年7月測定値)	13,837人/日	歩行者・自転車通行量により、まちなかの魅力と回遊性の状況をはかる指標です。	人々の往来につながる施策の展開により、休日の歩行者・自転車通行量の増加を目指します。
44	22 中心市街地の活性化	まちづくり活動に参画する学生数	—	60人/年	まちなかの魅力向上に向けたまちづくり活動に取り組む学生数により、新たな魅力の創出の状況をはかる指標です。	市内大学・短期大学等との連携を図り、賑わいの創出に向けた新たなまちづくり活動に参画する学生を年間60人目指します。
45	23 道路交通ネットワークの整備	道路改良率	55.8%	57.0%	市道として管理している道路のうち、十分な道路幅員や側溝整備を完了した道路の改良率により、快適な道路網の整備状況をはかる指標です。	都市計画道路や市道改良、歩道設置などの整備を推進することにより、約1%(延長約35,000m)の増加を目指します。

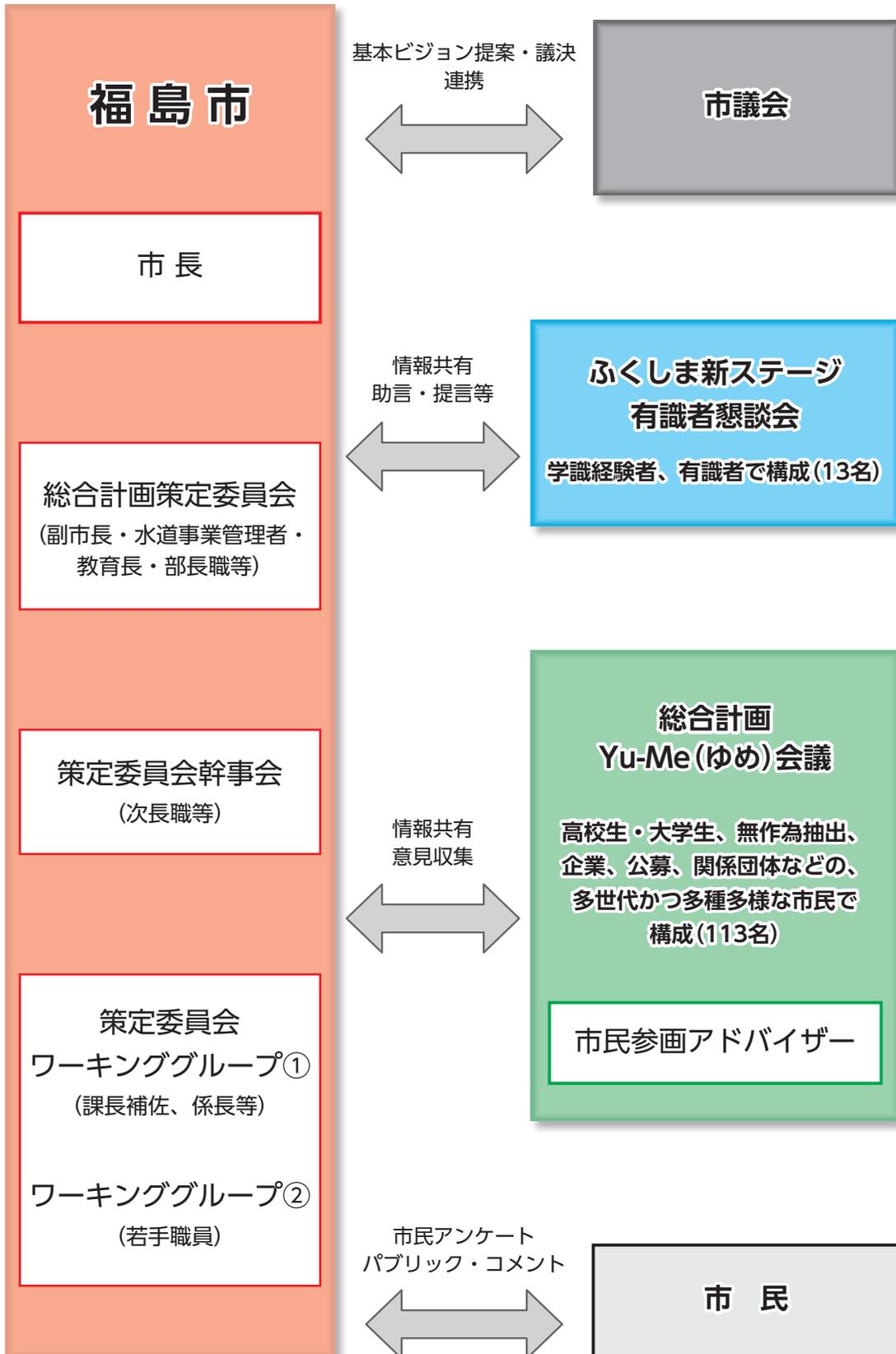
No.	施策名	指標名	基準値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)	指標の説明	目標値の根拠
46	23 道路交通ネットワークの整備	重要橋梁の耐震補強整備率	50.6%	66.2%	市が管理する橋梁1,118橋のうち、緊急輸送路などの重要橋梁77橋の耐震補強整備率により、安心安全な道路交通の充実度をはかる指標です。	重要橋梁の耐震補強工事を優先的・計画的に進めることにより、耐震補強整備率の向上を目指します。
47	24 公共交通網の充実	福島市管内路線バスにおける福島市内乗車人員(年間)	5,097,851人	5,000,000人	路線バスの乗車人員により、路線バス利用の状況をはかる指標です。	路線バスの利用促進を図ることにより、基準値の維持を目指します。
48	24 公共交通網の充実	福島交通飯坂線、阿武隈急行線の福島市内乗車人員(年間)	3,807,915人	3,800,000人	福島交通飯坂線、阿武隈急行線の乗車人員により、鉄道輸送の利用状況をはかる指標です。	鉄道輸送の充実などを図ることにより、基準値の維持を目指します。
49	25 移住定住・関係人口の拡大	移住・定住の各施策により本市移住に結びついた移住者の割合	22.4%	30.0%	移住希望者のうち、本市移住に結びついた移住者の割合により、本市の魅力などの情報発信の充実度をはかる指標です。	移住希望者のニーズにあった有効的なアプローチにより、過去4年間の実績値を上回る、年間1.5%の増加を目指します。
50	25 移住定住・関係人口の拡大	人口の社会動態(20歳～39歳) ★重点施策の再掲	△650人 (平成28年～令和元年の4年間平均値)	△325	若年層の社会動態(20歳～39歳)により、移住定住先に選ばれる環境の充実度をはかる指標です。	移住定住の促進により、人口ビジョンにおける人口目標の達成を目指します。
51	26 農林業の振興	農業産出額 ★重点施策の再掲	174億円 (平成30年)	190億円 (令和5年)	農業生産の実態を示す金額(産出額)により、農業の振興の状況をはかる指標です。	農業担い手確保、農業経営の強化、消費拡大など各種施策の展開により、190億円の農業産出額を目指します。
52	26 農林業の振興	新規就農者数	145人 (平成28年度から令和2年度の5年間)	200人 (令和3年度から令和7年度までの5年間)	農業後継者や新規参入者の人数により、新たな農業の担い手の確保の状況をはかる指標です。	新規就農者への支援策の強化や就農相談、農業体験など、きめ細かな対応を図ることにより、毎年40人の新規就農者の確保を目指します。
53	27 工業の振興	製造品出荷額等 ★重点施策の再掲	5,637億円 (平成30年)	5,637億円	製造品出荷額等により、工業の振興の状況をはかる指標です。	労働人口の減少や新型コロナウイルス感染症の影響による経営悪化などにより減少が見込まれますが、ICT活用や企業競争力の向上を図ることにより、基準値の維持を目指します。
54	28 商業の振興	中心市街地空き店舗数 ★重点施策の再掲	110店舗 (令和2年12月調査値)	80店舗	中心市街地における商店街の空き店舗数により、まちなかの魅力やにぎわいの状況をはかる指標です。	事業者や多様な業種の起業家等のまちなかへの出店を支援することにより、空き店舗の30店舗減少を目指します。

No.	施策名	指標名	基準値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)	指標の説明	目標値の根拠
55	29 観光による地域振興	観光消費平均単価額	24,366円	25,827円	来訪者が本市で消費した額により、外貨獲得の状況をはかる指標です。	新型コロナウイルス感染症の影響により、インバウンドの回復が不透明ではありますが、観光まちづくりの推進や付加価値の創造などを図ることにより、過去5年間の伸び率と同じ伸び率を目指します。
56	29 観光による地域振興	観光客入込数	602万人	602万人	観光客入込数により、観光振興の状況をはかる指標です。	新型コロナウイルス感染症の影響により、インバウンドの回復が不透明ではありますが、観光まちづくりの推進や付加価値の創造などを図ることにより、基準値の維持を目指します。
57	29 観光による地域振興	外国人延べ宿泊者数	36,160人	36,160人	多様性に対応したホスピタリティの深化をはかる指標です。	新型コロナウイルス感染症の影響により、インバウンドの回復が不透明ではありますが、観光まちづくりの推進や受け入れ環境の整備などを図ることにより、基準値の維持を目指します。
58	29 観光による地域振興	来訪者満足度 ※花見山アンケート	95.3% (平成30年)	100%	本市の地域資源やおもてなし等に対する来訪者の満足度をはかる指標です。	観光まちづくりの推進や付加価値の創造、受け入れ環境の整備などを図ることにより、来訪者の満足度100%を目指します。
59	30 市民共創・地域連携の推進	町内会加入世帯の割合	76.0%	77.0%	町内会の加入率により、地域におけるコミュニティの充実度をはかる指標です。	地域におけるコミュニティ活動の活性化を促進することにより、5年前の加入率と同等の割合を目指します。
60	30 市民共創・地域連携の推進	「ふくしま共創のまちづくり計画」における取り組み数  ★重点施策の再掲	0件	411件 (令和3年度から令和7年度までの5年間)	共創の考え方や手法を用いた取り組み数により、各地区における「ふくしま共創のまちづくり計画」の進捗度合いをはかる指標です。	共創のまちづくり意識の醸成により、5年間で411件の「ふくしま共創のまちづくり計画」の実施を目指します。
61	31 市民とのコミュニケーションと情報発信の充実	ふくしま市政出前講座の受講者数	8,745人	14,000人	ふくしま市政出前講座の受講者数により、市民との意見交換機会の拡大をはかる指標です。	新たな手法を取り入れながら、毎年前年度の1,000人増加を目指します。

No.	施策名	指標名	基準値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)	指標の説明	目標値の根拠
62	31 市民とのコミュニケーションと情報発信の充実	ホームページ、SNSの閲覧数	17,094,303件	27,000,000件	市ホームページおよびSNSの年間閲覧数により、市政情報の浸透度をはかる指標です。	市ホームページとSNSによる多様な情報発信ツールの充実などにより、毎年前年度の1,700,000件増加を目指します。
63	31 市民とのコミュニケーションと情報発信の充実	元気ふくしま・ふるさと寄附金額 ★重点施策の再掲	145,645千円	1,400,000千円	元気ふくしま・ふるさと寄附金額により、本市ファンの拡大と戦略的なシティセールスの充実度をはかる指標です。	国内外に向けたシティセールスの戦略的な展開により、令和3年度に10億円、以降は毎年度1億円の増加を目指します。
64	32 ICT化の推進	行政手続きのオンラインサービス利用件数(年間) ★重点施策の再掲	19,078件	145,250件	行政手続きのオンラインサービスの利用件数により、行政手続きのICT化の充実度と利便性向上の状況をはかる指標です。	行政手続きのオンライン化の推進とICT活用の充実などにより、市民の利便性の向上を目指します。
65	33 行財政経営の推進	実質赤字比率	—	—	地方公共団体の標準的な収入(主に一般会計)に対する実質赤字の割合を示す比率で、財政運営悪化の度合いを示す指標です。	自治体の財政運営においては、本来収入不足による赤字は生じないようにすべきものであるため、-(ゼロ)を目指します。
66	33 行財政経営の推進	連結実質赤字比率	—	—	水道・下水道事業などの公営企業会計を含めた全会計の実質赤字(または資金不足)の額の割合を示す比率で、財政運営悪化の度合いを示す指標です。	水道・下水道事業など含めても、市全体で収入不足による赤字は生じないようにすべきものであるため、-(ゼロ)を目指します。
67	33 行財政経営の推進	実質公債費比率	1.2%	6%以内	毎年度経常的に収入される財源のうち、市債の返済に充当された割合を示す比率で、資金繰りの安全度を示す指標です。	過度な借入金の返済により、他の経費に支障が出ることがないように、中核市の平均値以内を目指します。
68	33 行財政経営の推進	将来負担比率	14.3%	60%以内	毎年度末時点における一般会計の市債残高だけでなく、土地開発公社や第三セクターまで含めて、市が将来負担すべき実質的な負債の額が標準的な年間収入の何年分にあたるかを示す比率で、将来、財政運営を圧迫する可能性の度合いを示す指標です。	世代間負担の公平性を考慮し、将来世代へ過度な負担を避けるため、中核市の平均値以内を目指します。

## 2. 第6次福島市総合計画まちづくり基本ビジョンの策定体制と策定経過

### (1) 策定体制



## (2) 福島市議会・庁内策定委員会等

### ①開催経過

年	月 日	内 容	
平成30年	5月17日	策定委員会【第1回】	●第6次福島市総合計画策定要綱の制定 ●第6次福島市総合計画策定委員会設置要綱の制定
	5月30日	策定委員会幹事会【第1回】	●新しい福島市総合計画策定のための「市民アンケート調査」の概要と項目(案)の確認
	6月22日	策定委員会幹事会【第2回】	●新しい福島市総合計画策定のための「市民アンケート調査」の素案の内容等の確認
	6月28日	策定委員会【第2回】	●新しい福島市総合計画策定のための「市民アンケート調査」の実施
	7月17日～8月7日	市民アンケート	●新しい福島市総合計画の策定に向けた市民アンケート調査
令和元年(平成31年)	1月29日	策定委員会幹事会【第3回】	●新しい福島市総合計画の策定に向けた市民アンケート調査の結果
	2月14日	策定委員会【第3回】	●新しい福島市総合計画の策定に向けた市民アンケート調査の結果
	4月18日	策定委員会【第4回】	●第6次福島市総合計画の策定に向けた推進体制等
	4月23日	策定委員会幹事会【第4回】	●第6次福島市総合計画の策定に向けた推進体制等
	11月26日	策定委員会幹事会【第5回】	●第6次福島市総合計画の策定状況
令和2年	1月28日	策定委員会幹事会【第6回】	●第6次福島市総合計画まちづくり基本ビジョン「将来構想」及び「基本方針」の素案の案(案)
	2月13日	策定委員会【第5回】	●第6次福島市総合計画まちづくり基本ビジョン「将来構想」及び「基本方針」の素案の案(案)
	2月17日 2月18日 2月20日	市議会会派説明	●第6次福島市総合計画まちづくり基本ビジョン「将来構想」及び「基本方針」素案の案(案)
	3月26日	策定委員会【第6回】	●第6次福島市総合計画まちづくり基本ビジョン「将来構想」及び「基本方針」の素案の案
	8月20日	策定委員会【第7回】	●第6次福島市総合計画の「重点施策」及び「個別施策」の素案の案(案)の会派説明
	8月20日 8月21日	市議会会派説明	●第6次福島市総合計画の「重点施策」及び「個別施策」の素案の案(案)
	10月27日	策定委員会幹事会【第7回】	●第6次福島市総合計画まちづくり基本ビジョンの素案の案
	11月12日	策定委員会【第8回】	●第6次福島市総合計画まちづくり基本ビジョンの素案

年	月 日	内 容	
令和 2年	11月16日 11月17日	市議会会派説明	<ul style="list-style-type: none"> <li>●第6次福島市総合計画まちづくり基本ビジョンの素案</li> <li>●パブリック・コメントの実施</li> </ul>
	11月26日 ～12月25日	パブリック・コメント	<ul style="list-style-type: none"> <li>●第6次福島市総合計画まちづくり基本ビジョンの素案</li> </ul>
令和 3年	2月4日 2月5日	策定委員会 【第9回・書面開催】	<ul style="list-style-type: none"> <li>●第6次福島市総合計画まちづくり基本ビジョンの原案決定</li> </ul>
	2月16日 2月17日	市議会会派説明	<ul style="list-style-type: none"> <li>●パブリック・コメントの結果</li> <li>●第6次福島市総合計画まちづくり基本ビジョンの原案</li> </ul>
	3月15日 3月16日	市議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>●第6次福島市総合計画まちづくり基本ビジョンの議決（3月16日）</li> </ul>

### (3)ふくしま新ステージ有識者懇談会

#### ①設置の目的

学識経験者や有識者で構成し、市が作成した総合計画の案に対して、専門的な知見を生かしつつ、全体を俯瞰した大所高所の幅広い視点で助言や提言等を行う組織として設置しました。

#### ②委員(五十音順・敬称略)

No.	氏名	所属・役職
1	伊藤 宏	福島大学 経済経営学類 教授
2	岡野 誠	福島市医師会 会長
3	菅野 孝志	JA福島五連 会長
4	菅野 廣男	福島市自治振興協議会連合会 顧問
5	木下 真理子	フリー編集者・カメラマン
6	齋藤 美佐	NPO PLUS 代表
7	高橋 満彦	福島民友新聞社 論説委員会 委員長
8	高橋 理里子	ミライズ株式会社 取締役コンサルティング事業部長
9	高谷 理恵子	福島大学 人間発達文化学類 教授
10	西内 みなみ	桜の聖母短期大学 学長
11	三宅 祐子	福島市文化団体連絡協議会 会長
12	安田 信二	福島民報社 取締役論説委員長(令和2年7月8日まで)
	早川 正也	福島民報社 常務取締役論説委員長(令和2年7月9日から)
13	渡邊 博美	福島商工会議所 会頭

#### ③開催経過

年	月日	内容	
令和元年	5月7日	ふくしま新ステージ有識者懇談会【第1回】	<ul style="list-style-type: none"> <li>●第6次福島市総合計画の構成と懇談会の役割</li> <li>●今後の進め方</li> </ul>
	8月22日	ふくしま新ステージ有識者懇談会【第2回】	<ul style="list-style-type: none"> <li>●総合計画Yu-Me(ゆめ)会議の活動状況</li> <li>●「将来構想」及び「基本方針」の策定に向けた協議</li> </ul>
	11月14日	ふくしま新ステージ有識者懇談会【第3回】	<ul style="list-style-type: none"> <li>●総合計画Yu-Me(ゆめ)会議の活動状況</li> <li>●「将来構想」及び「基本方針」の策定に向けた協議</li> </ul>
	12月25日	ふくしま新ステージ有識者懇談会【第4回】	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「将来構想」及び「基本方針」の原案</li> </ul>

年	月 日	内 容	
令和2年	1月15日	ふくしま新ステージ 有識者懇談会 【第5回】	●「将来構想」及び「基本方針」に関する意見書(案)
	1月24日	意見書提出	●「将来構想」及び「基本方針」に関する意見書
	4月27日	ふくしま新ステージ 有識者懇談会 【第6回】	●「重点施策」に対する意見
	7月28日	ふくしま新ステージ 有識者懇談会 【第7回】	●「重点施策」及び「個別施策」に対する意見
	8月26日	ふくしま新ステージ 有識者懇談会 【第8回】	●「重点施策」及び「個別施策」に対する意見
	10月20日	ふくしま新ステージ 有識者懇談会 【第9回】	●「重点施策」及び「個別施策」に対する意見

#### (4)総合計画Yu-Me(ゆめ)会議

##### ①開催の目的

多世代かつ多種多様な市民の皆さんが日頃から感じていることを対話を通して、意見や思いを出し合う場として開催しました。また、市民の皆さんにまちづくりに関心を持っていただくきっかけとなり、まちづくりを自分事として捉えていただく場としました。

##### ②参加メンバー

高校生・大学生、無作為抽出の中からご応募いただいた方、市内企業にお勤めの方、公募により選ばれた方、関係団体の代表など、多世代かつ多種多様な市民の皆さん113名

##### ③福島市総合計画市民参画アドバイザー

加留部 貴行(国立大学法人九州大学大学院 統合新領域学府 客員准教授)

##### ④開催経過

年	月 日	内 容	
令和元年	6月22日	総合計画Yu-Me(ゆめ)会議【第1回】	<ul style="list-style-type: none"> <li>●講演 テーマ：いっしょにやる、ということ ～今、なぜ「対話」を活かした市民参画が求められているのか～ 講 師：福島市総合計画市民参画アドバイザー 加留部貴行 氏</li> <li>●ワークショップ 未来の福島市がまわりからともうらやましがらわれているとしたら、どのようなまちや暮らしになっているでしょうか</li> <li>●参加人数 110名</li> </ul>
	7月27日	総合計画Yu-Me(ゆめ)会議【第2回】	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ワークショップ 福島市のもっと伸ばしたい「強み(いいところ・資源)」、ぜひ解決したい「弱み(悪いところ・課題)」は何ですか</li> <li>●参加人数 91名</li> </ul>
	8月10日	総合計画Yu-Me(ゆめ)会議【第3回】	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ワークショップ まちづくりシミュレーションゲームを通じて、未来を語ろう～SIMULATIONふくしま2030～</li> <li>●参加人数 94名</li> </ul>
	9月7日	総合計画Yu-Me(ゆめ)会議【第4回】	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ワークショップ 関心があるテーマごとに福島市の「強み」と「弱み」を深掘り</li> <li>●参加人数 86名</li> </ul>
	10月26日	総合計画Yu-Me(ゆめ)会議【第5回】	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ワークショップ 福島市の「未来の新聞～ゆめ新聞～」をつくろう</li> <li>●参加人数 65名</li> </ul>

年	月 日	内 容	
令和 2年	2月24日	総合計画Yu-Me (ゆめ)会議 【中間報告会】	●ワークショップ 新しい総合計画策定の進捗状況 未来に向けてのワークショップ ●参加人数 50名
	7月4日	総合計画Yu-Me (ゆめ)会議 【第6回】	●ワークショップ 福島市の総合計画を一緒に考えよう① ●参加人数 30名
	8月10日	総合計画Yu-Me (ゆめ)会議 【第7回】	●ワークショップ 福島市の総合計画を一緒に考えよう② ●参加人数 30名
	9月6日	総合計画Yu-Me (ゆめ)会議 【第8回】	●ワークショップ 福島市の総合計画を一緒に考えよう～まとめ～ ●参加人数 57名

### 3. パブリック・コメント(意見公募)

#### (1)実施の目的

市民と情報を共有しながら多様な意見や専門的知識などを広く求めるため、計画(素案)を市民に公表するとともに意見を公募し、寄せられた意見を十分に考慮した上で本計画を策定しました。

#### (2)意見の募集期間

令和2年11月26日～12月25日(1ヶ月間)

#### (3)意見の件数

5人 9件

#### (4)意見の内訳

項 目		件 数	修正数
第5編 個別施策	20. 快適な住環境の形成	1	0
	28. 商業の振興	2	2
その他		6	0
合計		9	2

#### (5)パブリック・コメント意見による計画(素案)の修正箇所

No.	修正箇所	意見の内容	修正後の内容	修正前の内容
1	第5編 個別施策  28.商業の振興	個別施策「商業の振興」中の「現状と課題」に「(5)地方卸売市場の老朽化」との記載があり、これを受けた「施策の方向性」を「(5)地方卸売市場の活性化」としているが、「老朽化」に対応する施策の方向性は「活性化」ではなく「再整備」ではないかと考える。したがって、施策を焦点化する必要性も踏まえて「施策の方向性」を「(5)地方卸売市場の再整備」とすべきである。	施策の方向性 (5) 地方卸売市場 の再整備と活 性化	施策の方向性 (5) 地方卸売市場 の活性化
2	第5編 個別施策  28.商業の振興	個別施策「商業の振興」中の「施策の方向性」の「(5)地方卸売市場の活性化」において、「施設の再整備と敷地の利活用について民間活力の導入を調査・検討します。」との記載があるが、再整備については、市や市場内で既に調査検討を進めているため、「～民間活力導入による事業の展開を図ります。」として再整備について強い決意を示した表現としてほしい。	①民間活力の 導入を調査・ 検討し、施設 の再整備と敷 地の利活用を 進めます。	①施設の再整 備と敷地の利 活用について 民間活力の導 入を調査・検 討します。

## 4. 市民アンケート調査結果の概要

### (1) 目的

新しい総合計画の策定にあたり、本市のまちづくりに対する市民の評価やニーズなどを把握するとともに、今後目指すべき将来の姿やまちづくりの方向性などを検討する基礎資料としました。

### (2) 調査対象

福島市に居住する満15歳以上の男女 3,000名

### (3) 実施方法

郵送配布・郵送回収

### (4) 調査期間

平成30年7月17日(火)～平成30年8月7日(火)

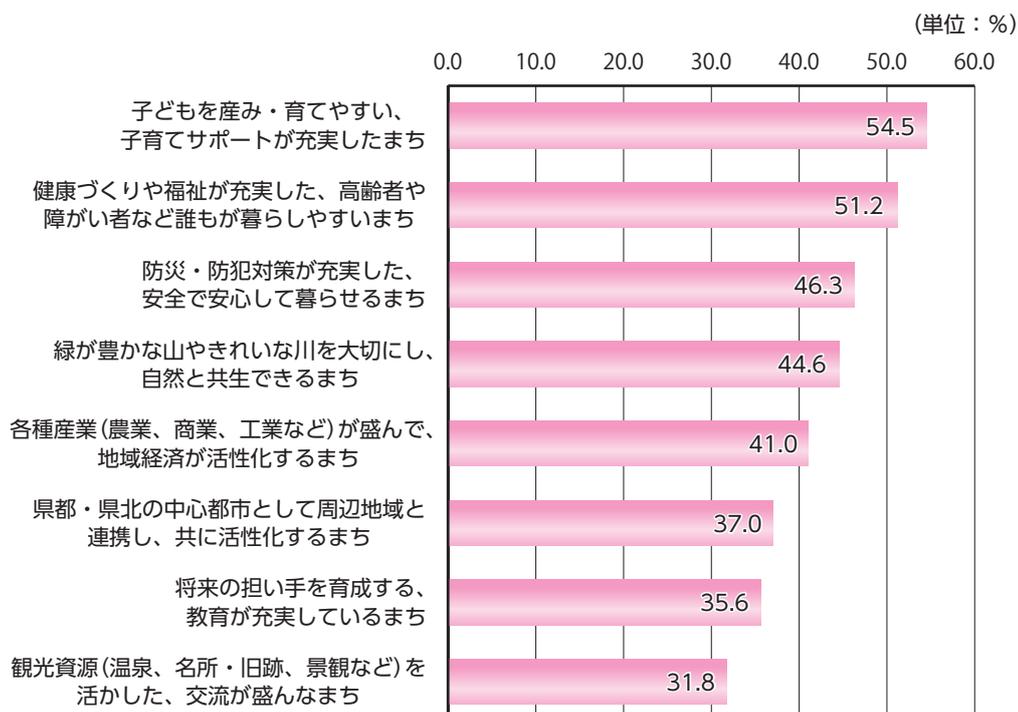
### (5) 回収率

47.3% (回収数1,420名/標本数3,000名)

### (6) 主な結果の概要

#### 【将来の目指すまち】

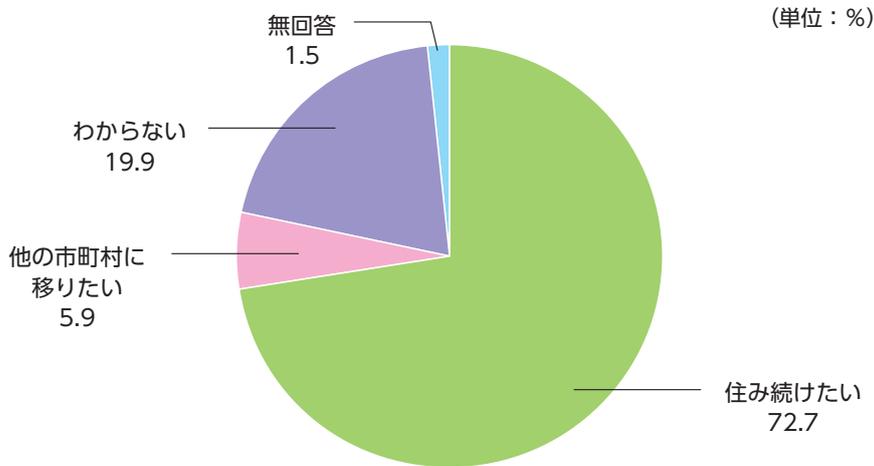
Q. あなたは、福島市がグレードアップするために将来どのようなまちを目指していくことが大切だと思いますか。(複数回答)



※主なものを抜粋しています。

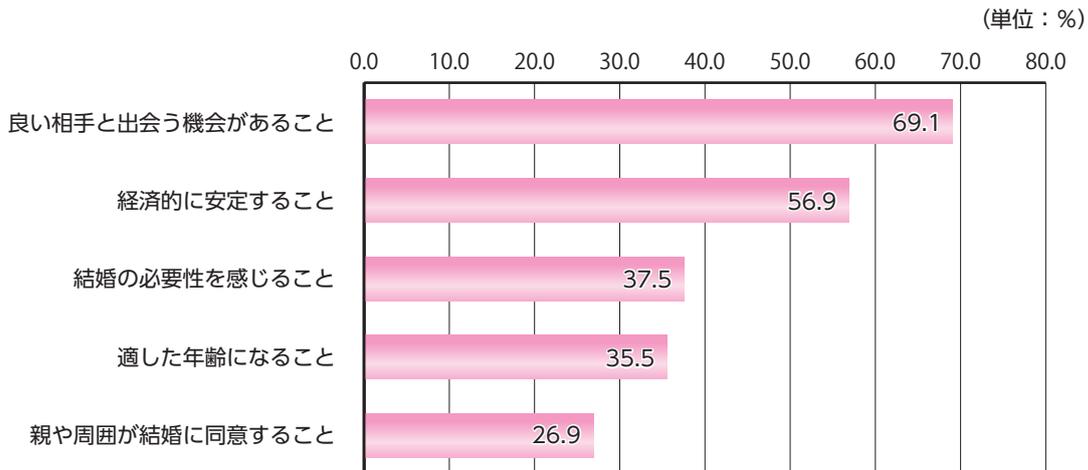
### 【暮らし】

Q. 福島市にこのまま住み続けたいですか。



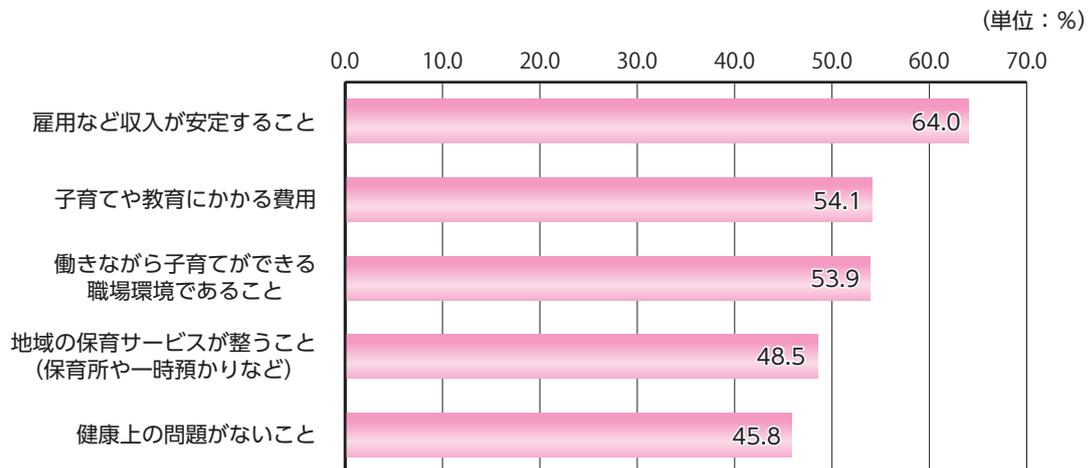
### 【結婚や子育て】

Q. あなたは、どのような状況になれば結婚すると思いますか。結婚経験のある方はどのような状況で結婚を決心しましたか。(複数回答)



※主なものを抜粋しています。

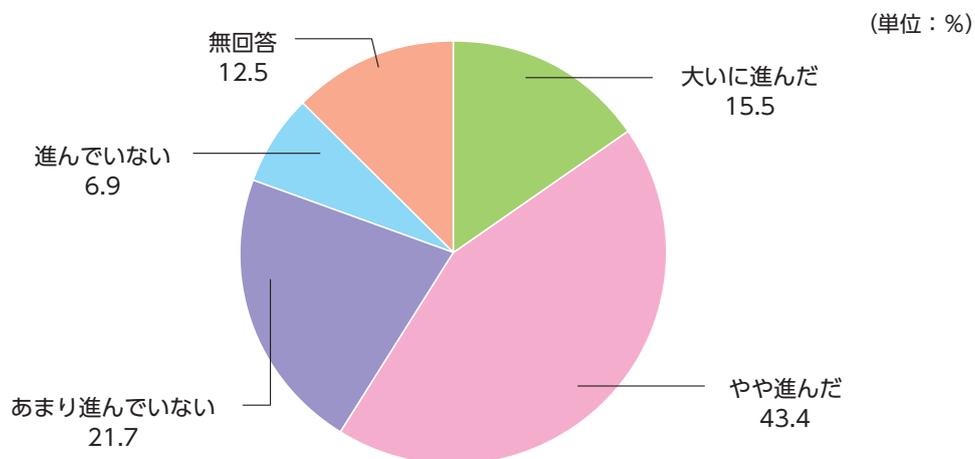
Q. あなたは、子どもを持つためにどのようなことを重視しますか。(複数回答)



※主なものを抜粋しています。

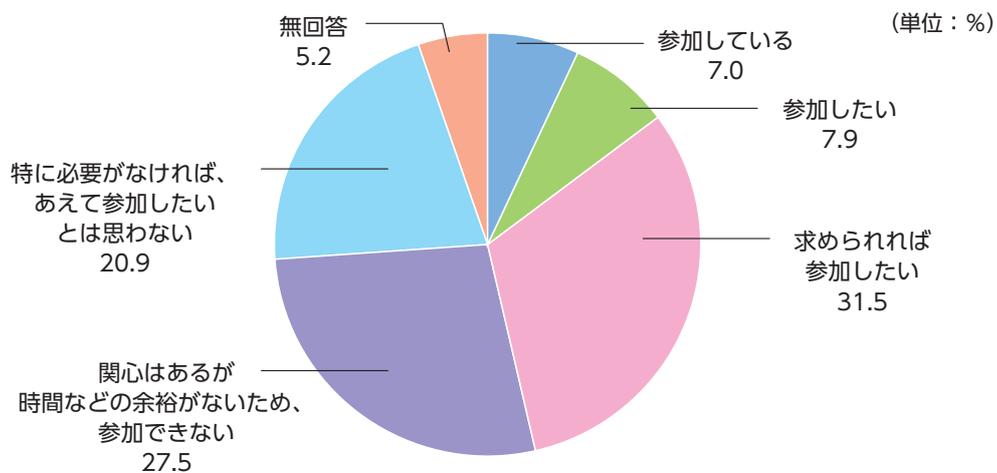
### 【復興】

Q. あなたは、福島市の復興の状況について、どのように感じていますか。



### 【まちづくり】

Q. あなたは、「まちづくり」の取り組みや活動などに、参加したいと思いますか。



※市民アンケート調査結果の詳細は、市ホームページをご覧ください。

## 5. 参考

### (1) 風格ある県都を目指すまちづくり構想(平成30年12月25日)

本構想は、中心市街地における将来ビジョンや公共施設の再編整備に関するグランドデザインとして、基本的な方向性を示すものです。高次の都市機能の配置や個別の施設毎の基本構想、計画、設計などの検討については、市議会でのご議論や市民の皆様のご意見をいただきながら進めます。

#### 1 中心市街地におけるまちづくりの基本的な考え方

人口減少や中心市街地の空洞化など、地方を取り巻く厳しい環境下において、本市は未だ復興道半ばですが、一方で、東北中央自動車道の開通や、2年後に開催を控える東京2020オリンピック・パラリンピックなど、新しいステージへ飛躍する絶好のチャンスが訪れています。

本市が将来的にも持続的な発展をしていくためには、中心市街地を県都にふさわしい魅力あふれる広域的な拠点とし、県北全体さらには県下全体に貢献できる風格ある県都を目指すまちづくりを進めていく必要があります。そのため、交流・集客拠点の整備や多様な都市機能の集積・強化に向けて、公共施設の戦略的な再編整備を行うとともに、民間との連携を図りながら以下の5つの基本方針に基づきまちづくりを推進します。

##### (1) 広域的な拠点地区として活力のあるまちづくりを推進します

交通の要衝として首都圏などからのアクセスが良く、観光資源などに恵まれた本市の強みを生かして、県都及び福島圏域の拠点地区にふさわしい、圏域内の他地域とは差別化される高次の都市機能(商業・業務・コンベンション・医療・教育・文化・交流などの機能)の集積・強化を図ります。

##### (2) 魅力的で賑わいのあるまちづくりを推進します

高次の都市機能の集積に加えて、花や音楽など本市の個性を生かした文化的で美しい街並みを形成するとともに、広域的な集客も狙いとした多様なイベントや商業施設間の連携などソフト面の充実を図り、魅力的で賑わいのあるまちづくりを推進します。

また、花見山や信夫山、荒川などの自然、福島城下の歴史的遺産などの文化資産、古閑裕而記念館や福島競馬場など本市の観光資源を活用し、街なか観光を推進します。

##### (3) まちを楽しみ、すごせるシンボル軸・回遊空間づくりを推進します

中心部における東西のシンボル軸を形成するとともに、シンボル軸から派生する南北の各ストリートなどをイベントストリートとしても利用できるような賑わいのある魅力的な道路や歩行空間などを整備し、回遊性の強化を図ります。

##### (4) 快適で住みやすいコンパクトなまちづくりを推進します

安全・安心で快適にすごせるバリアフリーな環境づくりに努めるとともに、生活に必要な都市機能を確保し、街なか居住を推進します。

また、高齢者などに配慮し、街なかでの移動や街なかと郊外部間の公共交通手段の充実にも努めるとともに、必要な駐車場は確保しつつ、パーク&バスライドによる移動を模索します。

(5)みんなが参画し、連携するまちづくりを推進します

民・産・学などとの連携により、暮らし・働き・学ぶ人々が、ともに自らのまちについて考え、それぞれの役割を担うオールふくしまによるまちづくりを推進します。

## 2 都市機能などの強化に重点的に取り組むエリア

今後のまちづくりにおいては、公共投資の効率化や重点化が必要となります。広域利用向けの都市機能が集積している「福島駅前周辺エリア」と、多くの行政機能・市民利用向けの機能が集積している「市役所周辺エリア」を重点的に機能強化すべきエリアと位置づけ、公共施設も含めた交流・集客拠点の整備や多様な都市機能の集積・強化に向けて、民間との連携を図りながら、まちづくりを推進していきます。

### (1)福島駅前周辺エリア

福島駅前周辺エリアでは、市民生活向上と文化の発展はもとより、県北全体の定住化、活性化の拠点形成を目指し、市街地再開発事業手法を活用した土地の高度利用や、高次の都市機能の集積・強化を図ります。

とりわけ、市外・県外から多くの人を呼び込み、多様な交流の創出を図るとともに、交流人口拡大による賑わいの創出や復興の推進を図るため、コンベンション機能と回遊性の強化を図ります。

#### ①官民連携によるコンベンション機能の強化

コンベンション機能の強化にあたり、すべての機能を行政側で整備することは困難であることから、官民の連携・役割分担による施設整備を目指します。

市は、公会堂の機能及び市民会館の機能(施設近隣利用者向けの会議室機能などを除く)の統合化により、コンベンション機能を強化し、新たな交流・集客拠点として、福島駅東口地区市街地再開発事業(仮称)と連携し、再開発予定地内でのコンベンションホールなどの整備を目指します。

整備に向けては、市民の文化芸術活動での活用も念頭においた適切な機能・規模などの調査検討をすみやかに行うとともに、再開発事業者と協議・調整を行い、早期の完成を目指します。

また、会議室機能の一部やバンケット機能、宿泊機能などについては、福島駅東口地区市街地再開発事業(仮称)などにおいて民間活力による整備を期待します。

#### ②シンボル軸及び回遊性の強化

福島駅前周辺エリアの東西のシンボル軸、南北の各ストリートなどにおいて、花や音楽など、本市の個性を生かしながら、文化的で美しい街並みや歩行空間を形成し、回遊性の強化を図ります。その際、各ストリートなどの特色に合わせた個性的な街並み景観の形成や店舗などの集積を図るとともに、安全で快適に過ごせるバリアフリーな環境づくりを進めます。

また、多様なイベントが開催される賑わいの拠点として新まちなか広場を整備し、旧東口行政サービスコーナーは休憩スペース・市民活動拠点となるまちなか交流スペースとしてリニューアルします。

さらに、福島駅東口・西口付近においては、東京2020オリンピック・パラリンピックの開催を契機に、シティドレッシングやふくしまの顔づくりを実施し、賑わいを創出していきます。

## (2)市役所周辺エリア

市役所周辺は、行政機関や裁判所などの関係機関が集積するほか、多くの市民利用機能が集積するエリアとして定着しています。さらなる市民サービス向上に向け、公共施設のバリアフリー化や交通アクセスの改善を図るとともに、市民利用機能・防災機能の集積・強化を図ります。

### ①統合・複合化による市役所本庁舎西棟の整備

復興は未だ道半ばですが、復興事業が着実に進んでいる状況を踏まえ、公共施設の質と量の最適化や防災機能の強化を図る観点から、市役所本庁舎西棟に整備を予定している市民交流機能と市民会館の機能(施設近隣利用者向けの会議室機能など)、敬老センターの機能及び中央学習センターの機能との統合・複合化について検討します。今後は、新しい西棟として調査検討を進め、早期の完成を目指します。

なお、原子力災害による放射能の影響を踏まえ屋内遊び場として設置した市民会館内のさんどパークについては、年間約5万人もの利用をいただいていることから、今後のあり方を検討します。

### ②消防本部・福島消防署

耐震性が十分ではない現在の施設の状況や、昨今の災害発生状況などを踏まえ、再整備にあたっては、単独設置を基本に他署所の配置や県北・相馬地域を含めた広域連携・協力体制の強化など今後の消防業務のあり方を考慮し、消防力を効果的に発揮できるよう、公共施設の再編整備に伴い生じる跡地や民地を含めすみやかに検討します。

## 3 その他の施設

### (1)図書館本館

近年、図書館には単なる図書の閲覧や貸出だけでなく、賑わい交流の場や子どもから高齢者まで生涯の学びを支える場など、様々な役割や機能が求められており、全国的にも様々な取組事例があります。図書館分館や学習センター図書室を含めた図書館全体の基本的な方向性やコンセプトについての検討に着手します。市民の安全・安心の確保に加え、他施設との複合化の可能性を考えた場合、他施設の整備スケジュールとの調整を図る必要性があることから、福島駅前周辺又は現在地周辺などの設置場所も含めた新しい図書館の基本的な方向性やコンセプトをできるだけ早期につくりあげます。

### (2)中心市街地の他の公共施設など

#### ①中心市街地の他の公共施設

建物の老朽化の状況などから、長期的な維持が期待される施設や、文化財・歴史的建造物などの保持が求められる施設については、予防保全や長寿命化に取り組みながらさらなる有効活用を図り、適宜、再整備を検討します。

#### ②福島駅新東西自由通路

福島駅周辺の回遊性や駅東西の機能連携の強化、災害発生時の避難経路確保などの観点から、民間事業者との連携や整備コストなどの課題を踏まえ、中長期的に調査研究を続けます。

### ③サッカースタジアム

サッカースタジアムの整備については、多くの検討課題があることから、引き続きホームタウンの機運醸成の取組を強化するとともに、関係者などと整備のあり方について中長期的に調査研究を行いつつ、J3基準(ライセンス)の確保などについて検討を進めます。

## 4 構想の実現に向けて

本構想は、本市が風格ある県都を目指すまちづくりを進める上での基本的な方向性を示すものであり、それを実現するための個々の取組はいずれも今後のまちづくりに大きな影響を及ぼす極めて重要なプロジェクトです。

本構想の実現に向けては、あらゆる工夫を講じるとともに、市議会はもとより市民の皆様のご理解とご協力をいただきながらスピード感を持って、オールふくしまの力を結集して取り組みます。

### (1)施設整備の検討の進め方

中心市街地のまちづくりを進める上で、特にコンベンションホールや市役所本庁舎西棟、図書館本館、消防本部・福島消防署などの公共施設整備については、一般的には施設構想の検討から竣工までに、短くても5～6年程度の事業期間が想定されます。

そのため、各施設のコンセプトや具体的な規模・機能、運営のあり方などについて、市議会における議論や、施設毎に市民参加による検討委員会を設置するなど、幅広く市民の皆様のご意見をいただきながら、スピード感を持って検討を進めます。

### (2)公共施設の最適化と財源の確保

施設整備にあたっては、福島市公共施設等総合管理計画の基本方針を踏まえ、真に必要な機能の選択や統合・複合化を進めるなど、持続可能な量と質への転換により、最適化を図ります。

また、実現に多額の費用を要する大規模なプロジェクトであるため、国・県支出金や市債の有効活用はもとより、再編整備に伴う跡地の売却収入なども含めた最大限の財源確保や本市の財政状況を踏まえた歳出の平準化に努めます。

### (3)民・産・学との連携によるまちづくり

本構想に基づく取組を進めるにあたっては、国や県との連携はもとより、民・産・学などとの連携を十分に図ります。

また、民間による取組や協力は重要であり、ハード整備事業だけでなく、賑わいの創出や観光都市としての魅力を高めていくソフト事業の実施についても期待します。

市としても、中心部のまちづくり関係者や幅広い市民の参加による「まちづくり懇談会」を開催し、本構想の周知を図るとともに、民間の積極的な取組を促します。

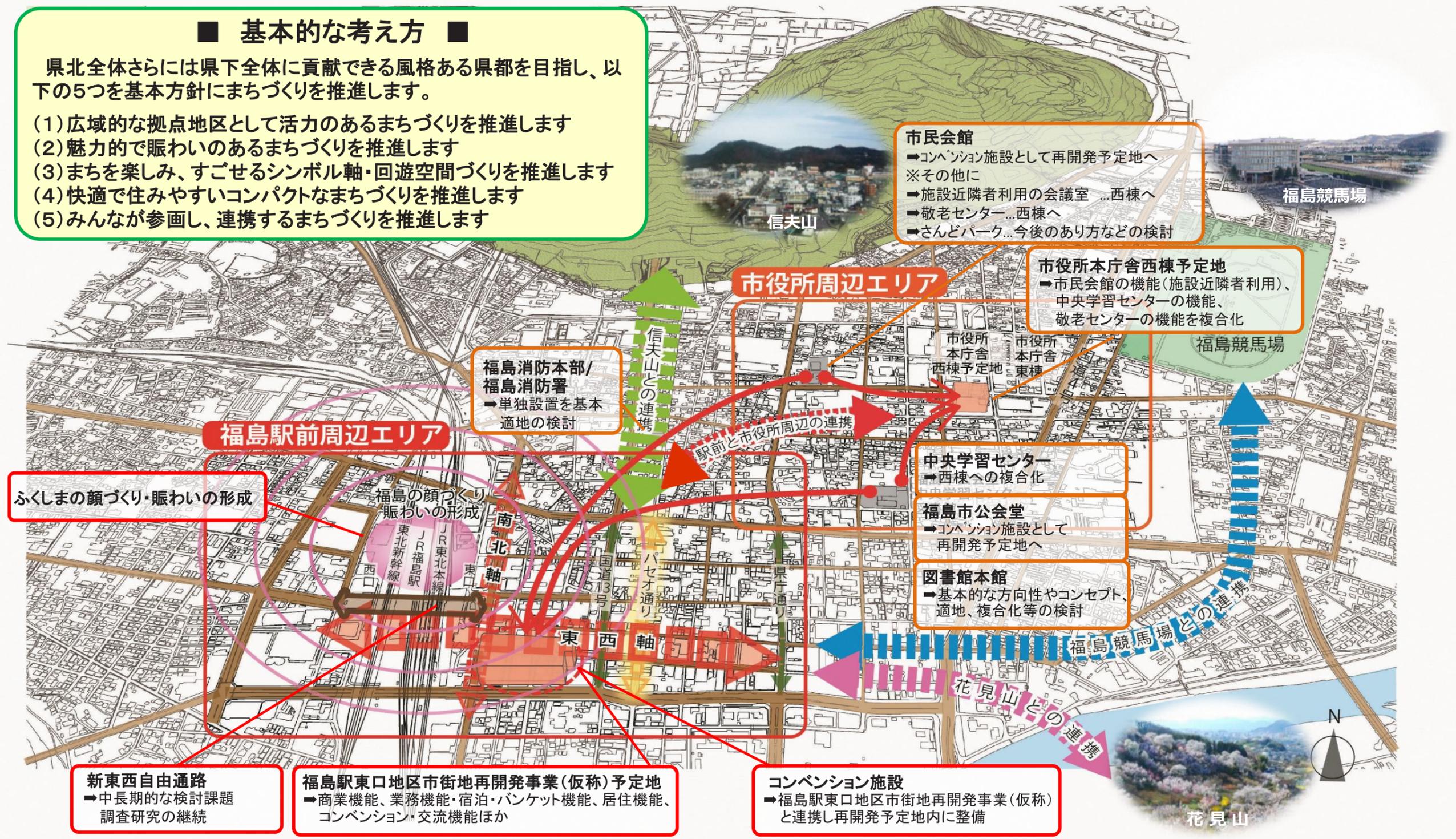
# 風格ある県都を目指すまちづくり構想

～福島市中心市街地における将来ビジョン及び 公共施設の戦略的再編整備に関する方向性～

## ■ 基本的な考え方 ■

県北全体さらには県下全体に貢献できる風格ある県都を目指し、以下の5つを基本方針にまちづくりを推進します。

- (1) 広域的な拠点地区として活力のあるまちづくりを推進します
- (2) 魅力的で賑わいのあるまちづくりを推進します
- (3) まちを楽しみ、すごせるシンボル軸・回遊空間づくりを推進します
- (4) 快適で住みやすいコンパクトなまちづくりを推進します
- (5) みんなが参画し、連携するまちづくりを推進します



**市民会館**  
 → コンベンション施設として再開発予定地へ  
 ※その他に  
 → 施設近隣者利用の会議室...西棟へ  
 → 敬老センター...西棟へ  
 → さんどパーク...今後のあり方などの検討

**市役所本庁舎西棟予定地**  
 → 市民会館の機能(施設近隣者利用)、  
 中央学習センターの機能、  
 敬老センターの機能を複合化

**福島消防本部/福島消防署**  
 → 単独設置を基本  
 適地の検討

**中央学習センター**  
 → 西棟への複合化

**福島市公会堂**  
 → コンベンション施設として  
 再開発予定地へ

**図書館本館**  
 → 基本的な方向性やコンセプト、  
 適地、複合化等の検討

ふくしまの顔づくり・賑わいの形成

福島市の顔づくり・賑わいの形成

**新東西自由通路**  
 → 中長期的な検討課題  
 調査研究の継続

**福島駅東口地区市街地再開発事業(仮称)予定地**  
 → 商業機能、業務機能・宿泊・バンケット機能、居住機能、  
 コンベンション・交流機能ほか

**コンベンション施設**  
 → 福島駅東口地区市街地再開発事業(仮称)  
 と連携し再開発予定地内に整備

## (2)SDGs17の目標の内容

目標	目標の内容と自治体の関係
 <p><b>1 貧困をなくそう</b></p>	<p><b>1 貧困をなくそう</b> <b>あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●自治体行政は貧困で生活に苦しむ人々を支援する上で最も適したポジションにいます。</li> <li>●各自治体において、すべての市民が必要最低限の暮らしを確保することができるよう、きめ細やかな支援策が求められています。</li> </ul>
 <p><b>2 飢餓をゼロに</b></p>	<p><b>2 飢餓をゼロに</b> <b>飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●自治体は土地や水資源を含む自然資産を活用して農業や畜産などの食料生産の支援を行うことが可能です。</li> <li>●そのためにも適切な土地利用計画が不可欠です。公的・私的な土地で都市農業を含む食料生産活動を推進し、安全な食料確保に貢献することもできます。</li> </ul>
 <p><b>3 すべての人に健康と福祉を</b></p>	<p><b>3 すべての人に健康と福祉を</b> <b>あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●住民の健康維持は自治体の保健福祉行政の根幹です。</li> <li>●国民皆保険制度の運営も住民の健康維持に貢献しています。</li> <li>●都市環境を良好に保つことが住民の健康状態を維持・改善に必要であるという研究も報告されています。</li> </ul>
 <p><b>4 質の高い教育をみんなに</b></p>	<p><b>4 質の高い教育をみんなに</b> <b>すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●教育の中でも特に義務教育等の初等教育においては自治体が果たすべき役割は非常に大きいといえます。</li> <li>●地域住民の知的レベルを引き上げるためにも、学校教育と社会教育の両面における自治体行政の取り組みは重要です。</li> </ul>
 <p><b>5 ジェンダー平等を実現しよう</b></p>	<p><b>5 ジェンダー平等を実現しよう</b> <b>ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●自治体による女性や子ども等の弱者の人権を守る取り組みは大変重要です。</li> <li>●また、自治体行政や社会システムにジェンダー平等を反映させるために、行政職員や審議会委員等における女性の割合を増やすのも重要な取り組みといえます。</li> </ul>
 <p><b>6 安全な水とトイレを世界中に</b></p>	<p><b>6 安全な水とトイレを世界中に</b> <b>すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●安全で清潔な水へのアクセスは住民の日常生活を支える基盤です。</li> <li>●水道事業は自治体の行政サービスとして提供されることが多く、水源地の環境保全を通して水質を良好に保つことも自治体の大事な責務です。</li> </ul>
 <p><b>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</b></p>	<p><b>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</b> <b>すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●公共建築物に対して率先して省エネや再エネ利用を推進したり、住民が省エネや再エネ対策を推進するのを支援する等、安価かつ効率的で信頼性の高い持続可能なエネルギー源利用のアクセスを増やすことも自治体の大きな役割といえます。</li> </ul>
 <p><b>8 働きがいも経済成長も</b></p>	<p><b>8 働きがいも経済成長も</b> <b>包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●自治体は経済成長戦略の策定を通して地域経済の活性化や雇用の創出に直接的に関与することができます。</li> <li>●また、勤務環境の改善や社会サービスの制度整備を通して労働者の待遇を改善することも可能な立場にあります。</li> </ul>
 <p><b>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</b></p>	<p><b>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</b> <b>強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●自治体は地域のインフラ整備に対して極めて大きな役割を有しています。</li> <li>●地域経済の活性化戦略の中に、地元企業の支援などを盛り込むことで新たな産業やイノベーションを創出することにも貢献することができます。</li> </ul>

目 標	目 標 の 内 容 と 自 治 体 の 関 係
<p><b>10</b> 人や国の不平等をなくそう</p> 	<p><b>10 人や国の不平等をなくそう</b>  <b>各国内及び各国間の不平等を是正する</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●差別や偏見の解消を推進する上でも自治体は主導的な役割を担うことができます。</li> <li>●少数意見を吸い上げつつ、不公平・不平等のないまちづくりを行うことが求められています。</li> </ul>
<p><b>11</b> 住み続けられるまちづくりを</p> 	<p><b>11 住み続けられるまちづくりを</b>  <b>包摂的で安全かつ強靭(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●包摂的で、安全、レジリエントで持続可能なまちづくりを進めることは首長や自治体行政職員にとって究極的な目標であり、存在理由そのものです。</li> <li>●都市化が進む世界の中で自治体行政の果たし得る役割は益々大きくなっています。</li> </ul>
<p><b>12</b> つくる責任 つかう責任</p> 	<p><b>12 つくる責任 つかう責任</b>  <b>持続可能な生産消費形態を確保する</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●環境負荷削減を進める上で持続可能な生産と消費は非常に重要なテーマです。</li> <li>●これを推進するためには市民一人ひとりの意識や行動を見直す必要があります。</li> <li>●省エネや3Rの徹底など、市民対象の環境教育などを行うことで自治体はこの流れを加速させることが可能です。</li> </ul>
<p><b>13</b> 気候変動に具体的な対策を</p> 	<p><b>13 気候変動に具体的な対策を</b>  <b>気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●気候変動問題は年々深刻化し、既に多くの形でその影響は顕在化しています。</li> <li>●従来の温室効果ガス削減といった緩和策だけでなく、気候変動に備えた適応策の検討と策定を各自治体で行うことが求められています。</li> </ul>
<p><b>14</b> 海の豊かさを守ろう</p> 	<p><b>14 海の豊かさを守ろう</b>  <b>持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●海洋汚染の原因の8割は陸上の活動に起因していると言われています。</li> <li>●まちの中で発生した汚染が河川等を通して海洋に流れ出ることがないように、臨海都市だけでなくすべての自治体で汚染対策を講じることが重要です。</li> </ul>
<p><b>15</b> 陸の豊かさを守ろう</p> 	<p><b>15 陸の豊かさを守ろう</b>  <b>陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●自然生態系の保護と土地利用計画は密接な関係があり、自治体が大きな役割を有するといえます。</li> <li>●自然資産を広域に保護するためには、自治体単独で対策を講じるのではなく、国や周辺自治体、その他関係者との連携が不可欠です。</li> </ul>
<p><b>16</b> 平和と公正をすべての人に</p> 	<p><b>16 平和と公正をすべての人に</b>  <b>持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●平和で公正な社会を作る上でも自治体は大きな責務を負っています。</li> <li>●地域内の多くの市民の参画を促して参加型の行政を推進して、暴力や犯罪を減らすのも自治体の役割といえます。</li> </ul>
<p><b>17</b> パートナリシップで目標を達成しよう</p> 	<p><b>17 パートナリシップで目標を達成しよう</b>  <b>持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●自治体は公的/民間セクター、市民、NGO/NPOなどの多くの関係者を結び付け、パートナーシップの推進を担う中核的な存在になり得ます。</li> <li>●持続可能な世界を構築していく上で多様な主体の協力関係を築くことは極めて重要です。</li> </ul>





**福島市**  
FUKUSHIMA CITY



〒960-8601 福島県福島市五老内町3番1号 TEL (024) 535-1111 (代表)  
福島市 政策調整部 政策調整課

<https://www.city.fukushima.fukushima.jp>

福島市

検索 